金沢城史料叢書19

金沢城普請作事史料2

平成二十六年三月

金沢城普請作事史料2

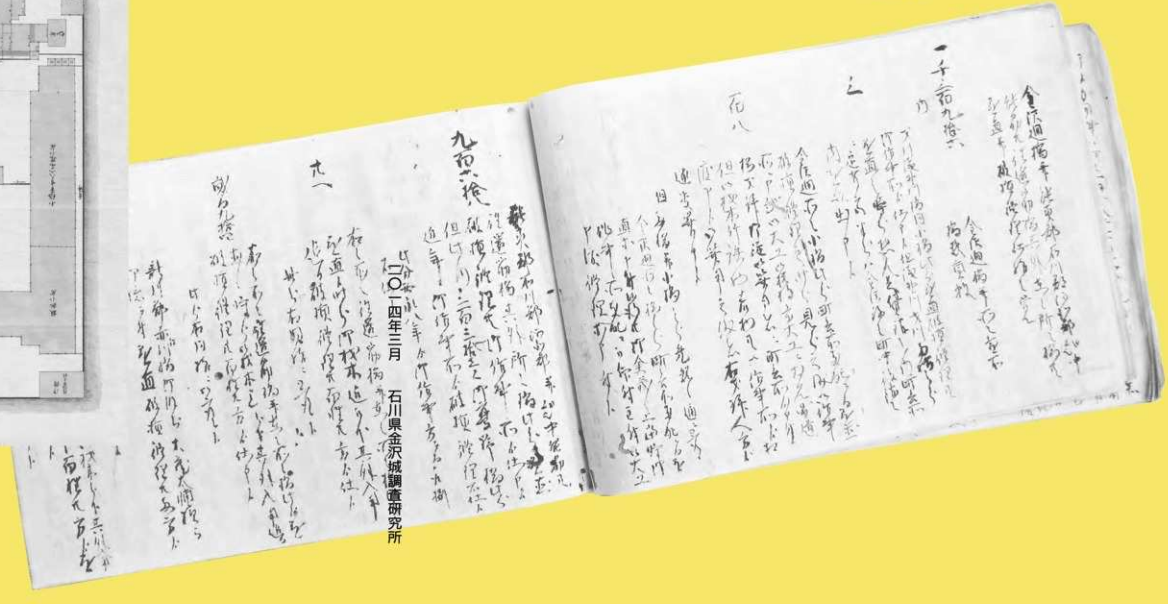

二〇一四年三月　石川県金沢城調査研究所

石川県金沢城調査研究所

作事所の見取図

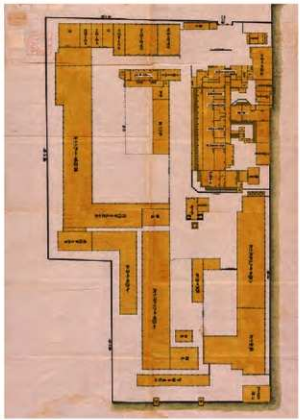

江戸前中期の作事所
（金沢市立玉川図書館加越能文庫「金沢城御作事所絵図」）

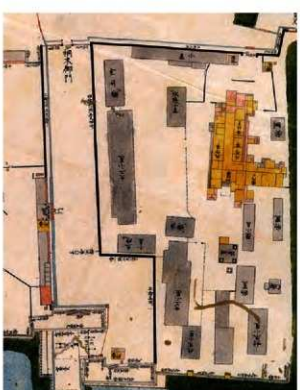

江戸後期の作事所
（横山隆昭氏蔵「御城中壱分碁絵図」）（部分）

万治以前御定書（加越能文庫）　本文1頁

加藩国初遺文 十五（加越能文庫）　本文5頁

二　旧記・御作事方留帳（加越能文庫）

本文11頁

三　御作事所御定并押紙面等写（加越能文庫）

本文22頁

本文30頁

本文32頁

本文34頁

本文39頁

本文47頁

本文50頁

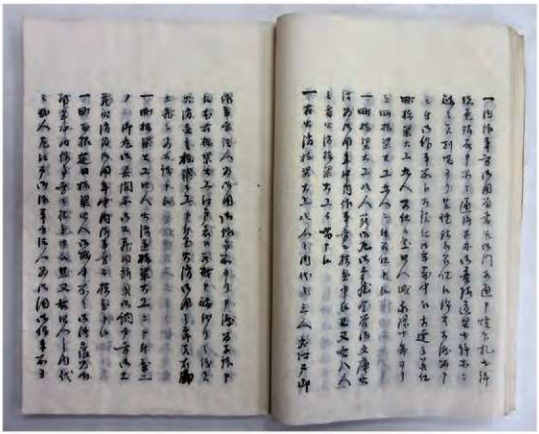

本文65頁

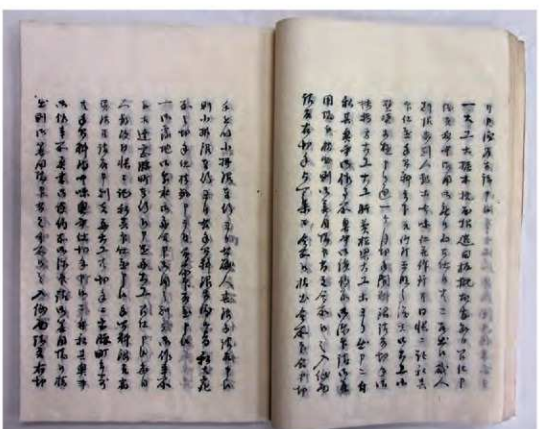

本文66頁

七　世子御座所普請方御用主附一件（加越能文庫）

本文77頁

本文83頁

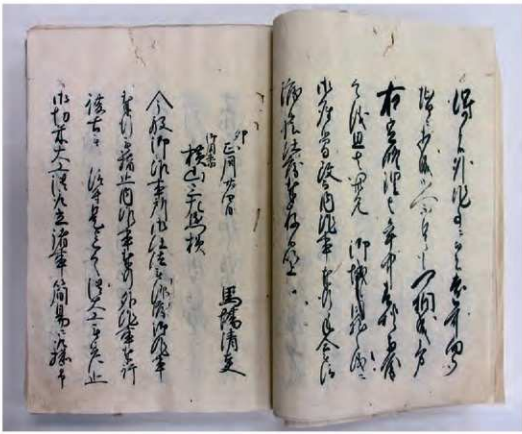

本文104頁

本文104頁

外作事勤方帳　　本文142頁

相改候御作事所仕法帳　　本文147頁

作事奉行の在職期間一覧（1）

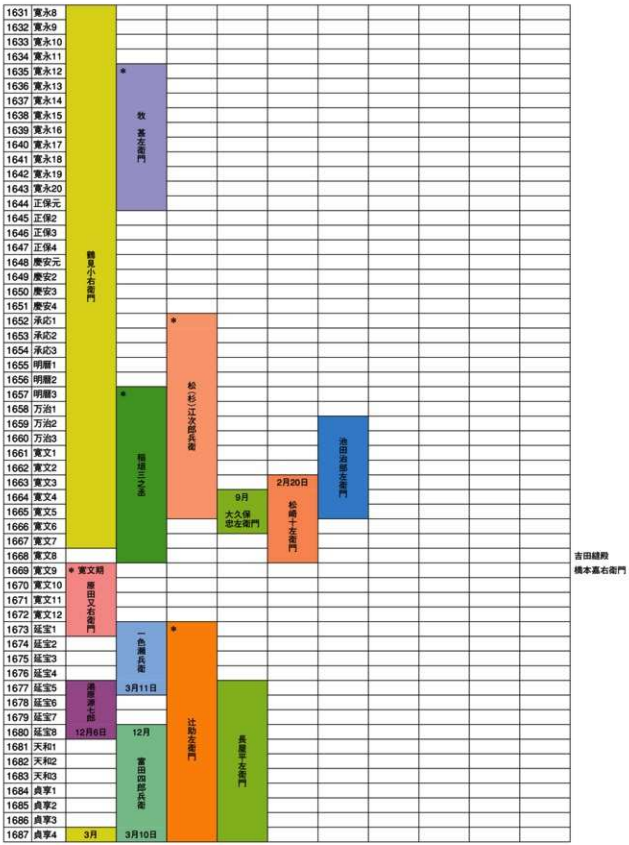

原本で、就任・離任が年欠の場合、＊印を付し、推定の上作成した。

作事奉行の在職期間一覧（2）

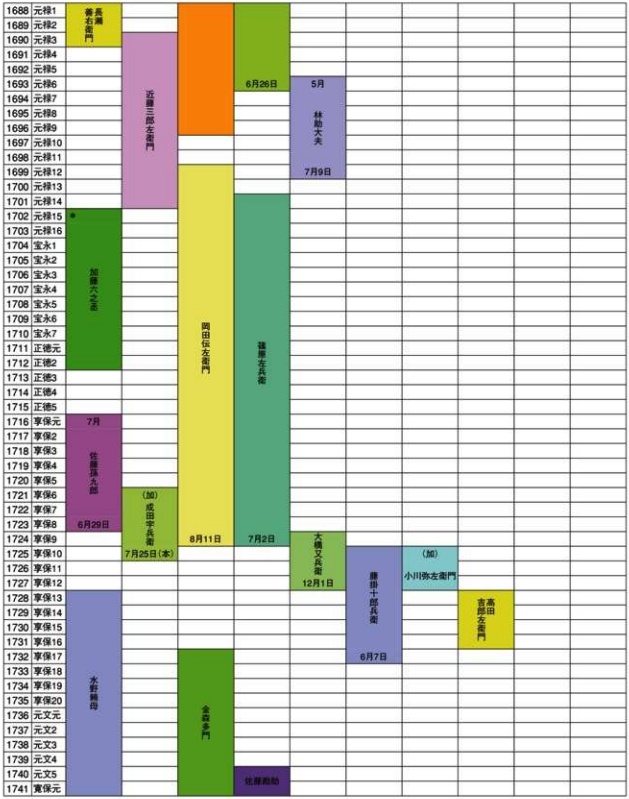

作事奉行の在職期間一覧（3）

1742	寛保2	水野越前		金森多門	佐橋甚助						
1743	寛保3	2月1日									
1744	延享元										
1745	延享2										
1746	延享3										
1747	延享4										
1748	寛延元										
1749	寛延2					今井新兵衛					
1750	寛延3						馬淵幕右衛門				
1751	宝暦元							5月(加)			
1752	宝暦2							伊藤八郎右衛門			
1753	宝暦3										
1754	宝暦4									梅三郎左衛門	
1755	宝暦5								永原豊大夫	(加)	
1756	宝暦6							3月11日(本)			
1757	宝暦7										
1758	宝暦8	(加)						5月27日			6月
1759	宝暦9		(加)						11月		
1760	宝暦10	浅加九兵衛		大屋律市							
1761	宝暦11		長屋多七郎								
1762	宝暦12										
1763	宝暦13										
1764	明和1	3月			5月(加)		※明和期(加)				本保十大夫
1765	明和2				長村半兵衛	12月(加)					
1766	明和3										
1767	明和4					長屋平兵衛	野村平兵衛				
1768	明和5										
1769	明和6										
1770	明和7										
1771	明和8						10月6日	10月6日		10月(加)	10月6日
1772	安永1							土方勘左衛門		玉井帯人	
1773	安永2							10月23日	7月(加)	※一説に明和七年	10月
1774	安永3								神尾織部		
1775	安永4	4月23日(加)									
1776	安永5										
1777	安永6										
1778	安永7										松尾平九郎
1779	安永8								(本)		
1780	安永9										
1781	天明1										
1782	天明2										
1783	天明3	2月24日	3月	岩田内蔵助							
1784	天明4		寺島五郎兵衛	6月28日	鳥村半兵衛	駒井宇右衛門	本保十大夫(再)				5月2日
1785	天明5		9月25日	9月25日	10月24日	10月	10月1日		9月25日		
1786	天明6				9月	9月	正月	8月		8月	11月4日
1787	天明7	高島五郎兵衛	小寺武兵衛					脇田源左衛門		寺西十左衛門	岩田内蔵助(再)
1788	天明8	2月	10月22日					10月22日		2月	10月22日
1789	寛政1	12月18日	9月	9月29日					6月		
1790	寛政2			矢部友右衛門	2月9日				吉田八郎大夫		
1791	寛政3				井上勘右衛門						
1792	寛政4										
1793	寛政5										
1794	寛政6	3月7日		2月7日	7月17日	3月晦日			4月1日		
1795	寛政7					平沢平次右衛門	4月26日				
1796	寛政8	浅加作左衛門					丹羽伊兵衛				
1797	寛政9										
1798	寛政10										
1799	寛政11					正月8日		3月16日			
1800	寛政12							杉浦逸角			

作事奉行の在職期間一覧（4）

1801	享和1	浅加作左衛門				8月28日(加)、10月18日(本)	8月17日	杉浦盛角				
1802	享和2											
1803	享和3											
1804	文化1											
1805	文化2						12月11日(加)、9月4日(本)［マヽ］					
1806	文化3											
1807	文化4					辻守重人	長谷川三九郎（三右衛門）					
1808	文化5								2月6日(加)			
1809	文化6											
1810	文化7	10月1日									10月1日	
1811	文化8										三浦八郎左衛門	
1812	文化9							5月29日	6月5日(本)	小俣左内（千右衛門）	4月4日	
1813	文化10	9月1日(加)										9月16日
1814	文化11					4月25日	4月25日	4月25日			遠藤数馬	岸忠兵衛
1815	文化12	3月27日(本)						阿部革十郎			3月27日(加)	3月3日
1816	文化13	古谷米工				3月23日(当加)					3月28日	
1817	文化14					和田権五郎	渡辺嘉聞					
1818	文政1		10月2日(当・加)				9月15日(当・加)	8月17日			8月26日	
1819	文政2	正月24日	正月24日(本)	8月14日	2月12日(当・加)、9月26日(本)	正月24日	正月24日	6月23日(加)	正月24日		9月1日	正月24日(加)、9月26日(本)
1820	文政3	2月4日(加)	野村庫人	津田宇兵衛							岸忠兵衛	
1821	文政4	服部五郎左衛門				岡島定次郎						
1822	文政5	2月18日	6月21日	11月19日		3月22日(加)	6月21日			11月19日	榊安左衛門	浅香吉之助
1823	文政6		12月6日(加・再)			7月25日		楠助九郎		神田一平	6月24日(当・加)	
1824	文政7									6月5日	正月15日	
1825	文政8											
1826	文政9											
1827	文政10		閏6月22日(本)		浅井主鈴							3月6日
1828	文政11	5月15日										
1829	文政12			4月6日(加)				10月				
1830	天保元	松原牛兵衛	服部五郎左衛門	武田九郎兵衛			戸田綱之助（清大夫、与一郎）					
1831	天保2											
1832	天保3					閏11月21日						
1833	天保4					石黒宇兵衛						
1834	天保5			12月14日(本)	10月22日	8月7日						
1835	天保6	*						3月6日(加)	12月29日			
1836	天保7		2月22日	11月1日				奥村典膳	村越殿右衛門		12月4日	
1837	天保8											
1838	天保9	8月13日						12月26日	8月13日		永原修大夫	正月24日(加)
1839	天保10											
1840	天保11											正月24日(本)
1841	天保12			井上要人							12月18日	
1842	天保13		正月24日(加)	3月18日								
1843	天保14	阿部久米之助	のち本俊	7月13日	8月6日(再)		閏9月2日					
1844	弘化元					12月22日(加)						岡田右門（隼人）
1845	弘化2				村越殿右衛門							
1846	弘化3											
1847	弘化4		野村隼人（与三兵衛）			3月7日(本)						
1848	嘉永元											
1849	嘉永2				閏4月28日	榊						
1850	嘉永3					喜平	11月21日(加)					
1851	嘉永4	11月28日		山崎守衛	辻守五六		村安左衛門	9月4日(加)	沢村恒次郎			
1852	嘉永5			4月27日~12月14日	5月29日	3月29日	正月13日(本)	高田弥八郎	12月28日			8月16日

作事奉行の在職期間一覧（5）

		江守三五六					村安左衛門				野村隼人			
永原甚七郎	7月22日(加)	8月18日					4月4日			4月4日	8月18日		嘉永6	1853
正月3日	伊藤喜久馬		4月14日							堀忠左衛門				
										4月21日		4月14日	安政元	1854
	8月23日	金子篤太郎	鳴尾善三郎	2月1日	3月29日(当加)、同年(本)							岡田作次郎（健左衛門）	安政2	1855
		5月13日（江戸）			太倉地兵衛				2月29日（当・加）				安政3	1856
		2月18日	（江戸）	奥村善右衛門		関5月28日			永井清三郎		12月23日（江戸）		安政4	1857
					7月13日				関5月28日		余崎田所之助		安政5	1858
						水上喜八郎	8月6日（帰）		10月6日（当加）				安政6	1859
12月3日(加)			7月18日(当・加)、12月8日(本)				中村家外平	12月6日	5月10日（本）		11月21日		万延元	1860
7月10日(本)													文久元	1861
大田小右衛門	7月29日(加)							坪内九平	河内山栄末（江戸）		斉田千万太郎		文久2	1862
11月1日	正月13日						9月6日			7月26日（当・加）	7月26日（当・加）		文久3	1863
	村田数馬		神戸直次郎		8月16日(当加)、11月12日(本)	6月25日				2月9日（本）	2月4日（本）		元治元	1864
					多羅尾左一郎		12月24日			丈左衛門	慶応元年8月12日～2年7月28日離任		慶応元	1865
7月7日(当・加)～8月10日	8月10日(当・加)～12月16日	12月22日		2月9日	2月9日		中村家外平	10月15日			斉田千万太郎（再）		慶応2	1866
山田熊五郎	下村源左衛門	安井和介		村田数馬					*	正月23日	正月23日		慶応3	1867
		2月	3月26日	正月23日			6月14日						慶応4	1868

1853	嘉永6		8月18日	8月26日	10月18日	高田弥八郎	沢村恒次郎	10月18日	10月18日	10月18日	10月18日	10月18日
1854	安政元		中村泰弥平（江戸）	曽田源蔵（江戸）	山森清八郎（江戸）	5月6日		山東基兵衛	泥田文作	前田九兵衛	篠田権大夫	高林孫兵衛
1855	安政2											
1856	安政3		3月21日	3月21日								
1857	安政4			山田良助								
1858	安政5		6月20日	7月29日（加）	7月21日							
1859	安政6		村績殿右衛門（馬）	正月28日（本）	池田和十郎							
1860	万延元		10月22日	7月10日	5月26日（当加）、12月8日（本）					5月13日		
1861	文久元		4月12日			駒井吉次郎				寺西多宮		
1862	文久2	関8月6日（当・加）	7月15日		7月15日	7月29日（加）				関8月6日（当・加）		
1863	文久3	正月20日（本）	大島鎬吉		9月19日（加）	正月15日				正月20日		
1864	元治元	斉藤良太郎	8月12日（当・加）、11月12日（本）		2月9日（本）		＊5月6日	11月1日	6月1日			
1865	慶応元		香地鈴之進	前田徳太郎	6月29日	関5月朔日				7月28日（加）		
1866	慶応2			3月22日（当・加）	芝山嘉弥之助	六関左衛門	2月21日～12月16日	2月19日（当・加）～12月16日	2月19日（当加）～12月16日	6月25日（本）	5月23日	
1867	慶応3	正月23日	正月23日	正月23日			馬場清大夫	長田恒三郎	菊田他家吉	正月23日		正月23日
1868	慶応4				7月1日	8月17日	6月14日			水野平八郎	2月1日	
					前田源左衛門						木村嘉右衛門	

（註１）本表は、前巻同様、金沢市立玉川図書館蔵「諸頭系譜」の記述に従い、加賀藩作事奉行の就任・解任年代を図示したものである。

（註２）「諸頭系譜」は、江戸後期の文化６年（1809）藩士木村信尹によって編纂され、その後追記され現在のような形となった編纂物であり、とくに寛文期以前の記述には、脱漏や齟齬等があるが、図示にあたっては、「諸頭系譜」の記述そのままとし、あえて他の史料検討による訂正は行わなかった。

小松城御城中絵図（加越能文庫）　小松の作事所は、本丸の東、二ノ丸（はじめ三ノ丸）、現在の石川県立小松高等学校附近に所在した。

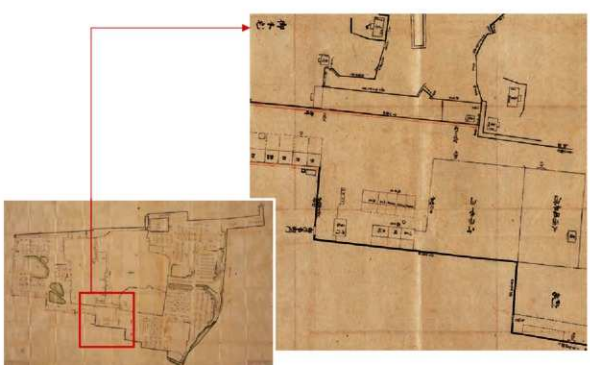

御上屋敷御囲并惣小屋割図（加越能文庫）　江戸本郷邸の作事所は、東端、大聖寺藩邸との境に位置した。

刊行にあたって

石川県金沢城調査研究所では、平成十四年度より、金沢城の歴史的・学術的価値を探るため、絵図・文献、埋蔵文化財、建造物、伝統技術（石垣）の四つの分野から総合的な調査研究事業に努めてきました。このうち絵図・文献の分野では、金沢城の変遷と構造の解明をめざし、金沢城絵図の調査や普請・作事を中心とした文献史料の調査と解読に取り組んできました。それらの成果は、『御造営方日並記』上・下巻、『金沢城代と横山家文書の研究』、『絵図でみる金沢城』『よみがえる金沢城』等にまとめられ、平成十九年度から進めてきた石垣構築技術の比較研究を進める中で、『金沢城石垣構築技術史料』Ⅰ・Ⅱ、『城郭石垣の技術と組織』などの刊行物を世に送ることができました。

金沢城の調査研究事業は、第一期事業の十年を多くの成果をもって終えることができ、平成二十四年度から第二期事業に入っております。第二期事業では、「城郭庭園等の総合研究」、「石垣保存管理技術等の総合研究」、「金沢城関連城郭等との連携」、「金沢城編年史料（仮称）等の編纂」の四つの事業を主要な新事業として取り組む事にしております。

このうち、金沢城編年史料（仮称）等の編纂事業については、平成二十九年度より、年代・綱文・史料名を配列した『金沢城総合年表（仮称）』、さらには、本編である『金沢城編年史料（仮称）』を天文十五年から昭和二十年までを対象に編集しようと計画しておりますが、その基礎作業として、昨年度より、金沢城の普請や作事史料のうち、いまだ紹介していない重要史料を『金沢城普請作事史料』としてとりまとめております。

本書は昨年度に続く二冊目であり、担当した石野・庄田両所員ならびに池田仁子さんの尽力によって無事刊行にいたったことを喜びたいと思います。また、刊行にあたり、御助言を賜った金沢城調査研究絵図文献専門委員会委員・金沢城編年史料編纂協力員の皆様にも感謝申し上げたいと思います。

本史料集が、金沢城はじめ近世城郭史や加賀藩史に関する基本史料として活用されていくことを願ってやみません。

平成二十六年三月

石川県金沢城調査研究所長　木越　隆三

目　次

口絵
刊行にあたって
目次
例言
細目次

一　慶長十六年八月～寛永十五年四月　江戸初期の普請作事史料……1
二　寛文四年五月～宝暦元年　旧記・御作事方留帳（金沢市立玉川図書館加越能文庫）……6
三　万治年間～元禄年間　御作事所御定并押紙面等写（加越能文庫）……14
四　天明三年　御作事方格帳（加越能文庫）……29
五　天明八年　御作事奉行格帳（加越能文庫）……39
六　天明五年五月　内作事奉行勤方書（加越能文庫「改作奉行勤方等留」所収）……64
七　弘化元年十一月　世子御座所普請方御用主附一件（加越能文庫）……70
八　慶応三年正月～四年四月　御仕法留（加越能文庫）……94

〔参考史料〕
1　天明八年正月　外作事勤方帳（加越能文庫）……142
2　文化八年八月　相改候御作事所仕法帳（加越能文庫）……147

〔解題〕加賀藩の作事所をさぐる……148
〔巻末附録〕内作事奉行・外作事奉行在職期間一覧……181

例　言

本書は、平成二十四年度にスタートした「金沢城編年史料（仮称）の編纂」事業の一環として刊行するものである。これまでの調査研究事業で調査・解読を進めてきた重要な文献史料のなかから、とくに金沢城の普請や作事に関する史料を選び、「金沢城普請作事史料」として刊行する予定である。本書は、その第二冊目である。

本書では、加賀藩の作事所の組織・勤方・例規に関わる史料を中心に収載することにし、普請や作事の具体例として、弘化元年に進められた金谷御殿の修築記録などを収録した。また、前巻で収載しきれなかった、藩政初期、万治以前の普請作事史料について、特に重要なものを撰び収載した。

1　史料の収載にあたっては、利用者の便宜をはかるため、細目次を付した。細目次は、各冊子の記述内容に基づき編者が適宜区分したもので、本文欄外の番号と対応している。

2　作事奉行や内・外作事奉行の就任・離任については、「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）の記述に基づき表にして口絵もしくは巻末附録として収載したので、参照されたい。

3　原史料の翻刻にあたっては、原文を尊重したが、趣旨を損なわない範囲において、次のような原則で表記を統一した。

（1）字体は常用漢字を原則としたが、「躰」「扣」「并」などは原文どおりに表記した。

（2）変体仮名や合わせ字のゟは仮名に改めた。ただし、茂・而・者・江・与などはそのまま表記した。

（3）本文中は、適宜読点（、）と並列点（・）とを加えた。

（4）文意の通らない文字には右傍らに（ママ）と注し、明かな誤字・脱字は右傍らで適宜補訂した。また、重複した文字がある場合には右傍らに（衍）と表記した。

（5）抹消部分には文字の左側にSSSSを付け、原文に修正・書き加えがある場合には、右側に示した。

（6）虫損・破損などにより判読できない文字は□□、もしくは、□（二字分）で示した。

（7）表敬の欠字や台頭・平出がある場合には、一字分あけて、台頭の場合には〔台頭〕、平出の場合には〔表出〕と注記するよう留意した。ただし、表敬の欠字については、特に注記はしなかった。

（8）編者の付した傍注には（　）を付した。

（9）原本部分に空白がある場合には、〔原本空白〕と注記した。

4　本文中、現在に照らし合わせて職業・身分や身体などに関する卑称・賤称と思われる箇所があるが、本書では原史料の通り掲載している。

それは、歴史的事実を正確に認識するものであり、決して差別を容認するものではない。

本報告書編集・執筆に際し、口絵写真の掲載を快諾していただいた横山隆昭氏をはじめ、史料を所蔵する金沢市立玉川図書館の職員の方々のお世話になった。また、金沢城調査研究絵図・文献専門委員会の脇田修委員長はじめ専門委員の方々からは適切な助言を得た。厚く御礼申し上げたい。

（本報告書の編集・執筆には、主に石野友康・庄田孝輔があたった。また、池田仁子氏には、校正・校訂などの労をとっていただいた。厚く感謝申し上げたい）

金沢城調査研究絵図・文献専門委員会

脇田　修　金沢城調査研究委員会委員
　　大阪歴史博物館長
中野節子　元　金沢大学教授
宮崎勝美　元　東京大学史料編纂所教授
袖吉正樹　金沢市立玉川図書館担当館長補佐
竹松幸香　前田土佐守家資料館学芸員

史料提供

横山隆昭
金沢市立玉川図書館

金沢城編年史料編纂協力員

池田仁子　加能地域史研究会委員
清水　聡　狛江市企画財政部市史編さん室
　　徳川林政史研究所非常勤研究員
長屋隆幸　愛知県立大学非常勤講師
長山直治　元　金沢市史専門委員
萩原大輔　富山市郷土博物館学芸員
室山　孝　元　石川県立図書館史料編さん室次長

細目次

一　江戸初期普請作事史料

1　慶長16・8・27　金沢屋敷奉行任命状写（前田利常→金沢屋敷奉行）……1
2（慶長16）亥 9・3　前田利常判物写……1
3（慶長16）亥 9・3　前田利常定書……1
4　慶長16・9・4　前田氏年寄衆連署奉書写……2
5（慶長16）亥 9・23　前田氏年寄衆連署奉書……3
6　寛永13・11・13　作事方定書写（→会所中）……3
7　寛永15・4・6　普請場定書写（本多政重・横山長知→近藤新左衛門等四名）……4

二　旧記・御作事方留帳

1（貞享3）2・15　切米・扶持方拝領人員数紙面の書式に関する奉書　江戸より到着に付下達（奥村庸礼・奥村時成・本多政長→）……6
2（貞享3）正・17　切米・扶持方拝領人員数紙面書式につき奉書写（津田玄蕃・奥村兵部→奥村庸礼・奥村時成・本多政長）……6
3　天和3・5・28　毎月登城時の常服着用についての御親翰写……6
4（元禄元）3・　家中面々宗門寺替え無用の事につき寄合所達……6
5（元禄元）3・17　家中面々宗門寺替え無用の寄合所達、藩主承認につき通知……6
6　寛文4・5・26　当座御用にて領国内出張の面々父母妻子等急病の時、断り手続につき触書（金沢年寄3人・江戸奥村因幡→）……7
7　延宝6・12・27　役所に留置く藩主御印は今後「御印」とは認めない旨の奉書……7
8（延享4）丁卯 4・22　亡父跡目相続につき請書（大西金左衛門→作事奉行2名）……7
9（延享4）卯 7・29　奥村助右衛門上げ長屋入口番人配置につき達（作事奉行2名→）……7
10（延享4）10・13　笹田吉左衛門祝儀御礼に二の丸登城申渡の事（作事奉行2人→奥村成象）……7
11（延享4）丁卯 12・8　作事所留書足軽高齢にて退任につき手跡相応の養子代り召抱願（作事奉行2人→奥村修古）……7
12（延享4）丁卯 12・24　作事所留書足軽高齢につき代足軽召抱の事算用場へ通知の事（作事奉行2人→年寄衆・御側衆）……7
13（延享4）卯 12・26　頭分として裏印物受領書（金森多門→奥村修古）……8
14（寛延元）3・3　年寄横山貴林死去につき鳴物三日控の事（金森多門→前田孝資）……8
15（寛延3）午 10・18　天徳院での宗辰一周忌法事御用につき門番の足軽・小者等配置、割場通知の事（作事奉行2人→奥村成象）……8
16（延享4）卯 10・18　天徳院での宗辰一周忌法事御用につき菜種焼油調達、会所へ通知の事（作事奉行2人→奥村成象）……8
17（延享4）卯 10・27　宗辰一周忌法事御用につき野田山御塔婆番人配当、割場へ通知の事（作事奉行2人→奥村成象）……8
18（延享4）卯 11・2　宗辰一周忌法事御用につき仮番所番人配当、割場へ通知の事（作事奉行2人→奥村成象）……9
19（寛延元）辰 4・19　高岡瑞龍寺御禅堂普請御用につき切手等に寺社方破損修理与力連判の事窺（作事奉行2人→前田大炊）……9
20（寛延元）辰 4　瑞龍寺禅堂普請主付奉行・寺社方修理裁許の番人配置につき割場通知の事（作事奉行2人→前田大炊）……9
21（寛延元）戊辰 9・4　七十間長屋門前御腰掛所にて小者縦死につき検使、公事場通達の事（作事奉行2人→奥村修古）……9
22（寛延元）戊辰 9・5　七十間長屋門前御腰掛所の縦死人検使完了の事

23 （寛延元）辰 11・29 天徳院物置に収納の畳板等盗難につき届（作事奉行2入↓奥村修古）……9
24 （宝暦元）閏 6・5 作事所配置の算用者引き揚げにより算用方実務支障につき算用場奉行への通達願（作事奉行2入↓本多安房守）……10
25 （享保11）午 7・1 作事奉行支配の御大工・御壁塗の帯刀願承認につき請書（作事奉行3入↓横山貴林）……10
26 宝永7・6・ 高野山天徳院の天徳院御霊堂修理箇所見分のため外作事奉行・御大工派遣、宝永8年修理仰渡の事（享保11年留帳内より）……10
27 （享保2） 5・ 享保元年高野天徳院の松嶺院様石塔・柵等損壊につき見分入として棟梁大工派遣の事（享保11年留帳内より）……10
28 （享保11）午 7・18 延宝4年、御書院・作事所大工小屋建替、延宝5年御数寄屋・御亭、延宝6年御庭篭御座敷仰付の事（享保11年留帳内より）……11
29 （享保13） 5・19 本堂形御蔵の建造後の年数、新堂形御蔵は寛文一年建造後五八年経過事……11
30 （享保12） 9・28 木蔵蔵許与力手先へ足軽2名・大工棟梁配置の事（作事奉行3入↓横山貴林）……11
31 （享保14）酉 3・11 遠所社方修覆の見分に与力派遣差し止めの事（作事奉行3入↓本多政昌）……12
32 （享保14）酉 4・20 作事方遠所地廻、五百匁以下の修覆見分に横目派遣をき事への対処につき具申（作事奉行3入↓長高連）……12
33 （享保15）戌 2・13 今度召し抱えた御塗塗橋本吉右衛門、平左官にて「堀越家」技術未だ伝授せざる事（作事奉行3入↓本多政昌）……12
34 （享保15） 7・20 蓮池御露地御泉水から流出する水の道筋の経緯に つき上申（作事奉行高田吉郎左衛門↓）……12
35 （享保15）戌 8・ 江戸普請中、扶持方大工の帯刀事窺（作事奉行3入↓横山貴林）……13

三　御作事所御定并押紙面等写

1 万治2・6・朔 作事所御定（藤重臣↓作事奉行）……14
2 （寛文8カ）申 3・28 大工等遠所へ参る際の下され銀につき定書（綱紀カ↓松崎十左衛門・大窪忠左衛門）……14
3 戌 6・27 外破損修理定奉行拝借銀につき達（横山外記・近藤新左衛門・脇田九兵衛・岡嶋長七↓大窪忠左衛門・原田又右衛門）……15
4 寛文10・10・28 所々御貸屋破損為自分修理可仕図……15
5 寛文10・11・朔 御貸家修理定書の事……15
6 （年不詳） 所々御作事損奉行江可申渡口上之覚……16
7 （年不詳）2・13 所々蔵修理方の事……16
8 （年不詳） 米・塩の蔵修理方の事……17
9 寅 11・21 領外からの材木回送方の事（御用所↓御作事所）……17
10 年不詳 作事方図り帳認方の事……17
11 元禄9・2・ 外作事奉行、普請仕廻後の帳面の事……17
12 （元禄6）癸酉 2・20 遠所御用済まざる内の蔵・櫓破損修理につき達（小笠平左衛門・井上勘左衛門・津田宇右衛門↓近藤三郎左衛門・長尾平左衛門）……18
13 （元禄期カ）2・20 内作事・外作事奉行等の勤方につき達（小笠平左衛門・井上勘左衛門・津田宇右衛門・近藤三郎左衛門・長尾平左衛門）……18
14 年不詳 黒部川流木の儀につき算用場書出の事……19
15 （元禄4）辛未 7・4 材木召上方につき達（御作事↓外作事奉行）……19
16 年不詳8・16 遠所普請の際の輪番につき達（作事所↓外作事御奉行衆中）……19
17 元禄7・4・8 御用の材木直段付につき達（作事所↓外作事奉行）……19

18 寛文11・3・19
19 酉 4・28
20 丁卯 5・24
21 11・24
22 己亥 10・4
23 元禄7・8・
24 元禄7・8・
25 （元禄7） 4・
26 寅 4・16
27 （欠）
28 午8・8
29 （欠）
30 明暦2
31 （欠）
32 （欠）
33 （欠）
34 （万治2カ） 11・29
35 4・21
36 5・21
37 12・27
38 丑 3・21
39 亥 3・
40 甲辰 10・15
41 （貞享3カ）丙寅 7・20
42 （欠） 6・4
43 酉 11・22
44 （貞享元） 甲子 12・22
45 （欠） 4
46 申 7・
47 申 4・4
48 （享保3カ）戌 閏10・5
49 巳 11・
50 （欠）
51 宝暦元・正・29

四　御作事方格帳

1 （天明3）
2 （天明3）
3 （天明3）
4 （天明3）
作事方・普請方横目勤につき覚……20
山奉行江御用人より申道剪材木事……20
宮腰・小松等領内各地着の材木の事……20
勝手方倹約の儀につき達（津田宇右衛門・井上勘右衛門・長屋平右衛門・長瀬善右衛門）……22
東岩瀬より宮腰檜材木積廻の運賃銀渡方の事……22
せがれ屋敷方につき覚……22
加州・能州出舟方御米斗立川下日用銀等才許人書上……22
小松城中日用頭就任等の事……23
貸小屋畳表替の事……23
諸頭よりの書付被上方の事……23
精進日の書付上申の事……23
領内松伐採方の事……23
町夫御定之事……24
草槇・材木売上人名書上……24
遠所鍛冶・飾細工人等書上……24
鉛延瓦師・土瓦師等書上……24
大工・壁塗向後年頭御礼無用の事（津田正長・前田孝貞・奥村因幡・加藤宗兵衛・池田次郎佐衛門）……25
大工・壁塗・畳指の関所通手形発行方につき申渡（本多政長・前田孝貞・横山員次・江戸奥村因幡・大窪忠左衛門・原田又右衛門）……25
御扶持人大工由緒帳調方につき申渡（前田孝貞・横山員次・本多政長・江戸奥村庸礼・大窪忠左衛門・原田又右衛門）……25
御印の唱方につき触れ方の事（本多政長・前田孝貞・奥村庸礼・横山忠次・湯原源七郎・長屋平左衛門）……25
藩主在府中、金谷屋敷文庫近火の際大工の出役方達（藤田平兵衛・永井伝七郎・有賀甚六郎・稲坂三郎兵衛・長屋平左衛門・冨田四郎兵衛）……26
火災の刻、薪丸土蔵危うき時分の大工出役につき申渡（奥村兵部・津田玄蕃・奥村因幡・作事奉行衆中）……26
城中道作りにつき達（奥村伊豫守・作事奉行中）……26
会所・割場の儀、先格と相違多きにつき御意……26
金沢町にある橋の捨槻につき達（沢田宇右衛門・山崎半左衛門・長屋平左衛門・冨田四郎兵衛）……26
遠所への泊御用の日用人足縮賃金定につき案内（井上勘右衛門・長屋平左衛門・冨田四郎兵衛）……26
御手廻御用道具等指急べき旨達（奥村兵部・津田玄蕃・作事奉行）……27
藩主への一覧書類扱いの事……27
城井諸場・諸役所に詰延面々賄料理給候儀につき達……27
南部・松前へ遣わされた扶持方大工増作料につき案内（算用場・作事所）……27
城中所々城門鎖鍵等損修理方につき達（御城付御用与力共・作事奉行衆中）……28
所々修理方の事……28
小松二枚橋続白鳥堀土留普請の事……28
内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行勤方につき奥村丹後守渡紙面……28
板枇方毎年相極仕来候品之覚……29
寺社破損修理方毎年相極仕来候品々……30
金沢廻寺社方破損修理仕所々……30
能美・石川・河北郡・越中・能州寺社方破損修理仕申品々……31

5 （天明3）
6 （天明3）
7 （天明3）
8 （天明3）
9 （天明3）

五　作事奉行格帳

1 （天明8）
2 （天明8）
3 （天明8）
4 （天明8）
5 （天明8）
6 （天明8）
7 （天明8）
8 （天明8）
9 （天明8）
10 （天明8）
11 （天明8）
12 （天明8）
13 （天明8）
14 （天明8）
15 （天明8）
16 （天明8）
17 （天明8）
18 （天明8）
19 （天明8）
20 （天明8）
21 （天明8）
22 （天明8）
23 （天明8）
24 （天明8）
25 （天明8）
26 （天明8）
27 （天明8）
28 （天明8）
29 （天明8）
30 （天明8）
31 （天明8）
32 （天明8）
33 （天明8）

六　内作事奉行勤方書

1 （天明5）5・
2 （天明5）5・

六　内作事奉行勤方書

其外雑木為伐請取様之覚……53
鉛瓦・薬瓦・土瓦買上様之覚……54
切石品々切出様并買上様之覚……55
茅并竹・釘買上様之覚……55
畳縁布・料紙品々、蝋燭・墨筆請取之覚……56
炭・油請取様之覚……56
蠟燭・いた・ほうき、上草履、桶品々請取様□覚……57
切芝・土砂買上様之覚……57
御領国中遠所二而縄・蒋・藁、其外品々買上様之覚……57
畳新床買上様之覚……57
御郡方より買上請取申品之覚……57
外作事方・寺社方、御領国中遠所御用運賃銀、駄賃銀為受取様并川下賃為請取様之事……58
普請会所支配金沢廻屋敷渡并掲家直段付為仕様之覚……58
御普請道具所□　□為遣様并相返様之覚……58
内作事方毎年相極仕来品々之覚……59
外作事方毎年相極仕来候品々之覚……60
外作事方より新出来、并破損修理仮雪隠等仕申所々之覚……61
御領国中新出来、破損修理外作事方より仕申候覚……61
小作事方毎年相極仕来り候品々覚……62
御指物、其外小作事申来仕指遣候所々覚……63
内作事奉行の勤務態様の事……64
城中所々破損・修理方の事……64

3 （天明5）5・
4 （天明5）5・
5 （天明5）5・
6 （天明5）5・
7 （天明5）5・
8 （天明5）5・
9 （天明5）5・
10 （天明5）5・
11 （天明5）5・
12 （天明5）5・
13 （天明5）5・
14 （天明5）5・
15 （天明5）5・
16 （天明5）5・
17 （天明5）5・
18 （天明5）5・
19 （天明5）5・
20 （天明5）5・
21 （天明5）5・
22 （天明5）5・
23 （天明5）5・
24 （天明5）5・
25 （天明5）5・
26 （天明5）5・
27 （天明5）5・
御城廻石垣に損所がある時の事……64
御城廻御堀の土居頽申す場合の作法の事……64
石垣修理の場合の作法の事……64
櫓・長屋等明申時の作法の事……64
露地・御櫓に危ない植木ある場合の作法の事……64
城門通行の焼印札の事……64
鉄炮打初の際の縁取筵の敷く際の事……64
城中所々足軽番所に敷く筵の事……64
城外廻堀柵・蓮池御亭・金谷御屋敷等破損・修理の際の材木・荒物等の事……64
鎌・鍬・山刀等修理御用に遣わす際の手続……64
降雪時の城中・御家御門・御櫓・長屋・土蔵・番所等の屋根雪の事……65
城内煤払いに罷り出る事……65
御舞台・二ノ丸御殿竹の間等で御能ある場合の作法の事……65
毎歳御城中御門飾松御用の杭木等の事……65
城内急火の際の作法の事……65
御城近くの火事の対応……65
藩主参勤・帰国の際の出役の事……65
内作事方に詰める御大工の事……65
内作事方に詰める御扶持方大工の職務の事……65
城内諸役所・番所の打土・釣瓶・縄の取替の際の作法……65
内作事方留書の職務……65
内作事方の割場附小者の職務……65
御家中役小者・大工手伝等召仕う場合の作法……65
町棟梁大工召し仕い方の事……65
薪丸土蔵・金谷文庫の火消御用として町方棟梁を指し置く事……65
28 （天明5）5・
29 （天明5）5・
30 （天明5）5・
31 （天明5）5・
32 （天明5）5・
33 （天明5）5・
34 （天明5）5・
35 （天明5）5・
36 （天明5）5・
37 （天明5）5・
38 （天明5）5・
39 （天明5）5・
40 （天明5）5・
41 （天明5）5・
42 （天明5）5・
43 （天明5）5・
44 （天明5）5・
45 （天明5）5・
46 （天明5）5・
47 （天明5）5・
48 （天明5）5・
49 （天明5）5・
50 （天明5）5・
51 （天明5）5・
52 （天明5）5・
江戸詰火消棟梁大工を補充し火消御用にあたる事……65
町棟梁大工を火消並棟梁大工として二ノ丸御居間前土蔵・奥納戸方土蔵の火消に当たらせる事……66
町屋根葺棟梁、年中内作事方に差し置く事……66
大工・大鋸・木挽等毎日召し仕い方の事……66
御露地泉水舟合わせの手続きの事……66
鍛冶・飾屋・表具師等召し仕う際の手続きの事……66
日用人足召し仕う事……66
宮腰にて御固材木撰ぶ手続の事……66
材木・竹等品々請取る手続の事……67
鉄物・金具・引手・釘隠等請取り手続の事……67
急きょ青唐竹請取手続きの事……67
金沢近辺山で松木請取る手続きの事……67
鉛屋根御用の鉛請取る手続きの事……67
東岩瀬よりの鉛、金沢付届の事……67
小松城中鉛瓦御用の際の手続きの事……67
鉛古瓦・屑鉛、小松城中屑鉛ともに瓦師へ渡す際の手続の事……67
薬焼瓦御用の際の手続きの事……68
蠟燭・料紙・畳縁布・白布等請取る際の手続きの事……68
諸職人・人足のための灯油請取方の事……68
蜆貝・からぬの・黒もじ・ねは等御用の節の手続きの事……68
川石・土砂・栗石等御用の際の手続きの事……68
古浜綱御用の節の手続きの事……68
鎌・山刀・鍬・鶴嘴等請取る際に手続きの事……68
にかわ・鉋屑・古木等払の事……68
内作事入用諸事算用の事……69

七　世子御座所普請方御用主附一件

1　（弘化元）正・13～14　金谷御殿建継補理主附任命につき周知……70
2　（弘化元）11・16　金谷御殿建継図高につき達（中村半左衛門↓）……71
3　（弘化元）（11・16カ）　岡田隼人、金谷御殿普請方主附任命の事……71
4　（弘化元）11・18　金谷普請の主附任ニ方につき申渡方……71
5　（弘化元）（11・18）　金谷総図到来につき、休息の間等御好方確認……72
6　（弘化元）（11・18）　竹沢の塗揚土蔵金谷移築御出……72
7　（弘化元）（11・18）　金谷普請図り書達方の事……72
8　（弘化元）（11・18）　金谷御庭泉水の中島に岩石埋置く事……72
9　（弘化元）（11・18）　表居間先泉水水溜の仕様の事……72
10　（弘化元）（11・19）　絵図指支箇所有無申入方の事……72
11　（弘化元）11・20　奥補理分取り懸かりにつき大工の主付仰付方の事……72
12　（弘化元）11・20　御扶持方大工・作事所留書足軽主附となるにつき達……72
13　（弘化元）11・20　奥境御補理の事……73
14　（弘化元）（11・21）　筑前守御座所補理につき、入用方仰出の事……73
15　（弘化元）（11・20）　普請見廻の事……73
16　（弘化元）（11・20）　地鎮祭実施方意見具申……73
17　（弘化元）（11・20）　普請見廻方につき申談方の事……73
18　（弘化元）（11・20）　普請の成就を六月と仰出の事……73
19　（弘化元）（11・22）　泉水埋立図書指出……74
20　（弘化元）（11・22）　園所・井戸方位の詮議方の事……74
21　（弘化元）（11・24）　金谷泉水埋立入用図の方書上……74
22　（弘化元）（11・24）　金谷御殿建継等御用主附任命方願……74
23　（弘化元）（11・24）　金谷御殿建継普請につき取りかかりにつき達……75
24　（弘化元）（11・24）　普請方留書足軽の人選につき言上……75
25　（弘化元）11・28　松本入用につき達（村越殿右衛門・岡田隼人↓）……75
26　（弘化元）（11）　普請入用中勘見込銀高・銀制書上につき達方……75
27　（弘化元）11・29　竹沢御屋敷御居間廻り井奥舞台御用立方仰出……76
28　（弘化元）11・29　竹沢屋敷居間等の転用につき伺……76
29　（弘化元）11・29　御囃子稽古の間につらい御意につき詮議方依頼……76
30　（弘化元）12・2　金谷広式内に板の間仰せ付けにつき相談……76
31　（弘化元）辰12・　金谷御殿の書院先空地に拭板の間建てるにつき入用見込書上……76
32　（弘化元）11　金谷普請入用銀制受取方につき達……77
33　（弘化元）12・4　金谷広式に三間半四方の拭板の間補理仰出……77
34　（弘化元）　金谷普請所見廻……77
35　（弘化元）12　竹沢御屋敷表縁を取竪、金谷補理御用とする儀仰出……77
36　（弘化元）12　竹沢御屋敷表縁取竪、木品等補理御用に相立につき達……77
37　（弘化元）12・6　金谷御殿・普請所へ藩主御出につき縮方……78
38　（弘化元）12・7　表建継箇所の絵図泊定につき申談方……78
39　（弘化元）12・11　普請所見廻……78
40　（弘化元）12・16　竹沢取畳方明日より取り懸りの事……78
41　（弘化元）12・16　白木に仰せ付けられた際の銀減高の事……79
42　（弘化元）12・27　金谷広式補理箇所、今年出来分の事……79
43　（弘化元）12・27　御大工等への下され方につき詮議……79
44　（弘化元）12・27　見廻方相談方の事……79
45　（弘化元）正・10　作事所御歩横目主付の人選……79
46　（弘化元）　普請所取り懸るにつき、土蔵等引渡方……79
47　（弘化元）　治定絵図渡方の事……79
48　（弘化2）正・10　地鎮祭の祈祷の事……80
49　（弘化2）2・16　建継ヶ所胴掛取り懸り方の事……80
50　（弘化2）2・17　地鎮祭の祈祷相済む事……80
51　（弘化2）3・17　御居間廻り建揚……80
52　（弘化2）3・17　普請方主付・入増員願（近藤辰之助↓）……80
53　（弘化2）3・25　御座所・御膳所普請方詮議につき達……80
54　（弘化2）3・25　膳所補理仰付の事……80

絵図出来の事……（弘化2）3・25
金谷普請所御覧……（弘化2）3・26
発駕につき普請所相止……（弘化2）3・27
発駕前に棟札調筆下物指出……（弘化2）3・27
上棟等三規式、四月十三日と治定の事……（弘化2）3・27
御膳所補理につき詮議……（弘化2）4・1
松嶺伐木・泉水の模様等につき相談方……（弘化2）4・1
伐木・御座所・御庭の儀達方の事……（弘化2）4・1
膳所絵図引直し等の儀相談……（弘化2）4・4
膳所絵図、台所奉行直方の事……（弘化2）4・8
御居間先御庭手入れ方につき相談……（弘化2）4・9
三規式の作法方申談……（弘化2）4・9
御膳所絵図到来の事……（弘化2）4・9
御膳所絵図治定にて申達……（弘化2）4・9
御発駕後の普請方役所の事……（弘化2）4・12
金谷普請所御庭石のの儀につき達……（弘化2）4・13
三規式の事……（弘化2）4・13
御次へ神酒・昆布等持参の事……（弘化2）4・13
置鳥・置鯉、真龍院へ献上方の事……（弘化2）4・13
神酒・御餅等筑前守等へ献上方の事……（弘化2）4・13
吸物・御酒・御餅等頂戴の事……（弘化2）4・13
頂戴物に対する御礼……（弘化2）4・13
大工・祭主助行等への下され物の事……（弘化2）4・13
御神酒頂戴方の覚……（弘化2）4・13
三規式終了の件江戸届知方……（弘化2）4・14
普請所見廻……（弘化2）4・16
普請所へ家老見分の事……（弘化2）4・22
御膳所普請入用図り出来方の事……（弘化2）4・22
横目足軽以下への御神酒下され方……（弘化2）4・25
普請所見廻……（弘化2）4・25
御膳所出来方につき江戸へ言上……（弘化2）5・7
普請入用相増につき達……（弘化2）5・7
筑前守御座所普請増入用につき達（村雄殿右衛門・岡田隼人へ）……（弘化2）巳5・7
普請所入用銀相増につき、月割渡方達（大野織人へ）……（弘化2）5
筑前守御座所道々出来につき引渡方の事……（弘化2）6・29
御座所御門通初につき詮議方……（弘化2）6・29
御座所名目につき伺……（弘化2）6・29
御座所の唱方の事……（弘化2）6・29
引渡後縮方伺……（弘化2）6・29
金谷奥休息の間井部屋方出来の事……（弘化2）6・15
普請成就につき、懸り人々への下され方の事……（弘化2）6・15
普請成就につき、両御次鉄筆兼帯普請用主付への下され物につき達……（弘化2）6・11
算用者小頭並、両御次鉄筆兼帯普請用主付への下され物につき達……（弘化2）6・19
普請職人に枇杷葉湯くだされ件承届の事……（弘化2）6・19
普請成就につき懸りの人々一統下され方伺……（弘化2）6・19
御意を得る事……（弘化2）6・19
休息の間出来の事……（弘化2）6・20
真龍院より村雄殿右衛門等へ拝領物の事……（弘化2）6・24
岡田隼人の勤振の事……（弘化2）6・24
真龍院より作事奉行等への拝領物の事……（弘化2）6・24
普請出来方の事……（弘化2）6・24
普請仕廻につき酒下され方の事……（弘化2）6・24
モチの木御座方植栽の事……（弘化2）6・24
樹木献上の件につき詮議……（弘化2）6・29
普請所迫々出来につき引渡方の事……（弘化2）6・29
御座所の補理、全成就の事……（弘化2）7・4
城代、普請所見分の事……（弘化2）7・4
御庭の樹木・石灯籠を据える旨申上……（弘化2）6・9

112 (弘化2) 6・10 金谷書院修覆出来……91
113 (弘化2) 6・10 普請所引き渡方確認……91
114 (弘化2) 6・9 露地方作業の事……91
115 (弘化2) 7・11 普請所引渡の事……91
116 (弘化2) 7・11 鈴境端方の事……91
117 (弘化2) 7・11 御庭口・奥境分につき申談……91
118 (弘化2) 7・11 普請所引渡を周知方の事……91
119 (弘化2) 7・11 地鎮祭……91
120 (弘化2) 7・11 普請残り箇所、取懸り方の事……91
121 (弘化2) 7・11 御作事所横目足軽以下への下されものの事……91
122 (弘化2) 7・11 御座所・風呂屋等に井戸を用いる件申上……91
123 (弘化2) 7・11 御座所、引渡方の事……91
124 (弘化2) 7・11 入用増方分申上……91
125 (弘化2) 7・13 拝領物仰付……91
126 (弘化2) 7・13 作事奉行等への下され物の事……92
127 (弘化2) 7・13 下され物、詮議と成なる儀の事……92
128 (弘化2)〔欠〕 覚書・入用増減書達方の事……93

八　御仕法留

1 (慶応3) 卯 正・23 御作事方仕法改につき達方申渡（馬場清大夫・中村寒外平・宮井和弁・関沢六左衛門↓）……94
2 (慶応3) 正・23 覚書、御用番より御渡の事（横山隆平→馬場清大夫）……94
3 (慶応3) 卯 正・(23) 作事所仕法仰渡につき、御大工・御壁塗定番御歩並次列申渡方達（→馬場清大夫等）……94
4 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工、切米大工に仰せ付けられるにつき達……95
5 (慶応3) 正・(23) 御扶持方大工並・鰤肝煎、御切米大工に召し抱えにつき申渡方達（→馬場清大夫等）……95
6 (慶応3) 卯 正・(23) 御切米大工、苗字・帯刀御免、町奉行支配仰せ付けられるにつき申し渡方達（→馬場清大夫等）……95
7 (慶応3) 卯 正・(23) 御扶持方大工並、御扶持方大工に召し抱えにつき申渡方達……95
8 (慶応3) 卯 正・24 御大工等定番御歩並次列仰付につき案内（馬場清大夫・御勝手方ほか）……95
9 (慶応3) 卯 正・23 篠田義十郎等御定番御歩並次列に仰せられにつき請書（馬場清大夫・関沢六左衛門・横山隆平）……96
10 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工田沢惣三郎等切米大工に仰せ付らるにつき覚……96
11 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工並大田久四郎等切米大工に仰せ付らるにつき覚……96
12 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工並鶴見与七郎等御扶持方大工に召し抱えられるにつき覚……96
13 (慶応3) 卯 正・24 御扶持方大工並鶴見与吉郎等新たに仰せ渡され方案内（馬場清大夫・御勝手方等）……97
14 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工田沢惣三郎等切米大工に仰せ付らるにつき覚……97
15 (慶応3) (正・23) 御扶持方大工並大田久四郎等切米大工に仰せ付らるにつき覚……97
16 (慶応3) 卯 正・23 御扶持方大工新たに仰せ付けられる儀につき請書（馬場清大夫・関沢六左衛門・横山隆平）……97
17 (慶応3) 卯 正・23 御扶持方大工並鶴見与吉郎等新たに仰せ付けられる儀につき請書（馬場清大夫・関沢六左衛門・横山三左衛門）……97
18 (慶応3) 正・25 御大工等指止につき達（馬場清大夫・定番頭岡田隼人）……97
19 (慶応3) (正・23) 田沢惣三郎等へ切米宛行方申渡……98
20 (慶応3) (正・23) 太田久四郎等へ切米宛行方申渡……98
21 (慶応3) (正・23) 鶴見与吉郎等扶持方申渡方覚……98
22 (慶応3) 卯 正・23 御扶持方大工等支配方につき達（馬場清大夫・関沢

23（慶応3）卯正・23
六左衛門→三浦八郎左衛門）……98
大鋸肝煎甚蔵、御切米大工に召し抱えるにつき案内（馬場清大夫・関沢六左衛門→三浦八郎左衛門）……98
24（慶応3）卯正・23
御扶持方大工等町奉行支配となるにつき引送方案内（馬場清大夫→三浦八郎左衛門）……98
25（慶応3）卯正・
小松作事所指止につき、瓦才許足軽等支配方につき依頼（安井和介等→横山隆平）……99
26（慶応3）卯正・
小松作事所指止につき、同所御扶持方大工等支配方につき依頼（馬場清大夫・中村家外平・安井和介・関沢六左衛門→横山隆平）……99
27（慶応3）卯正・23
小松作事所支配瓦才許足軽等町奉行支配引送方につき案内（馬場清大夫・中村家外平・安井和介・関沢六左衛門→吉見久之丞・岡田太左衛門・中村吉五郎）……99
28（慶応3）卯正・23
割場附小者懸渡方依頼（毛利太左衛門→割場）……100
29（慶応3）正・23
壁塗堀越鉄蔵、定番御歩並次列仰せ付けらるにつき申渡（馬場清大夫等5名→堀越鉄蔵）……100
30（慶応3）正・23
御扶持方大工大西金蔵、切米大工に召し抱えにつき案内（馬場清大夫→巽御殿頭中）……100
31（慶応3）卯正・23
御扶持方大工田沢権三郎、切米大工に召し抱えにつき案内（馬場清大夫→巽御殿頭中）……100
32（慶応3）卯正・23
留書足軽并定役小遣の作事方御用多くにつき、湯漬支給願（馬場清大夫→御台所）……100
33（慶応3）正・
棟梁、金谷広式御用・巽御殿御用主附仰渡方（馬場清大夫→金谷広式・巽御殿　頭中）……100
34（慶応3）正・23
棟梁、金谷広式御用主附申渡につき案内（馬場清大夫→金谷広式頭中）……101
35（慶応3）正・23
棟梁、巽御殿広式御用主附申渡につき案内（馬場清大夫→金谷広式頭中）……101
36（慶応3）正・
切米大工身分につき願（馬場清大夫等→横山隆平）……101
37（慶応3）正・24
作事方御用兼帯に仰せ付けられるにつき案内（馬場清大夫ら→町奉行等）……101
38（慶応3）卯正・24
内作事奉行等符合方誓詞方依頼（馬場清大夫→）……102
39（慶応3）卯正・24
作事方仕法につき一札（馬場清大夫等五人→寺田新之丞）……102
40（慶応3）卯正・24
留書足軽并定役小遣の作事方御用多くにつき、湯漬支給依頼（神戸直次郎→御台所）……102
41（慶応3）卯正・25
小松行飛脚御用のための割場附小者等御用相済につき案内（馬場清大夫→割場）……103
42（慶応3）正・24
内作事奉行・外作事奉行普請所見分につき城中往来方依頼（馬場清大夫→御城代横山隆平）……103
43（慶応3）卯正・
定番御歩並次列西田甚右衛門等作事方御用仰付につき届……103
44（慶応3）卯正・23
定番御歩並次列作事方御用仰せ附けられるにつき案内（馬場清大夫→御城代横山三左衛門）……103
45（慶応3）卯正・24
小松城普請方につき願（馬場清大夫→御用番横山三左衛門）……104
46（慶応3）卯正・24
御切米大工・御扶持方大工勤向につき達（馬場清大夫等五人→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……104
47（慶応3）卯正・
内作事方・外作事方修覆ヶ所取捌方達（作事所→御大工頭役所等）……104
48（慶応3）卯正・
修覆ヶ所取捌方申渡（馬場清大夫等五人→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……105
49（慶応3）卯正・
修覆ヶ所書取の儀達（作事所→御大工頭役所等）……105
50（慶応3）卯正・23
内作事奉行・外作事奉行復古方仰せ付けられるにつき申渡（馬場清大夫・中村家外平・安井和介・関沢六左衛門→）……105
51（慶応3）卯正・24
池田吉次郎、御扶持方大工に仰せ付けられるにつき依頼等（馬場清大夫・関沢六左衛門→村　森右衛門・笠松六郎）……105
52（慶応3）卯正・25
作事方仕法につき周知方達（馬場清大夫等五人→寺

53 （慶応3）卯・正・27 城中御門往来焼印札并城中屋根瓦の取纏を内作事奉行とする件達（馬場清大夫・横山隆平）……106
54 （慶応3）卯・正・27 小松城内内作事奉行手合に相成るにつき城内御門出入達方依頼（馬場清大夫・横山隆平）……106
55 （慶応3）卯・正・27 小松作事所指止につき、小松城内出入方依頼（馬場清大夫・横山隆平）……107
56 （慶応3）卯・正・28 小松城内御門鎖・鍵修覆方につき依頼（作事所・）……107
57 （慶応3）正・28 小松御城建物修覆の節、日用人足往来方につき依頼（御作事所・）……107
58 （慶応3）正・28 覚書御渡の事……107
59 （慶応3）正・28 御大工頭勤仕御免の事（→馬場清大夫等）……107
60 （慶応3）卯・正・28 江戸・京詰の内外作事奉行につき依頼（馬場清大夫等→横山隆平）……107
61 （慶応3）正・28 壁塗指止方案内（御作事所・内作事奉行衆中・外作事衆中）……108
62 （慶応3）卯・正・28 御大工頭支配方につき申渡（馬場清大夫・中村半左衛門等）……108
63 （慶応3）卯・正・28 切米大工勤方につき案内（馬場清大夫・山上権之丞等）……108
64 （慶応3）卯・2・6 壁塗・左官棟梁差止につき肝煎設置方達（神戸直次郎・三浦八郎左衛門）……108
65 （慶応3）卯・2・6 壁塗・左官方肝煎設置方申渡につき達（不破亮三郎・神戸直次郎）……108
66 （慶応3）卯・2・ 壁方・左官肝煎人選につき達（横目肝煎・）……109
67 （慶応3）卯・2・ 壁方・左官肝煎人選につき達（横目肝煎・）……109
68 （慶応3）正・ 御切米大工を弓方細工人同様の取扱仰付られにつき上申（馬場清大夫・横山隆平）……109
69 （慶応3）卯・正・29 御扶持方大工への扶持方米割符取纏依頼（安井和介・三浦八郎左衛門）……109
70 （慶応3）正・29 佳節御望の定場・諸工場指止（御作事所・内作事方等六ヶ所）……110
71 （慶応3）正・29 中村半左衛門等呼出状（横山三左衛門・馬場清大夫等）……110
72 （慶応3）正・29 中村半左衛門等御呼し方につき達（神戸直次郎・中村半左衛門等）……110
73 （慶応3）正・29 御用番覚書御渡につき下達（横山隆平・馬場清大夫等）……110
74 （慶応3）正・29 御壁塗指止につき触字・一刀帯差止（→千田次吉郎）……110
75 （慶応3）卯・正・29 御壁方差止につき請書出方申渡（神戸直次郎・千田次吉郎）……110
76 （慶応3）卯・2・ 御壁方指止につき触字・一刀帯差止方達（神戸直次郎・三浦八郎左衛門）……111
77 （慶応3）卯・2・ 両殿御寺参詣の節の御大工詰差止の事（御作事所→金谷御次・二ノ丸御次）……111
78 （慶応3）卯・2・11 両殿御寺参詣の節の御大工詰差止方達（寺社奉行・）……111
79 （慶応3）卯・2・ 御次三之間の御囲・修覆、屋根廻雪下ろし等につき御大工詰指止の事……111
80 （慶応3）卯・2・ 三御門等鎖鍵修覆方につき達（安井和介・本多播磨守）……112
81 （慶応3）卯・2・ 小松作事所支配瓦才許足軽森清左衛門の処遇につき達（作事所・）……112
82 （慶応3） 小松城修覆見分につき作事より出役申渡……112
83 （慶応3）正・29 小松城中御固方等につき上申（安井和介・横山隆平）……112
84 （慶応3）丁卯・2・朔 覚書申渡（村井長在・馬場）……113
85 （慶応3） 中村半左衛門等本組与力に仰付らるにつき申渡……113

86 （慶応3）……113
書取申渡方（海防方前田孝敬→安井）
87 （慶応3）卯2・朔……113
大工頭中村半左衛門妻子喜久之介、大筒方御歩並に召抱につき、稽古料下さる事
88 （慶応3）卯2・朔……113
大工頭中村半左衛門妻子喜久之介、大筒方御歩並に召抱につき、支配引返方達（安井和介→中黒六左衛門）
89 （慶応3）卯2・朔……113
中村半左衛門等本組与力に仰付らるにつき廻知方案内（安井和介→津田玄蕃等）
90 （慶応3）2・朔……113
中村半左衛門等本組与力仰付につき案内（安井和介→御城方等）
91 （慶応3）卯2・朔……114
大工頭中村半左衛門妻子喜久之介に稽古料下さるにつき請書（安井和介→前田孝敬）
92 （慶応3）卯2・朔……114
大工頭中村半左衛門妻子喜久之介に稽古料下さるにつき案内（安井和介→御用番方等）
93 （慶応3）2・朔……114
本組与力清水多四郎、当分内作事奉行へも加わる旨（馬場清大夫→）
94 （慶応3）卯2・……114
御壁塗指止、左官壁塗指省につき、大工方へ附属方達（御作事所→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）
95 （慶応3）卯2・……115
小公作事所指止につき、横目足軽等御用なきにつき依願（馬場清大夫、安井和介→村井長在）
96 （慶応3）卯2・3……115
定番御歩並次列清水新左衛門の切米割符方取捌方依願（安井和介→岩田内蔵助）
97 （慶応3）2・5……115
清水多四郎、内作事奉行へも加わる儀達（津田玄蕃→馬場清大夫、安井和介）
98 （慶応3）卯2・6……115
御作事所平生向服装の儀につき上申（安井和介→村井長在）
99 （慶応3）卯2・6……116
作事所役所隔日に立つべきにつき依願（御作事所→）
100 （慶応3）卯2・7……116
作事御用掛人々・切米大工城中通行方につき願（安井和介→横山三左衛門）
101 （慶応3）卯2・7……116
城中御門諸品出入見合方につき上申（御作事所→）
102 （慶応3）卯2・7……117
城中消防方につき上申（安井和介→本多政均）
103 （慶応3）卯2・8……117
壁職肝煎人選方達（安井和介→三浦八郎左衛門）・不破亮三郎）
104 （慶応3）2・8……117
壁職肝煎人選方につき返書（三浦八郎左衛門→安井和介）
105 （慶応3）（2・）……117
文久二年扶持方大工等御貸附銀方の事
106 （慶応3）卯2・8……117
御扶持方大工御貸渡返上銀・棟梁者返上金取捌方達（安井和介→三浦八郎左衛門・不破亮三郎）
107 （慶応3）卯2・14……119
場内補理方取掛たきにつき願（作事所→）
108 （慶応3）卯2・9……119
作事所仕法につき、奉行の役支配の儀依頼（馬場清大夫・村井長在）
109 （慶応3）卯2・9……119
御大工等代の儀につき上申（安井和介→村井長在）
110 （慶応3）卯2・9……119
本組与力由緒帳差出方達（安井和介→津田玄蕃）
111 （慶応3）卯2・9……119
定番御歩並次列由緒帳差出方達（安井和介→岩田内蔵助）
112 （慶応3）2・9……119
内作事奉行・入用方専務仰せ付けられるにつき届（園部仙次郎→作事所）
113 （慶応3）卯2・10……120
切米大工等由緒帳差出方達（安井和介→三浦八郎左衛門）
114 （慶応3）卯2・10……120
壁職肝煎役指止、壁職人御用聞相建儀につき依願（安井和介→三浦八郎左衛門）
115 （慶応3）2・10……120
切米大工頂戴の扶持高知らせ方依願（三浦八郎左衛門→安井和介）
116 （慶応3）2・11……121
江戸・京都詰の作事奉行唱方につき案内（作事所→内・外作事奉行）
117 （慶応3）卯2・11……121
江戸・京都詰の作事奉行唱方御開届につき依願（神戸直次郎→三浦八郎左衛門）
118 （慶応3）卯2・……121
馬場清大夫役名唱方につき一札（御作事所→御用番

119（慶応3）丁卯 2・
120（慶応3）卯 2・
121（慶応3）
122（慶応3）2・
123（慶応3）
124（慶応3）3・
125（慶応3）3・29
126（慶応3）4・
127（慶応3）
128（慶応3）2・14
129（慶応3）2・14
130（慶応3）卯 2・14
131（慶応3）2・
132（慶応3）卯 2・14
133（慶応3）2・15
134（慶応3）卯 2・12
135（慶応3）2・12
136（慶応3）卯 2・17
村井長在）……121
御扶持方大工等作料支給方につき申渡……121
扶持方大工作料支給方につき達（御作事所→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……121
扶持方大工の「基紙」入方案内……121
扶持方大工の台紙入方案内……122
作事所御用頭分席への達柄の事……122
小松城中修覆・普請中の種火請取方届（内作事奉行→）……122
内作事方書面達方の事（作事所→）……122
小松作事所指止につき、不用役所御払い方の事（内作事奉行→）……122
小松作事所指止につき、不用役所御払い方上申（作事所→）……122
壁塗指止につき土取札取揚方依頼（神戸直次郎→行山宝次郎）……122
御達別紙御聞届につき通知（神戸直次郎→寺田新之丞）……123
江戸詰大工交代につき達書（神戸直次郎→三浦八郎左衛門）……123
作事所仕法につき内外作事奉行周知方申渡……123
切米大工・御扶持方大工等他国詰の際の支配方につき達（三浦八郎左衛門→馬場清大夫・安井和介）……123
御切米大工に召抱につき、切米割符書付渡方依頼（三浦八郎左衛門→馬場清大夫）……123
小松作事所留書足軽詰指止につき達（作事所→）……124
留書足軽相返方につき達（神戸直次郎→割場御奉行衆中）……124
在京御大工、定番御歩並次列仰せつけられるにつき請書（神戸直次郎→本多播磨守）……124
137（慶応3）卯 2・17
138（慶応3）卯 2・20
139（慶応3）
140（慶応3）卯 3・2
141（慶応3）卯 3・
142（慶応3）卯 3・
143（慶応3）卯 3・
144（慶応3）卯 3・
145（慶応3）卯 3・
146（慶応3）卯 3・6
147（慶応3）卯 3・
148（慶応3）卯 3・
149（慶応3）卯 4・
150（慶応3）卯 4・
151（慶応3）卯 5・
152（慶応3）卯 5・
153（慶応3）卯 5・
京詰御扶持方大工並、扶持方大工に仰せ付けられるにつき請書（神戸直次郎→本多播磨守）……124
小松作事所使用の焼印札の扱いにつき依頼（内作事奉行→）……124
焼印取り扱い方達の事（御作事所→）……125
小松本丸・諸役所等渡の損桶類等につき上申（馬場清大夫→前田孝敬）……125
小松武具所渡り損桶類等につき達（馬場清大夫→狩谷判平・田辺吉蔵）……125
小松梅林院等普請方、内作事奉行手合とするにつき相談方依頼（馬場清大夫→中川式部）……125
小松本丸・諸役所等渡の損桶類等につき周知方案内（馬場清大夫→前田式部・玉井勘解由）……125
貸家并修道館へ渡桶取替方につき達（馬場清大夫→津田善六郎・後藤鍋三郎）……125
内作事奉行御手番指省方達（馬場清大夫→前田弾番）……126
先頃仰付の切米大工誓詞につき呼出の事（斉田与十郎→不破亮三郎）……126
作事所仕法につき、算用方役所取捌品々、入用方人々に打込につき依頼（作事所→）……126
算用方役所指止の事……126
作事所召仕の諸職人作料、作事所へ委任につき達（御作事所→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……127
御殿向等修覆の節、作事所御入用方御用定番御歩等の城内御門通行方依頼（安井和介→本多政均）……127
大工作料改につき上申（御作事所→）……127
大工等勤方につき達（御作事所→内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……127
大工作料・勤方申談につき達（御作事所→御入用方

154 （慶応3）卯5・ 役所・御歩横目役所・棟取役所）……127
155 （慶応3）5・8 内作事・外作事の品々取揃方につき達（御作事所↓前田惣太郎等）……126
156 （慶応3）5・8 大工并諸職人着到・作料渡方等につき達書（御作事所↓内作事奉行衆中・外作事奉行衆中）……129
157 （慶応3）5・8 越中黒部川・常願寺川流木払方の儀の事（御作事所↓前田惣太郎等）……129
158 （慶応3）6・ 材木調達方につき達（御作事所↓西田甚右衛門）……130
159 （慶応3） 大工・諸職人遠所定修理方等につき達書（御作事所↓外作事奉行）……130
160 （慶応3）卯5・ 諸職人勤方につき、時計渡方依頼（外作事奉行↓）……130
161 （慶応3）卯（5・） 時計入用銀払方につき達（御作事所↓）……130
162 （慶応3）6・ 船時計等直段書上（時計師治助↓御作事御役所）……131
163 （慶応3）卯6・ 御扶持方大工への賃渡取扱銀返上方につき一札（関沢六左衛門↓三浦八郎左衛門）……131
164 （慶応3）卯7・2 御切米大工・扶持方大工遠所出役方につき依頼（神戸直次郎↓横山外記）……132
165 （慶応3）卯7・4 兵粮焚出方道具等小松城番へ引渡方通知（御作事所↓）……132
166 （慶応3）7・ 内作事奉行紙面達方の事……132
167 （慶応3）6・23 別紙相渡さるるにつき達……132
168 （慶応3）6・20 作事所焼印、内作事奉行より受取方につき依頼（狩谷判平・園田助左衛門・吉見久之助↓横山三左衛門）……132
169 （慶応3）卯7・ 扶持方大工・大工・屋根葺等手間料につき渡方依頼（御作事所↓）……133
170 （慶応3）卯7・20 小松作事所附御横目足軽御門出入方につき上申（関沢六左衛門↓村井長在）……133
171 （慶応3）卯8・24 覚書申渡の事……134
172 （慶応3）卯8・25 扶持方棟梁等切米大工に仰せ付けられるにつき達（↑馬場清大夫）……134
173 （慶応3）8・24 切米大工苗字・帯刀御免につき申渡……134
174 （慶応3）8・24 作事所への呼出状（御作事所↓定出御六方等六人）……134
175 （慶応3）8・24 御扶持方棟梁苗字・帯刀御免につき達（安井和介↓三浦八郎左衛門）……134
176 （慶応3） 書取の趣申渡の事（↑棟取）……134
177 （慶応3）卯8・ 内作事方・外作事方申渡方の事……134
178 （慶応3）8・24 内作事方・外作事方申渡方達（御作事所↓内作事奉行・外作事奉行）……135
179 （慶応3）卯8・25 御扶持方棟梁等人事申渡方につき請（安井和介↓本多政均）……135
180 （慶応3）8・25 御扶持方棟梁等人事申渡方につき案内（安井和介↓御城方等）……135
181 （慶応3）8・25 御扶持方棟梁等人事申渡方につき依頼（安井和介↓前田惣太郎）……136
182 （慶応3）卯8・ 修覆方図帳等の認方改につき達（御作事所↓前田惣太郎等）……136
183 （慶応3）卯8・ 修覆方図帳等の認方改達の事（御作事所↓内作事奉行等）……136
184 （慶応3）卯9・16 切米大工、扶持方代渡方の事（関沢六左衛門↓木破亮三郎）……137
185 （慶応3）9・28 火消棟梁申渡（↑棟取）……137
186 （慶応3）9・ 火消棟梁申渡の事……137
187 （慶応3）9・ 大工棟梁等火消棟梁兼帯申渡につき案内（馬場清大夫↓木破亮三郎）……137
188 （慶応3）9・26 町方大工頭取・大工指引役申付につき案内（木破亮三郎↓馬場清大夫等）……137
189 （慶応3）卯10・2 町大工指引役申付につき案内（三浦八郎左衛門↓馬場清大夫等）……138

190 （慶応3）卯10・ 火消棟梁指除申渡（→棟取）……138
191 （慶応3）卯10・26 町大工共へ渡すべき木札出来につき案内（町会所→）……138
192 （慶応3）卯10・27 切米大工雨具持懸渡方につき達（三浦八郎左衛門→馬場清大夫・関沢六左衛門）……139
193 （慶応3）卯10・ 切米大工遠所出役の際の雨具持懸渡方につき依頼（馬場清大夫→本多紋均）……139
194 （慶応3）10・晦 大工等棟梁指止につき申渡方依頼（安井和介→三浦八郎左衛門）……139
195 （慶応3）11・16 屋根棟梁定役指除申渡（→棟梁）……140
196 （慶応3）卯11・ 屋根棟梁定役指除申渡……140
197 （慶応3）卯11・16 屋根棟梁定役指除申渡（安井和介→木破亮三郎）……140
198 （慶応3）卯11・18 大工平棟梁指止につき達（町会所→御作事所）……140
199 （慶応3）卯11・26 切米大工細川三郎右衛門雨具持屋懸渡方につき雇賃等請取方依頼（不破亮三郎→安井和介・関沢六左衛門）……140
200 （慶応4年）辰4・(5) 両殿様御寺参詣の節の御大工等職務代行につき上申（→外作事奉行）……140

一　慶長十六年八月～寛永十五年四月　江戸初期の普請作事史料

（1）慶長十六年八月　金沢屋敷奉行任命状写

金沢屋敷奉行
西村右馬助
浅野将監
河原兵庫
石川茂平
野村五郎兵衛

右、当地惣屋敷奉行申付候、何も見計可然様ニ可相渡候、若脇々より申分雖有之、奉行共ニ相尋、以其上可相定者也、仍如件、

慶長十六年八月廿七日　利光（前田利常）

（加越能文庫「万治以前御定書」）

（2）慶長十六年九月　前田利常判物写

金沢侍屋敷之御覚

一、壱万石　四拾間四方
一、九千石　同
一、八千石　卅五間四拾間
一、七千石　同
一、六千石　卅間四拾間
一、五千石　同
一、四千石　三拾間四方
一、三千石　同
一、弐千五百石　弐拾五間卅間
一、弐千石　同
一、千九百石より千五百石迄　弐拾間卅間
一、千石より八百石迄　弐拾間廿五間
一、七百石より五百石迄　弐拾間四方
一、四百石より三百石迄　拾五間弐拾間
一、弐百石より百五拾石迄　拾間弐拾間

右屋敷之事、間数を以令算用、歩図りニ可相渡候、何茂屋敷並可然様見計可申候、父子有之者ハ、一所ニ可遣者也、

（慶長十六年）亥九月三日　御判（前田利常）

浅野将監　野村五郎兵衛
河原兵庫　石川茂平
西村右馬助

（加越能文庫「万治以前御定書」二）

（3）慶長十六年九月　前田利常定書

金沢屋鋪之法度

一、今度高岡衆へ相渡候家中下屋敷替地之事、此已前之屋敷之通惣構之外ニ而可遣候事、
一、新儀ニ屋敷申談もの於有之者、奉行共ニ相尋可遣候事、
一、侍屋敷致売買候事、此已前より堅令停止候、若法度相背者於有之者、買主可為失墜之条、何茂相改可申上候之事、

一、惣構侍屋敷之内ニ、寺庵并諸職人於有之者、是又相改可申上候事、

一、明屋敷之事何茂令穿鑿可申上候事、

一、惣構士居之内道之事、弐間通明可申事、

一、惣構之外ニ屋敷へ出入之道筋見計可申付事、

一、奉行人指図之外ニ道を明、又ハ在来道ふさき候事、并士居之土を取堀を埋候事、

一、惣構之士居之竹、其屋敷通之者共として可相改候、若ミたりニ伐取候ハヽ、屋鋪主可為越度旨可申聞候事、

右、屋敷奉行之者共として急度相改可申上候、若対奉公人罪之儀申もの於有之者、遂穿鑿可申付者也、

慶長十六年九月三日　　利光

浅野将監殿
河原兵庫殿
西村右馬助殿
野村五郎兵衛殿
石川茂平殿

（加越能文庫「万治以前御定書」）

（4）慶長十六年九月　前田氏年寄衆連署奉書写

高岡衆屋鋪之御定

一、壱万石　　四拾五間四拾間
一、九千石　　同
一、八千石　　四拾間四方
一、七千石　　同
一、六千石　　三拾五間四拾間
一、五千石　　同
一、四千石　　三拾三間三拾間
一、三千石　　同
一、弐千五百石　　弐拾七間三拾間
一、弐千石　　同
一、千九百石より千五百石迄　　弐拾壱間三拾間
一、千弐百石より千三百石迄　　弐拾七間廿壱間
一、千石より八百石迄　　弐拾壱間弐拾五間
一、七百石より五百石迄　　弐拾壱間弐拾間
一、四百石より三百石迄　　拾六間弐拾間
一、弐百石より百五拾迄　　拾壱間弐拾間

右、高岡衆屋敷之儀、御理被申上候条、此度之儀者、此書付之ことく可被相渡旨　御意候、以来之義ハ、右、任　御判之旨被相渡旨被仰出候、可被得其意者也、

慶長十六年
九月四日

横山々城守（長知）
篠原出羽守（一孝）
奥村河内守（栄明）

西村右馬助殿
河原兵庫殿
浅野将監殿
野村五郎兵衛殿
石川茂平殿

（加越能文庫「万治以前御定書」）

（5）慶長十六年九月　前田氏年寄衆連署奉書

御家中下屋鋪

五千石
一、壱町弐段半　高畠左京亮

壱万五千石
一、三町七段半　横山々城守

五千石
一、壱町弐反半　同弐部少輔

壱万七千石
一、四町弐段半　山崎市正

壱万七千三百石
一、四町三反弐拾五歩　村井出雲守

三万三千石
一、八町弐反半　長九郎左衛門

弐万四千五百石
一、六町壱反弐拾五歩　宗半
大隅守

七千弐百五拾石
一、壱町八反壱畝七歩半　三輪志摩守

六千石
一、壱町五反　小幡駿河守

五千石
一、壱町弐段半　奥村周防守

六千九百石
一、壱町七反弐拾五歩　石野讃岐守

三千九百石
一、九段七畝拾五歩　加藤石見守

五千五百石
一、壱町三反七畝拾五歩　奥野紀伊守

四千石
一、壱町　玉井市正

以上、

右、中納言様御諚之並ニ歩割書付可遣旨、筑前様就　御意、如斯候、
以上、

（慶長十六年）
亥九月廿三日　奥村河内守（栄明）
篠原出羽守（一孝）
横山々城守（長重）

浅野将監殿　西村右馬助殿
河原兵庫殿　石川茂平殿
野村五郎兵衛殿

（加越能文庫「万治以前御定書」）

（6）寛永十三年十一月　作事方定書写

定書写

一、作事方、先奉行人之外当奉行申付候作事入用もくろミ、大工三人申渡相極、目録先奉行佐久間弥右衛門・稲垣三丞裏書裏判仕、当奉行手前ニ請取置、其目録之通当奉行人致手形、会所者裏判を以材木奉行方より請取可申候、若追々入申材木在之者、右三人之者令相談、重而目録相調、同前可致沙汰事、

一、作事方人申請道具請取渡、可為同前事、
一、先奉行佐久間弥右衛門・稲垣三悉致切手請込候材木其外諸道具、一ヶ月分之致目録、会所へ可相渡候、并当奉行人へ遣候目録之写、会所へ可遣之候、手前ニ茂請書可仕置事、
一、作事相済次第、当奉行人会所へ可遂算用事、
一、材木奉行手前より、作事場其外諸方へ相渡候材木之分、一ヶ月充帳面相極、会所へ可相渡事、
一、縄・こも・藁・葭・竹針・かすかい・屋根葺、何も会所ニて一ヶ月充可令算用事、
一、於宮腰材木買調候様子、如跡々可申付事、
一、右之材木買申分、并宮腰より当地指越候材木之帳、奉行人方より毎月内藤清兵衛方へ渡置可申事、
一、宮腰材木出し申刻、奉行人方より内藤清兵衛方へ相断、内藤下代出シ相改、彼地出可申事、
右、定所如件、

寛永十三年十一月十三日　　会所中

（加越能文庫「万治以前御定書」）

（7）寛永十五年四月　普請場定書写

定

一、御家中役人、毎日罷出候時分之儀、日之不出以前ニ御普請ニ取懸り候様ニ罷出候、若日出候而罷出候者於有之者、着到ニ付申聞敷事、付、出不参之儀ハ、三日之不参ニ可申付事、
一、其日之町場、奉行人見計申付候、御普請役人何かと理申候共、杖突指出侘言之族有之間敷候、然上ハ、奉行人当置候丁場、用捨有之間敷候、若仕不届役人於有之者、為過怠其日ヲ不参ニ可申付候、杖突之手前ハ、品ニより過怠可申付事、付、組切割町場之儀者、組々可為裁許次第事、
一、朝御普請ニ罷出、其日之奉行人より申付候様子不致承引、御普請ニも不取付、申破丁場ヲはつし候役人於有之者、惣役人ハ壱人ニ付三日之不参、統領人之儀者、壱人ニ付六人宛之可為不参事、
一、毎晩役人罷帰り時分之儀者、其日之奉行人指図次第たるへし、但、請取普請ニ候者、其丁場仕廻次第ニ、奉行人ニ改相渡シ、納得之上を以可罷帰事、
一、金沢之外、在々所々へ罷越役人之義、或ハ道中之作毛ヲふみあらし、或ハ立毛を盗取不申様ニ、与々奉行人并杖突より急度可申渡候、宿賃之儀者、御定之通当座ニ相渡、宿主より切手を取、杖突方ニ請取置可申事、付、戸室山并わく木山より、役人金沢へ罷帰候時分、竹木・柴・杪ニよらす、盗賊之者於有之ハ、曲言ニ可被申付事、
一、御植木并川石釣り之者ニよらす、道中ニて道ヲせはめ、上下之者ニ対シ理不尽之儀無之様ニ、其所之奉行人并杖突より急度可申付事、
一、御普請場におゐて、杖突之刀・傘、役人之脇剰停止之事、
一、杖突・役人ニ不寄、丁場ニおゐて申分仕出候者、理非ニ不立入、手出之者、其日之奉行人急度可申付候、自然疵付候者、双方共ニ押置、御普請奉行衆へ申理、何篇ニも指図次第ニ可仕候、若於其場、わきより馳集、最負之沙汰仕者於有之者、縦親子兄弟たりと云共、曲言たるへき事、
一、所々丁場、奉行人より其日之普請之様子、出入并栗石之坪数相

別所勘右衛門殿
坂田源兵衛殿
内田太左衛門殿

改、毎晩会所迄、はかき二令判形可指越候、然上ハ朝番・昼番共ニ立揃、御普請之体吟味可有之事、

一、何方之御普請ニ而も、役人四度食給申儀堅停止候、縦其主人、私として給させ申候共、役人之手前為過怠、其日不参ニ可申付候、杖突も同前たるへき事、

一、杖突・役人ニよらす、其日之奉行人申渡候義承引不仕候者、いか様ニも可申付候、若手向候者、不及理非当座ニ成敗可仕候、杖突より役人ニ申付候義異儀ヲ構候者、急度打擲可仕候、誰々之者ニ候共、其主人より申分有之間敷候事、

一、杖突、自分之用所として町場をかし、御普請ニ情ヲ不入者於有之者、其主人ニ相理り、杖突ニ出シ申間敷事、

一、川石・栗石寄之役人、徒ヲ匠、古川除之石并石垣をはつし、或ハ氷道或者所々見々石、いつれニ而も盗取申者於有之者、見付聞付次第ニからめ取、御普請奉行衆迄渡置可申候、若手向仕ニおゐてハ、当座ニ成敗可申付事、

一、杖突共手前之儀ハ、下奉行中として定書申付趣、無相違様ニ可申付事、

一、壱与より両人宛罷出候下奉行之儀、壱人ハ会所、壱人ハ御町場へ替り〳〵ニ罷出、御普請之もくろミ、并町場之割符可仕候、然上ハ下奉行之内壱人被出候衆於有之者、千石之触役之内五百石引可申候事、

右、条々無相違様ニ堅可被申付者也、

寛永十五年四月六日　　横山々城守〔長知〕
　　本多安房守〔政重〕

近藤新左衛門殿

二　寛文四年五月～宝暦元年　旧記・御作事方留帳

（表紙）
「（貼紙）高畠定辟献（印字）
旧記　御作事方
　　　留帳　」

（1）
向後御切米并御扶持方等被下人々員数被書上候刻、調様之儀、被
仰出之趣、津田玄蕃・奥村兵部より申来候ニ付則両人書面写進之候、
可被得其意候、恐惶謹言、
（貞享三年カ）二月十五日　奥村壱岐（庸礼）
奥村伊予（時成）
本多安房（政長）

（2）
写
御切米被下候者共、其員数紙面ニ、何程何石与相調申儀有之候、最
前何十俵与被仰出候所ハ左様ニハ有之間敷候、依之御切米ハ何茂俵
与調、御扶持方ハ何人扶持、知行ハ尤右（石）与調可申候、向後諸奉行・
諸役人、会所之書付如此伺、心得可申候、此外別儀ニ付、米之員数
書付上候ニハ品ニ寄、石ニ而も俵ニ而も分、聞易様ニ而調之候、ケ様
之儀為着判ハ無之候、且亦百姓・町人等之儀ハ是以可依其品候、一
定仕候事ハ無之候間、其心得可仕旨被　仰出候条、頭才許中并諸奉
行・諸役人可被仰渡候、以上、
丙寅正月十七日　津田玄蕃（孟昭）
貞享三也、　奥村兵部（悳輝）
奥書月日
〃〃〃〃
本多安房守（政長）様
奥村壱岐（庸礼）様
奥村伊予（時成）様
（朱書）「貞享
享保　」

（3）
御親翰之写
於金沢、毎月廿八日何茂常之通之服ニ而可相詰候、於江戸朔望・廿
八日、同事之服たるへく候、以上、
右之通、御横目衆江被仰渡候由、
天和三、五月廿八日被仰出之、

（4）
御家中之面々并妻子等、宗門を改、又ハ寺を替申儀指而故も無之候
所ニ及断候人々有之候、向後何卒宗旨改申候半而不叶義ハ、其頭又
ハ支配人承届、□（取上カ）ニ而頭書付取次可被申候、
一、寺を替義ハ、遠所より当地へ引越候様、旦那寺遠方故、同宗門
江寺を替候義ハ各別ニ候、其外子細なくして替候義無用候事、
（元禄元年）辰三月　日

（5）
宗門并寺替之儀ニ付、御書出、当十六日御寄合所ニおゐて御渡被成
候ニ付、別紙写候而懸御目候、被得其意、御名之下、可有御判形、
以上、
辰三月十七日
元禄元也、

(6) 御国之内当座御用懸り所々ニ有之候面々、逗留之内、父母・妻子、又ハ其身ニ懸り居申候祖父母并其身急病之節ハ、相奉行へ断、先自儀右之様子与断、并被申渡候手先之御用所江急度及断候様、右組中江可被申触候、恐惶謹言、

寛文四
五月廿六日

前田対馬(孝貞)
奥村河内(栄清)
今枝民部(近義)
江戸奥村因幡(庸礼)

(7) 御前之　御印章之外、役所へ御留ニ有之印之儀ハ、向後御印与申間敷旨、被仰出候条、被得其意、定番御馬廻中・同御徒之者共へも可被申触候、恐惶謹言、

十二月廿七日　延宝六也、

〈*右、(1)～(7)までの部分に抹消の印有り〉

(8) 御定書　自分旧記ニアリ

私義、亡父久左衛門為跡目(名跡)被召出、御切米七十俵無相違拝領仕、難有仕合奉存候、以上、

(延享四年)丁卯四月廿二日

大西金左衛門

(内作事奉行)佐藤勘助殿
(内作事奉行)金森多門殿

右、私共支配、大西金左衛門御受書付上之申候、以上、

(9) 覚

一、四人　割場付足軽

右、奥村助右衛門揚地御長屋入口番人、今廿九日より指置申候条、内御作事奉行断次第相渡候様、割場御奉行被仰渡可被下候、只今迄指置候奥村小源太揚屋敷入口番人、今日より御用ニ無御座候、以上、

(延享四年)卯七月廿九日

金森多門(知近)
佐藤勘助(直長)

(10) 笹田吉左衛門儀祝義之御礼、明十五日被仰付候条、五時前二ノ御丸へ罷出候様申渡、私共之内可罷出候旨、御越上候趣奉得其意候、以上、

十月十三日

金森多門(知近)
佐藤勘助(直長)

奥村内膳(成象)様

(11) 御作事所留書足軽樫尾仁左衛門与申者年罷寄、繁敷御用方相務兼申ニ付、御暇指出候様可仕候、仁左衛門数年来、留書御用全相勤申者ニ御座候、養子仕置、手跡等相応之者ニ御座候間、右為代、即日召抱申度奉存候、御聞届之上被仰渡候様私共奉願候、

(延享四年)丁卯十二月八日

佐藤勘助(直長)
金森多門(知近)

奥村助右衛門(修古)様

(12) 覚

一、拾八俵　手印御切米　留書足軽　桑山儀左衛門

右、御作事所留書足軽樫尾仁左衛門義、年罷寄候ニ付、当廿一日御暇指遣代桑山儀左衛門召抱申候、御切米割符之儀、御算用場へ被仰渡可被下候、以上、

丁卯十二月廿四日（延享四年）　佐藤勘助（直長）
　　金森多門（知近）

御年寄衆
御例各殿（諸家）

(13)　覚

一、壱通　　御裏印物

右、為頭分被受取申候、以上、

卯十二月廿六日　　金森多門（知近）
　　奥村助右衛門様（修古）

〈＊右、(13)までの部分に休泊の印有り〉

(14)　横山大和守殿去十日御卒去ニ候間、此御並前々御卒去之節之通、相心得可申旨、御紙之通奉得其意候、旧例ハ御作事方三日相止候へ共、享保八年故安房守殿御卒去之節より、御作事方相止候ニ不及申、鳴物等ハ三日相扣可申趣、御用番御指図ニ付、其已後右之通御座候、今般も右之格ニ奉心得候、以上、

三月三日（寛延元年）（四月）　　金森多門（知近）
　　前田対馬守様（孝貞）

(15)　覚

一、六人　　割場付足軽

但、表門・裏門昼夜番人

一、四人　　割場付小者

但、釜小屋昼夜番人

一、四人　　割場付小者・役小者之内

但、昼夜道具番人

右、於天徳院（平出）大応院様（前田宗辰）御一周忌御諸用御用ニ付、寺社方破損修理才許与力断次第相渡候様、割場御奉行江被仰渡可被下候、

午十月十八日（前の誤ニ）（延享四年）　　金森多門（知近）
　　佐藤勘助（直長）

奥村内膳様（成象）

(16)　覚

一、三合　　菜種焼油

但、一晩、一夕宛

右、於天徳院（平出）大応院様（前田宗辰）――――断次第相渡候様、会所御奉行へ被仰渡可被下候、以上、

卯十月十八日（延享四年）　　同人
　　同人

御同人様

(17)　――――

一、三人　　割場付小者役人

日用ニ而も

右、大応院様御一周忌御法事、御塔婆於野田山出来仕候ニ付、番人為御用、昼壱人、夜二人宛、寺社破損――――仰渡候様、割場――――以上、

卯十月廿七日（延享四年）　　同人
　　同人

御同人様
ミミミミ

奥村助右衛門様（修古）

(18) 覚

一、六人　割場付小者等之内

内

四人　物頭番所、御徒番所、

鐙留番所、足軽番所

弐人　裏門鐙留番所

右、於天徳院（平出）大応院様――ニ付、仮番所番人指置申候間、

寺社破損（延享四年）――割場へ――以上、

卯十一月二日　同人

同人

奥村助右衛門様（修古）

(19) 高岡瑞龍寺禅堂等、仮御普請御用主付毛利次右衛門・高橋兵左衛門、今般被仰渡候ニ付、寺社方破損修理才許与力人々之内、相加り相勤候様申渡候、諸切手等先例連判仕、相勤候趣ニ御座候、今般も連判仕候様可申渡哉、御指図次第可申談候、以上、

（寛延元年）辰四月十九日　佐藤勘助（直長）

金森多門（知古）

前田大炊様（孝昌）

(20) 覚

一、拾弐人　割場付足軽

但、表門・裏門・釜屋、三ヶ所

昼夜番人

右、高岡瑞龍寺今般禅堂等御普請被仰付候ニ付、御用ニ御座候間、右主付奉行高橋兵左衛門・毛利次右衛門、寺社方修理才許伴番人、那古屋津左衛門次弟相渡候様、割場へ被仰渡可被下候、以上、

（寛延元年）辰四月　佐藤勘助（直長）

金森多門（知古）

前田大炊様（孝昌）

(21) 変事早繰二可入、

七拾間御長屋御門前腰懸之内、小者躰之者縊死仕罷在候、御格之通検使之義、公事場御奉行中へ被仰渡、左様仕度奉存候、以上、

（寛延元年）戌辰九月四日　金森多門（知古）

佐藤勘助（直長）

不有合

奥村助右衛門殿（修古）

(22) 昨四日朝、七十間御長屋御門前腰懸之内、小者躰之者縊死仕、果罷在候に付、右場所通付、取捌かね、先例相知不申候ニ付、割場申談、並合相接候様可仕旨被仰渡、則検使之義、私共より御断申上候所、公事場御奉行江被仰渡、与力原平十郎・吉江丹右衛門罷出見届、掃除之者へ平十郎等致指図、死骸即日為引取申候、検使之砌、御普請所役先ニ付、内作事奉行氏家九兵衛儀、御大工渡辺伊左衛門御紙面廻役、棟梁大工藤蔵召連罷出申候、右之趣、御断申上候、以上、

戌辰九月五日　金森多門（知古）

佐藤勘助（直長）

奥村助右衛門(修古)様

(23)
一、廿三束　　古縁取
一、六束　　三ツ溜葺板

――――

右、天徳院物置蔵へ入置候所、入口鎖前取はつし忍入、右之品盗取申候、当廿六日寺社方破損修理才許与力見付、入置候物共、相改候ニ付、右之品迄致失仕候旨申聞候、為御聞置申上候、以上、

(寛延元年)辰十一月廿九日　　同人

奥村助右衛門(修古)様　　同人

(24)
御作事所へ受取置候御算用者永井次郎左衛門、此節御参勤、御用所ニ而御門番候ニ付、難相渡、先年御人少候節、相渡不申例も有之候間、御人多ニ相成候迄難相渡候旨、御算用場御奉行前田源五左衛門以紙面を以、中上(紅)候ニ付、右紙面之通、相心得可申旨被仰渡、被得其意候、近年番人受取置候所、移け引(引移)小伐石次郎左衛門指越、壱人ニ而、相勤罷在候、此節諸手合渡方、切手算用当り等為致候ニも指支候故、今又も受取申度、しか茂度々及詮議候へ共、御人支候儀、相渡不申候趣、重而次郎左衛門義も引揚、相渡不申候而ハ、算用当り切手等取抜申者一人も無御座候、御用必至為指支申候而難相返候、若先年御算用書相渡候義、申談仕義も御座候へ共、当時ハ御扶持大工も少、墨(畢)竟御算用方之義、御扶持方大方棟梁ニ為相勤候而ハ、御請方無心許奉存候ハ而只今迄之通、御算用者受取、此義も御断申候、追而改定数ニも仕度様奉存候間、此段御算用場御奉行へ被仰渡可被下候、以上、

(宝暦元年)閏六月五日　　馬渕嘉右衛門(愛定)
伊藤八郎右衛門(勝真)

本多安房守(政行)様

(25)
私共支配御大工、御壁塗刀帯申度旨奉願候所、願之通被　仰出、右之趣ニ付、被仰出之趣茂被仰渡、今日於御作事所被　仰出之趣、厳重申渡候趣可仰出候趣奉畏候、向後常刀帯申儀雖有仕合奉存旨、私共迄申聞候、以上、

享保十一年也、
午七月朔日　　大橋又兵衛(信成)
藤懸十兵衛(郡製カ)(頼庸)
小川弥左衛門

横山大和守(貴林)様

(26)
享保十一年留帳之内
宝永七年六月九日、越後屋敷ニ伝左衛門(作事奉行・岡田)罷出候所、於高野天徳院、天徳院様御霊堂、先年大坂御屋敷詰人之内修理之所見分ニ相越候得共、御仲間御僉議之上、外作事奉行之内、右大工召連、相越可然之旨御達御聴候処、其通与被仰出候旨、御覚書を以、御月番伊与殿御仰渡、御僉議之上、外作事奉行木村善丞、御扶持方大工壱人可被遣哉之旨、御伺被成候所、其通与被仰出候間、一両日中ニ相越候様可申渡旨、同六月廿三日、伊与殿、伝左衛門へ被仰渡候、御修理者翌年四月六日、被仰渡、奉行木村善丞、御扶持方大工壱人相越候様、御月番近江守(前田直躬)殿被仰渡候、

(27)
一、享保元年八月七日、高野山於天徳院、松嶺院(前田綱紀室摩須姫)様御石塔并柵損

候旨、天徳院より申来候間、見分人可遣旨、御月番伊与守殿（前行右側）、伝左衛門へ被仰渡、町棟梁大工、同月十三日指遣申候、御入用高之儀者、相知不申候、

五月

(28) 御書院

延宝四年被仰付候、享保十一午年迄五十一年、

御数寄屋

御亭

延宝五巳年被仰付候、享保十一午年迄五十年

御庭籠御座鋪

延宝六年被　仰付候、享保十一年迄百十九年（石伐人七月十七日　午七月十七日、（前行右側）伊与守殿十兵衛等達）

延宝四辰年元御作事大工小屋等、為御壊、同年中只今之御作事所大工小屋等被仰付候、今年迄五十一年ニ罷成申候、以上、

午七月十八日、右紙面七月十八日

中村平八郎より　十兵衛渡、

(29) 覚

一、本堂形御蔵相建申年数之儀、御作事方御用相勤申大工、年寄申者ニ被尋候得者、八十歳余之儀ニも可有御座候而承及申候、慥成儀者相知不申候、其節ノ留帳無御座候、

一、新堂形御蔵之儀、年数五十八年以前、寛文十一年佐久間市右衛門・岡嶋六丞奉行ニ而相建申候、留帳ニハ奥村因幡殿前御蔵と御座候、

享保十三也、

五月十九日

右之趣、御作事所留帳等も有之哉、致僉義書出可申旨、伊与守殿被仰渡候由、仲弥三右衛門申聞、同日弥三右衛門・頼母相達置候、

(30) 木蔵才許与力手先江足軽両人、又ハ大工棟梁壱人受取申度旨、先達而相願申ニ付、重而僉議可仕旨、被仰渡候趣を以、猶更僉議仕候所、御材木所へ諸方相渡申、御算用多、尤御材木宮腰より取寄申候駄賃等、御算用入組申儀有之、丸木挽割切等取寄申節ハ、才廻算用を以、人懸多少相極、賃銀相渡申義ニ御座候故、当分懸候者ニ而ハ不案内ニ而御用済兼申候、只今申上、当分懸足軽受取置申候得共、御算用休息申砌ハ、自分雇者仕相改申候、若今般足軽両人受取申旨も、当分懸ニ候へハ、畢竟只今迄之趣同事ニ可有御座候間、相願候通、大工棟梁一人受取申度旨申聞候、勿論大工棟梁之儀者一人ニ而者、足軽両人よりハ、手間料銀只今之米直段を以、図申候得者、指当御費ニ相見へ申候得者、若米高直ニ相成候得者、御費之筋ニも成不申候義ハ、才廻算用等違、人懸ニ相違之儀有之候得者、御材木請取旁渡方等、与力中勘定相立不申儀も御座候段私共精誠詮義仕、承届候条、御僉議之上を以、与力中願之通、大工棟梁一人相渡可申旨、被仰渡候様仕度奉存候、以上、

享保十二也、

九月廿八日

大橋又兵衛（信成）

小川弥左衛門

藤懸十兵衛（綱雄）

横山大和守様（貞林）

右、同日大和守殿へ又兵衛相達申候、

右、十月十日願之通、大和守殿被仰渡、委曲覚書帳ニアリ、

享保十四也、
酉四月廿日

水野頼母(惇信)
高田吉郎左衛門(棟親)
藤懸十兵衛(頼甫)

長九郎左衛門(高連)様

(31) 遠所寺社方御修復見分毎歳、御大工、御扶持方大工等遣申候節、寺社奉行等申達、与力加人受取、指添遣来申候、先年ハ右見分棟梁大工等迄遣申ニ付、与力指添申候、然所只今者御大工等夫々遣申儀ニ御座候、外作事方遠所見分御大工指遣、外作事奉行指添申儀ハ無御座候間、今年より寺社方も右之通ニ相心得、与力遣候儀指止可然奉存候、左候得者、御扶持方宿賃銭御費之儀も無御座候、且又御修復之時分者、只今迄之通、御縮方ニ与力付置可申儀ニ奉存候、以上、

享保十四也、
酉二月十一日

水野頼母(惇信)
高田吉郎左衛門(棟親)
藤懸十兵衛(頼甫)

本多安房守(政昌)様

(33) 今般被召抱候御壁塗橋本吉右衛門儀、年若者候而、細工も随分宜仕候、然トモ只今迄、平左(左官)冠ニ御座候故、堀越家之伝受等相済不申候、家伝之儀者、重キ事ニ御座候ニ付、堀之一字ヲ送り不申而者伝受難仕旨、堀越吉左衛門申候故、堀越与相改、伝受仕度被存候、伝受事相済候得者、何御用被仰付候而も宜敷儀ニ奉存候ニ付、一往奉伺候、以上、

享保十五年
戌二月十三日

水野頼母(惇信)
高田吉郎左衛門(棟親)
藤井(懸)十兵衛(頼甫)

本多安房守(政昌)様

(32) 御作事方遠所地廻共御修復見分之時分、近年御横目、御大工等ニ指添申来候、御修復申付候節も手先奉行罷越申候、五百目以上之御高ニ御座候ハ御横目指添申候、五百目以下之御修復御奉行等罷越申儀無御座候、御格ニ而御横目も指添不申候、然トモ見図り等者、軽品ニも御横目夫々同道仕来申候、
見分ニハ大概着紙面ニ其様子、軽重も相知不申儀ニ御座候間、軽キ見分ニハ、御横目相添不申而者、不厳義ニ而も可有御座候、御修復之節ハ、五百目以下ニ而も、決而御横目指添申候様仕度儀ニ候様、殊ニ五百目以下ハ棟梁大工迄も遣申義も御座候条、旁以右之通仕度奉存候、各様御僉議次第御横目中ニも可被仰渡候、以上、

(34) 蓮池御露地御泉水より流出候水、坂下御門足軽番所前ニ而二筋ニ成、壱筋ハ本堂形塀外通へ流申候、壱筋ハ御鳥部屋へ掛り、同所塀之外江流出、右弐筋共一ツニ成、大概伝蔵居屋敷へ入、夫より南丁、堤町水溜ェ流落申候、最前ハ右二筋共、金谷柵御門際、惣構へ流落候得共、当時右之趣御座候、以上、

同年
七月廿日

高田吉郎左衛門(棟親)

(35)江戸御普請中御扶持方大工、帯刀為仕、御用相勤申候、常方御用之節ハ帯刀仕不申候、惣而台所御用指出申節ハ、尤帯刀仕来申儀ニ御座候、左候得者、江戸表常方御用相勤候者共も帯刀仕可申義と奉存候間、右之通可申渡候、第一遠所御用帯刀之義ハ、御縮方之為ニ付、江戸表之儀者、猶更江戸大工等召仕申儀ニ相考候間、旁以帯刀為致可申与奉存候ニ付、一往相伺候、以上、

同年
戊八月

水野母頼(頼母)(守信)
高田吉郎左衛門(種親)
藤懸十兵衛(頼常)

横山大和守様(貴林)

右紙面、大和守様へ致持参、口上に而も、決而帯刀仕、御用相勤候へハ、格別御縮宜義ニ候間、達而相願候旨、申上候へハ、此儀者達御聴候ハ而ハ、難成由ニ而、則被達御聴候所、一段被思召候、愈心得、江戸其外遠所御用帯刀仕候様、被仰渡候、

〈＊右、(31)～(35)までの部分に抹消の印有り〉

三　万治年間～元禄年間　御作事所御定并押紙面等写

（表紙）
「御作事所御定并押紙面等写」

（1）御作事方万端念入如跡々、毎朝早天ニ出、大工其外出不参等、急度相改候様、可申付事、

一、作料銀上中下相改、棟梁之切手ニ当座奉行加奥書、御作事奉行添書を以、請取可相渡事、

一、宮腰御囲、金沢御木蔵ニ茂不在合、竹木少分之儀者、会所江相談、大分之儀者、対馬・因幡・玄蕃・民部江断、指図を以、駒井主水方江申達、可調松材木御林之竹御用之節、同断、

但、山奉行江可申遣事

一、御作事ニ大工肝煎弐人立置、諸事手操不申様可申付事、

一、為御用方々江一人、二人宛遣候大工作料之儀、手先之奉行切手之表遂吟味、銀子請取可相渡事、

一、宮腰御囲より金沢木蔵江取寄申材木、一ヶ月切ニ請取、切手大切手遂吟味、御作事奉行添書調、木蔵奉行江渡可置事、

一、破損修理之儀、毎年九月以前仕廻候様、可相心得、附り、丈木・批板・切屑・古木等、入札を以払候儀、落札之面、御作事奉行見届、払代銀者、手先之奉行人より御土蔵江為上可申事、

一、宮腰御囲より金沢木蔵江取寄候材木、松柴御林之竹并所々御作事ニ遣申人足、木蔵奉行手先之奉行一ヶ月切ニ切手為調、遂吟味、御作事奉行奥判を以、割場江遣可申候、左候得者、重而人払御算用ニ者不及事、

一、人足無之刻、宮腰其外馬ニ而材木取寄候者、駄数馬方之切手ニ木蔵奉行、御作事奉行、加裏判遣、代銀請取候様可仕事、

一、同日用銀之儀、日用頭之切手ニ手先之奉行、御普請奉行、加裏書、代銀請取候様可仕候事、

一、御作事場ニ在合候古木等、御用ニ遣候分者、払捨之事、

但、新木者不及申、古木ニ而茂切手を以、門を可出事、

一、小作事奉行手前諸事無滞様ニ可申渡事、

一、御城中并外かは破損奉行相談を以、諸事可申付事、

一、御国中御作事之儀者、何方ニ而茂、万端御作事奉行より可申付候、手先々奉行人入候者、対馬・因幡・玄蕃・民部江断、無滞様ニ奉行を乞可遣事、

一、何色ニよらす、御作事方御用之儀、諸事無滞様可有裁許事、

右被　仰出通、相違有間敷者也、

御印
万治弐年六月朔日

今枝民部（近義）
津田玄蕃（正忠）
奥村因幡（政長）
前田対馬（利長）

御作事
奉行

覚

（2）一、御扶持方大工、向後遠所江参、御扶持人並御用相勤候者、馬銀

等御扶持人並ニ可被下事、
一、大工・屋根葺・板批・壁塗・大鋸・木挽・畳刺・張付師、其外
御作事御囲（朱書「用」）之諸職人、遠所江参候刻、向後宿賃壱分宛可被下事、
一、平大工遠所江参、棟梁役仕候内、壱分宛増銀可被下事、

申三月廿八日　御印

松崎十左衛門殿
大窪忠左衛門殿

(3)
一、外破損修理定御奉行、金沢之外、所々御作事方為御用罷越候時
分、両度目より者、会所裁許銀御貸可被成候、仮令始而参候共、
二三月共遠方ニ逗留仕様成儀候者、是又右同前之事、
一、右奉行之内、一統拝借仕者茂断次第、会所銀御貸可被成事、
右之通、被　仰出候間、可被得其意候、銀子恩借仕刻者、人々断
相違無之旨、御作事奉行より可及案内候条、其上ニ而、如御定、
為致証文、貸渡可被申候、以上、

（寛文十年カ）戊六月

脇田九兵衛（直賢）
富永小右衛門（助清）
岡嶋　甚七（長治）
横山　外記（氏従）

会所
御奉行衆中

右之趣、会所御奉行江申渡候間、外破損修理御奉行金沢之外、罷越
刻、断被聞届、会所江可被及案内候、以上、

六月廿七日

横山外記
近藤新左衛門（長安）

脇田九兵衛
岡嶋甚七

大窪忠左衛門殿
原田又右衛門殿

(4)
所々御貸屋破損為自分修理可仕図

一、百石	弐百目	一、弐百目	三百目
一、三百石	四百目	一、四百石	五百目
一、五百石	六百目	一、六百石	七百目
一、七百石	八百目	一、八百石	九百目
一、九百石	壱貫目	一、千石	壱貫百目

右之通之図ニ候者、為自分修理可仕候、但、図より者修理料多候
者、其分者足銀可被下事、
一、百石より千石迄之内、半知行有之刻者、五拾石より者上江付、
四拾石迄者下江可付事、
一、建家之外、為自分建副候分者、勿論御構被成間敷事、
一、越中堺御旅屋之内、所々御奉行罷在候様成所者、雖為少破、御
旅屋之分者、其人無構修理可被仰付候、為自分建添候分者、可指
除事、

以上、

寛文十年十月廿八日

(5)
御貸家修理定書之儀ニ付、委細覚書

一、所々御貸家破損修理料、御大工之図御定書之銀高より上半銀有
之候共、百目ニ足不申候者、下江付可申事、

〔6〕

一、破損修理料図、従　御定多足銀被下分者、御奉行并御大工指添、修理出来以後、入用銀高之内、人々知行当之分、銀子払候様ニ可在之事、

一、常々応分際候程、随分為自分修理可仕儀、勿躰事、

以上、

寛文十年十一月朔日

所々御作事掛御奉行江可申渡口上之覚

一、不依何方、新敷被　仰付候御作事方図、目録之通り、大様可被相心得候、図より者増へり可有之候、木つかい并其外々つよミ・よわみを考被申、仮令図りの面々違候共、可然様ニ可申付候、左候者、如何様之子細故、或入増、或余在之与申段、其図之品書候との儀、付紙并別紙目録ニて茂委細被記、御作事所江出可被申候、ことニより度々ニ成とも、手先より御作事所江尋ニ罷越尤候事、

附、右付札図違候通、御作事所ニ而見届、其上を以、遂御算用候様ニ可申談事、

一、修理之所々図有之分、右同断、但、破損之所者、こほち掛候而、殊之外違申儀茂有之事ニ候間、左様之所者、如何様仕候者、以来迄宜可有之との段、存寄、御作事所江段々被申越、修理尤ニ候、当分事済候得者、（朱書）「隙明」候様、被心得間敷候、以来者、仕廻之以後、見立ニ人を遣候間、勿抹成儀候者、様子可承届事、

一、御蔵等之儀者、其所之才許人在之事候間、御蔵のため、宜ゟ好も候者、其様子承届、御作事所江相尋、其通ニ可被仕候、但、其品ニより、御蔵才許人改之通りニ無之候而茂、苦間敷ゟ被存候分者、其段御作事江可被申越候、首尾ニより、重而見立遣可申候、

跡々者何程宜儀候而茂、図ニ無之由ニ而、無構無沙汰成儀、有之様ニ承候事、

一、寺社方者、其院主より好多候間、図之通ならで者難成由、可被申候、併御作之様子有之儀、無理ニ其通被（朱書「仕」）請置候得者、無程修理ニむかい懸而、御損ニ候間、其分可被相心得候、図ニ無之共、追付可被仰付様成破損之所候者、是又御作事所江可被相尋候事、

一、地形又者壁土等取候所、往来之道、又八田畠、其外人之迷惑仕候様成所より取不申様、急度可被申付候、其段相違ニ候者、被致吟味、御作事所仕廻被罷帰刻、具ニ可被申聞候事、

一、足軽等小奉行ニ被申付候者、其次第之様ニ（朱書「候」）仕間敷、足軽者、大形不調法候之間、費成儀を存間敷候間、無沙汰成儀ニ者、其御奉行不心得ニ可罷成事、

一、公用之儀ニ候得者、何れとても、望意者有之間敷候得共、当分事済候得者、宜様ニ被仕方茂在之躰ニ候間、随分被考、其首尾可然様可有才許事、

〔7〕

覚

一、所々御蔵、別紙手合分之通ニ被罷越、破損之躰、可被見届候事、

一、当分修理ニて可然分并建直可申分、被見届可被申候、其内成程者、修理ニて建直不申様ニ被相心得、尤候事、

一、其々御蔵奉行者成程慥成様、修理好有之候得共、左様ニ茂難成ことに候間、御米等損不申様有之候得者、宜存候事、

一、唯今御米有之候御蔵之内ニ茂、内外破損之躰見届申事成申分、所々御奉行相談可被見届候、難成分者、御米払次第、委細ニ破損之躰、重而申越候様、裁許人可被申談事、

一、橋之儀者、修理無之候はて不叶分、又者先当年者、無御構候分、可被見分候、自然当年修理無之候得者、大破ニ成可申候間、当分修理ニ而、二三ヶ年茂こたへ可申躰之橋茂、可有之候間、其段委細見分尤ニ候、

一、越中者、御鷹野橋指来入申事、

一、能州者、左様ニ茂無之候間、其心得ニ而見分可然事、

一、何茂見分ニ被参候段、承候者、指而事立不申儀茂可申断候間、指来、修理被　仰付候者、不叶分、能々御見届尤ニ候事、

右何茂御申合、まち々々ニ無之様、可然候覚書仕候、以上、

二月十三日

〔8〕

覚

一、御米并塩有之御蔵、当暮来春之内、明申分者、来夏修理可申渡事、

一、同御蔵何明可申とも難計分者、何時ニよらず、御蔵明申際ニ修理有之様ニ、先々御蔵裁許奉行人より早々及案内候様、兼々可被心得事、

一、所々修理御奉行、御蔵并橋等修理申付在之内ニ、御詰米明候者、右御奉行直御蔵裁許人より可及案内事、

一、御詰米・塩有之御蔵ニ而茂、或屋根、或雪垣等之様成儀者、手先御蔵奉行申談、所々修理之序、右御蔵茂修理候様可然事、

一、御詰塩有之候而茂、少分之ニ而、脇江とりのけ、修理可成分者、所々修理之序か、右之繕茂有之候様、先々御蔵奉行并破損御奉行可申談事、

一、つかへ無之御蔵并橋等之分者、勿論、破損奉行見立次第修理可申付事、

以上、

三月廿一日

〔9〕

覚

一、南部ニ而御調材木、并浦方船頭請材木共ニ間尺相済次第、入帳、其砌横田吉兵衛ニ可被相渡事、

一、宮腰ニ而被　召上候竹木、如跡々、段々間尺済次第、仮入被立、其年之暮頼寄被仕分、入帳可被相渡候者、其年之暮手つかへ難成儀候者、翌年之春入帳可被相極事、

一、飛騨材木之分者、越中より御廻候御材木与、宮腰ニ而被召上候分、一所ニ者入込如何ニ候間、両様ニ入帳調可被相渡候事、

以上、

寅三月廿一日　御用所

御作事所

〔10〕

覚

一、御作事方図帳者、図立之御大工名判ニ御作事所之印合、御普請仕舞、罷帰候者、御入用過不足入念見届、過之分成程、衆議被詰可入御用ニ相究候者、右図り帳之奥ニ過之銀高被書記、其趣委細被記、各名判可被仕事、

一、右御奉行遂御算用、書替出候者、各之内致持参、御用番可掛御目、御入用図之面より減候者、御奉行同道ニ而、右之委細御年寄衆江可被申上候、御入用過候者、書替返可被掛御目候、御奉行同道有間敷事、

〔11〕

元禄九年二月御算用場より黒田佐助ニ被申越覚書

外作事奉行御普請仕廻、本勘銀之銀高相知ニ、増減相究候者、書誓不及御持参候、御用番江可有同道候、仮令増候儀茂其品御作事ニ被聞届候ハヽ、是又可有同道候、とかく奉行人御普請宜申付候儀、御作事奉行之外、可聞届筋無之候、普請仕廻次第、段々右奉行可有同道候、書誓不及持参候旨、丙子二月二日、小寺平左衛門・和田小右衛門被申越候、

〔12〕

一、遠所御用仕廻不申内、其近辺御蔵橋破損御断、裁許人より申来候ハヽ、軽分、右御奉行江申遣、為致修理、其入用之覚書被見届、追図別帳可相渡候、重キ修理ニ候ハヽ、御大工見分ニ遣、其者より仮図り相渡、先遂修理、御奉行仕廻、帰候ハヽ、相渡置候、本図帳書出、右仮図ヲ取替、致算用候様、可被仕事、

一、御入用過仕事、雖成存、修理可仕図り、表指除申儀、自然可有之候哉、御普請仕廻、御奉行帰候間、最前見立ニ遣候御大工ヲ遣、跡見分ニ遣候様、善悪之書付、各可被見届、首尾より右書付、御年寄中江可被懸御目候、御蔵・橋其外破損之所、御大工見立ニ遣被申、見分之品、且又右致修理出来、跡見分、善悪之儀、有躰ニて申上旨、急度御大工其誓詞改、夫々申付候、見立大工心得次第、御損益過分可有事候条、此段能々考可被申遂事、

右之通、御年寄衆被仰渡候条、可被得其意候、以上、

癸酉二月廿日

小寺平左衛門
井上勘右衛門
津田宇右衛門

近藤三郎左衛門殿

長尾平左衛門殿

〔13〕

覚

一、内作事大工棟梁・仕手共ニ日帳前及五、六人者、御奉行朝出仕、如法度致吟味、七半時過、仕廻迄相詰、諸事費無之様、急度才許可被仕事、

一、年内御能之刻、御座敷補理之時分、不用之大工多見江不被成事候、第一御大工共、不届成事候、重而能被申渡、大工不足程召仕候而、事相調候様可仕候、物每、右之通ニ而者、御費多可在之与沙汰之限成事候、

一、外作事、大工棟梁・仕手共、日帳前及五、六人候者、御奉行朝出仕、内作事之通、可被相勤、附、御奉行八人之内、三人者遠所御用指除置、外作事相詰、地廻、御普請所江茂見廻、相残五人、遠所御用可被相勤候、但、少分之儀者壱人役、御入用多候ハヽ、当座相用願可申事、

一、遠所御用相勤罷帰、十日御入用過分時者、十五日迄之内、可被遂御本勘候、御算用茂早速可被相済候、若御算用場指合候者可被断候、且又本勘究之儀、召仕候棟梁仕立候哉、左候ハヽ、其内御奉行茂每日罷出、定之日数ニ急度可被相極候、若日数相延候者、何故ニ而滞在候段、委細被聞届、各書而可被申断候、

一、御算用帳ニ図帳相添、則夫々御奉行持参可被遂御算用事、

一、小作事方并寺社方勤之儀茂、内外作事方同事ニ候者、其品被加了簡可被申渡事、

一、御城中修理御入用并外作事地廻、御普請御入用者、図り無之由、御奉行中勘弁無之候而者、費多可在之候条、随分被考、毛頭麁抹

成事無之様、了簡肝要候、附、遠方御普請、可懸御人用、棟梁手間料銀、其外茂趣御入用打込被申由、其聞在之候、是以後、左様三者、有之間敷事、

右之通、御年寄衆被渡候間、被得其意、御奉行中急度可被申渡候、自然御奉行中在寄茂候ハヽ、能々被聞届、御月番江可申上候、

二月廿日

近藤三郎左衛門殿
長尾平左衛門殿

小寺平左衛門
井上勘右衛門
津田宇右衛門

〔14〕

流木之儀ニ付、御算用場書出之内、付札写

黒部川流木之儀、荒尾平左衛門・馬場勘右衛門罷出候儀者、川原流木為御縮御座候、御作事より御大工遣候儀者、間尺等相改、御用立申(朱書)来迄、御囲江取入させ申ため二御座候、向後茂前々之通、可被申談候、

〔15〕

覚

一、於宮腰被召上候下登御誂材木、并飛州檜材木等、其外茂御誂材木之分者、間尺被改候時分、木頭(朱書)人足・手返人足、両様共、従公義出申筈候事、

一、於越中　被召上候檜材木等、右同断事、

一、御誂材木直段事、下登材木者、宮腰相場ニ五歩引、飛州材木者、七歩引之算用仕、棚並被召上候筈候事、

一、右材木被　召上候時分、宮腰ニ而者、直段師四人、御大工壱人相加(朱書)入札ニ而、直段相究候得共、指合申時者、一・二人ニ而茂直段相究可申事、

越中・能州江者、直段師之内、両人御大工壱人指遣候、被召上候材木直段、入札ニ而相究申筈候(二脱)事、

右ヶ所之趣、御倹約御奉行江致相談、向後如斯候筈ニ候条、可在其心得候、以上、

辛未七月四日　　御作事所　印

外作事御奉行衆中

〔16〕

覚

一、各遠所御普請御勤之儀、日数次第、輪番可(朱書)指御越事、

一、御年寄衆・御人持者勿論、御普請ニより御奉行老若御指図之時分者、各別之儀ニ候間、隠番無構(朱書)無(ママ)申談事、

各御仲間役替有之、新御奉行被仰付間茂無之時者、大普請ニ者、新御奉行輪番相当り候者、御仲間御在合之方江御相談可申候、此儀者、公義御為存候間、御功者衆より輪番無構御勤可有之哉事、

右之通、私共存念書記申候、以上、

八月十六日　　御作事所　印

外作事御奉行衆中

〔17〕

覚

一、為御用被　召上候材木、御大工間尺相改、直段師入札仕候哉、向後棚置と申、名目指除候而指詰、八寸角壱本ニ付、代銀何程、七寸五歩角壱本ニ付、何程与壱本々々之直段付仕、御大工入札なし、直段師四人、入札迄跡之通、外作事所ニ而被遂吟味筈ニ候事、

一、材木直段付之儀、宮腰浜相場直段、但、前廉より御誂材木之分、下登草槙之入札直段之内、五歩引、檜来材木七歩引、其外草槙丸太之儀者、於御算用場相極定直段有之、付札ニ不及事、

一、御誂之外、不時給宮腰被（朱書二行）召上候材木之儀、間尺之時分、御奉行なし、御大工迄罷越、間尺相改、其日手返人足出高通之面、御大工印押并直段之儀者、直段師四人、相場直段相考、入札なし二相詰、直段相究候事、

一、右材木被召上候時分、宮腰ニ而者直段師四人、但、指含申刻者、弐人ニ而茂罷越、直段相究可申事、間尺改候時分、木なら人足、手返人足、両様共従公義出申筈候事、

右跡より相究申通、其外茂令般御倹約奉行致相談、如斯候条、其御心得可在之候、以上、

元禄七年四月八日　　御作事所　印

外作事御奉行衆中

（18）

覚

一、御作事方并御普請方押立候所江者、御小将横目、其外江者御徒行、仮横目遣、書付一ヶ月切ニ、大横目より江戸江可上之事、

一、御用所之御横目之内、見廻候内、御奉行不案内、又者心得違三而手廻悪敷、御賃成儀御座候ハヽ、御横目見届申通、御作事方者、外記・中務・新左衛門、御普請方者権七・久右衛門可為申聞候、其所半ニ候者、早速御奉行ニ申聞、裁許宜様可仕候、仕廻申以後御座候ハヽ、重而遣御奉行之心得成候様可申遣候、

一、諸役掛之儀、織部・小右衛門・九兵衛・跡之通、先吟味仕可置事、

以上、

寛文十一年亥三月十九日、入御披覧、如斯、才許可仕旨、被仰出、

山奉行江御用人より申遣剪材木事、

（19）

一、御作事所并御普請会所より指図仕、諸事御用材木之事、

一、所々御旅屋御貸家御蔵并寺社方修理材木事、

（朱書二行）内御算用場より申遣切木事、

一、作喰建前材木事、

一、往還并其外公義より掛申橋材木之事、

一、百姓江被下材木事、

一、用水材木事、

一、郡打銀を以掛候材木事、

一、作喰修理之時分入用材木事、

一、御郡川除材木事

右剪木之儀、御算用場奉行窺之候処、右之通可相究由、酉四月廿八日於御寄合所相究、

（20）

覚

一、於下御調材木宮腰着船之儀者、長屋平左衛門方迄、御材木調奉行方より送り状指越、其木数平左衛門手前ニ而改、御大工間尺為改、御国ニ入、宮腰御材木奉行横田吉兵衛相渡、平左衛門入帳を以、吉兵衛御算用遂候事、

此通り者、滞茂無御座候共、平左衛門義者、金沢ニ而相見江、

就夫下才許之もの相見江候得者、其段相見江被（朱書）仰付候、平左衛門申談、御大工ニ而相改可申候、但改申内者、宮腰ニ平左衛門罷在申度、御用多、右之通不被成時分者、其断申、改人被仰付候共、可有御座候哉、

（★ココニ付札アリ、検官左ニ記入）

[行頁]「御材木改之時分、御奉行遣、宮腰町奉行申談、御大工ニ間尺いたさせ、其改帳ニ御作事所御預印押、入帳ニ可相立事」

一、小松定候御材木者、神子田五兵衛・橋爪縫殿方迄送状指越、[朱書二頁]共木数、山崎作左衛門改、御大工ニ間尺為致、五兵衛・縫殿相渡候作左衛門入帳を以、右両人遂御算用候事、

宮腰同事ニ相見可被遣哉、小松組小松之儀者、御材木大分義御座候間、作左衛門罷越申付候様、可被仰付哉、

御材木改刻、御奉行遣、小松町奉行申談、大工為改、間尺共、其改帳ニ御作事御預印押、入帳可相立事、

一、越中伏木着御材木之儀者、高岡町奉行国府助右衛門・武藤半左衛門方迄下候而、御材木調奉行人方より送状指越、其上ニ而、木数相改、御囲人、御作事所迄案内ニ候、御大工罷請取、間尺致させ、下裁許足軽両人ニ相見為仕、右御大工改之書付、壱本壱本之帳面ニ写置、其上を以、方々御用ニ相渡、請取御奉行切手を以、御算用相遂来申候事、

此通ニ而者、入帳茂忝不仕候、自余之通り、御材木才許人無御座ニ付、町奉行両人致才許候様、入立候もの茂、無御座候、幸高岡山口喜右衛門・林忠右衛門与申御徒行組之者罷在候、勿論、御旅屋屋敷之義、又者御塩蔵之儀共、才許仕儀ニ而御座候得共、此両人御材木裁許可被仰付候哉、左様御座候得者、上村八左衛門・有沢孫作罷出、為致間尺入御立候様可在之儀ニ御座候哉、下登御材木高岡着之分、伏木御材木囲江入置申ニ付、高岡より者、少隔[朱書]「り」候得共、両人替ニ罷越候様、可被仰付候哉、但、相見人被遣候得者、尚以之儀ニ候、

一、越中魚津着[朱書二頁]より御材木、荒尾平左衛門・馬場嘉右衛門方迄送り状指越、其木数両人改申候、金沢より間尺改奉行并御大工罷越、間尺改、右両人江入帳を添相渡、余人御作事所之印、右帳面押切、平左衛門・嘉右衛門被遣、[朱書二頁]其入帳者、両人遂算用事、

魚津着之御材木、舟年寄宜御座候ハヽ、岩瀬ニ御材木囲御座候、就夫魚津町奉行罷出、間尺為致候間、此方より改、奉行・御大工召連、罷越、間尺相改、入帳相調、嘉右衛門・平左衛門ニ相渡候様、可有御座候哉、

附紙、御材木改之刻、御奉行遣、跡々之通、御大工間尺為致、其改帳ニ御作事所御預印、押入帳ニ可相立候、魚津者、材木船手寄、岩瀬ニ御囲御座候間、魚津町奉行之相見難成、可有御座候条、如跡々可指添事、

一、能州七尾着之御材木者、原五郎左衛門方迄送り状指越、其木数五郎左衛門改、金沢より御大工罷越、間尺五郎左衛門入帳相添、堀吉丞・渡部惣左衛門ニ相渡、五郎左衛門入帳を以、右両人遂御算用事、

七尾堀吉丞・渡部惣左衛門御材木致才許候、下登　御材木、大分ニ茂無御座候ニ付、五郎左衛門罷出、間尺為致候様可被仰付候哉、御大工之儀者、惣而御扶持人指遣申候、七尾ニ而、何とぞ御用番間尺所々、五郎左衛門罷出候儀、難成様成時者、此方よりあらため、御奉行江申遣、五郎左衛門申談入立候様、可在御座候哉、貞享元年御在国御勝手方御入用銀高を以、同三年御入用引合銀高、品々増減帳面、津田宇右衛門・小寺平左衛門当春上之処、江戸御当地共御作事方之儀、去年者増可

申と被　思召候、其外者、例年ニ事替無之候処、去年より入増之儀、何と為仕、子細ニ成、委細言上可仕旨、被　仰出候、相考御請申上候、別而相替儀、無之候処、御人用増之儀、不調法ニ被　思召旨、重而被　仰出候、各御支配金銀諸色共、弥無由断御費無之様、可有御才許候、手先之儀者、品ニより拙者共江委細不存候故、御指図難申、右之趣、為御心得申達候間、夫々支配之衆々江茂可被申談候、

（貞享五）
丁卯五月廿四日

津田宇右衛門
井上勘右衛門

長屋平左衛門殿
長瀬善右衛門殿

〔21〕御勝手方御倹約之儀、最前より申達候通候、相改不及申入儀ニ候得共、弥諸事御費無之様、各御支配方御考有之様、去五月茂相達置候、依之万端こまやかに被心付、夫々至迄、御費被成可申品御勘弁於有之者、可有御申聞候、先達而申入候通、御先達之儀者、拙子共、委細不存事ニ候、或町人相勤来候、御用之品々ニ而茂、御損益之族在之候間、可及御相談候間、其心得尤ニ候、貞享三年御入用入増之儀、不調法ニ被　思召候間、当春被　仰出趣、其節相達置候、猶更慥無之、為無御油断如斯候、以上、

十一月廿四日

津田宇右衛門
井上勘右衛門

長屋平左衛門殿
長瀬善右衛門殿

〔22〕東岩瀬町より宮腰檜材木積廻シ、運賃銀相渡候、先格斉藤吉兵衛方江御用人衆より押状遣候得者、相渡来候得共、向後者、此場奉行書判書付ニ、御用人衆奥書ニ而成可申旨、近藤三郎左衛門御用人衆被申談候事、

己亥十月四日

〔23〕親居屋敷九十歩迄過在之候者、せかれ居成可被下事、但、御大工等親御扶持人ニ而、七十歩屋敷ニ有之、其倅御扶持方大工ニ者、二十歩外地子銀勿論居成有之筈候事、

〔24〕加州・能州出舟方御米斗立川下、外作事奉行手合、御普請会所手合、川除用水奉行手合、日用銀壱人ニ付六分五厘宛、但、杖突食番返し并売上物品々、安原村ニ鳥見五郎作、上野村鳥見惣助、両人給（五歩ツヽ）御算用場相究、元禄七年十一月より相勤申候才許人

野町二丁目直江屋　権左衛門
堀川々除町太田屋　三郎兵衛
塩屋町坂井屋　七郎兵衛
下中間のと屋　四郎兵衛
下中間笠場屋　喜右衛門
下中間粉屋　久兵衛
同　坂井屋　権兵衛
同　和泉屋　伊右衛門
同　越後屋　八郎兵衛
同　石坂屋　伊右衛門

出村屋　喜兵衛

右日用頭売上物直段付等、縮之請合御算用場印、別紙有之、但、元禄八年米高直ニ付、十一月より日用銀壱歩宛増、

南丁塩屋　加兵衛　堤町のと屋　次郎兵衛　木町袴屋　六兵衛

袋町金屋　弥之助　新竪町松井屋　吉兵衛　上近江町鰹屋　仁兵衛

十間町村屋　次郎作　立町能登屋　茂兵衛　河原町直江屋　次右衛門

川原町万屋　藤七　川原町木村屋　長兵衛　立町四つ屋　源兵衛

右御算用場印之もの在之、其分右同断、

(25)

小松御城中日用頭、并売上物於御算用場相蔵、元禄七年四月より相勤、

小松寺町一条屋　善右衛門

請人京町越中屋　与四右衛門

同町ぬりや　半兵衛

右御算用場より申来候付写、御作事所間物(朱書二印)、小松御作事奉行江遣ス

(26)

一、御貸小屋畳表替之事、向後就御用「被」(朱書)入置候面々勤之(朱書二之)、就御用裏(朱書二表)替仕、可相渡候、自分勝手宜ニ付、御貸小屋ニ入持候(朱書二ヽ)、畳表替仕、可相渡義ニ而無之、長屋平左衛門・小寺平兵衛両人御老中江相達候処、尤之由、御用番伊予殿被仰候、向後左様可被相心得候事、

寅四月十六日

(27)

一、諸頭より就御用書付等被上候儀、四ツ半前ニ可被上候、前々申談候得共、とかく翌日江くれ不申様成次第、其日八ツ過迄之内、可被出候、尤急節成儀者、何時ニ而茂可被出事、

(28)

一、御精進日者、大形書付等被相扣候儀、是以後無構可被上之候、但、殺害人抔之儀者、可有遠慮事、

右之覚書、御横目恒川七兵衛相渡候、

午八月八日

(29)

一、加賀郡・石川郡山ニ而伐松之事、当地木蔵トモ奉行手先より松員数之指進遣、御作事所より御用番江相達、郡奉行江相渡、山廻方江申談、手先奉行より松剪立置、木蔵奉行より人足を遣、取寄、追而木蔵江請取、切手を遣、又木蔵奉行より郡奉行江遣、切手御老中御裏書取遣事、

一、能美郡并越中・能州山ニ而茂剪材木員数図リ、御大工書出、御算用場江及断、郡奉行江被申渡伐出事、

寺社并修理之時分、足代木其外御用剪申木者、其寺社屋敷之内ニ候故、寺院相談を以、剪取候事、

〔30〕
町夫御定之事、
一、壱万弐千人　金沢町　一、四千人　小松
内弐百人、明暦三年より増
一、五百人　松任町　一、三千人　宮腰
一、七百人　今石動　一、千人　氷見
一、三千五百人　高岡町　一、千人　魚津
内六百人、明暦二年増
一、三千六百人　七尾　一、四百人　宇出津
一、六百五拾人　中居町　一、七百五拾人　輪嶋町
一、百五拾人　石崎町　一、弐百五拾人　野々一村
一、弐百人　津幡　一、百五拾人　竹橋村
右之通、明暦二年相究、

〔31〕
一、草植・材木売上人　羽州南部屋次右衛門、能登屋長右衛門
宮腰酒屋伊兵衛
宿宮腰
出雲屋
庄右衛門

〔32〕
一、遠所鍛冶鍋屋五郎右衛門・銚屋善右衛門・大桑屋与兵衛
一、銚細工、銚屋善右衛門・銚屋九兵衛
一、飛州檜材木并櫨板売上人、白木屋清七郎
一、飛州檜材木大坂廻板并石炭・備後表売上人、のと屋庄四郎
一、荒物品々売上裁許人、尾張屋市左衛門
一、小唐竹売上人、大桑屋与兵衛・のと屋吉左衛門
但、小唐竹元禄五年壬申四月より巳年迄、十ヶ年之間、請合

書付、御算用場印、物、直段師書付在之、但、御林竹茂り候得共、十ヶ年之内之藪竹伐申筈、其外大唐竹之分、跡々より究直段有之、苦竹者時々相場直段書上ル、

〔33〕
一、鉛延瓦師　斉田屋三郎兵衛
久保屋理右衛門
一、石瓦師釵崎屋市右衛門　八田屋新右衛門
松嶋屋儀右衛門
一、土瓦師　のと屋善兵衛
具足屋善兵衛
井波屋弥兵衛
一、薬焼土師師　焼物師五兵衛
一、葭簀売上人、のと屋吉左衛門
一、〔朱書〕「塩」若茅売上人、曽谷屋十兵衛
一、伐芝売上人、八田屋治左衛門　一、ねは土川砂売上人
冨田屋理右衛門
一、古物御払立才許人、野田屋彦大夫・鶴来屋八郎右衛門
一、庄河原御材木川下才許人、若松屋加兵衛
一、井筒石イロリ石、釜石樋石、売上人石屋三右衛門
但、小払銀ニ而可調分
一、土台石、かつら石、檀石、鎌石、橋台石、尾根石
石屋権右衛門
但、役銀ニ而可有調分
一、敷石戸室、此分者〔朱書〕「御」所より小払銀役之差別可有之事、

(34) 大工并壁塗御知行、給米取ニよらす、向後年頭御礼御請被成間敷候、左候得者、年頭御礼銭上候儀茂無用候間、可被得其意候、恐々謹言、

(朱書)「万治二年ノ由」

十一月廿九日　　津田玄蕃　正長(忠幸)　判

前田対馬　孝貞　判

頌奥村因幡

加藤宗兵衛殿

池田治部左衛門殿

(35) 大工・壁塗・畳さし、右之者共越中境、能美郡山内両御関所通手形、各より可調遣候旨、被　仰出候間、可被得其意候、自分家来之儀者、勿論之事候、因茲、右御関所江遣候条、印鑑調可被指越候、恐々謹言、

四月廿一日　　本多安房　政長　判

前田対馬　孝貞　判

横山左衛門　平次(忠幸)　判

江戸奥村因幡

大窪忠左衛門殿

原田又右衛門殿

(36) 御家中之人々、由緒帳上り候間、御扶持人大工共江被申渡、従先祖之由緒并従弟迄を限相改、各手前ニ而帳面ニ被調、出来次第、津田源右衛門・多賀左近方江可被相渡候、恐々謹言、

五月廿一日　　前田対馬　孝貞　判

横山左衛門　平次(忠幸)　判

本多安房　政長　判

江戸奥村因幡

大窪忠左衛門殿

原田又右衛門殿

(37) 御前之　御印章之外、役所〳〵等ニ有之印之儀者、向後御印与申間敷旨、被　仰出候条、被得其意、各支配中江可被申触候、恐々謹言、

十二月廿七日　　横山左衛門　忠政(次幸)　判

奥村因幡　庸礼　判

前田対馬　孝貞　判

本多安房　政長　判

湯原源七郎殿

長屋平左衛門殿

(38) 当年　御留主中　金谷屋鋪御文庫近キ火事之節、大工三人、右御文
庫江早速罷出候様、被　仰出候条、可被得其意候、以上、

丑三月廿一日　　藤田平兵衛　判
　　　　　　　　永井伝七郎　判
　　　　　　　　有賀甚六郎　判
　　　　　　　　稲ノ坂三郎兵衛　判

長屋平左衛門殿
冨田四郎兵衛殿

(39)
覚

一、五人　大工

右向後若火事之刻、薪丸御土蔵危時分者、御土蔵戸前窓塗、或御番
所なと為取壊候、早速右御土蔵迄遣之内、所奉行（朱書）「同」ゞ内御番人等、請指
図候様、可被申付置候、以上、

亥三月日　　奥村兵部　判
　　　　　　津田玄蕃　判
　　　　　　奥村伊予　判

御作事奉行衆中

(40) 御城中道作り候儀、前々より　御帰城前者、御作事所より申付、不
時道作候儀、有之節者　貪着無之旨ニ候、畢竟人足召仕候儀ニ候間、
御帰城前、暨不時共、向後割場より申付候様、右奉行江申渡候、尤
依品大工等、所作有之節者、各より割場奉行迄、示談候而、可被申
付候、右之通、奉伺相究候条、可被得其意候、以上、

甲辰十月十五日　　奥村伊予守

御作事奉行中

(41) 奥村兵部殿（恵輝）御渡之紙面
最前茂如被　仰出、諸奉行手前先格ニ泥筋違申儀多有之候、会所・
割場之儀者、御作事方・御普請方なと、ハ違、其筋相違仕儀多可有
之候、但、被　仰出無之候者、心付申間敷候哉、然共、一品ニ而茂
相改候得者、以後其品被　仰渡候時分、事少可相渡候条、心付申儀
者、毎度得　御内意候様、可申聞置旨、被　仰出候、以上、

（貞享三年）丙寅七月廿日

(42) 金沢町ニ有之候橋之捨櫔、向後新櫔御申付候儀、御無用、只今在之
分茂御払物ニ可被付候由、御寄合所江御相談申上、各江申達候得共、
右櫔之儀者、流次第可被指置度之由、御断ニ候間、先其分ニ可被成
置候、追而御老中江茂可申上候、以上、

六月四日　　沢田宇右衛門　判
　　　　　　山崎半左衛門　判

長屋平左衛門様
冨田四郎兵衛様

(43) 遠所江罷越、泊り御用相勤候日用人足、宿賃銀、向後一宿弐分宛、
可被下旨、御年寄衆被仰渡候間、可被得其意候、以上、

酉十一月廿二日　　井上勘右衛門　判

長屋平左衛門様
冨田四郎兵衛様

(44) 向後為　御手廻之御用、被　仰出候御道具等、不及于指急候旨、不
被仰下ノ外者、尤下与仕、難計儀ニ候条、先以御急用与相心得、連(遣)
引仕間敷候、若其内差急候而、何とそつかへ申儀歟、又者御入用等
違申儀、有之候者、其旨御取次之者迄、一往申達可受指図候、
右之通、被　仰出候条、可被得其意候、以上、
(貞享元年)甲子十二月廿二日　　奥村兵部(悳輝)　判
津田玄蕃(孟昭)　判
御作事奉行中

(45) 御横目坂井甚右衛門被相渡候紙面
只今迄役人中より奉伺候儀ニ付、紙面又ハ一通り入　御覧候紙面、
御添書御付札等を以、被返下候類、御覧届迄ニ而、被　返下候、
紙面等之内、御扣ニ茂成、或重而御用候而、御留置茂可被　遊被
思召候紙面等者、向後　御印御押可被返下候間、御添書御付札
等之有無無構、御印さへ有之候ハヽ、其紙面者少茂裁切申儀なと
無之、其侭ニ而返上可仕候、尤本紙ニ相副候品々者、取揃候而、
上之可申事、
四月
追而、同役中可有伝達候、且又組支配之内、御用掛之人々江茂可
被申聞候事、

(46)
覚
一、御城并諸場・諸役所ニ詰延候面々、御賄之御料理給候儀、近年
濃(猥ヵ)ニ罷成候条、人々其心得可有之事候、大抵四時より七時迄茂詰
延者者、昼之御賄茂給可申儀ニ候、又者朝六時頃迄ニ罷出候儀ニ
候者、朝之御賄を給可申事ニ候、
右朝夕之時刻より遅速之勤仕者、御賄給候儀、堅ク指止可申事、
一、諸役人以下、御徒並之者、其迄茂御用ニ而、御賄給候節者、
御近習頭
御倹約奉行江相達、右人々之内より用意之儀、御台所江申渡候筈ニ
御横目
候事、
但、年寄中ニ候共、右人々江相達申ニ而可有之候、
一、諸場・諸役所ニ而被下候御賄者、御倹約奉行・御横目之内江相
達、右人々より用意之儀、御台所江申渡筈ニ候事、
但、町会所・御普請会所・御作事所等者、御用繁多之役所ニ候得共、
古来より御賄無之候条、外役所之儀茂、仮令只今迄御賄取寄来候場所
ニ而茂、此砌之儀ニ候間、随分相省申心得尤ニ候事、
一、足軽・坊主以下者、夫々頭支配人、又者役先之人々より可及断
事、
右之趣可被得其意候、且又組等之内、裁許有之人々候者、其支配江
茂申聞候様、可被申渡候、同役中江茂可有伝達事、
申七月

(47) 去年御作事方御用材木、南部・松前等ニ而被　召上候ニ付、其場よ
り被申渡、御扶持方大工弐人被指遣候、数百里之所故、入用茂掛り
候ニ付、御宅(朱書「定」)御扶持方(朱書「間」)高銀宿賃銀作料之外ニ、一日壱人壱匁八分宛
増作料之儀、去年御年寄衆被相願候処、御僉議之上、御当地発足之
日より罷帰候日迄、壱人一人ニ九分宛、増作料可相渡旨、被　仰渡
候条、可被得其意候、以上、
申四月四日　　御算用場　印
御作事所

(48) 御城中所々御門鎖鍵等損御修復之儀ニ付、被　仰聞候趣、御城代
江　相伺候処、上番所有之所者、其上番所より被申上、御城代御聞
届之上、御作事所江被仰談、御修復在之様、可仕候、上番所無之、
所々足軽番、元之所者、尤只今之通、其手先より申達次第、直ニ御
修復可有之候、但、新出来之儀者、尤　御城代江断有之、其上ニ而、
御作事江可被仰談候条、其通り相心得候様、御城代被仰付候間、
左様御心得可被成候、以上、

（寛保二年）
戌閏十月五日　　御城付御用
　　与力共
御作事
御奉行衆中様

(49) 御用番長九郎左衛門殿江御渡之覚書

所々御修復所之儀、当時不申付候分茂不苦分ハ成次第、相省御入
用掛不申様ニ可有衆議候、左候へハ、此所御普請被　仰付候序ニ、
此儀茂申付、可然なと、申様成、衆議可有之儀、ヶ様之所茂随分
無之様、可被相心得事、
今般重而御倹約之儀、遂衆議、御作事方御修復、三四ヶ年之間者
指止、屋ね之御修復可有之候、且又往還筋橋々人馬相通り候ニ、
障り不申様、軽ク修復可有之候、見苦儀者不苦事、
右之趣　御聴ニ茂達候条、可被得其意事、

巳十一月

(50) 御作事奉行江

小松二枚橋続、白鳥堀土留被　仰付候様仕度之旨、同所御城番よ
り申越候、依之先年何レより御普請申付候哉之趣、令衆議候得共、
御普請会所・御作事所ニ而相知不申候間、此度土普請之分者、御
普請会所より申付材木之普請之分者、御作事所より可被申付事、

(51) 宝暦元年正月廿九日、奥村丹後守（春方）殿御渡之紙面写

内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行、其役々切壱人宛、是以後
朝五つ時より罷出、諸職人相仕廻候迄、相詰可申候、尤只今迄之
通り、御普請所見廻可申事、
一、寺社方破損修理才許　与力、右同断
一、鉄荒物才許、与力、御徒、此両役四人御用打込相勤、壱人宛、
右同事、
一、木蔵才許、与力、壱人宛、右同断、
一、板批奉行之儀、定之板数、批立候迄、壱人宛、右同事、
右之通り有之、猶更御組方之儀、委申付候様、夫々可被申談事、

午十二月

四　天明三年　御作事方格帳

（表紙）「　十六枚（本書）（印字・本）
（紙紙）「高畠定辟献」（紙紙・本）
り」

御作事方
格帳二冊之内

（1）　板枇方毎年相極仕来候品之覚　」

一、板枇奉行弐人之内、毎日代々一人宛、御作事所江朝五時ニ罷出、定之板数出来吟味仕、為受取次第罷帰申候、御用無之時分、御作事奉行同時罷帰申候、

一、御作事所ニ而板枇召仕申儀、葺板品々、一日壱人之当り仕事、枇立申砌、板枇肝煎、やね葺肝煎ニ吟味為仕、毎日奉行人見届人高ヲ記、一ヶ月切ニ手間料銀受取、切手御大工吟味仕、板枇奉行奥書、御作事所奥書、会所印合手間料銀為受取申候、

此分当時、手間料銀受取方之儀ハ、大工同事ニ御座候、

一、御城中・御城外・金沢廻新出来、破損修理仕所しらへ取、葺板品々相渡申儀、内作事方、外作事方、寺社方破損修理相勤方、夫々印出、作事所方有之紙面を以相渡、一ヶ月切ニ人々奉行受取、切手受取置申候、但、小松并越中、能州ニ而御用之葺板、手先奉行御所々ニ而為枇板数之義相改申儀、手間料銀之儀、板枇奉行同事ニ手先奉行より相渡申候、

当時板枇奉行御省略ニ而内作事方・外作事方・寺社方に而、夫々遠所修理図入用ニ応為難キ候、且又遠所方に而も御用之刻、右同様ニ御座候、

一、板枇御用品々被分相渡、一ヶ年切ニ遂御算用、翌年相越申分、葺板等員数帳面ニ記、御算用場印受、板枇奉行方へ受取置、御用次第相渡申候、惣而葺板御用之砌、御作事所僉義之上為枇立申候、

此分当時ハ時々入用ニ応、為扱申故、残り物無御座候、

一、やね葺肝煎壱人御作事所へ為詰、やね葺共御用之砌ハ触出、板枇出申時分ハ、枇様吟味仕、諸切手留書御算用為仕立、并枇屑等御大工、御扶持方大工相見を以、御払物吟味為仕申候、不参仕候得者、手間料相渡不申候、

此分先規之通り御座候、

一、板枇肝煎壱人、板枇御用之砌、為触出、枇格吟味仕、板数相改受取、枇屑等御払物有之時分ハ、やね葺肝煎同事ニ吟味為仕申候、板枇御用無之時分ハ、召仕不申候、

此分、先規之通ニ御座候、

一、板枇申所手伝日用人足之儀、幡挽切葺板詰立申迄之仕事ニ御座候ニ付、十人出、九人之日用賃取可申候、九部日用願申者、町会所より御作事所へ申来、御算用場へ示談仕、相極置召仕申候、毎日人数板枇奉行吟味仕、一ヶ月切ニ日用人足賃銀、日用頭受取切手ニ板枇奉行奥書、御作事奉行奥書、御普請会所印合、人足賃銀為受取申候、

此分当時、大工手伝同事ニ日用召仕申候、

寺社破損修理方毎年相極仕来候品々

一、寺社方破損修理御用相勤候与力四人、御作事所より図相渡次第、毎年二、三月頃より十一月時分迄之内、石川・河北郡・越中・能州寺社方破損修理御用相勤申候、定役与力弐人并加人相加罷越、二人ハ御当地ニ相残、金沢廻寺社方破損修理有之内、宝円寺・天徳院・如来寺・経王寺修理多少ニ而、諸職人々足召仕申所へ、朝六時以前ニ罷出、晩七半時ニ罷帰申候、金沢廻破損所多御座候間、加人相加為相勤申候、遠所・金沢廻共御用無之、四人揃罷在候時分ハ、代々一人宛御作事所へ罷出、御作事奉行同事ニ罷出申候、罷帰申候、

一、御宮并御仏殿、天徳院・宝円寺・如来寺・野田山御墓所江御寺詣被遊候砌、寺社御奉行より御作事所へ申来、前日より寺社方破損修理相勤候与力一人宛罷出、掃除等申付、於同寺方、御法事等御座候砌ハ、右定役与力四人之内、弐人宛代々為相詰申候、

一、御宮、御仏殿毎年正月御用之鈎瓶、半船板、葬殿神護寺へ相越申候、并正・五・九月御祈禱御札板、神護寺・宝憧寺・明王院・波着寺へ、寺社方破損修理相勤候与力方より捧為相勤申候、

一、天徳院・如来寺・経王寺・神護寺并野田山所々御墓前御香盆・御切籠新出来、同所雨覆小屋、仮蕃所小屋毎歳量置申候、損申所繕盆中御用相立申候、

一、深雪之時分、御宮・神護寺・御仏殿、天徳院・宝円寺・如来寺・経王寺・玉泉寺・桃雲寺やね雪下并下之雪除申砌ハ、人足之儀、寺社方修理才許相勤候与力割場へ申遣、割場付小者・御家中役人、又ハ日用三而も割場より相越次第受取、町棟梁大工付置申候、与力見廻申付候、

此分当時日用三而、雪為下申賃銀、定御入用之内を以、相渡申候、

金沢廻寺社方破損修理仕所々

一、御宮
（御宮拝殿、其外不残破損修理仕候、
一、神護寺
寺中不残破損修理仕候、
一、宝円寺
右同断、
一、天徳院
寺中不残、塔頭一ヶ所、惣外廻堀、土手、橋共破損修理仕候、
一、如来寺
寺中不残、塔頭二ヶ所、惣外廻堀、土手共破損修理仕候、
一、経王寺
寺中不残、惣外廻堀、土手、橋共破損修理仕候、
一、玉泉寺
（寺中不残、惣外廻堀、土手共破損修理仕候、
同断、
一、桃雲寺
社頭、同拝殿、欄二十弐間半、鳥井壱ヶ所共破損修理仕候、
本宮并八幡、春日之社、同拝殿、井垣廿六間、御供所、鳥居一ヶ所、表裏御門二ヶ所、前通土塀廿六間、所々欄三十五間、五尺并一、同廻欄、手水鉢覆一ヶ所、大蓮寺境竹垣十六間共破損修理仕候、

波着寺屋敷之内
一、八幡
才川
一、神明宮

真長寺屋敷之内
一、稲荷社

社頭、同拝殿并前後井垣四十三間五尺、鳥居一ヶ所、門一ヶ所、前通土塀四十八間、井一、水舟壱ツ、本長寺境欄拾間弐尺、同続竹垣廿五間半、中仕切之竹垣拾五間共破損修理仕候、

卯辰
一、長谷観音院
本堂、護摩堂、客殿廊下并山王堂、同前後三重塔、同前後鳥居一ヶ所、木戸門、同軸柵四間四尺共破損修理仕候、

卯辰
一、八幡
八幡神明宮、同拝殿、井垣土間并末社二ヶ所、鳥居三ヶ所、門一ヶ所、柵三十四間半、懸塀三間半、御供井一覆、同廻柵、水溜桶二、橋一ヶ所共破損修理仕候、

一、野田山所々御墓所
所々御墓廻柵、門、橋、堀等御墓番人家共ニ不残破損修理仕候、

并高岩寺ニ御座候候御墓一ヶ所、

但
此所之破損修理仕儀、御作事所ニ前々より極置候絵図を以、申付候、寺社方自分ニ仕分吟味仕、修理指除申候、毎年破損所有之砌、御作事所図を以、定役与力、又ハ加人相加、御扶持方大工并町棟梁大工附置、右与力代々罷出、段々修理為仕候、但、御法事御座候時分ハ、寺内之外寺庵、諷経所、又町家等御法事之内、御番所御用ニ修理仕儀も御座候、且神具、仏具等申来候砌、詮義仕申付候、

(4)
能美・石川・河北郡・越中・能州寺社方破損修理仕申所々
一、小松天神
本宮、拝殿、其外不残別当所共破損修理仕候、
一、同聖石
社頭、拝殿之外寺中不残破損修理仕候、

但
此二ヶ所共軽破損修理之儀、近年小松御城中破損修理奉行仕候、

一、下白山
本社、同拝殿、護摩堂、荒神前社小宮、禅師宮、御供所、鐘撞堂、御供井一、同覆共破損修理仕候、

一、宮腰寺中
佐那武大明神、神明、八幡之宮、同拝殿、春日□　□源荒御魂之社、井垣三十間并白山之社、御供井一、同廻柵、鳥井二ヶ所、橋八ヶ所共、

一、黒津船
本社、同拝殿并廻井垣廿八間半、神明宮、同廻井垣十三間、砂除垣三十七間、鳥井六ヶ所、御供井一、手水鉢覆一ヶ所共、

一、伝灯寺
客殿、居間、庫裏、地蔵堂、鎮守并蔵一、門一ヶ所、惣外廻外廻柵百三間、井一共、

一、倶利伽羅
石動堂、阿弥陀堂、護摩堂、十王堂、仁王門、鐘楼堂、末社五ヶ所、井垣十六間、中門、惣門、柵十五間、鳥井五ヶ所、其外所々石檀、

一、埴生八幡
本宮、拝殿、鳥居一ヶ所、井垣三十弐間、前板石壇共、

一、安居寺
観音堂、神明宮、同拝殿、鎮守社、鐘楼堂、仁王門、鳥居二ヶ所、御見九十間、橋一ヶ所共、

一、高岡龍瑞(雲龍)寺
寺中不残、塔頭四ヶ所、惣外廻堀、土手、橋不残、

一、同繁久寺
寺中不残并御墓所廻、外所々門、橋、火ともし之者御貸屋共、

一、越中一ノ宮
一、大岩山日石寺
一、芦峅寺
一、岩峅寺
一、立山
一、能州一ノ宮
一、瀧谷妙成寺
一、吼木山法住寺
一、三崎高勝寺

社頭、同拝殿、
不動堂、鐘楼堂、客殿、庫裏、土蔵一、奥之院并庫裏、岩瀬口之樋前之板石壇共、
社頭、同拝殿、鐘鐘(母)堂共、
姥堂、閻魔堂、帝釈堂、大宮、若宮、講堂、橋一ヶ所共、
峯之本社并室堂一ヶ所、同廻風除石垣とも、
本宮、同拝殿、白山社、若宮并講堂、護摩堂、読経所、御供所、末社壱ヶ所、鐘鐘(母)堂、中門、惣門二ヶ所、廻廊、随身門、玉橋一ヶ所、鳥井一ヶ所、小橋三ヶ所、柵三十間共、
本堂、三光堂、祖師堂、両神之庭、五重塔、鐘楼堂、仁王門、廻廊、土蔵一、客殿、居間、書院、大庫裏、長屋、表門并懸塀五十三間、橋一ヶ所、柵三十間共、
高爪観音堂并社頭拝殿、鳥居二ヶ所、橋一ヶ所
本社并前通石垣、柵七間半、同前之板所々石壇共、
講堂并白山社、同拝殿、橋二ヶ所共、
高座宮、同拝殿、井垣十六間、金倉社、同拝殿、井垣十三間并禅堂、観音堂、鳥井三ヶ所、橋一ヶ所共破損修理仕候、但御材木・鉄道具ハ御作事所より出、其外御用ニ召仕申候諸職人手間料・宿賃・日用銀・運賃・駄賃、銀買上物等代銀之儀ハ、社領除知銀之内を以、其時々応御用、寺社方破損修理相勤候与力切手寺社奉行奥書、会所印合、出銀奉行より為受取申候、

但、此所々破損修理有之砌、御作事所図を以、寺社方破損修理相勤候与力、又ハ加人相加、一手先二人宛町棟梁大工人数、御用ニ応召連罷越、修理段々仕申候、寺社江付申候道筋、坂等其所之先格御作事所絵図を以、破損之刻ハ見分之上詮義仕、修理申付候、寺社方自分仕候所ハ、金沢廻同事ニ指除申候、

一、京都紫野芳春院寺中破損所有之時分ハ、役先之僧中より寺社奉行迄紙面を以申越、右御奉行より年寄中へ相達、年寄中より御作事所江申来、寺社方破損修理相勤与力壱人・御大工壱人・足軽二人指遣候、於京都入札ニ而修理仕候、御入用銀ハ京都於御屋敷御用相達候役人、遂御算用申候、

此分当時、於此表取払不仕候、

一、寺社方御用ニ枯松受取申儀、寺社方破損修理相勤候与力、御作事所へ相達、右与力切手ニ御算用場印章、年寄中裏書を取、御郡奉行へ指遣申候、御郡奉行より松員数之切手ニ御算用場印を受、与力方へ請取置、為遂算用候、為堀持届申候人足賃銀、右与力方より為相渡申候、

一、町棟梁大工弐人、寺社方修理御用有之時分召仕申候、留書并鉄荒物、同木物才許、諸職人日帳付、人足懸其外品々申付候、御用少之時ハ壱人召仕申候、御用無之時分ハ為遣不申候、

(5)

木蔵毎年相極仕来候品々覚

一、木蔵才許与力三人之内、代々壱人宛、御算用場続木蔵迄、朝五時罷出、晩八時ニ罷帰申候、御用御座候砌ハ、三人共朝六時以前ニ召出相勤申候、

此分当時御省略ニ而、相詰不申候、

一、唐木品々、先年より御有物御算用場印有之帳面、木蔵才許受取置、御用之砌、御作事所詮義之上、手先奉行へ相渡、受取切手取置、一ヶ年切遂御算用申候、

此分当時御有物無之、御用之砌、詮義上買上申候、

一、桐板・檜・桐(サハラ)枇板・槍・膳竹等御作事所詮義之上、買上申候品々木蔵才許請取置、御用之度々御作事所江相断、夫々奉行へ相渡、請取切手取置申候、但、膳唐竹、青唐竹夫々奉行より御用之由、申来時分ハ、有合申分相渡、無御座候へハ、定売上人方へ申遣、買上相渡、受取切手取置申候、代銀為受取申儀ハ、木蔵才許より員数受取切手御作事所印合、売上人へ相渡、町会所より為受取申候、

此分当時、修理図入用程之時々、為買上申候、

一、御露地方・御台所、其外諸役所御用之唐竹、若竹并金沢廻道橋御用之御材木、竹等御作事方御用之外、相渡申儀、夫々奉行才許より紙面を以、御作事所へ申越、承届木蔵才許方より相渡、夫々奉行才許請取切手取置申候、且又御台所青唐竹御用之砌、申越次第、木蔵才許定売上人より買上相渡、受取切手取置、追而右切手御作事所印合、為遂御算用申候、

当時御露地・御台所之分、内作事方より買上物渡申候、代銀之儀ハ、御作事奉行受取相渡申候、且又金沢廻道橋方、当時御作事所支配ニ而、主附御大工ニ申付、道橋方御入用銀を以諸品買上申候、

(6)

一、御材木品々葭(ヨシ)等、唐竹等諸方へ相渡申儀、夫々奉行より申来次第、木蔵才許与力方より宮腰御囲奉行方へ申遣受取、夫々奉行方へ為持届申候、但持届申人足ハ、宮腰町奉行相極、鐘持日用、又ハ同所駅馬ニ而為持届候、其度々日用人足并駄数致吟味、紙面ニ記、木蔵才許与力印仕置、人足賃銀、駄賃銀等受取候儀ハ、宮腰日用才許、同所馬肝煎切手、木蔵才許与力奥書ニ、御作事所奥書并御普請会所印合、人足賃・駄賃銀為受取申候、割場より小者并御家中役人相渡申砌ハ、右品々先々江為持届申候、持申貫目所々定御普請会所割場慥ニ御座候、

鉄物方毎年相極仕来候品々覚

一、鉄物才許定番御徒二人之内、代々一人宛御作事所へ朝五時罷出、晩八時罷帰申候、御用御座候砌ハ、両人共朝六時已前より召出、相勤申候、

此分当時、御省略ニ而相勤不申候、

一、鉄釘・鉸・金具品々前々より残物、段々御用ニ相渡、一ヶ年切ニ遂御算用、翌年へ相越申分員数帳面ニ記、御算用場印鉄物才許方へ請取置、夫々御用ニ相渡申候、残物無之分証申品々、并出来合有之買上申儀ハ、御作事所詮義之上、迂日用相勤候、野鍛冶・春田鍛冶并直段共、町会所ニ極在之内作事方・外作事方・小作事方・板枇方・寺社方御用、度々手先奉行方より鉄物才許方江申越、鉄物品々本并貫目数之帳面、町会所より請取置吟味仕、手先奉行印、御作事所印有之紙面を以相渡、一ヶ月切ニ手先奉行受取切手取置申候、代銀為受取申儀ハ、鉄物才許方より員数、貫目受取申切手ニ、御作事所印合、町会所へ遣、同所より代銀為受取申候、

此当時修理方入用程、為買上候ニ付、残物無御座候、買上候直段之儀ハ、於御作事所詮義之上、定直段相極置、代銀御作事所より受取相渡申候、

一、美濃・石川・河北郡・越中・能州所々御用之鉄物品々買上申儀、町会所より遠所御用相勤候、鍛冶并直段共ニ極置鉄物品々、其所々迄為持届候、駄賃之儀ハ鍛冶共より出、売上申候鉄物吟味仕様、代銀相渡申儀同事ニ御座候、

此分当時御作事所ニ而、定直段極置、為売上申候、其所々へ持届可申賃銀、先規通りニ御座候、

一、舘金具品々内作事方・外作事方・寺社方御用ニ供申品々、并出来合買上申儀、定御用相勤候舘細工人、并直段共ニ町会所ニ而相極、御用之度々、手先奉行より鉄物才許方より申遣候砌承届、町会所へ申遣、出来之上吟味仕、手先奉行切手取置相渡申候、代銀相渡申儀、鉄物同事ニ御座候、但品々定ニ無之、引手釘隠等之類、御用之時分ハ、御作事所衆議之上、町会所へ申遣、入札を以、町中何レ之舘屋ニ而も申付候、品々寄上方ニ而出来仕儀も御座候、

此分当時御用之時分、於御作事所詮義之上申付候、

一、銅・鉄釘・かね細御用砌、手先奉行方より鉄物才許方へ申越候時々、町会所へ申遣、出来指越次第、御大工吟味仕、手先奉行へ相渡、切手取置申候、代銀為受取申儀ハ、鉄物才許方より細目之品程詰等、手先奉行受取申切手ニ御作事所印合、町会所へ遣、同所より代銀為受取申候、

此分右同様ニ御座候、

一、御広式、御露次方、金沢廻道橋并諸役所等、御作事方御用之外、錠鑰・懸金・釘・鉸等品々新出来并直段、御用之砌、夫々奉行より御作事所へ紙面を以、申越承届、鉄物才許方より相渡、夫々奉行受取切手取置、為遂御算用申候、

当時御広式、御露地方之分ハ、内作事より買上相渡申候、

一、定御用鉄物品申付候春田鍛冶・野鍛冶共方より鍛冶壱人宛為相詰、御用之品々承届、夫々鍛冶共へ申渡候、右相詰申鍛冶手間料儀ハ、惣鍛冶共方より出申候、

此分当時相詰不申候、

(7)

荒物方毎年相極仕来候品々覚

一、荒物才許定番御徒弐人之内、代々一人宛御作事所へ朝五時罷出、八時罷帰申候、御用御座候砌ハ、二人共朝六時已前罷出、相勤申候、

一、土塗・大坂土・丹土・備後畳表・石灰・布海苔・蔵縄御有物相渡、無之砌ハ、御作事所詮義之上買上、荒物才許受取置、御用度々夫々奉行へ相渡、切手取置申候、代銀為受取申儀ハ、荒物才許右品々受取申員数之切手ニ御作事所印合、売上人方へ相渡、町会所より代銀為受取申候、

一、御城中・金沢廻御用之縄・蒋・薦・藁等買上申儀、御作事所ニ而詮義之上、町会所へ申遣、直段入札ニ申付、御作事所ニ而披、定売上人相極、荒物才許方へ品々吟味仕、受取置、内作事方・外作事方・小作事方・板枇方・寺社方御用之度々、荒物才許方へ申遣、手先奉行印、御作事所印有之紙面を以相渡、一ヶ月切ニ夫々奉行受取切手取置申候、代銀為受取申儀、同事ニ御座候、

一、御城中・金沢廻・遠所共御用之畳表・縁取から紙・絵具、其外品々売上人不相極、其時々買上申物、并料紙奉行方ニ無之紙、品々

御用ニ無之時分ハ、手先奉行方より荒物才許方承申遣、荒物才許方より町会所へ申遣、買上物夫々奉行へ相渡、受取切手取置申、代銀為請取申儀、同事ニ御座候、唐紙之儀ハ、御当地ニ而出来兼申品ハ、御作事所衆義之上、江戸・上方ニ而出来申候、

一、内作事方・外作事方急御用之軽戸障子、町方ニ而申付、御手廻冝時分、買上儀、手先奉行より荒物才許方へ申付、荒物才許より町会所へ申遣買上、手先奉行受取切手取置、代銀為受取申儀ハ、荒物才許、右戸障子員数受取切手ニ御作事所印合、買上人へ相渡、町会所ニ而為受取申候、

当時御用之砌、於御作事所衆議之上、為買上申候、

一、御広式方・御露地方・金沢廻道橋并諸役所等御作事方御用之外、縄・蒋・薦・縁取・藁等御用之砌、夫々奉行より紙面を以、御作事所へ申越承届、荒物才許方より相渡、夫々奉行請取切手取置、為遂御算用申候、

一、荒物諸色定売上人方より手代壱人宛為相話、五時御用之御買上物有之時分、触渡申付候、右相話手代賃銀之儀ハ、定売上人方より出申候、

此分当時相話不申候、

御城中所々内作事・外作事方・寺社方、金沢近辺新出来、破損修理御用之壁土捨様之覚

一、御壁塗二人之内、代々壱人宛朝六時已前ニ、御算用場続壁土捨所江罷出、晩七半時迄附置申候、江戸代指遣申時分ハ、一人ニ而為勤詰申候、

此分当時、御作事所へ相話、内作事方・外作事方・寺社方破損修理有之刻、并壁土捨所共為見廻、品押立候建物之刻ハ、附置候儀も御座候、

一、壁土捨小かたニ代候くつ拾ひ、すた切人足之儀、割場付小者并御家中役小者在之時分、割場より為請取召仕申候、小者役人相渡不申砌、品ニより急御用之刻、御作事所ニ而逐詮義、日用為召仕申候、日用人足賃銀為受取申儀、日用頭切手ニ御壁塗共奥書仕、御作事所奥書、御普請会所印受、日用賃銀為受取申候、

此分当時、日用人足為召仕申候、

一、しつくい、苧すさ御用之時分割場江申遣、御用不立、右浜引御壁塗受取切手ニ御作事所奥書、割場道具奉行方より為請取申候、

此分先規通ニ御座候、

一、御広敷廻上塗小すさ御用之刻ハ、宮腰町奉行へ申遣、舟古綱御壁塗受取切手ニ御作事所奥書、宮腰町奉行方より為請取申候、

一、拵申壁土所々御用ニ相渡申時分、手先奉行印有之紙面を以、相渡申候、

一、所々手先奉行壁塗御用之時分、御壁塗共方より触出申候、

小松御城中、御城外破損修理毎年相極仕来候品々覚

一、毎年正月四日、小松御城中御作事所へ同所破損修理奉行両人出初仕、仕事初之儀ハ見分之上、図相済申帳面、金沢御作事所より相渡次第申付候、仕廻之儀ハ、其年々御用多少ニ寄不同御座候、

一、御城中破損修理奉行二人図帳相渡、破損修理御用相勤候砌、朝六時ニ御作事所へ罷出、七半時仕廻迄、代々罷在候、御城外并小松近辺御蔵・橋等破損修理、前々ハ外作事奉行相勤候へ共、小松御作事所より仕候へハ、御手廻御座候ニ付、年寄中へ相達、近

年加役ニ為相勤申候、此所々へハ、破損多少ニ応、御城附足軽小頭附置、修理奉行壱人宛見廻申付候、追而破損修理御用仕廻候而ハ、奉行人壱人宛、隔日ニ御作事所へ、十二月晦日迄罷出申候、御用無之時分ハ、日手間取申者ハ、召仕不申候、

一、御城中毎年冬中損申ヶ所ゝ、春一通目録、小松御城中破損修理奉行、御城番中へ相達、同所御馬廻御番頭へ相談之上、見分仕、破損之所々目録ニ仕立、金沢御作事所へ指越次第、御大工見分ニ遣、詮義仕為相図、年寄中へ相達、御入用御算用場御奉行へ相達、図帳指遣修理申付候、追而御城中破損仕所々在之節ハ、破損修理奉行見分、并夫々支配奉行断受申越候へハ、見分ニ御大工・御扶持方大工之内指遣、難指出之儀ハ僉義仕、御入用ハ御算用場御奉行へ相達、図紙面指遣修理申付候、御詰米・御詰塩等有之御蔵、赤酒抔少々成義ハ、急ニ申付、其品承届、追而図遣申儀も御座候、

一、御城中へ相返候焼印札、破損修理奉行支配仕候様ニ焼印為押申儀ハ、奉行見届申候、右焼印同所破損修理奉行預置申候、右之札若失申刻、相尋候而も無御座候ハ、札失申候より為通銀銀壱枚為出、破損修理奉行より役銀奉行へ為上申候、御城番へ達、相残札ニハ印押足申候、

一、御堀舟道明申儀ハ、小松御作事方支配之小者ニ而、不足仕刻ハ、同所町奉行へ申遣、町夫受取申付候、町夫高之儀ハ、毎年御堀さらへ様品ニ寄、人数多少御座候、御城付足軽小頭一人、足軽三人附置、破損修理奉行見廻申候、

一、御堀藻取申儀、町夫七百五十人ニ受取、定役人小松町奉行相極置、毎年五月より九月迄之内、藻為取申儀、御城附足軽三人受取付置、破損修理奉行見廻申候、

一、御城中・御城外竪竹巻申儀ハ、町夫六百五十人、定役人小松町奉行相極置、毎年九月より十月迄、竪為巻申儀、御城附足軽六人附置、破損修理奉行見廻申候、

当時御竪竹薄相成申ニ付、町夫人数減少仕、修理奉行方へ引請、竪為巻申候、

一、木竹・鎌・鉄・苧、鞍懸、梯子等品々、二ノ御丸御門より破損修理仕所へ出申砌ハ、破損修理奉行判印之札、相添通申候、

一、御城閣近辺火事之時分、小松御作事方支配之者共召連、同所御作事所へ召出申候、

一、深雪・風吹等之砌、并所々御蔵御多門等之内ニ御詰米・御詰塩、其外所々御用之御有物、濡申様成急御用ニハ、破損修理奉行両人共罷出申候、

一、御城中雪損申時分ハ、破損修理奉行見分仕、御城付足軽小頭并足軽之儀ハ御城番中申渡候、小松御作事方支配小者指添、御城中屋ね雪為下申候、且又御城中、其外所々御蔵所屋ね・愛宕天神社拝殿・別当所共ニ及断次第、雪下申砌ハ、廿人之小者ニ而不足仕候ニ付、小松町奉行へ申遣、町夫受取雪為下申候、

一、毎年御門御飾松受取申儀ハ、御城中破損修理奉行・別宮御代官方へ切手遣受取申候、其外伐松御用ニ受取申儀ハ、破損修理奉行切手ニ年寄中裏書有之を以、右代官より受取申候、

一、御城附足軽小頭六人、代々御城番中より申渡、手先破損修理仕所へ相廻申候、

一、御城付足軽四人、前々より御城番中へ申達受取、御作事所定役中付候、諸役人日帳付留書、算用方御普請道具、御門往来焼印札、才許諸色御買上物吟味為仕候、御作事所へ昼夜壱人宛、為相詰申

候、破損修理在之砌ハ、相残者共手先破損修理仕、所々毎日付置
申候、

一、瓦葺足軽壱人、御城中并御堀掃除小者廿人諸事御触、宗門改等
破損修理奉行支配仕、夫々申渡候、毎歳人々御切米御扶持方并御
給銀・歳付・役付、宗門帳右修復奉行より小松御城番迄相達申候、
御切米御扶持方春秋被下候砌、破損修理奉行紙面、御算用場迄指
遣、奥書を取、小松御番頭より為受取申候、右廿人之小者、御給
銀春秋両度二被下候時分、請取申儀修理奉行紙面、御算用場へ指
遣、奥書を取、会所へ印合、小払銀受取相渡申候、

一、瓦葺足軽常二召仕様之儀、御城中瓦屋ね破損修理之砌、為葺申
候瓦買上之時分吟味為仕申候、瓦方御用無之刻ハ、小松御作事方
定役四人と足軽与相交召仕申候、

一、御城中并御堀掃除小者常召仕様之儀、御作事方品々御用、金沢
へ御用有之砌ハ便二普遣申候、一ヶ月三日休、此方正月三ヶ日、
七月十四日より十六日迄、且又五節句之分ハ、召仕不申候、

一、御材木并葭竹受取申儀ハ、小松御馬廻御番頭江破損修理奉行切
手二、金沢御作事所印合遣、受取申候、

当時御材木之分ハ、請取不申、葭之分ハ、本文之通り二御座候、

一、鉄物受取申儀ハ、御城外所々破損修理之分ハ、金沢御作事所鉄
物才許方へ申越、遠所鍛冶買上ハ、手前より御用之鉄物品々、於
小松破損修理奉行員数・貫目相改、請取貫目之切手ハ、売上人へ
相渡、員数之切手御作事所印合、鉄物才許へ相越、代銀為受取申
儀ハ、右切手町会所へ指遣、同所より為受取申候、

此分当時、於御作事所定直段究置、小松鍛冶より為買上員数、貫目修理
奉行相改申候、代銀之儀ハ、御作事奉行受取相渡申候、

一、厳縄・布海苔、櫓擂候節、受取申儀ハ、破損修理奉行切手、金
沢御作事所奥書有之を以、荒物才許方より請取申候、

此分当時御作事所二而、定直段二極置、小松修理奉行方二而、品物吟味
仕買上申候、代銀御作事奉行受取相渡申候、

一、蝋燭受取申儀、三年御算用場印有之帳面二記相渡、御城中所々
御番所江渡置、并御作事所二指置、御城閣近辺火事之節、御城中
夜中早速修理無之而、右吐時分燈申候、受取置申蝋燭之内、燈切
申砌、破損修理奉行切手二残燭指除、会所へ遣受取申候、

此分当時御番所渡之分ハ、取掛不仕候、小松御城中御作事方御用之分、
修理奉行方二而買上申、代銀之儀ハ、右同様二御座候、

一、料紙・畳縁布受取申儀、破損修理奉行切手二金沢御作事所奥書、
会所印合、料紙奉行并御呉服奉行より受取申候、

当時料紙之分、金沢於御作事所為買上、小松修理奉行へ相渡申候、代
銀御作事奉行受取相渡申候、畳縁布之分、御用之時々為買上、代銀右
同様二御座候、

一、御城中瓦屋ね破損修理之砌、買上申素焼瓦代銀、金沢御作事所
二而直段極置候、瓦請取申候員数為改、売上人切手二破損修理奉
行奥書、金沢御作事奥書、会所印合、瓦代銀為受取申候、

一、縄・莚・藁并畳表・緑取・貝灰、其外品々御城中破損修理御用
二、小松鍛冶方より上申鉄物、并鎌・鍬・斧等毎歳御門門松御飾
御用之品々代銀共、直段之儀ハ小松町奉行相極、夫々売上人切手
二破損修理奉行奥書、金沢御作事所奥書、小松町奉行御預銀之内
為受取申候、

当時定直段相極置、御用之刻ハ、修理奉行改為受取申候、代銀御作事
奉行受取為相渡申候、

一、大工、こつハ・鉋屑、御用二不立古木・古板等品々有之時分、

金沢御作事所へ申越、詮義仕払可申旨申遣、小松町会所ニ而入札取集、金沢御作事所ニ而披、高札人小松江申遣為払申候、并古鉄為払申儀ハ、金沢於御作事所極置候買受人ニ相渡、惣而代銀上申切手ニ破損修理奉行奥書、金沢御作事所奥書、会所印合、御土場へ為出申候、金沢御作事所定之日数延引仕候へハ、銀高ニ応、二割之利足為出申候、

一、御普請道具、鍬・鎌・労・斧・鶴觜等品々、御算用場印有□員（ヘ之カ）数之帳面受取置申候、且又御堀、其外御用ニ遣申舟者、壱艘并古道具損申砌ハ、小松破損修理奉行仕置繕申付、御用ニ相立申候、追而金沢御作事所へ申越、其品承届、手間銀之儀ハ、小松町奉行御預銀を以、為受取申候、古道具ハ御払物ニ為仕為遂御算用申候、

此分当時定直段極置、修理奉行吟味仕、為御買上申候、代銀御作事奉行受取為渡申候、且又御城中修理一統見分、御大工遣候刻、御堀遣舟破損之儀も見分相図申、銀高相極、舟仕置繕共修理奉行申付候、代銀之儀ハ、右同様ニ御座候、

一、浜引受取申儀ハ、小松破損修理奉行切手、御普請会所印合、同所御普請道具奉行より受取申候、御用仕廻相返申候、

一、御城中・御城外破損修理、御作事方年中受取申諸色、夫々奉行并才許方より品々相渡申候、紙面破損修理奉行方へ取置、諸場之印合、返数惣シテ御作事所印、奥書有之を以、正月より十二月迄、御入用銀帳面ニ仕立、奉行一人宛金沢へ罷越、遂御算用申候、

右於御作事所、私共手先奉行、才許人等格ニ立置相勤申品、本文之通、元禄十六年右奉行岡田伝左衛門、笹原左兵衛より書上置申候、其後度々御仕法相改、縦人召違申品々、当時勤方之趣、付札之通り御座候、以上、

天明三年

神尾織部
松尾平九郎
寺嶋五郎兵衛

此帳面上袋入有之候、上袋之書付、

癸未二月

玉井勘ヶ由殿迄三ヶ部帳面扣、

五　天明八年　御作事奉行格帳

（表紙）「天明八歳

（裏紙）リ

御作事奉行格帳二冊ノ内

（裏紙）菅原厚定」

（1）

御作事格品々

一、毎歳正月四日ニ御作事方諸奉行、諸役［　］作事所江出初仕、十六日ニ御用之儀何茂示談仕、廿二日より罷出、十二月廿六日ニ仕廻申候、御参府之年ハ、十二月廿二日ニ仕廻来申候、

此分当時御用多之節ハ、正月十六日より毎日罷出申候、御留守ノ者、十二月廿二日切ニ相仕廻申趣ニ御座候得共、御用多御座候ニ付、御在国、御留守共、十二月晦日迄罷出申候、

一、年中毎日諸職人々足朝六時ニ仕事ニ取付、五時ニ朝飯給、九時ニ昼飯給、晩七半時仕廻申候、四月朔日より七月晦日迄、昼飯給申内、半時休申候御領国中何方ニ而も同時ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、御作事奉行両人之内、壱人宛御作事所江朝五半時前後罷出申候、御在国之年ハ、正月より三月晦日迄ハ八時罷越申候、四月朔日より七月晦日迄ハ九半時罷帰申候、八月朔日より十二月廿六日迄ハ八時罷帰申候、御参府之内ハ夏冬共五半時前後罷出、九時ニ罷帰候様仕来申候、惣而三、四日ニ両人共罷出示談仕候、

当時御作事奉行三人ニ而相勤、朝四時前後罷出、御在国ニ者、正月より二月晦日迄八時罷帰、三月朔日より八月晦日迄九半時近相勤罷在、御留守中ニハ九時ニ罷帰申候、御用多御座候節ハ、右刻限相定不申、毎日三人共罷出候へ共、御用透ニ者申談、壱人宛罷出不申儀ニ御座候、且又三人共病気、故障御座候節ハ、御用番年寄衆江相達、指懸候御用向、作事奉行相勤申候、

一、御城中、御城外品々御用、小松御城中、御領国中所々御蔵、橋等并寺社方新出来之儀ハ、惣而軽品ニ而茂其時々及僉議相極申候、冬中破損之所々ハ、夫々支配方より申来趣承届、毎歳御大工見分ニ指遣申候、且又津幡より境迄御旅屋之儀ハ、右次手ニ此方より見分為仕申候、右見分指遣、已後破損所有之砌も、支配方より度々申越、御大工、御扶持方大工見分ニ指遣、破損之所々指当り、こたへかたき義共詮義仕、御入用為図銀高紙面ニ記、品ニより御作事所より直ニ年寄中江相達申義も御座候、惣而御入用之儀、不限多少、御算用場奉行江示談仕、僉義相済可申付、指図ヲ受、右図紙面ニ御算用場印押、指越次第ニ帳面ニ仕立、御作事所印押、手先奉行人へ相渡修理申付候、遠所・金沢廻共弐十貫目以上之御入用時分ハ、御作事奉行壱人、同所御横目一人、御大工召連相廻見分仕、附居申奉行人へ示談仕候、

此分当時内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行・板枇奉行、寺社方破損修理相勤候与力共［　］鉄物・荒物才許、定番御徒之儀［　］付、御修復方御改法を以、年中御入用銀高相究、内作事方・外作事方・寺社方、小松御城中并遠所御蔵、橋等、

右御入用銀測谷を以、一統見分御大工等江申付、図銀高相究修理申渡候、御入用銀請取□□儀ハ、御作事奉行切手ニ御副印請、御算用場印□□合、小払銀受取申候、右小払銀受取候刻、小払奉行ハ切手取置、且又諸職人相勤候手間料、日用人足賃、材木・鉄・荒物、其外品々為買上候者共より指出候諸切手、御作事所吟味仕、同所御横目相見を以、御作事所場印押候切手ニ、小払奉行銀入を以、年中切ニ御作事奉行遂御算用申候、其外建物押立申、不時修理之分ハ、其時々御勝手方御席江相達、御入用図銀高、御聞届之上申付候、御入用請払之儀者、右同様ニ御座候、

一、内作事奉行・外作事奉行・小松御城中破損修理奉行・小作事奉行・板根奉行、寺社方破損修理御用相勤候与力・木蔵才許与力・荒物才許・鉄物才許、定番御徒人々請払材木・荒物・鉄物等御在物并御買上物、諸職人々足手間、其外品々諸切手於御作事所吟味仕、追而遂御算用時分、最前御算用場詮義相済、印在之目録ニ引合、御入用増減承届申候、惣而御作事方御用ニ懸り申奉行、才許人請払諸切手遂吟味、奥書仕儀并所々破損修理御用材木・鉄・荒物品々、其外諸方より申来、御作事所より相渡申品々、御門相通申紙面等、御作事所印押申儀、御作事所御横目相見を以押申候、御横目不有合、不時印押申候、并御用之筋斧議仕候時分及案内、御横目罷出申候、

但

当時御作事所場印、同所御横目相対を以、仕廻申候、

一、所々遠所・御国・金沢木蔵御材木、其外御作事方・手先奉行、才許人々手前諸色、先年より御在物、品々并年中御入用之考を以品々買上員数帳面ニ記、御算用場并御作事所印押、相渡置者之御用ニ段々相渡、払申分、并残物一ヶ年切ニ遂御算用申候、相残分ハ、員数改帳面ニ記、御算用場印受、翌年段々相渡申候、其外手先奉行方へ図を以請取申、御材木之内、挽落切レ木等遣、残御座候砌ハ、手先ヨリ指置候趣承届、翌年図之内ニ加御用ニ相立申候、且又外作事方・寺社破損修理方共、御領国中於遠所、御用之御材木、挽落切レ木等差遣、残有之候得者、其所々十村并御蔵番人、肝煎等へ預置、切手を取、御作事所ニ而見届置、翌年図ノ内入御用ニ相立申候、

此分当時修理図入用之程、買上中ニ付、残物等無御座候、尤材木挽落切木等遣、残御座候砌ハ、翌年図之内へ加、御用相立申候、且又外作事方、寺社方於遠所、材木挽落切レ木之分、先規之通、取計御用相立申候、

一、御城中并金沢廻所々破損之所、古木□□之儀ハ、其修理ニ引足、用申図ニ仕申候、雑用古木・古板之分ハ御作事所江集置、重而御用ニ相立申候、御用不相立ニ、不浄所等之古木溜次第、於町会所、相極置候御払物才許□仕□□段、町人申渡、入札為取集、御作事所ニ而披□□之者ニ為売渡申候、并大工、こつは・銃屑・古莚・板柾・樋之割屑売渡申儀者、町会所へ申遣、衆議之上、定買受人相極置、品々御大工、御扶持分大工相見を以、町大工棟梁、屋ね葺、枇板肝煎ニ坪詰為仕、手先奉行吟味仕、売渡申候、右品々代銀売渡申候日より三十日切ニ為取立、買請人并御払物才許仕、定役町人御土蔵へ為上申候、日切より延引仕候得者、日数ニ応、銀高ニ二割之利足ヲ為出申定ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、御領国中於遠所新出来、破損修理在之所々ニ而、御用不立古木、古板并大工こつは・銃屑・柾樋割屑・枇屑等有之時分ハ、手先奉

行其所ニ而入札取集、高札ニ払申候、且又御蔵、橋之古木等多御座候砌、御用ニ不相立分、御払物ニ仕時分ハ、於町会所相極置候、御払物ニ而才許仕定役町人指遣、代銀三十日切ノ極入札為取集、手先奉行高札、見届為売渡申候、但、手先奉行払申代銀罷帰、御作事所ニ而高札見届、五日切ニ御土蔵へ為上申候、若五日より延引仕候得者、日数ニ応銀高ニ二割利足出申定ニ御座候、御払物才許仕定役町人売渡申代銀、定之日より延引仕候得者、利足等之儀、同事ニ御座候、

此分先規之通御座候、

一、御城中・金沢廻・御領国中、遠所共建直、破損修理之時分、御用不立古鉄御座候砌、金沢廻ハ御作事所江相集、遠所ハ其所ニ而、手先奉行貫目相改、御作事所ニ而極置候定買受人売渡次第、代銀御土蔵江為上申候、

此分先規之通御座候、

一、御広式方諸□相定「」出来并相渡申品々儀ハ、御近習頭へ相達申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、御参府并御帰城之時分ハ、河北御門外御道筋へ御作事奉行・内作事奉行・外作事奉行罷出申候、

当時場付横目も罷出申候、

一、御宮社堂御建立、御造営之時分、御地祭、御礎、御柱立、御上棟槌之御規式、御大工共家々伝受を以仕候、饗物ハ其社人、其社僧示談之上申付候、被下物ハ先年之例「」申上候、惣而年寄中江相達指図受申候、

此分先規之通御座候、

一、御新宅被　仰付候時分、御地祭・御礎・御柱建・御上棟之吉日良辰時取之儀ハ、御「（作事所カ）」より宝幢寺、明王院、波着寺三ヶ寺之内へ相「」極申候、御規式ハ御大工共伝受を以、其時々御作事ニ応仕申候、被下物ハ先年之格を以申上、惣而年寄中へ相達、受指図申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、御煤払并御舞台竹ノ間ニ而御能御座候砌ハ、御作事奉行両人共罷出申候、

当時御煤払之節、御作事奉行壱人罷出申候、

一、毎歳四月朔日・二日、七月十四日より十六日迄、其外五節句御用も無之砌ハ、御作事奉行并手先奉行罷出不申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、御寺方ニ而御法事御座候砌、仮小屋等出来之時分、御作事奉行代々見廻并御法事之内壱人宛相詰申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、外作事奉行遠所御用相仕廻申趣并御入用増減一紙目録ニ仕、外作事奉行・御作事奉行・月番年寄中へ案内ニ罷出申候、

一、御城近辺若火事之時分ハ、御作事奉行・外作事奉行・小作事・板枇奉行・寺社方破損修理相勤候与力・木蔵才許与力・荒物・鉄物才許・定番御徒并御作事所支配之者共御作事所江何茂罷出申候、

一、才川・浅野川洪水之時分ハ、両川江御作事奉行壱人宛、同所御横目一人宛、外作事奉行御当地有合申者不残、御大工、御扶持方大工并拝領屋敷ニ罷在候町大工召連罷出申候、

当時外作事奉行御「」省略ニ付罷出不申候、

一、御作事方年中御入用、手先奉行人々、諸色御入用相記候帳面取

集、銀高一紙帳ニ仕立、毎歳上之申候、
此分当時年中御入用、於御作事所諸色相記、銀高一紙帳ニ仕立、御作事奉行追而上之申候、
一、御作事方支配之者共、御切米・御扶持方・歳付・役付帳面ニ記、毎歳年寄衆迄相達申候、宗門帳毎年宗門奉行中迄出申候、
此分先規之通御座候、
一、御大工・御壁塗・御畳指・留書足軽、御扶持方大工年中被下候御切米・御扶持方、且又江戸詰共破損所見分、御材木間尺改、其外品々御用指遣申刻、駄賃・宿賃銀等請取相渡申候、御大工・御壁塗・畳刺之儀ハ、江戸詰之内同道中馬銀・口銀、御扶持方御徒並ニ被下候、御領国中御用指遣候時分ハ、馬銀、宿賃銀迄御徒並ニ被下、御扶持方ハ不被下候、御扶持方大工之儀、江戸詰之内同道中御扶持方、宿賃、馬銀共足軽並ニ被下候、御領国中御用ニ指遣時分、宿賃ハ足軽並、馬銀ハ三人壱疋被下候、
此分当時御大工・御壁塗之儀ハ、地方御用罷出候節、御扶持方不被下候得共、近年願之趣御聞届之上、御扶持方も御徒並ニ被下、請取相渡申候、御扶持方大工之儀者、先規之通ニ御座候、
一、御作事所支配人諸事御触・宗門等相改申候、所々御関所過書指遣申候、御扶持等不被下、御作事所支配ニ而無御座、諸職人口御作事方御用ニ江戸江指遣候者、并御領国中所々御関所近辺、破損修理仕候時分ハ、過書御作事奉行着遣来候、
此分先規之通ニ御座候、
一、御大工・御壁塗・御畳刺養子等并湯治願候得者、病気承届、年寄中江相達遣申候、死去仕候時分、年寄中御算用場へ相達申候、
御扶持方大工・留書足軽湯治願候時分、御作事奉行心得を以、指遣申候、病死之砌ハ、御算用場迄相達申候、
此分先規之通御座候、

(2)

御作事所支配之者共勤方并召仕様之事、
一、御大工拾四人御座候内、毎歳江戸御作事方詰人ニ春秋一人宛代々指遣、二人宛為相詰申候、四人ハ御参府之御供御用ニ指遣、江戸御作事方御用為相勤申候、二人ハ御作事所諸事図御用定役申付置候、二人ハ内作事方ニ附置、御城中御用為相勤申候、四人ハ金沢廻り、遠所新出来、破損修理見分、図り御材木見分、間尺御用申付候、右十四人之内、御当地ニ有合申者、金沢廻・遠所共拾貫目已上、御入用之時分ハ代々付置申候、京・大坂・大津御屋敷并江州御領新出来押立申、破損修理御用御座候時分者、御算用場御奉行より申越、御大工・御扶持方御大工之内指遣申候、右之者共毎日御作事所江代々為相詰申候、御用御座候砌ハ、朝六已前より不残罷出相勤申候、金沢廻破損修理所々為見廻申候、
此分当時御大工頭二人御座候、御作事図所江毎日為相詰、諸事御用取撰申候、御大工当時十九人御座候内、江戸御作事方詰人、為御用洗ハ宛代々為相勤申候、其外内作事方・外作事方・寺社方・道橋方、夫々主附御用、毎日為相勤申候、并遠所方破損修理、御材木間尺御用等、凡御大工為相勤申候、当時京・大坂・大津御屋敷并江州御領新出来、押立申破損修理共、御大工等指遣不申候、
一、御壁塗四人御座候内、毎度江戸御作事方御用詰人ニ春秋一人宛代々指遣候、二人宛為相勤申候、相残二人ハ、御算用場続壁土捨所ニ附置申候、
当時御壁土五人御座候、毎日御作事所へ罷出、御城中并外作事方・寺

社方、見分図方并壁土拵所等為相勤申候、且又江戸御作事方御用詰人当時御省略ニ付、為相勤不申候、併御用品ニ寄壱人宛相詰候儀義(前)も御座候、

一、御畳刺一人御座候、御家廻り、御旅屋、其外御貸屋、寺社等畳方御用申付候、

御畳刺当時者、被　仰付候、畳方御用儀者、御扶持方畳刺ニ申付候、

一、留書足軽五人御座候内、昼二人、夜一人宛相詰、諸事留書申付候、御用多時分ハ、不残罷出申候、

留書足軽六人御座候内、二人宛江戸御作事方留書御用、代々ニ為相詰申候、其外御作事所諸色留書、先規之通ニ御座候、

一、御扶持方大工拾八人御座候内、毎歳江戸御作事方御用詰人ニ、春秋一人宛代々指遣、二人宛為相詰申候、四人ハ御参府御道中御用指遣、江戸御作事方御用申付候、御帰城之時分茂、御道中御用ニ罷越申候、二人ハ内作事方ニ指置、御城中御用申付候、五人ハ金沢廻り、遠所トモ所々破損見分、御材木間尺改御用ニ御大工不足之時分ハ、指遣申候、常ハ内作事方、小作事方ニ指置、仕事為仕申候、手間料銀ハ勤候手先より相渡申候、壱人ハ御作事所□□図御用申付、手間料銀ハ小作事奉行より相渡申候、手間料ハ何も一日一人ニ壱匁八分宛相渡申候、不参仕候得者、手間料銀相渡不申候、御在国之内、当地ニ有合申者、拾六人之内十四人、小細工方、御絵図等御用可相勤者極置、弐人宛毎日七半時より夜四時迄、御作事所迄ニ為相詰申候、御当地ニ而米高直ニ罷出、諸職人増銀相渡申砌も、御扶持方大工之儀者当地、江戸共ニ惣而増銀、且又夜中相勤申候手間料共渡不申候、

当時御扶持方大工九人御座候内、毎歳江戸御作事方御用詰人ニ、春秋指遣為相詰申候、御参府御道中、御帰城之時分、御道中御用も、右江戸詰人交代之者へ御用為相勤申候、其外御城中廻り并内作事方・外作事方・寺社方・道橋方、見図可算用しらへ方、遠所破損修理御材木間尺等御用申付候、手間料銀之儀ハ、町大工同事ニ御入用銀之内を以、相渡申候、

一、御扶持方大工并町大工屋ね葺共、江戸御作事方御用ニ指遣申時分、道中并於江戸相渡申手間料銀之内、壱人ニ百五十目宛貸渡申儀、去年より小作事奉行請取相渡来り候、江戸相詰候内作事奉行、江戸会所へ右中勘銀借申者共、手間料銀之内ニ而、返上為仕、会所印を取候切手、小作事奉行方へ指越、御作事所へ出申候、其外御作事所ニ而、図御用召仕申候、御扶持方大工・町大工棟梁手間料銀之儀、前々より小作事奉行相渡来申候、

(3)

御作事所江請取申者共勤方并召仕様之覚

一、御算用之者二人、毎日御作事奉行相詰申、内一人宛罷出、諸方より出候切手、帳面算用当り等仕、御作事所印押申、諸切手取あつかい、其外料紙等才許仕候、御用多之時分、両人共罷罷出申候、

此分御省略ニ付、当時相詰不申候、諸方より出候切手、算用当り、於御作事所同所横目相見を以、当り等仕、諸切手御作事所印押者、且復料紙之儀者、当時買上ニ付、右同様ニ算用当り為仕申候、

一、足軽三人御作事所口之御門番ニ定番足軽才許方より着置、昼一人、夜二人宛為相詰申候、右足軽御作事所ニ而誓詞申付、御門相通申品々為相改申候、但、足軽無之時分ハ、割場付小者定番足軽才許方より指越申候、

此分先規之通御座候、

一、割場付足軽弐人、御作事所之内諸職人々足場・たばこ給申所、昼夜一人宛指置、次ノ番申付候所、足軽御作事所ニ而誓詞申付候、
　此分当時、割場付小者五人受取、昼夜八、夜三人宛相詰、御作事所見廻申付候、
一、御作事所方々小道御用ニ割場附小者・小遣小者之内、御在国中ハ七人、毎日昼四人、夜三人、御参府之内ハ五人、毎日昼三人、夜弐人、御作事所ニ為相詰申候、但、小者無之時分ハ、御家中役人、又ハ日用之内、割場より相越次第召仕申候、
　当時御作事所小遣、御詮義之上、八人御作事所付小者被召抱、昼夜前々之通、為相詰申候、
一、割場付小者八人組内作事方ニ二人・外作事方ニ二人・小作事方ニ一人・木蔵ニ壱人・荒物方ニ壱人・鉄物方ニ壱人・所々切手等之使、諸色出入等、為御用定請取ニ仕置召仕申候、但、小者無之時分ハ、御家中役人又ハ日用、割場より相越次第ニ召仕申候、
　当時内作事方・外作事方・寺社方・道橋方・壁方役所共、小遣日用召仕申候、賃銀御入用之内を以、御作事奉行請取相渡申候、

〔4〕

　木蔵并壁土捨所番人之覚

一、御算用場続木蔵入口番人足軽三人、定番足軽才許より指置、昼一人、夜二人為相詰、御材木品々出入等、吟味為仕申候、
　去年木蔵役所有之候所、御焼失以来、御作事所江引越申ニ付、入口番人足軽為相詰不申候、当時御省略ニ付、木蔵才許与力相勤不申、御材木等出入之儀者、御作事御門ニ而吟味為仕申候、且又壁土捨所入口番人之儀も、当時相詰不申、同所薪蔵入口番人、兼帯ニ而出入相改申候、
一、同続壁土捨所入口番人、足軽三人、定番足軽才許より指置、昼一人、夜二人為相詰、壁土品々之出入等、吟味為仕申候、

〔5〕

　内作事方支配之者共并町大工拝領屋敷之覚

一、御大工・御壁塗・御畳刺・留書足軽・御扶持方大工御屋敷奉願候砌ハ、御作事奉行奥書仕、御普請会所迄指遣申候、
　此分先規之通ニ御座候、
一、御大工・御壁塗・御畳刺ニハ、御屋敷七拾歩宛被下候、先祖拝領仕置歩数多者ハ、当りの外、地子銀出申候、留書足軽・御扶持方大工ハ、五十歩当り被　下来候、当り歩数之外、有之候へハ、地子銀出申候、
　此分先規之通ニ御座候、
一、御大工・御壁塗・御扶持方大工病死仕者之子、其親御屋敷願申砌ハ、人々書付ニ御作事方ニ而、御用相勤候趣奥書仕、御普請会所へ遣、親御大工ニ而七拾歩之者ハ、町大工並ニ五拾歩拝領仕、廿歩ハ地子銀出申候、親御扶持方大工ニ而、五拾歩之者ハ其侭拝領仕来申候、
　此分先規之通ニ御座候、
一、町大工并大鋸大工共、先規より御屋敷拝領仕来候者共、町会所支配ニ御座候、屋敷主替り申時分ハ、御作事方御用相勤候趣、奥書之儀、願申候ニ付吟味仕、相違無之候得者奥書仕、町奉行方へ相達申候、右御屋敷町奉行手前より拝領為仕申候、右之者共御作事方御用之砌、并御城近辺、若火事之刻ハ、御作事所へ相詰申候、才川・浅野川洪水之時分罷出申候、
　此分先規之通ニ御座候、

御作事方町大工・屋ね葺・板枇・桶屋・大鋸挽・木挽・
壁塗・肝煎・棟梁手間付之覚

一、大工肝煎・棟梁大工手間料、一日ニ人ニ壱匁八分宛之極御座候、但、御領国中遠所為御用指遣申砌、道中往来并先ニ而逗留之内共ニ、人々手間料之外、一人ニ夜ニ弐匁宛宿賃相渡申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、仕手大工手間料、一日ニ人下八分より上壱匁五分迄、但、人々細工之位、御大工吟味仕、手間料相極申候、年若少者、細工手際上り次第肝煎・棟梁共より相願、御大工吟味之上、其者之細工次第、手間料為増申候、年寄手際下り申者吟味之上、手間料減さセ申候、御領国中遠所ニ而、御用之砌、所々大工無之、金沢より指遣申時分、住来人々当り手間料之外、一日ニ夜ニ弐分宛宿賃相渡申候、先ニ而逗留之内も宿賃相渡申候、但、遠所ニおゐて、近辺之大工呼越申、日代為泊申時分も、手間料之外、宿賃相渡申候、其所ニ大工有之召仕申砌ハ、手間料等之定御作事所同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、右肝煎棟梁・仕手大工、且復屋根葺棟梁・大鋸挽・木挽肝煎為御用、江戸へ指遣候時分、金沢罷在申日より人々、御当地ニ而之手間料、一日ニ人五分宛増相渡申候、并帰申往来馬銀六人ニ壱疋、宿賃一人ニ夜ニ弐分宛相渡申候、於江戸ハ、宿賃御扶持方小者被下候、

此分先規之通ニ御座候、

一、壁塗手間料、一日ニ人下壱匁ニ三分より七分迄、但、人々細工之位御壁塗吟味仕、手間料高下相極申候、御領国中遠所為御用指遣申砌、往来宿賃等并手間料増減之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通御座候、

一、畳刺仕手屋ニ召仕申儀、手間料一日一人壱匁一分、中壱匁ニ三分、上壱匁五分、人々細工之位、御畳刺吟味仕相極置申候、畳刺肝煎手間料ハ、一日壱人壱匁五分宛ニ御座候、但、召仕申人高一ヶ月切ニ、手先ノ奉行切手極申時分、上中下之品、畳刺手間料付仕候、且又畳表替御用之砌召仕申儀、夫々床之通品ニ而、町会所ニ直段極有之ニ付、一ヶ月切手先奉行申付候畳員数、并床通付等之紙面、町会所へ遣候へハ奥書仕、御作事所奥書、会所印合、刺手間料銀為受取申候、遠所為御用指遣申砌、宿賃等手間料増減之品、大工同事ニ御座候、

此分当時畳刺棟梁役申付、床品々表替、縁付替手間料、糸代共定直段ニ究置、右棟梁役之者へ定書ニ申渡、御用為相勤申候、代銀之儀ハ、御作事奉行受取相渡申候、

一、屋ね葺肝煎・同棟梁・板枇肝煎手間料、一日壱人壱匁六分宛之極御座候、但、御領国中遠所為御用指遣申砌ハ、往来宿賃等之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、屋ね葺屋ニ召仕申儀、手間料一日一人下九分、上壱匁五分迄御座候、但、新やね坪葺仕砌ハ、やね足ニ応御座候、繕やね之分ハ、葺板束数を以、当り仕事極御座候、極之通出来仕候得者、手間料相渡申候、御領国中遠所為御用指遣申砌、往来宿賃等并手間料増減之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、板枇屋召仕申候手間料、一日壱人壱匁五分之極ニ御座候、葺板品々組立申儀、一日一人之当仕事出来仕候へハ、壱匁五分宛手間

料高下無之相渡申候、当り仕事、増減之分ハ、手間料指引仕相渡申候、御領国中遠所為御用指遣候砌、往来宿賃等之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通御座候、

一、金沢廻し、所々遠所共、御作事所帳面ニ不附大工、屋ね葺之分ハ、御用多時分、会所へ申遣召仕、且又夫々支配方へ申遣、呼越申砌ハ、人々細工之位御大工吟味仕、手間料相極申候、遠所より呼越召仕申者ニハ、往来并御当地ニ而逗留之内、手間料之外、一日壱人ニ弐分宛宿賃相渡申候、

此分先規之通御座候、

一、小松・今石動・高岡・魚津・所口・輪嶋、其他所々ニ罷在候棟梁大工・仕手大工・屋根葺・板枇・桶屋・壁塗・大鋸挽・木挽人々名付并手間料高下御大工・御壁塗吟味為仕、御作事所帳面ニ記置申候、但、年行成者ハ、細工宜罷成、高手間相願候時分ハ、金沢御作事所江召寄、御大工吟味仕、願申通之細工御座候得者為増申候、且又板枇・大鋸挽・木挽之分ハ、板数引口人々当仕事、其所々ニ而御作事所定之通り、手先奉行相改召仕申候、

此分先規之通御座候、

一、大鋸挽・木挽肝煎手間料、一日壱人壱匁六分宛、仕手壱匁五分宛之極御座候、但、大鋸挽・木挽仕手共挽申御材木品々長幅ニ而、一日一人之定有之、挽口御大工・御扶持方大工・町棟梁大工之内相改、一人之当り仕事出来之時分ハ、一人之定手間料相渡申候、当り仕事増減之分ハ手間料指引仕候、并定挽口ニ雖仕分ハ屋挽ニ仕申候、手間料一日一人之当りハ、壱匁五分宛相渡申候、御領国中遠所為御用指遣申砌、往来宿賃等之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、桶縁申為御用桶や屋ニ召仕申儀、手間料屋ね葺並ニ相渡申候、但、新桶并輪入出申時分ハ、会所江出遣申付候、御領国中遠所為御用指遣申砌、往来宿賃等之品、大工同事ニ御座候、

此分雇ニ召仕申手間料等、先規之通り相渡申候、但新桶等当時御作事奉行取捌仕候、

一、塗物繕等之為御用塗師召仕申儀、手間料一日一人壱匁五分宛相渡申候、御領国中遠所為御用指遣申砌、往来宿賃等之品、大工同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、

一、大工・壁塗・大鋸挽・木挽・屋ね葺・板枇手間料銀、米高直ニ罷成増申儀ハ、万治二年米石六拾目仕ニ付、右職人相願年寄中へ相達、大工・壁塗之分ハ、一日一人ニ三分之増、大鋸挽・木挽・板枇・屋ね葺之分ハ弐分増、寛文二年迄増銀相渡申候所、同年米石ニ付四拾目┌┘石増銀指除申候、延宝八年米石ニ付、六拾目余仕、右、諸職人相願申ニ付、年寄中江相達、大工、壁塗共ニ何茂二分増相渡申候処、天和二年米石ニ付、五拾三匁位ニ罷成、右増銀指除申候、元禄九年六月右ニ付、六拾目余仕増銀相願申ニ付、年寄中へ相達増銀相渡、同年九月米石ニ付、五拾五匁位ニ罷成、増銀指除申候、元禄十三年七月、米石ニ付六拾七、八匁仕増銀相願申ニ付、年寄中へ相達増銀相渡、同年十一月、米石ニ付五十五匁ニ罷成、増銀指除申候、去年より米石ニ付、六拾七匁位ニ及申候ニ付、増銀之儀相願候得共、米直段様子見合、先増銀相渡不申候、

町大工・屋ね葺・大鋸挽・壁塗并肝煎・棟梁定役職人召仕様之覚

一、大工肝煎四人、御作事方大工御用之時分触出、才許仕候内、二人ハ内作事方へ指置、御城中出入之札、鉄・荒物出入諸切手等、調役申付候、二人ハ内作事方破損修理有之所ニ、大工・大工棟梁並ニ付置申候、破損修理無之時分、仕事為仕申候、手間料銀之儀者、惣町大工並ニ内作事奉行相渡申候、不参仕候得者、手間料銀相渡不申候、

此分当時手間料、御作事奉行受取相渡申候、

一、町大工棟梁一人、於御作事所諸事図定御用申付置候、手間料銀小作事奉行より相渡申候、不参仕候得者、手間料銀相渡不申候、

此分当分御作事奉行受取相渡申候、

一、町大工八人、御城近辺若火事之時分、金谷屋敷・御文庫・薪丸御土蔵へ火消御用ニ罷出候、定役ニ極置内、五人ハ内作事方、弐人ハ小作事方ニ指置、町大工並ニ仕事申付候、手間料銀ハ召仕申、手先より相渡申候、一人ハ御作事所ニ而、外作事方図仕置御用申付置候ニ付、手間料銀ハ外作事奉行より相渡申候、不参仕候得者、手間料銀相渡不申候、

町大工八人、御城近辺若火事之節、金谷御屋敷・御文庫・薪丸御土蔵火消御用ニ罷出候、定役ニ極置内弐人、江戸御作事方御用ニ為相詰申候、其外内作事小屋ニ而、町大工並ニ仕事申付候、手間料銀之儀ハ、御入用銀之内相渡申候、

一、大鋸挽肝煎壱人、木挽肝煎一人、大鋸挽・木挽御用之時分ハ、触出人之挽口算用等御大工・御扶持方大工・町棟梁大工相見を以、吟味為仕申候、肝煎手間料銀相渡申候儀ハ、所々手先ニ召仕、大鋸挽・木挽・仕手共人々挽口手先奉行人、印有之紙面を取集、人高ニ積上、百拾人之数有之候得者、肝煎当り手間料壱匁六分宛相渡申候、一日ニ仕手十人分不足時分ハ、仕手木挽壱人ニ付、壱匁六分之弐歩宛之割を以、肝煎手間料減相渡申候、一日ニ十人分多有之候而も、肝煎両人ニ一匁六分宛之外ハ相渡不申候、大鋸挽御用無御座時分ハ、肝煎召仕不申候、

当時大鋸挽・木挽々口吟味之儀、先規之通為仕、同肝煎右御用之外、御算用しらへ方等為仕申ニ付、手間料壱人分相渡申候、尤木挽等多召仕候共、手間掛壱人分之外、相渡不申候、

一、町屋ね葺棟梁之内、春秋一人宛江戸御作事方御用ニ遣シ、二人宛為指除申候、道中馬銀、宿賃銀足軽並ニ而、手間料中勘銀相渡、道中并江戸ニ相詰候内共ニ手間料銀迄ニ而、御扶持方ハ不被下候、不参仕候得者、手間料銀相渡不申候、

此分先規之通ニ御座候、

一、町大工・壁塗・屋ね・大鋸挽・木挽棟梁・仕手共雇ニ召仕申儀、朝六時より晩七半時ヲ一人之極ニ御座候、但、人々当り仕事、出来仕候へハ、七半時ニ不限、相返申儀も御座候、夜中御用御座候へハ、晩七半時より暮六時迄、一歩之増、暮六時より明六時迄ハ三歩之増、刻割を以、手間料銀相渡申候、小松・越中・能州ニ而御用ニ召仕申大工・壁塗・やね葺・大鋸挽・木挽棟梁・仕手共召仕様、何茂同事御座候、惣而御作事方御用ニ召仕申諸職人、毎日出高、手先奉行人々吟味仕置、夫々職人一ヶ月切ニ切手為出、手先奉行人々吟味仕置、夫々職人一ヶ月切ニ切手為出、手先奉行人々吟味仕置、夫々職人一ヶ月切ニ切手為出、手先奉行奥書仕、御作事所奥書、会所印合、手間料銀為受取申候、

当時御作事方御用ニ召仕申諸職人、毎日出高夫々主附御大工吟味仕、

日帳ニ相記、一ヶ月切ニ切手相究、於御作事所同所御横目相見を以、御作事所印押、手間料銀御作事奉行受取相渡申候、其外先規之通リニ御座候、

一、御普請会所支配川除、且又町会所支配、金沢廻道橋御用ニ召仕申大工・大鋸挽・木挽手間料高下并挽口極、御大工吟味仕、人々手間料銀請取申紙面ニ、御大工印[　]御作事所印押申候、

当時御普請会所支配、川除召仕申諸職人、御作事奉行取捌不仕候、町会所支配道橋方之分、当時御作事奉行取捌仕候、

一、船御大工召仕様之儀ハ、朝六時より晩七半時迄、壱人之極ニ御座候、但、壱人之勤様、刻限欠候得者、手間料銀之内、刻割を以引申候、手間料銀為請取申儀者、手先奉行毎日召仕申人数吟味仕置、舟大工切手ニ其所之町奉行・御郡奉行・町年寄・町肝煎手間料吟味仕相極、奥書仕切手受取置、手先奉行より手間料相渡申候、

此分先規之通ニ御座候、手間料銀之儀者、当時御作事奉行受取、相渡申候、

一、鍛冶・絵師・御舫細工人・表師・筮張・針屋・切革屋・から紙師・畳刺、臼くり・井戸掘・籠組等之諸職人召仕申時分、町会所へ申遣候、手先奉行毎日人数吟味仕置、一ヶ月切ニ人高之切手相極、夫々諸職人江相渡、手間料為受取申儀、右諸職人切手ニ町会所ニ而、手間料高下相極申奥書仕、御作事所奥書、会所印合、手間料銀為受取申候、

此分当時、手間料御作事奉行受取、相渡申候、

一、塗物品々塗師召仕申儀、前々[金沢廻町中塗師屋共ニ申付候得共、塗物品々取合不申、塗賃、塗師手間高直ニ付、町会所へ申遣入札申付、御作事所ニ而扱、詮義之上、定塗師一人ニ相極置、内

作事方・小作事方・外作事方・寺社方、遠所共手先奉行御用度々為塗、并塗師召仕候塗賃、塗師手間銀為請取様之儀、塗師屋切手ニ手先奉行奥書、御作事所奥書、会所印合、手間料銀為受取申候、

当時塗物品々、於御作事所定直段極置、塗物出来吟味之儀者、御大工ニ為仕候、代銀御作事奉行受取相渡申候、

一、御作事方手先ニ附置申肝煎・棟梁・留書役仕諸職人、御作事所印有之紙面失申御届ハ、年寄中へ相達、失申ハ并相役之者共へ御用不申付候、品ニより手先奉行方江断之様子承届、重而年寄中へ相達、前々之通り、為召仕申候、

此分先規之通リニ御座候、

（8）

割場附足軽・小者并日用人足召仕様賃銀渡様之覚

一、割場付足軽相渡候時分、内作事方・外作事方・小作事方・寺社方、金沢廻、遠所共、其外御作事方御用多少ニ応請取、一ヶ月切ニ手先奉行召仕候人高之切手、割場へ指遣申候、

此分当時、御作事奉行切手、割場江指遣申候、

一、割場附小者・御家中役人召仕申儀者、内作事方・外作事方・小作事方・板枇方・寺社方破損修理、木蔵・壁土搭所諸職人、手伝来持上、砂物すかた切等ニ召仕申御届、手先〳〵より割場江申遣、受取申時分ハ、朝六時より晩七半時を限、召仕申候、一ヶ月切ニ召仕候人々より小者之儀ハ、割場ニ切手指遣、役人之儀ハ御普請会所へ切手遣申候、小者役人無之御届、割場より日用指越次第召仕申候、

此分当時、御作事奉行切手割場等江指遣申候、日用召仕申御届ハ、賃銀御作事奉行請取相渡申候、

一、日用人足召仕申儀ハ、朝六時より晩七半時迄、壱人之極ニ御座候、一人之勤様、刻限欠候得者、賃銀之内、刻割を以引申、賃銀相渡申儀者、手先奉行毎日人数吟味仕置、十五日切、又ハ一ヶ月切ニ、賃銀日用頭請取切手ニ手先奉行奥書仕、御作事所奥書、御普請会所印合、日用賃銀為受取申候、御城中并金沢廻、石川・河北郡ハ割場極之日用召仕申候、但、右之品々於遠所日用無之、又ハ其所々日用ニ而不足之時分ハ、夫々支配方より日用無之旨、相断候趣承届、手先奉行より御作事所江申越、割場へ示談之上、金沢日用指遣、召仕申時分ハ、賃銀之外、一日一夜ニ弐分宛、宿賃相渡申候、且又能美郡・越中・能州ニ而召仕申御用、御算用場極、遠所日用召仕、宿賃之賃着無之候、両様共賃銀等之定、両場極之通り召仕申候、

此分当時、御作事所召仕申御用人足、夫々主付申、御大工毎日吟味仕、一ヶ月切、又ハ修理仕廻次第、日用賃銀、日用頭受取切手ニ、御作事所印押、賃銀御作事奉行受取相渡申候、

一、宮腰ニ而御材木被召上候刻、間尺改、手伝人足、同所町奉行へ申遣、町夫召仕候、外作事奉行人数相改置、一ヶ年切ニ召仕申惣人高之切手、外作事奉行方より宮腰町年寄方へ遣申候、

此分御用之刻、町夫召仕申儀者、先規之通ニ御座候、御作事奉行人高之切手指遣申候、

〔9〕

能美郡・石川郡・河北郡・越中・能州共所々遠所御貸屋

員数并建前破損修理仕様之覚

一、百廿壱軒　所々遠所御貸屋

内

廿五軒　侍御貸屋

拾八軒　御徒御算用者御貸屋

七拾八軒　足軽御貸屋

并所々番人家

但、此所々建前并破損修理仕様之儀、侍分罷在候ハ代目ニ建直、并破損修理仕時分、其頭其支配より年寄中江相達、詮義相済申紙面を請、御大工ニ為図、銀高記、御算用場御奉行江示談之上、指図を受、外作事奉行罷越申付候、罷在候者重而代り申迄ハ、破損修理人々、自分ニ仕候侍分御貸屋、大破之時分修理願、知行高ニ応極ノ出銀出、不足之分足被下、御作事所より修理共、新出来之御貸屋、御徒並ハ弐十五坪、足軽ハ六坪極ニ御座候、但、足軽御貸屋并所々番人家ニ罷在候者、代り目ニ無構修理仕候、自分ニ仕候筋等吟味之上、修理指除申候、

此分当時御作事方ニ而、修理等仕候節ハ、御大工見分為仕、図り御入用銀高、御勝手方御席へ相達、御聞届之上、御大工ニ申付修理仕候、其外先規之通り御座候、

一、御貸家江入申者、年寄中迄願ニより受指図、図りノ銀高相渡、自分ニ壊建直、出来之上御作事所迄及案内、外作事奉行、御大工見分指遣申候、右御入用銀外作事奉行、遂御算用申候、御領国中所々御蔵・御土蔵・御塩蔵・御材木蔵・作食蔵共員数并建前破損修理仕様之覚

惣御蔵数

四百八拾壱

内

御収納蔵・御土蔵・御塩蔵・御材木蔵、此

三百三拾九　分相建申時分并建直、破損修理共御作事所より仕申候、

九拾三　作食蔵相建申時分、并建直共御作事所より仕、追而破損修理之儀ハ、御郡打銀を以、御算用場より申付候、

四拾八　作食蔵・塩土御収納蔵・御塩蔵、此分相建申時分并建直共御材木被下候、其外諸色入用追而破損修理共百性方より仕申候、

壱ツ　能州替目付御肴蔵相建申時分、并建直共御材木迄被下、諸色入用追而破損修理共、猟師共方より仕申候、

(10)

金沢廻橋并能美郡・石川郡・河北郡・越中・能州共往還筋橋、其外在々所々橋共、懸直并破損修理仕様之覚

一、千三百九拾六　金沢廻橋并所々遠所橋袂員数

内

三　才川・浅野川橋・同小橋、此分懸直、破損修理共御作事所より仕申候、但、浅野川・才川両橋之分懸直之時分、惣人足賃銀之内、町会所ニ定有之半分ハ、金沢役之町中役銀之内を以出申候、

百八　金沢廻所々小橋、此分町会所支配ニ而懸直、破損修理之時分、見分之儀、御作事所へ申越、御大工、御扶持方大工ニ為見図、道橋才許、御徒御算用者ニ町会所より申付候、但、御材木・竹・鉄物・荒物共御作事所より相渡申候、御算用之儀者、右才許人方より遂決算申候、

但　両橋并小橋之分、先規之通ニ御座候、金沢廻所々橋之分、町会所支配ニ而懸直等申付候得共、御僉義之上、当時御作事所支配ニ被仰付、主付御大工申渡、修理等申付候、

九百六拾八　能美郡・石川郡・河北郡并越中・能州共往還筋橋、其外所々橋此分懸直、破損修理共御作事所より仕申候、但、此内三百三拾壱ハ御鷹野橋、此分近年御作事所より破損修理不仕候、

此分、安永八年より御作事所方ニ而取捌不仕候、

廿一　右之所々往還筋橋并在々所々橋、此分懸直候時分、御材木迄被下、其外入用追而破損修理共百性共方より仕候、

此分、右同様ニ御座候、

弐百九拾四　右之所々往還筋橋并在々所々橋、此分懸直候時分、御材木迄被下、其外入用追而破損修理共、百性共方より仕申候、

此分、右同様ニ御座候、

壱　新川郡赤江川橋御領分、大蔵太輔様与(富山藩主前田正甫)御境ニ付、懸直、破損修理共両方より立会申候、

此分、右同様ニ御座候、

壱　石川郡倉谷村銀山領橋御材木被下、其外入用銀山途上銀之内被下、百性共方より懸直、破損修

理共ニ仕候、

此分、右同様ニ御座候、

一、金沢廻之外、於遠所御作事方より懸直、修理仕申橋之内、川幅広押立申橋之分、橋台より左右拾五間宛、御作事より川除仕申候、其外川除仕儀者、御普請会所并定検地方より仕候、品ニより橋之唱ニ罷出、衆義之時分ハ、拾五間之外も少し仕義御座候、

此分、先規之通り御座候、

〔11〕

小払銀・過料銀・役銀請取遣様之覚

一、役銀受取遣申儀者御城中・小松　御城中并金沢廻寺社方・諸場・諸役所・射場・角場・御貸屋并御領国中遠所御旅屋、御高札場・御関所・御蔵・御貸屋等新出来、破損修理ニ召仕候日用人足賃・運賃・駄賃銀、其外人足賃ニ准候品、詮義之上、後銀請取相渡申候、小払銀受取申儀、小松御城中之外、右之所々諸職人手間料銀、品々買上物代銀ニ請取相渡申候、且又栗ヶ崎御亭、宮腰町奉行支配之御舟、同御舟小屋并非人小屋ハ新出来、破損修理共ニ諸職人々足運賃、駄賃銀共ニ小払銀相渡申候、所々作食蔵之分ハ、新出来之御迄、小払銀相渡申候、

役銀等相渡申刻ハ、先規之通、御算用相遂申候、

一、過料銀請取遣申儀者、金沢廻并御領国中遠所所々牢屋并橋懸直、破損修理御入用銀ニ請取相渡申候、但、過料銀無御座候へハ、小払銀請取相渡申候、

此分、右同様ニ御座候、

〔12〕

外作事方・寺社方御領国中遠所御用ニ中勘銀為請取様、

并所々遠所町奉行へ御預銀為請取申覚

一、中勘銀手先奉行請取申儀、遠所ニ而召仕申諸職人手間料銀・人足賃・蒋・薦等買上代銀、最前詮議相済申図銀高之内、小払銀、役銀、過料銀夫々遣、分様吟味仕為請取申候、役銀受取セ申儀者、手先奉行請取切手ニ御作事所奥書、御普請会所印合、役銀奉行より請取申候、過料銀之儀ハ、右奥書ニ会所印合、役銀奉行より請取申候、小払銀之儀者、御算用場江相達、指図を受、右奥書ニ会所印合、右奉行より受取申候、

此分、当時都而小払銀渡ニ付、御作事奉行請取相渡申候、且又過料銀等相渡候節ハ、御入用分々遂御算用申候、

一、遠所町奉行へ御預銀、手先奉行為請取申品、御材木被召上候刻、間尺改、手間入足、御囲入足賃銀、御囲より近辺浦江御材木相廻申、少々運賃銀御材木小屋、并覆等御用ニ為請取申時分ハ、弐百目迄ハ、夫々奉行請取切手ニ御作事所奥書仕、為請取申候、弐百目以上ハ、夫々奉行請取切手ニ御作事所奥書仕、為請取申候、且又、小松御城中破損修理御用之諸職人手間料銀、於小松買上物代銀、不限多少、同所破損修理奉行請取切手ニ、御作事所奥書ニ而、同所町奉行御預銀為請取申候、

〔13〕

御材木并雑木、竹品々買上様之覚

一、草槙材木角平物等之料、板柾桶等之儀ハ、下登船商売材木所々着岸之時節ニ、年中御遣方御材木御入用高之中勘、御大工共ニ為考、図紙面を以、年寄中へ相達、御算用場奉行相談之上ニ而、御城中并金沢廻御用之材木ハ、宮腰ニ而相調、越中・能州筋御用之材木ハ、其所々ニ而相調、所々御囲奉行へ相渡置、御用次第ニ、

手先奉行人請取切手ニ、御作事所より添状遣、所々御囲ニ而為請取、追而人々奉行請払切手見届、御作事所印押渡置申候、御城中・金沢廻御用ニハ、宮腰御囲奉行より木蔵才許与力請取、内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行・板枇奉行・寺社方破損修理相勤申与力、右人々切手御作事所印有之紙面を以、相渡申□(候ニ)取切手之儀ハ、同事ニ御座候、

当時材木等之儀、修理図入用迄為買上候ニ付、材木請払之儀者、御入用銀ニ而、御算用相立申候、

一、檜・杉・桐・槻・樫・桑・椴・栂買上様之儀、御用之度々金沢廻、御領国中并京・大坂ニ而も相調申候、押立申御作事御用并代銀多、御材木被召上候時分ハ、品ニ寄御作事所より直ニ年寄中江相達、指図受申候、其外不限多少、御算用場御奉行江相達、示談之上、金沢町奉行・宮腰町奉行、其外所々支配方へ申遣相調、所々御囲奉行并木蔵才許江渡置、御用次第ニ請払之仕様、草槙伐木同事ニ仕申候、但、材木見分之儀ハ、御大工・御扶持方大工之内遣申候、間尺之儀ハ外作事奉行・御大工・御扶持方大工之内、召連相改申候、少分間尺改之儀者、御大工・御扶持方大工之内遣、宮腰町奉行附足軽相見を以相渡申候、草槙材木直段之儀者、其年之相場を以、宮腰町奉行・金沢町奉行相極置、直段師定役町人四人之者共相極申候、代銀之儀者、金沢町奉行・宮腰町奉行より為請取申候、且又金沢廻ニ而急御用之砌、御手廻宜木屋共方より材木借り、御用相立申時分、借賃之儀者、町会所へ申遣為請取申候、京・大坂ニ而被召上候御材木之分ハ、御大工指遣、京・大坂於御屋敷、御用相達候役人江示談為仕、右御屋敷御用相達候役人より為買上、宮腰御囲奉行迄為相廻、手先奉行請取申候代銀之儀共、京・大坂御屋敷御用相達候役人方より相渡申候、

当時御材木被召上候時分ハ見分、間尺之儀、御大工頭・御大工・御扶持方大工・御横目足軽并材木直段師町人指遣申候、代銀之儀ハ、御作事奉行請取相渡申候、御材木請払儀者、代銀ニ而遂御算用申候、且又御材木少分被召上候時分、御大工・御扶持方大工之内、御横目足軽迄指遣申儀も御座候、

一、右御材木・小松・越中・能州ニ而被召上、御材木買上様ハ、御大工・御扶持方大工之内并右直段師・定役町人弐人宛遣、其所相場直段吟味仕為相極、間尺改之儀ハ、外作事奉行・御大工・御扶持方大工召連相改、御材木ハ所々御囲奉行へ相渡、御囲奉行材木員数受取申帳面、御作事所印合、宮腰町奉行方へ指遣、代銀為請取申候、

此分、当時右同様ニ御座候、

一、唐木品々御用之砌ハ、先年より御在物御用ニ相立申候、若御在物ニ無之唐木御用之時分ハ、其時々被召上候、直段之儀ハ、其木之位ニ応相極申候、

此分、当時御有物無之、御用次第指掛り、買上申代銀之儀ハ、御作事奉行□取相渡申候、

一、揃きまり、檜枇板、槍輅(二字)、唐竹買上様之儀、年中御遣方中勘御大工共ニ為考、図紙面を以御算用場御奉行江相達、示談之上、町会所□(并ニ)宮腰町奉行へ申遣相調、品々員数帳面ニ記、御作事所奥書為仕、木蔵才許与力方江渡置、御用之砌、夫々奉行受取切手、木蔵才許取置相渡申候、代銀為請取申儀ハ、木蔵才許品々員数受取切手ニ、御作事所印押、売上人江相渡、代銀町会所宮腰町奉行方より為請取申候、

一、木蔵并宮腰御囲ニ在合不申雑木・挽割木・杉皮・草槙皮・苦竹・
柴竹御用之砌、買上申候、夫々奉行より木蔵才許与力方江申遣、
木蔵才許方より荒物才許方江御作事所印有之紙面を以申遣、荒物
才許より町会所へ申遣、買上木蔵才許へ相渡、夫々奉行請取切手、
木蔵才許取置相渡申候、代銀為受取申候者、荒物才許より品々請
取申員数、切手御作事所印合、売上人方へ相渡、町会所より代銀
為受取申候、唐竹之儀品ニ寄、町会所相断、惣構竹并御郡方藪竹
伐申儀も御座候、

此分、右同様ニ御座候、竹類品ニ寄、町会所へ申遣、惣構竹并御郡方藪竹
藪竹切申儀も御座候、

一、小唐竹之儀、年中御入用高之申勘、御大工共為図、紙面を以、
御算用場御奉行相談之上、買上申候、直段之儀ハ御算用場御奉行
相談仕、売上人□直段ニ相極置、売上申員数御囲奉行請取切手、
御作事所ニ而見届、代銀町会所より相渡御囲奉行へ
渡置、御用次第ニ、手先奉行請取切手ニ、御作事所添状遣、於
所々御囲為請取、追而人々奉行請取切手見届申候、但、御城中、
其外金沢廻御用ハ、宮腰御囲奉行より木蔵才許請取、手先奉行江
相渡申候、請払切手之儀者、同事ニ御座候、

当時、小唐竹於御作事所、売上人定直段究置、御入用図ニ応、其時々為
売上申候、代銀之儀ハ、御作事奉行受取相渡申候、

一、雑木・唐竹・薄等於遠所御用之砌、切申所手寄ニ無之、買上申
時分ハ、売上人切手ニ其所々御郡奉行・町奉行并十村直段吟味仕、
奥書有之切手取置、手先奉行代銀相渡申候、

此分、先規之通り御座候、

一、御普請会所支配之川除御用ニ遣申草槙・材木、金沢廻・遠所共、

[14]

御作事方御用ニ買置候内を相渡申候、無之時ハ買上相渡申候、

此分、当時相渡不申候、

金沢近辺山并能美郡・越中・能州ニ而松・槻・杉、其外
雑木為伐請取様之覚

一、松之木御城中并御城外御用□□石川郡・河北郡山ニ而伐申儀、
手先奉行より木蔵才許与力江申遣、木蔵才許より紙面を以、御作
事所江相断候、御作事奉行より年寄中へ相達、添状取、御郡奉行
へ指遣、内作事方・外作事方・寺社方共御用之時分□□手先よ
り御用之品々、御大工・御扶持方大工・町棟梁大工之内指遣、御
郡奉行より山廻を相見ニ受、手先奉行より人足を懸、松伐置候旨、
木蔵江申遣、木蔵才許与力方より割場江申遣、松大小将人足歩付
為仕、手先奉行御用遣申所迄、為持届相渡申候、但、伐人足、持
人足共小者并御家中役人有之時分ハ、割場より請取召仕申候、小
者役人無之、品ニ寄、急御用之砌ハ、御作事所ニ而詮義仕、日用
ニ為伐為持申候、伐申人足賃□日用頭切手ニ手先奉行奥書仕候、
持申人足賃ハ、木蔵才許与力奥書仕、御作事所奥書仕、御普請会
所印合、賃銀為請取申候、追而松員数木蔵才許受取切手ニ、年寄中
裏書取、御郡奉行へ遣、同人より切手木蔵才許方へ取、御作事所
印合、為遂決算申候、

此分当時御用之砌ハ、先物方御席へ御達申、御聞届之員数、御郡奉行へ
入相立、根伐之節、御扶持方大工指遣、御郡奉行より山廻相見を受、
根伐申付候、松木根伐員数、御作事奉行切手ニ、年寄衆裏印請、御郡奉
行へ相渡申候、右持方人足之儀ハ、御家中役人有之時分ハ、割場より懸
渡召仕申候、役人無之刻ハ、日用人足ニ而為持申候、品ニ寄、於御作事

所入ニ申付、為持申儀も御座候、賃銀ハ御作事奉行受取相渡申候、

一、松之木能美郡・越中・能州ニ而御用之砌、手先奉行より御作事所へ相断、御作事奉行より年寄中并御算用場へ相達、御郡奉行又ハ山奉行方へ申遣、手先奉行御用之品々、根見分ニ指遣、山廻相見ヲ受、伐為持届申候、人足賃銀之儀ハ、手先奉行より相渡申候、追而松員数手先奉行受取切手ニ、年寄中裏書取、御郡奉行・山奉行御代官方へ遣、右之人々より切手手先奉行方へ取、御作事所印合置、為遂御算用申候、

此分当時、右同様ニ御座候、且又松木入払之儀、御郡奉行并山奉行等より根伐員数之切手取請、追而御作事奉行、遂御算用申候、

一、槻・杉、其外雑木能美郡・越中・能州ニ而御用之砌、手先奉行より御作事所へ相断、御作事奉行より御算用場へ相達、御郡奉行又ハ山奉行より為伐、手先奉行御用ニ遣申、所近為持届手先奉行受取申候、追而員数手先奉行受請切手ニ御郡奉行・山奉行方へ遣申候、伐賃持届申、人足賃銀御郡奉行・山奉行方より為受取申候、

御算用ニ事ニ御座候、

此分当時、右同様ニ御座候、賃銀御作事奉行受取相渡申候、

一、寺社方建前、破損修理在之時分、足伐木、其外寺社方御用ニ伐申木ハ、其寺社方屋敷内ニ而も、寺院相談を以、為伐候極ニ御座候、

此分、先規之通ニ御座候、

一、御領国中百姓共、居屋敷垣根廻植木伐申度旨、百姓・十村紙面を以、御郡奉行へ相願、御郡奉行より御算用場へ相達申、植木之内、松・杉・槻・樫・桐之分ハ、御用木ニ相立可申哉之旨、御算用場より御作事所へ、右願紙面相越申ニ付、衆議仕、御用立手廻

宜御座候へハ、御大工・御扶持方大工之内、見分ニ指遣、為伐置御用ニ相立申候、

此分、先規之通り二御座候、

(15)

鉛瓦・薬瓦・土瓦買上様之覚

一、鉛瓦ニ仕立申鉛御用之砌、内作事奉行并寺社方修理御用相勤申与力方より受取可申旨、御作事所江相断申刻、御算用場江致示談、内作事奉行受取切手ニ外作事奉行之内、壱人為相見加判仕、寺社方与力受取切手ニ、御作事所奥書、御算用場印合、東岩瀬ニ罷在候御代官方へ御作事所より添状遣、鉛為請取申候、東岩瀬より金沢迄着届申、為才許内作事奉行、寺社方修理御用相勤申候与力より割場へ申遣、足軽小頭・才領足軽・小者請取申候、鉛受取切手、小頭ニ相渡、駄賃・運賃之中勘銀、足軽小頭受取切手ニ内作事奉行、寺社方与力奥書、御作事所奥書ニ而、右小頭ニ為請取申候、鉛到着次第、足軽小頭共貫目改、瓦師共へ為相渡申候、運賃、駄賃銀本勘之儀、足軽小者共、遂御算用申候、内作事方鉛古瓦、屑鉛共鉛瓦師共江相渡、瓦品々為仕立申時ハ、鉛貫目為見届申候、内作事方・寺社方より鉛瓦掛上候様、鉛瓦師共へ申渡仕立上申刻、員数・貫目等改申儀ハ、内作事方并寺社与力より割場江申遣秤取仕、足軽請取為相見、瓦葺足軽并御扶持方大工ニ為相改申候、鉛増減之儀ハ、町会所ニ極有之候□延手間銀受取申儀ハ、鉛瓦員数改、内作事奉行・寺社方与力より切手瓦師

共□相渡、町会所奥書、御作事所奥書、会所印ヲ合、銀子為請取申候、小松御城中鉛瓦御用之廻ハ、同所修理奉行より鉛瓦受取切手、御作事迄着越申刻、内作事方より為相渡申候、

一、土瓦・薬瓦品々買上様之儀ハ、内作事方・小松御城中并御寺方、其外土清水御蔵瓦やね破損之刻、御大工并瓦葺足軽之内見分ニ遣、損瓦員数為図立、図高御作事所ニ而遂吟味、御算用場御奉行へ相達、相談相極次第ニ誂、瓦員数積目録ニ御作事所印合、手先奉行へ相渡候ハヽ、手先奉行より町会所へ申遣、瓦師へ申ハヽ、及詫申候刻、薬瓦之儀者、中勘銀相渡申極□御座候、焼立受取申儀、手先奉行吟味仕受取申候、土瓦直段之儀者、町会所ニ而相極、代銀瓦師請取切手ニ手先奉行奥書仕、并町会所直段吟味仕、奥書加へ、御作事所奥書、会所印合、小払銀為請取申候、薬瓦直段之儀者、御算用場へ相談仕、詮義之上、定直段ニ相極置、瓦師請取切手ニ手先奉行奥書仕、御作事所奥書、会所印合、小払銀為請取申候廻、最前相渡中勘銀指引為仕申候、

此分、当時御用之節ハ土瓦・薬瓦品々定直段究置、請負瓦師へ申付、御用為相勤申候、代銀之儀ハ、御作事奉行請取相渡申候、

切石品々切出様并買上様之覚

一、戸室石・坪野石之儀ハ、御普請会所支配ニ而御用之廻ハ、内作事方・外作事方・寺社方新出来、并破損修理御用之時分ハ、日用頭ニ申付、御留山丁場之内ニ而為切出、吟味之儀ハ、御扶持人石切并廿人石切ニ為相改、請取切賃、持届賃之儀、於御普請会所、寄割を以銀高相極、日用頭切手ニ手先奉行奥書、御作事所奥書、御普請会所印合、役銀為受取申候、右之品御座候へ共、御手廻宜、詮義之上、町会所へ申遣入札ニ申付、於御作事所披、下札之者ニ申付、日用頭町石屋切出申儀も御座候、左様之時分茂、御普請会所へ申遣、御留山石丁場之内ニ而、為伐出申候、日用頭町石屋共切賃、持届賃銀為請取様、右同事御座候、御城中・御城外ニ而御普請方江懸候筋之儀ハ、役銀為請取申候、御家廻御亭御用之石ハ、日用頭町石屋切手ニ手先奉行奥書、御作事所奥書、会所印合、小払銀為受取申候、

此分当時御用之節ハ、町会所江申遣、町石屋共へ員数帳案相渡、入札申渡、於御作事所下札之者へ申渡、仕方之義、御大工吟味仕、代銀御作事奉行受取相渡申候、

一、越前石・鷹栖石・宇川石・川石等御用之廻、内作事方・外作事方・寺社方共新出来、破損修理御用之廻、手先奉行より町会所江申遣、入札を以日用頭并町石屋ニ申付、吟味之儀御扶持人石切・廿人石切ニ為相改請取、代銀為受取申儀ハ、売上人切手ニ手先奉行奥書、町会所ニ而直段相極申奥書、御作事所奥書、会所印合、小払銀為受取申候、切石・川石之儀、品ニ寄、小者役人為持申儀も御座候、且又於遠所切石・川石之儀、品ニ寄、小者役人為持申儀も御座候、且又於遠所切石御用之廻ハ、其手寄〳〵より日用才許又ハ、町石屋入札を以、切出御用ニ相立申、代銀之儀ハ、手先奉行より相渡申候、

此分、先規之通ニ御座候、

茅并竹・釘買上様之覚

一、茅御用之廻、内作事方・外作事方・寺社方共御用御領国中ニ而、買上申直段之儀、町会所ニ而入札ニ申付、於御作事所披、茅御用之

所々ニ而売上候様、定売上人極置、手先奉行御用之度々買上申候、
代銀為受取申儀ハ、売上人切手ニ手先奉行奥書、御作事所奥書、
会所印合、代銀為請取申候、
　此分、当時於御作事所、定直段ニ究置、御用之時々為売上申候、且又
　遠所方御用之節ハ、於其所々肝煎等直段吟味為仕、買上申候、代銀之
　儀ハ、御作事奉行請取相渡申候、
一、竹・釘御用之砌、買上申直段之儀、町会所ニ而入札申付、御作
事所ニ而披、定売上人中勘銀相渡申候極ニ御座候、御城中・金沢
廻・遠所共、御用ノ竹・釘御作事所ニ而、吟味為仕買上申候、代
銀為請取申儀ハ、売上人切手ニ手先奉行奥書、御作事所奥書、会
所印合為請取申候砌、最前中勘銀指引為仕申候、能美郡・越中・
能州ニ而御用之時分ハ、其所々ニ而、手先奉行買上申図御座候へ共、
売上人無之時分ハ、会所より指遣、自然小松御城中破損修理奉行
手先御用之竹・釘ハ、小松ニ而金沢直段中勘銀可相渡・買上申候、
代銀之儀ハ、同所町奉行御預銀相渡申候、
　此分当時御作事所ニ而、入札ニ申付、定直段相究置、定売上人へ申付
　候、代銀之儀、御作事奉行受取相渡申候、且又小松御城中御用之分ハ、
　金沢直段を以、同所ニ而買上、吟味之儀、修理奉行仕、代銀右同様ニ
　御座候、

〔18〕

畳縁布・料紙品々、蠟燭・墨筆請取様之覚

一、畳縁布・繧繝縁等内作事方・外作事方・小作事方・寺社方所々
御用ニ請取申儀、手先奉行切手ニ御作事所奥書、会所印合、呉服
奉行より受取申候、
　此分当時、繧繝縁・小紋縁之分ハ、先規之通、御作事奉行切手ニ而請取
　申候、
一、料紙品々御作事所、内作事方・外作事方・小作事方・板枇方・
鉄物才許人御用之砌請取申儀、手先奉行請取切手ニ御作事所奥書、
会所印合、料紙奉行より請取申候、但、寺社方破損修理相勤候与
力ハ、自分紙遣申候、木蔵才許与力帳切手相調申紙ハ受取申候、
　此分当時、於御作事所詮義之上、定直段極置、定売上人へ申渡、代銀
　御作事奉行受取相渡申候、
一、蠟燭受取申儀内作事方・外作事方・寺社方破損修理相勤候与力
御用之砌、手先奉行切手ニ御作事所奥書、会所印合、料紙奉行方
より請取申候、
　此分、当時右同様ニ御座候、
一、硯・墨・朱墨御作事所御用之時分、請取申儀、御作事所印有之
切手ニ会所印合、料紙奉行方より請取申候筆請取申儀、右切手ニ
而会所印合、町会所より請取申候、
　此分当時、右同様ニ御座候、

〔19〕

炭・油請取様之覚

一、炭於御作事所、諸役人場請申ニ付為焼申候、夏冬之貫目有之請
取申候、内作事方・外作事方・小作事方・寺社方御用ニ請取申ニ
ハ焼印押、障子蠟引□具等御用応、手先奉行切手、御作事所奥書、
会所印合、薪蔵才許方より請取申候、
　二月ヨリ九月迄一日八百目宛
　十月　　九百六拾目宛
　十一月ヨリ二月迄壱貫二百目
　此分当時、御作事所之薪蔵才許方より請取申候、其外諸役所御用ニ遣申

分ハ為買上、御作事奉行受取相渡申候、

一、燈油内作事方・外作事方・小作事方へ受取申儀、未明諸職人足軽人足懸等、改申為御用夏冬之極御座候、連子障子引油御用并壁土捏所へ請取申油ハ、かへしつくい二入申御用、右油為受取申御ハ、手先奉行才許之切手ニ御作事所奥書、会所印合、薪蔵才許方より受取申候、

(20)

蠟燈・いた・ほうき・上草履・桶々請取様□覚

一、新桶品輪入直、蠟燈・いた・手帚・上草履、内作事方・外作事方・寺社方・壁土捏所御用之度々、手先奉行才許切手ニ御作事所奥書、会所印合、右品々才許仕、会所ニ瓶在足軽小頭并足軽より請取申候、

(21)

切芝・土砂買上様之覚

一、切芝・土砂内作事方・外作事方・寺社方御用之砌、御普請会所ニ極置候定売上人より手先奉行御用之度々買上申候、代銀為請取申儀、売上人切手ニ手先奉行奥書仕御作事所奥書、御普請会所印合代銀為請取申候、

(22)

御領国中遠所ニ而縄・蒋・薬、其外品々買上様之覚

一、縄・蒋・莚・薬・根苧麁・杪・そだ・栗石等、於遠所御作事方御用之砌、能美郡・越中・能州、其所々ニ而買上申儀、直段御算用場ニ而相極申、日用才許売上申候、代銀為請取様日用才許切手受取置、手先奉行方より代銀相渡申候、

此分先規之通ニ御座候、代銀右同様ニ御座候、

(23)

畳新床買上様之覚

一、畳新床買上申儀、御城中・金沢廻御用之品々、御作事所ニ而詮義之上、床之儀夫々貫目、針数床通付ニ而、直段町会所ニ極有之、御用之時分申遣候、出来指越次第、御畳剌吟味仕、代銀為受取申儀、手先奉行床員数・貫目・床通付吟味仕、切手町会所へ遣候へハ奥書仕、御作事所奥書、会所印合、代銀為受取申候、但、御領国中遠所ニ而、新床御用之時分、御手廻宜分ハ、金沢より遣申候、其所ニ而出来仕候へハ、町会所、御作事所假ノ分を以申付、手先奉行代銀相渡申候、小松ニ而ハ畳方御用之分、右格を以、小松御城中破損修理奉行申付、手間銀、代銀□□町奉行御預銀、為請取申候、

(24)

御郡方より買上請取申品之覚

一、煤・蜆貝・かうそう・からぬの・ねは、黒もし等、□作事方御用之砌ハ、手先奉行より御作事江相断、御作事所より御算用場奉行江相達、御郡方より為買上、手先奉行員数請取申切手、十村方へ遣、代銀之儀ハ、御郡奉行より為受取申候、

此分当時御作事所ニ而、買上さセ申代銀、右同様ニ御座候、

一、葭并葭茅之儀、小松台所嶋・浮嶋・柳嶋也、葭同所向野御囲迄毎歳刈立為上申候、員数等定請合□□御算用□□相極為刈上、年中御遣方葭御大工ニ為□□残置、相残分小松　御城中破損修理奉行へ為請取、簀ニ□□也、宮腰御囲奉行方迄為相廻、御城中其外所々修理御用、手先奉行江為受取申候、右葭簀ニ而不足仕候得者、当地町人売上人、中勘銀相渡申極ニ而、為売上申儀、御作事所入札を以定置、手先奉行□□上申候、代銀為請取申儀、

売上人切手三手先奉行奥書仕、御作事所奥書、会所印合、代銀為請取申御、最前之上勘銀指引為仕申候、

此分当時、小松御城中御用二仕、相残申分御城中其外、所々御用ニ相立候而、不足之分、御当地ニ而定直段ニ究置、為買上申候、代銀之儀、右同様ニ御座候、

〔25〕

外作事方・寺社方、御領国中遠所御用運賃銀、駄賃銀為受取様并川下賃為請取様之覚

一、御領国□□出来、破損修理指懸置修理有之所、金沢并在々所々御囲より御材木・竹・荒物・土瓦、其外品々為積廻、為着届申運賃銀、駄賃銀為請取申儀共、□□舟肝煎・馬肝煎切手ニ町奉行、又ハ十村奥書仕、切手請取置、駄賃銀、運賃銀手先奉行方より相渡申候、

当時運賃銀等奥書、先規之通り御座候、賃銀御作事奉行受取相渡申候、

一、越中庄川原より伏木迄、御材木川下仕人足賃銀之儀、町会所江申遣、入札ニ申付、御作事所ニ而披、定請合ニ相極置、材木川下申付候時分、庄川原御囲奉行より御材木為請取、伏木迄相届置、御扶持方大工之内指遣、右御材木員数、間口為相改、伏木御囲奉行へ相渡、川下賃為請取申儀、定請合御伐木相届申員数之切手、御作事所ニ而御算用之当吟味仕、外作事奉行奥書仕、御作事所奥書、会所印合、川下賃銀為請取申候、

当時、川下ノ御材木有之候而、町御大工、御扶持方大工之内指遣、於其所間尺相改、賃銀之外、御作事ニ而入札ニ申付、賃銀御作事奉行受取□□但、材木御囲入有之節、先規之通り末々御囲奉行へ払受取申候、

〔26〕

御普請会所支配金沢廻屋敷渡并揚家直段付為仕様之覚

一、御普請会所支配金沢廻屋敷打渡申時分、御扶持方大工御用之由度々申越、壱人宛相渡申候、

当時此分、御扶持方大工御用之由不申越故、指遣不申候、

一、御普請会所支配屋敷之内、上り家在之時分、直段付見分之儀□□請会所より申越ニ付、御大工、御扶持方大工之□□為図申候、遠所ニ而揚家有之時分ハ□□奉行より申越、右同事ニ御座候、

此分先規之通ニ御座候、且又遠所ニ而、当時御作事方ニ而取調不仕候、

〔27〕

御普請道具所□□為遣様并相返様之覚

一、御城中并金沢廻所々新出来、破損修理御用之時分、鎌・鍬・鶴嘴・持籠・浜引・樫手木、其外品々御普請道具、御家中役人ニ為遣申、為御用請取申儀ハ、御作事所より御普請会所江被為遣置、手先奉行切手を以、度々受取為遣、年ノ暮ニ相返申候、但、持籠之儀ハ、受取切ニ仕候、右之所々、御用ニ割場付小者ニ為遣申、御普請道具ハ、右之趣ニ而、割場より度々受取為遣、年暮ニ相返申候、

一、右之所々、日用人足ニ為遣申御普請道具、鍬・男・鶴嘴□□日用頭より出申定ニ御座候、但、御城中御用之分、鍬・男、三色ニ而三百丁迄ハ、日用頭出申極ニ御座候、三百丁之外并浜引・樫手木御用之時分、御普請会所より請取為遣申候、御用仕廻次第、相返申候、

此分、先規之通ニ御座候、

一、能美・石川・河北郡・能州・越中、遠所所々御旅屋□□御貸

屋・御高札場・御関所等新出来、破損修理御用之砌、日用人足ニ為遣申御普請道具等、御算用場并割場極之日用頃より出申定ニ御座候、極之外浜引・樫手木之儀ハ、御普請会所より手先手先奉行請取、罷越為遣申候、御用仕廻相返申候、

此分当時、御作事奉行切手ニ而請取申候、

一、粟ヶ崎御亭、宮腰町奉行支配之御舟・同御船小屋、其外御領国中橋懸直、破損修理共御用之砌、為遣申御普請道具ハ、日用頭出申候、極之外道具ハ、割場より手先奉行受取罷越、御用仕廻、右品々相返申候、

右同断、

内作事方毎年相極仕来品々之覚

一、内作事奉行六人之内、春秋一人宛、代々江戸御作事方為御用罷越、両人宛相詰申候、残四人之内、一人宛朝六時前ニ御作事所へ罷出、晩七半時罷帰申候、御用無之、諸職人人足少々罷出候刻ハ、御作事奉行同事ニ罷出罷帰申候、同作事奉行不足之刻ハ、外作事奉行ノ内、かり相勤申候、

一、□□様方急火之刻、若御立退被為成候刻、御座所承、内作事奉行之内壱人罷越、定番御馬廻御番頭指□次第仮修理申付候、

此分先規之□御座候、

一、御城近辺若火事之砌ハ、内作事奉行割場へ罷出、足軽廿人受取、年寄中指図ヲ受申候、

右同断、

一、御城中所々破損修理之儀ハ、毎年冬中之損所、春一遍御作事奉行・内作事奉行、御大工召連、破損所見分、御入用図目録御城代江達、内作事奉行より修理申付候、追而破損所有之砌ハ、夫々支配人并当番人方より御作事ニ申越、内作事奉行へ致示談、修理申付候、品ニより御城代へ相達修理仕候、御帰城之砌、御本丸・鶴之御丸高石垣下指除、其外御城中道筋掃除仕候、

此分当時御作事奉行、同所御横目并□□頭御大工召連破所所致見分、定修理之分ハ修理申付候、不時□立候修理之儀ハ、御入用図□□

御達申御聞届、修理方□□其外先規之通り御座候、

一、御城廻石垣自然潰申所御座候砌ハ、御普請奉行・御作事奉行・内作事奉行、御大工・穴生召連罷出、見分之上、絵図ニ仕、御城代江相達指図を受、潰申所仮修理仕候、

一、御城中御堀之土居ほらへ申砌ハ、御作事奉行・内作事奉行罷出、御大工召連、見分之上、絵図ニ仕、御城代へ相達指図ヲ受、仮修理仕申候、

一、御城廻石垣之儀ハ、御普請会所より穴生見廻、石垣透ヶ所有之候へハ、御作事所迄、及案内申候ニ付、御作事所ニテ承届、内作事方より割場へ申遣、廿人石切請取、石垣透申所ノ詰石申付候、并御普請会所より御扶持人石切受取、右之品々江附置申候、

此分当時、御作事奉行取揃不仕候、

一、御城中御門相通申焼印札内、作事奉行支配仕置、先々江相渡申砌ハ、請取人切手ニ御城代裏書を以、相渡申候、所々御番所并定番足軽才許人江為見分遣置申候、定番人、足軽才許人より見合札受取申切手、御城代江相達□□御城代より右切手相渡、内作事奉行請取置候、若札失申刻ハ、内作事奉行より御城代江達、当分替札を□申候、失札相尋候而も無御座候砌ハ、御城代指図□□残申札ニ焼印押足、又ハ押替用申候札失申者ニハ、為過銀

銀壱枚為出、内作事奉行より役銀奉行江為上申候、但、札ニ押申
鉄印内作事奉行預り置申候、
一、御櫓・御長屋等明申刻ハ、内作事奉行支配仕置、惣而御城代へ
指図受申候、
一、御路作之外、御家・御櫓・御塀等ニ障危御植木御座候刻ハ、御
城代江相達指図受、枝おろし申儀御座候、
此分先規之通□候、
一、御鉄炮打初為御用、毎歳縁取遣歟申儀、御異風才許より御作事
所江申越、内作事奉行より歟渡相済、内作事方江取□夫々御用ニ
相立申候、
此分先規之通ニ御座候、
一、御城中所々足軽番所ニ歟候遣、縁取歟候、替申儀定番足軽才許
□□御作事所へ申越ニ付、御帰城以前ニ、内作事奉行より歟足
申候、
右同断、
一、深雪之時分、御城中所々御門・御家・御櫓・御長屋・御土蔵・
御番所等、内作事方より雪下申候、越後屋敷并御作事所之儀者、
内作事奉行より割場江申遣、割場より雪下申候、惣而下候雪并道
筋等之儀ハ、割場より取除申候、
一、御煤払之刻ハ、内作事奉行、御大工・御扶持方大工・御畳刺召
連罷出申候、且又御舞台・竹之間ニ而御能□□内作事奉行一人、
御大工壱人、御扶持方大工弐人、二ノ御丸へ相詰申候、并御薬屋
へ相詰申大工之儀ハ、其時々町奉行より御作事所へ申越、内作事
方より為相詰申候、
当時御煤払之節、御作事奉行壱人罷出候、
一、毎年　御城中所々御門御筋松御用之杭、并懸樋抔掃除御用相勤
申、定番足軽切手ニ定番足軽才許奥書有之紙面を以、内作事奉行
より相渡申候、
一、足軽二人、内作事方御用ニ遣申、鎌・鍬・労・棟、其外品々御
普請道具入置候所、番人ニ定番足軽才許方より指置、昼夜一人宛
為相詰来候、右足軽ニ内作事方ニ而誓詞申付、御普請道具出入為
仕申候、
此分当時内作事方ニ而、大工肝煎等之内出入為仕申ニ付、足軽相詰不
申候、
一、割場付瓦葺足軽二人、内作事方へ請取置、瓦やね葺申儀并鉛瓦、
其外瓦才許申付候、瓦方御用無之砌ハ足□□
此分当時之取不申候、鉛瓦才許儀者、御作事留書足軽番ニ為仕候、
一、町棟梁大工三人、内作事方ニ為相詰、留書御算用仕立并焼印札、
鉄物才許諸色帳切手等為相調申候、不参仕候得者、手間料相渡置
申候、
此分先規之通り御座候、

(29)

外作事方

一、外作事奉行八人、毎年二月時分より十月時分迄之内、七人并加
奉行能美・石川・河北郡・越中・能州所々遠所御用ニ罷越、壱人
御当地ニ相残、加奉行両人相加、金沢廻御用壱人ニ而相勤申者、
六時已前ニ御作事所へ罷出、晩七半時ニ罷帰申候、御用無之諸職
人々足少々罷出候刻ハ、御作事奉行一同□□罷帰申候、遠所御
用仕廻、御当地ニ八人□□罷在候砌ハ、代々罷出相勤申候、内
作事奉行、小作事奉行□□之時分ハ、外作事奉行之内加り相勤

申候、
一、才川・浅野川橋懸直候刻、仮舟橋外作事□(方ヨリ)□掛申候、
此分、先規之通御座候、

(30)

外作事方より新出来、并破損修理仮雪隠等仕申所々之覚

一、御算用場　一、公事場
一、御普請会所　一、町会所
一、本堂形、新堂形、御蔵、同役所　一、金谷御門外御鳥部屋
一、御鷹部屋　一、薪蔵
一、本堂形之御厩　一、○木蔵并壁土拵所
一、○所々御預厩　一、○本堂形前御貸屋
一、○小幡宮内前御貸屋　一、○新堂形前御貸屋
一、○前田美作屋敷前御貸屋　一、増泉村領、浅野村領角場二ヶ所
一、大組足軽角場三ヶ所　一、御持筒足軽角場四ヶ所
一、御先筒足軽角場三ヶ所　一、御先弓足軽射場一ヶ所
定番足軽　同所御箆蔵
一、御持弓足軽射場三ヶ所　一、豊嶋喜右衛門屋敷之内角場
一、土清水御蔵并御貸屋共　一、田上、野田御鉄炮薬蔵二ヶ所
一、辰巳水道筋樋　一、所々御貸馬屋
一、前田丹後上屋敷門、廻塀、垣共　一、不明門并続柵
一、横山々城守、奥村伊豫上屋敷続惣廻垣番所、并蓮池之上御路地堀際辻番所
一、笠舞非人小屋　一、火矢細工所二ヶ所
一、枯木橋際、中町、香林坊橋際共木戸三ヶ所
一、浅野川小橋　一、才川橋、浅野川橋破損之砌修理迄
一、御馬廻火消被仰付候節、火ノ見番所并足軽小者溜所申付候、
但
此所々新出来、破損修理在之時分、御作事所図を以申付、御用多所□□者奉行人壱人、又ハ両人附居申付候、軽破損所江者、御用之多少ニより町棟梁大工迄附置、奉行人見廻申候、

(31)

御領国中新出来、破損修理外作事方より仕申候覚

一、所々御旅屋　一、所々御高札場
一、所々御膳水井筒覆　一、所々御蔵、御土蔵、御材木小屋
一、所々材木御囲廻垣、砂除垣　一、粟崎御亭
一、所々御貸屋　一、所々私橋道具入小屋
一、御関所并所々御留御番所柵共　一、永原治兵衛支配足軽角場
一、宮腰町奉行支配御□、同御小小屋(新ヨ)　一、所々牢屋
一、所々橋大小
但
此所々新出来、破損修理有之時分、御作事所図を以外作事奉行、又ハ加奉行相加、両人宛罷越相糺□□申候、図御入用銀高壱貫目より奉行弐人、五百目より壱人罷越、五百

目より以下ハ、町棟梁大工指遣、出来見分ニ罷越申儀も御座候、品ニより付居申付候町棟梁大工之儀、一手先江御用之多少ニ応召仕申候、先々ニ而御用之ヶ所多、御人用軽所ハ、町棟梁大工迄附置見廻申候、

一、非人共拵申壁すた請取申儀者、土清水、野田・田土御蔵破損修理之所江、御算用場続壁土拵所より土受取為持候へハ、分懸り申候ニ付、其手寄ニ而、砂土拵さセ申刻ハ、右すた非人小屋才許方より受取申候、

此分当時請取不申、日用ニ而拵さセ申候、又ハ御家中役人ニ而も為拵申儀も御座候、

一、非人小屋破損修理有之時分、非人小屋才許方より非人為出召仕、外作事奉行より人高切手、非人小屋才許方江指遣申候、其外非人ニ而雑仕義ハ、日用召仕申候儀も御座候、非人召仕申候ニハ、賃銀相渡不申候、

一、深雪之時分、御貸家雪下申儀、先々より御作事所江申越次第、割場江申遣雪下申候、為見分外作事方より町棟梁大工附置申儀も御座候、人足之儀ハ、割場より出申候、

当時御陸尺御貸屋迄ニ御座候、定修理御入用銀之内を以、日用ニ而雪下申付候、

一、才川・浅野川橋懸直、破損修理之時分、船橋懸申舟之儀、外作事奉行御作事所江相達、宮腰町奉行方江申遣、舟相越御用相立申候、船借賃之儀ハ、右町奉行方ニ数之極有之、御用相済相返申時分、船数・日数吟味仕、賃銀受取申切手ニ外作事奉行奥書、御作事所奥書ニ而為受取申候、其外御領国中遠所ニ而、船御用之時分ハ、其所々支配奉行、又ハ十村等へ申遣、舟相越遣被申候、賃銀之儀ハ右奉行、十村吟味仕、奥書有之切手を以、賃銀外作事奉行方より相渡申候、

一、御城外諸役所・射場・角場等土塀新出来并最前有之土塀崩申時分、御普請江申遣、為御壁立出来之上、高サ・間尺等外作事奉行紙面ニ申遣へハ、御普請会所ニ而、御壁手間并土石代銀相渡申候、小者役人有之時分、且又御手廻宜候へハ、日用人足ニ而御壁申儀も御座候、

此分当時御作事所ニ而逐詮義、日用ニ申付候、代銀之儀者、御作事奉行受取相渡申候、

一、町棟梁大工壱人、外作事方破損修理之儀并番書、鉄・荒物、其外右外御普請道具等出入吟味為仕、諸職人日帳人足懸金沢廻、遠所共御用年中御入用御算用、為仕立申候、御算用御用多時分ハ、右三人之外も召仕申候、不参仕候へハ、手間料相渡不申候、

此分先規之通り御座候、

小作事方毎年相極仕来り候品々覚

一、小作事奉行三人之内、代々一人宛、朝六時以前ニ御作事所へ罷出、晩七半時ニ罷帰申候、御用無之諸職人々足少々罷出候刻ハ、御作事奉行同事ニ罷出、罷帰申候、小作事奉行不足之時分ハ、外作事奉行加り相勤申候、

一、御子様方野辺へ御出被遊候時分、御仮小屋之道具品々、定番頭中より御作事所江申来候砌、最前より小作事方ニ有之候古キ御小屋損申所、繕ノ相渡、御用相済請取置申候、

一、御子様方栗崎へ御出被遊候時分、御亭懸戸はつし申御用ニ、御扶持方大工一人、人足一人、小作事方より遣申候、

一、塩升御用之砌ハ、御算用場御奉行より御作事所江申来、小作事方ニ而拵、焼印押申砌ハ、作事奉行見届為押、夫々奉行へ相渡、人々受取切手取置申候、

此分当時、内作事方ニ而為拵、焼印押申候、

一、新京升棒之儀ハ、町会所より町肝煎ニ可相渡旨、御作事所へ申来、小作事方ニ而拵、焼印押申砌ハ、小作事奉行見届為押、町肝煎江相渡、切手取置申候、右焼印小作事奉行取置申候、

右同断、

一、色付煤之儀、小作事方ニ而拵来申候、煤之儀、御作事所より御郡奉公へ申遣、御郡方より為売上、小作事方ニ而為煎合置、夫々御用次第手先奉行人、才許人切手を以相渡申候、

此分当時御用ニ応、時々為売上申候、多分之御用之刻、御郡方より為上申儀も御座候、

御指物、其外小作事申来仕指遣候所々覚

一、御次廻御用
一、御広式
一、御台所并下台所
一、御書物方
一、奥御納戸
一、諸色方
一、御茶道
一、表御納戸
一、御右筆
一、年寄中
一、御用人
一、御横目
一、御城中所々御番所
一、定番足軽才許
一、御算用場
一、公事場
一、御普請会所
一、町会所
一、御細工所
一、会所
一、割場
一、御武具土蔵奉行
一、大組御持筒頭
一、御持筒頭
一、御射手支配方
一、御異風支配方
一、御馬奉行
一、三十人組頭
一、御鷹匠小頭
一、小松御郡奉行
一、非人小屋才許与力

当時小作事奉行御省略ニ付、御次廻御用之時分ハ、御大工罷出、御用之品□□内作事方ニ而拵、出来仕上申時分、御用之品ニ寄、御大工付罷越申候、

一、町棟梁大工一人、小作事方ニ為相詰申候、留書諸切手為相調、御算用場仕立申候、不参仕候へハ手間料相渡不申候、

六　天明五年五月　内作事奉行勤方書（「改作奉行勤方等留」所収）

（朱書）「原本　横地秀三」

(1) 一、私共六名之内、毎歳壱人宛代々江戸表江罷越、両人ニ而弐年相詰申候、残四人之内壱人宛、朝六つ時以後、御作事所江罷出、晩七半時罷帰申候、御用無御座諸職人・人足少々罷出候刻者、朝五つ時罷出、御作事奉行同事ニ罷帰申候、私共不足之刻ハ、外作事奉行之内加相勤申候、

(2) 一、御城中所々破損・修理之儀、毎歳冬中損候所々、春一遍、御作事奉行・同所御横目・私共、御大工等召連、見分仕、御入用図目録ヲ以、御年寄中被相達、受指図修理仕申候、追而破損所軽修理并新出来共、毎度所々ヨリ申来候義者、夫々御奉行并御番所当番人ヨリ紙面を以、御作事所迄申来候ニ付、御作事所更指図申付候、（次ハ下同ヒ）

(3) 一、御城廻石垣潰申所御座候刻者、御普請奉行・御作事奉行・私共罷出、并御大工穴才（次ハ下カ）召連、見分之上、絵図ニ仕、御城代江相達、更指図、潰申所取除、跡仮修理申付候、

(4) 一、御城廻御堀之土居頽申候刻者、御作事奉行私共、御大工召連、見分之上、絵図ニ仕、御城代江相達、更指図、修理申付候、

(5) 一、同石垣之儀者、御普請会所ヨリ穴生見廻、石垣透申所御座候刻、御作事所迄案内仕申候ニ付、御作事所更指図、其上ニ割場江申遣弐拾人石代請取、詰石為仕申候、且又御普請会所ヨリ御扶持人石代請取、右之所江付置申候、

(6) 一、御櫓・御長屋等明申刻者、御城代更指図、内作事方ヨリ縮仕置申候、

(7) 一、御露地之外、御家御櫓・塀抔ニ障危御植木御座候刻者、御城代江相達、更指図枝下、又者根伐仕申儀茂御座候、

(8) 一、御城中御門相通申焼印札、私共支配仕、夫々奉行人等江渡申砌者、請取人切手ニ御城代裏書ヲ渡申候所に、御番所当番人等ヨリ見合札請取申切手御城代江上申候ニ付、御城代ヨリ私共請取置申候、若札失申刻者、私共ヨリ御城代江相達、当分替札用申候筈申候、札相尋候而茂無御座砌者、御城代更指図、残申札ニ焼印押足、又者押替用申候、札失申者ニ者、為過銀、銀子壱枚為出、役銀奉行江上申候、但、札ニ押申鉄印、私共預置申候、且又札ニ焼印押足申節ハ、私共ニ御作事奉行・同所御横目相見ヲ以押申候、

(9) 一、御鉄砲打初為御用、毎歳縁取莚敷申儀、御異見才許（風カ）ヨリ御作事所江申越、御作事所更指図、敷渡申候、御規式相済、内作事方江取上置、重而外御用ニ相立申候、

(10) 一、御城中所々足軽番所ニ敷申筵、縁取敷替申儀、定番頭并割場ヨリ御作事所江申越、御作事所更指図、敷渡申候、尤敷申時ヨリ一年半満不申候得者、敷替不申候、

(11) 一、御城外廻堀柵并蓮池御亭・金谷御屋敷・丹後屋敷・今井屋敷等破損・修理之刻、材木・荒物・鉄物等、其外所々、御門出申儀者、毎月私共名印仕、御作事所印有之、かよひニ御門出申品々記、員数之所ニ私共印仕、其時之御門番人ニ為改出申候、

(12) 一、修理御用ニ為遣申鎌・鍬・山刀等之儀、毎日御家中役人之杖突、又者日用頭切手ニ而、為請取申候ニ付、其日切取搗ケ申候、

(13) 一、雪降申刻者、御城中暨御家・御門・御櫓・御長屋・御土蔵・御番所等の屋根の雪、内作事方ヨリ下シ申候、越後屋敷御作事所・割場会所等の屋根雪下シ申儀者、割場ヨリ下シ申候、惣而下候雪并道筋等之儀者、割場ヨリ取除申候、

(14) 一、御煤払之刻者、御作事奉行・同所御横目私共御大工・御扶持方大工并ニ、町棟梁大工・畳刺等召連、二之　御丸江罷出申候、御城中所々御番所江ハ、町棟梁大工并割場附小者指遣、煤払申候、

(15) 一、御舞台并竹の御間ニ而、御能御座候砌者、私共一人、御大工一人、御扶持方大工弐人、二之　御丸江相詰申候、并御楽屋江相詰申大工之儀者、其時々町奉行ヨリ御作事所江申越、御作事所受指図、内作事方ヨリ大工為相詰申候、

(16) 一、毎歳　御城中所々　御門御飾松、御用之杭木等、掃除御用相勤申足軽切手ニ割場奉行奥書、御倹約所御添印請、御作事所江指越、御作事所受指図、内作事方ヨリ相渡申候、

(17) 一、急火之刻、若　御子様方御立退被為成候刻、御座所承り、私共之内一人罷越、定番御馬廻御番頭指図次第、仮補理仕申候、

(18) 一、自然　御城近火事之刻者、私共割場江　召出、足軽弐拾人宛請取、御年寄中受指図申候、

(19) 一、御参勤并御帰国之刻者、河北御門外御道筋江私共不残罷出申候、

(20) 一、御大工、内作事方ニ為相詰、破損之所々見分、且又修理ノ所ニ附置、其外御用為相勤申候、

(21) 一、御扶持方大工弐人、内作事方ニ為相詰、毎朝御城中為見廻并諸職人、同帳改、同仕事割人足懸、其外古物品々才許為仕候、

(22) 一、御城中之内、諸役所并御番所ニ有之打土・釣瓶・同縄損取替申刻ハ、右奉行并御番所当番人切手ニ、御倹約所御添印を請候而、御作事所江指越、御作事受指図、内作事方ヨリ懸替申候、

(23) 一、御作事所留書足軽壱人、内作事方ニ請取置瓦屋根延(註)申御用之節者、附置并鉛瓦土屋等才許為仕申候、尤毎朝御城中為見廻申候、

(24) 一、割場附小者弐人、内作事方ニ請取置、小使ニ召仕候、割場附小者日懸ニ召仕候、人数相改、私共名印之切手、割場江遣シ申候、右小使御用ニ召仕候弐人ノ小者無御座候砌者、御家中役小者之内、割場ヨリ指越次第、召仕申候、一ヶ月切人数、私共名印ノ切手、御普請奉行宛所ニ仕遣申候、則御普請会所ヨリ役人相渡候旨、切手ニ場印仕指越候ニ付、取置申候、

(25) 一、御家中役小者、大工手伝等・日懸召仕候儀者、先達而時々人数等、私共小紙ヲ以、御作事所江相遣、右小紙ニ御作事奉行奥書ヲ以、御倹約所江入相立、御倹約所ヨリ割場江入相立候上ニ而、毎日割場江申遣、請取申候、一ヶ月切召仕候人数相改、私共名印之切手、御普請奉行宛所ニ仕遣申候、則御普請会所ヨリ役人相渡候旨、切手ニ場印仕、指越候ニ付、取置申候、

(26) 一、内作事方御用留書、并御門相通申焼印札才許諸色請取申・品々通附、其外御普請道具才許等ニ、跡々者、割場ヨリ足軽請取召仕候得共、相渡不申ニ付、御作事所江相談仕、御年寄中江相達、手算仕、町棟梁大工九人召仕候処、四人減、永禄十年ヨリ者、町棟梁大工五人ニ仕、召仕申候、

(27) 一、町棟梁大工八人、薪御丸御土蔵・金谷御文庫火消為御用、年中内作事方ニ指置申候、且又右八人之者、火消棟梁大工与唱申候、

(28) 一、右、火消棟梁大工八人之内、代々三人宛、江戸御作事方詰人為御用、御作事所ヨリ申渡、為相詰申候、尤右棟梁大工、江戸表江罷越申跡、代り之儀者、火消並之棟梁大工申付置、火消御用之節

者、右御土蔵江為相詰申候、

(29) 一、町棟梁大工四人、火消並棟梁大工三人付置、二ノ　御丸御居間前御土蔵、同所奥納戸方御土蔵火消為御用、年中内作事方ニ指置申候、

(30) 一、町屋根葺棟梁四人、御城中所々御修覆為御用、年中内作事方ニ指置申候、且又右四人之内、代々弐人宛、江戸御作事方詰人為御用、御作事所ヨリ申渡為相詰申候、

(31) 一、大工・大鋸・木挽・屋根葺・板批・左官、毎日召仕申儀者、夜中御用御座候而召仕候、共ニ罷出候職人、刻限・歩割・人数等吟味仕、并竹・釘共日帳ニ記、私共印仕置、手間料被下、并竹・釘直段之儀者、御大工御壁塗相極申候通、一ケ月切、手間料銀請取、切手御扶持方大工・大工肝煎・棟梁大工等ヨリ出申ニ付、私共奥書・御作事所奥書ニ御検約所御添印請、御算用場江指出、則御算用場印有之、会所江之入紙面請取、右切手与一集ニ会所江指出、会所印合申、切手を以、小払銀奉行ヨリ右職人共、銀子請取申候、則小払銀奉行ヨリ右手間料銀相渡候旨、私共宛所之切手仕、指越申ニ付、会所印取置申候、

(32) 一、御露地御泉水御掃除為御用之刻者、御作事所江相達、宮腰町奉行江申遣、舟大工召仕申候、毎日人数改、日帳ニ記、私共印仕置申候、手間料銀并宿賃銀共請取申刻者、舟大工共切手ニ宮腰町年寄共、手間料致吟味、奥書仕切手申候ニ付、私共奥書御作事所奥書、御検約所御添印請、御算用場江指出、則御算用場印有之、会所江之入紙面請取、右切手与一集ニ会所江指出、会所印合、小払銀奉行ヨリ舟大工共銀子請取申候刻、小払銀奉行ヨリ手間料銀相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、会所印取置申候、

(33) 一、鍛冶・飾屋・絵師・表具師・塗師・笠張・桶屋・畳刺并土堀等召仕候儀ハ、御用ノ刻、私共小紙ニ御作事奉行奥書を以、町会所江申遣請取申候、夜中御用御座候而召仕候、共ニ、罷出候刻限・歩割・人数等吟味仕、かよひニ記、私共印仕置、一ケ月切、夫々召仕候人数高、私共名印切手町会所宛所ニ仕、御作事所印・御検約所御添印請遣申候得者、於町会所、右職人共手間料銀、請取切手為仕、手間料高下ノ儀者、町同心致吟味、奥書仕、御作事所奥書、御検約所御添印請、御算用場江指出、則御算用場印有之、会所江之入紙面受取、右切手与一集ニ会所江指出、会所印合申、切手を以、小払銀奉行ヨリ右之者共、銀子請取申候、則小払銀奉行ヨリ手間料銀相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、会所印取置申候、

(34) 一、日用人足召仕候儀者、先達而時々人数高、私共小紙ヲ以、御作事所江相達、右小紙ニ御作事奉行奥書ヲ以、御検約所江入相立、御検約所ヨリ割場江入相立候上ニ而、毎日割場江申遣、請取申候、御用之度々召仕申儀、并夜中御用御座候而、召仕候物共ニ人足罷出候刻限・歩割・人数等吟味仕、かよひニ記、私共印仕置申候、手間銀之儀ハ、割場ニテ定直段極置申候、手間銀請取申儀ハ、一ケ月切ニ日用頭ヨリ切手出申候ニ付、私共奥書、御作事所奥書、御検約所御添印請、御普請会所印合申切手を以、役銀奉行より日用頭銀子請取申候、則役銀奉行より銀子相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、御普請会所印取置申候、

(35) 一、宮腰ニ於て御固材木搦申刻者、御作事所江相達、受指図、御扶持方大工、町棟梁大工之内指遣、為撰申候、尤手伝ニ宮腰町夫人足召仕申候ニ付、追而人数切手、私共名印仕、宮腰町奉行宛所ニ而、指遣申候、

(36) 一、材木・竹等品々請取申儀者、御作事所江相達、御作事所より木藏才許人江申渡之上ニ而、毎月私共名印仕、御作事所印有之かよひニ記、右才許人より請取申候、一ヶ月切、員数吟味仕、私共請取切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請、右才許人方江遣シ申候、則右才許人方より品々相渡候旨、切手指越申ニ付、御作事所印取置申候、

(37) 一、鉄物、金具、引手釘隠、葭・杉皮、縄莚、蒋、畳表縁取、翠粉、糊餅等之類、請取申儀者、員数私共小紙ニ御作事奉行奥書ニ而、町会所江申遣、町会所より売上人江申渡之上、毎月私共名印仕、御作事所印有之、かよひニ記、鉄物・芝物才許人より請取申候、一ヶ月切員数吟味仕、私共請取切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請、右才許人方江遣申候、則右才許人方より品々相渡候旨、切手指越申ニ付、御作事所印取置申候、

(38) 一、買上申竹御用ニ不応刻、又者急御用之刻、青唐竹請取申儀者、御作事所江相渡、御作事所より町奉行并御露地方役所江申遣、其上ニ而、御扶持方大工并町棟梁大工、内作事方より見分ニ遣、御露地方并惣構竹之内、為伐請取、御用ニ相立申候、

(39) 一、金沢近辺山ニ而、松木請取申儀ハ、御作事所江相達、御作事所より御郡奉行并木藏才許人方江申談ノ上、内作事所方相達、御扶持方大工見分ニ遣、御郡奉行より受相見、松為伐、木藏才許人より為持届請取申候、追而私共切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請遣申候、則木藏才許人より松木相渡候旨、切手私共宛所ニ而、指越申候ニ付、御作事所印取置申候、

(40) 一、鉛屋根御用之鉛、請取申刻者、鉛請取切手、私共并為相見、外作事奉行之内、一人相加、判形仕、御作事所奥書、御倹約所御添印請、御算用場印取候而、東岩瀬ニ被在候御代官江指遣、鉛請取申候、則右御代官方より鉛相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、御算用場印取置申候、

(41) 一、東岩瀬より金沢迄着届申鉛為才許、割場より足軽受取切手ニ相渡、指図等為仕、駄賃銀等之中勘銀、右足軽請取切手ニ私共奥書、御作事所奥書、御倹約所御添印請、御普請会所印合申、切手を以、役銀奉行より銀子為請取申候、且又認御用ニ莚・縄等買上申候ニ付、為中勘小払銀、右足軽請取切手ニ私共奥書、御作事所奥書、御倹約所御添印請、御算用場江指出、則御算用場印有之、会所江之入紙面、請取切手、一集ニ会所江指出、会所印合申切手を以、小払銀奉行より銀子為請取申候、才領之儀者、右足軽、又者、小者等割場江申遣、請取指添申候、鉛至来次第指添候、足軽ニ貫目為改、鉛瓦師共被相渡、切手取置申候、且又、右足軽駄賃銀等本切手相極、尤切手奥書同所ニ仕、役銀小払銀共、切手振替仕、則銀子相渡申旨、役銀奉行、小払奉行より右足軽宛所之切手取、役銀渡切手者、御普請会所印、小払銀渡切手ハ、会所印取、右切手を以、於御算用場、右足軽請払、遂算用申候、

(42) 一、小松御城中鉛瓦御用之刻者、同所修理奉行方より私共宛所ニ仕、鉛瓦請取切手、御作事所迄指越、御作事所受指図、鉛瓦相渡遣申候、則右修理奉行切手ニ御作事所印取置申候、且又同所御城中屑鉛有之刻ハ、同所修理奉行送切手、私共宛所ニ仕、屑鉛相添、指越申候ニ付、屑鉛内作事方江請取置、先送切手ニ御作事所印取置申候、

(43) 一、鉛古瓦并屑鉛、小松御城中屑鉛共ニ、瓦師共江相渡申砌者、御作事所江相達、受指図、御作事所より相見人并私共罷出、貫目相改

渡申候、御用之鉛瓦、何ニ拵上候様、私共紙面ニ而申渡、鉛瓦出来、瓦師方より上申刻者、割場江足軽申遣為相見、秤取申付、貫目・員数等御大工、并秤取仕足軽ニ為改請取申候、鉛吹減之儀ハ、町会所ニ而極有之候、且又、東岩瀬より取寄候新鉛并屑鉛等、瓦師共へ相渡申砌、鉛貫目何程請取申旨、瓦師共、切手ニ御作事所印取置申候、

(44) 一、薬焼瓦御用之刻ハ、買上申員数改、かよひニ記、私共印仕置、代銀請取申刻者、御作事所極直段、売上人切手ニ私共奥書、御作事所奥書、御倹約所御添印請、御算用場江指出刻、御算用場印有之、会所江之入紙面請取、右切手与一集ニ会所江指出、会所印合申切手を以、小払銀奉行より売上人、銀子請取申候、則小払銀奉行より代銀相渡候旨、私共宛所之切手、指越候ニ付、会所印取置申候、

(45) 一、蠟燭・料紙并畳縁布・白布等請取申儀者、私共切手ニ御作事所奥書、御倹約所御添印請、会所印合、料紙奉行、呉服奉行より請取申候刻、品々相渡候旨、右奉行より私共宛所之切手指越申ニ付、会所印取置申候、

(46) 一、毎朝六ツ時以前、諸職人日帳相改、并人足懸等仕申、為御用灯油請取申候、春三月より秋八月迄、一晩ニ油八才宛、秋九月より翌年春二月迄、一晩ニ油一勺宛、相渡り申候、請取申砌者、私共切手ニ御作事所奥書、御倹約処御添印請、会所印合、薪蔵才許人より請取申候、若欠受取申儀御座候刻者、請取切手、右同断ニ仕、右才許人より請取申候刻、右才許人より品々相渡候旨、私共宛所之切手、指越申ニ付、会所印取置申候、

(47) 一、蜆貝・かうそは・からぬの・黒もし、ねは、茅、うつ木等之類、

御用ノ刻ハ、御作事所江相達、御作事所より御郡奉行江申遣、則御郡方より為入、請取申候、員数吟味仕、かよひニ記、私共印仕置、追而、右品々員数、私共切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請、御郡奉行江遣申候、則右奉行より品々相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、御作事所印取置申候、

(48) 一、川石・土砂・栗石・砂利等、御用之砌者、何之御用候ニ付、持届売上候様、私共指紙面ニ御作事所印請、御倹約所御添印請、御普請会所江遣申候得者、同所ニ而、定直段ニ極置候、売上人より為持届、請取申候員数改、かよひニ記、私共印仕置、代銀請取申刻者、夫々売上人切手ニ私共奥印書、御作事所奥書、御倹約所御添印請、御普請会所印合、役銀奉行より銀子売上人請取申候刻、右奉行より銀子相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、御普請会所印取置申候、

(49) 一、古浜納御用之刻者、御作事所江相達、御作事所より宮腰町奉行江申遣、為売上請取申候、追而員数、私共切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請取申候、則右奉行より相渡候旨、私共宛所之切手指越申ニ付、御作事所印取置申候、

(50) 一、鎌・山刀・鉞・鶴嘴・斧・石伐・鑿・棒持・籠等之類請取申儀者、御作事所江相達、私共切手ニ御作事所印、御倹約所御添印請、御普請会所御道具奉行并割場御道具奉行より請取申候、且又一ヶ年切ニ返上仕、右奉行江遂算用申候、

(51) 一、大工二川は・鉋屑・古木・古挽板・古柿板・古鉄払申儀ハ、御作事所江相達、御払物才許江申渡、入札為取集、御作事所江指出申候得者、於同所入札披、高札之者ニ御払物相渡、代銀上、切手之儀ハ、御払物才許名印ニ而、諸方御土蔵奉行宛所之切手ニ私共奥

書御作事所奥書、会所印合切手を以、諸方御土蔵江代銀為上申候、則右奉行より銀子請取切手、御払物才許宛所ニ而、指越申ニ付、会所印合、私共手前ニ指置申候、且又代銀取立之儀者、三十日切ニ相極置申候、若三十日より相延し候得者、二割之利息銀取立為上申候、銀子上様、右同事ニ御座候、

(52) 一、内作事御入用諸事御算用之儀者、年中受取申、諸色夫々奉行并才許人方より品々員数等相渡申、送切手度々ニ取置候ニ付、御算用帳仕立申砌、諸場之印、通数〆之奥書を取、一ヶ年切正月より十二月迄御入用、於御算用場、私共、遂勘定申候、并年中御入用高、一紙帳面ニ仕立、御作事所江指出申候、

右、内作事方先規ヨリ勤仕之趣、如此御座候、以上、

(天明五年)巳
五月

笠間源太兵衛
不破与兵衛
水野平左衛門
脇田瀬兵衛
寺西五左衛門
寺内吉郎左衛門
笠間九兵衛 在江戸

(後筆)「此冊写書之事」 (印字「校了」)(印)

七　弘化元年十一月　世子御座所普請方御用主附一件

（表紙）
「世子御座所一件　　単」

（中表紙）
「天保十五年甲辰十一月より同年十二月改元、弘化元年、同二年
筑前守様御座所御普請方
御用主附一件

御馬廻頭
御近習御用
大野織人　」

（1）十一月十三日
一、今日出席中御用番江御用有之旨ニ付、罷出候処、左之通、御助
美作守殿被仰渡候ニ付、奉畏候段申述、退出、
大野織人

（前田慶寧）
筑前守様来年　御入国之儀御願被遊候筈ニ付、　御座所之儀、金
谷　御殿を御建継、御事軽ニ御補理被　仰付候、依之右御用向、
御手前主付被　仰付候条、御表向之儀ハ、竹田市三郎御奥向之儀
者、田辺左兵衛申談可被相勤候、此段可申渡旨被　仰出候事、
右之通、就被仰渡、小紙奥御取次を以、入　御覧、且（平出、以下同）御前江罷
出、右主付被　仰付、難有奉存候旨御礼申上ル、
但、同席中等、及普為聴、
一、左之通被仰渡候旨、夫々普為聴有之、追々可示合旨、申合候事、
竹田市三郎
筑前守様来年　御入国之儀、御願之筈ニ付、御座所之儀、金谷
御殿御建継御事軽ニ御補理被　仰付候、依之右御用向主付大野織
人被　仰付候、御表向之儀ハ、御手前申談、御奥向之儀ハ、田辺
左兵衛申談可相勤旨、被　仰渡候条、右之通、可被相心得候、此
段可申渡旨、被　仰出候事、
田辺左兵衛
筑前守様来年――――――大野織人被　仰付候、御奥向之
儀者、御手前申談、御表向之儀ハ、竹田市三郎申談可相勤旨、被
仰渡――――被　仰出候事、

同十四日
一、拙者儀、御普請方主付、被　仰付候趣、御横目所へ以紙面、及
届候事、
一、左之通、伺被　仰出、御用番江相達ス、
岡田隼人
筑前守様御座所、金谷　御殿御建継、御事軽御補理被　仰付候、
依之、右御用主付被　仰付候、村縫殿右衛門儀も、右御用、及示
談候様、被　仰付候段、可被申渡旨、被　仰出候、
十一月
村縫殿右衛門
筑前守様御座所、金谷　御殿御建継、御事軽御補理被　仰付候、
依之御用岡田隼人、被　仰付候ニ付、及示談候様、可被申渡旨、
被　仰出候、

十一月

一、席執筆ニ茂主付、可申渡訳ニ付、左之名書、小紙を以奉伺、就
被　仰出、於席直ニ申渡候事、
御次執筆
金岩宗蔵

右、内意申渡候上、御算用場奉行、御用番江被申渡候様申達ス、

（2）同十六日
一、御普請所御絵図指支之場所等、夫々直シ、今日村縫殿右衛門持
参、大凡図高も、左之通申聞候ニ付、御奥向之儀、是ニ而可御宜
哉、田辺左兵衛呼出申含遣候事、

覚

一、弐百九拾貫目計　　中勘図り高
右、金谷　御殿御表続新ニ被　仰付候御建物、并御文庫通御土蔵、
御絵図通り、所替等図銀高
一、拾五貫弐百目計　　中勘図り銀高
右、三間ニ四間之御土蔵壱ツ、新出来并御膳所渡御土蔵御奥置処
共、御絵図通り、所替等図銀高
一、八拾六貫目計　　中勘図銀高
右、金谷　御殿御休息之間等御建継、部屋方建継并御口廻り、所々
御絵図面通り、御補理等図り高、
三口〆三百九拾三貫三百目計、
右、銀子如此ニ御座候、併新ニ被　仰付候御土蔵出来方、御文庫
御土蔵之通ニ仕候得者、御入用八貫目計、相増可申与奉存候、且
竹沢御屋敷塗揚御土蔵、御移替被　仰付候へハ、七貫目計相減可
申与奉存候間、猶御僉議御座候様ニ与奉存候、
一、図り銀高之内、松材木之分、御林口山ニ而伐出可申図ニ御座候、
然所松木之儀ハ、木割仕候上、木枯仕置不申而者、御用立不申候、
依而木数等之儀、追而御達可申上候間、御治定之上、伐出方指支
不申様、御僉議御座候とも奉存候、
一、御建具等、竹沢御屋敷御取畳之御品物、御用立申分、相用ヒ可
申図りニ御座候、
一、御居間・御寝所・御次・御縁側とも、御張天井ニ御柱等殻材木
ニ可仕図りニ御座候間、猶御僉議御座候様ニ与奉存候、
一、金谷　御殿御対面所辺御絵、唐紙ニ御座候処、御同所続候御休
息之御間、御建継被　仰付候分、鳥ノ子地ニ御唐紙形、又ハ上白
地粉絵可仕図りニ御座候間、尚僉議御座候様ニ与奉存候、
右、荒増図銀高等御達申上候、猶御模様之儀者、追而御達可申上
候、以上、
辰十一月　　中村半左衛門

（3）
一、村縫殿右衛門罷出、岡田隼人儀、今度御普請方主付被　仰付、
縫殿右衛門儀も及示談候様、御用番被仰渡候段、届有之、
一、岡田隼人同所主付、被　仰付候旨届有之、且内作事奉行主付名
書之儀、同人申聞、猶及僉議旨、申入置候事、

（4）同十八日
一、昨日岡田隼人罷出、金谷御建継御普請ニ付、内作事左之人々、
主付被　仰付候様仕度旨、申聞候付、申渡方及僉議候之処、先達
而金谷　御待受、御普請之節ハ、御作事奉行より申渡候由、御用
番より被仰渡候事も有之、区々之由ニ付、僉議之上、吉川等主付

被　仰付候儀、伺被　仰出候ニ付、人々身当頭へ以紙面、申談候上、御用番江ハ小紙を以、申渡候旨、相達置候事、

内作事奉行
吉川昌九郎
狩谷源四郎

(5) 一、金谷御絵図御作事奉行より指出候ニ付、田辺左兵衛示合、重而同人外御好も無之、御休息之御間、今少御好も被為　入候由ニ候へ共、先只今之処、是ニ而宜由ニ付、今日夫々入　御覧、委曲申上候処、外御好も不被為　在候由、　御意、左候へハ、一往市三郎へ入披見、其上ニ而、御治定之儀、可申談旨、且御入用、大凡図書も入　御覧、御絵図御治定之上ハ、御用番へも入披見、御入用銀御差支なく可被相心得旨、可被　仰出儀も、伺被　仰出候、一両日中ニ可相達心得之事、

(6) 一、竹沢ニ而塗揚御土蔵之儀、奉伺候処、御移替之儀、被　仰出、一両日中ニ御作事奉行江可申談候、御移替之上、御文庫御土蔵壱ツ、御附方へ引渡ニ付、右代りニ塗揚御土蔵、御書物奉行へ引渡候図り之事、

(7) 一、御附方より御絵図御治定之上、図書等致披見度段、勘兵衛を以、被申聞、何レ近々御用番江御治定之上、御渡之筈ニ付、其節相達可申旨、答置候事、

(8) 一、金谷御庭御泉水之内、中島之北方埋置、并同所ニ有之嶺石(嶺ヶ(朱))之分、御広式へ受取度旨、左兵衛申聞、則相伺候処、其通申談候様、被　仰出、明日ニ而も、可申談筈之事、左兵衛へ十九日申談ル、

(9) 一、同所御表御居間先御泉水水溜之処、いか、可被　仰付哉、山之際之流迄位ニ可被　仰付哉、此儀ハ春ニ至り、御覧之上、御治定被　仰出候様、申上置候、何レ此絵図ニ而ハ、御堀も六ヶ敷可有之、流レ而已位之事ニ可有之哉と、　御意之事、

(10) 同十九日
一、御絵図今日竹田江相渡、是ニ而御差支之所も無之哉、申入候処、猶更相しらへ可申旨ニ候、御土蔵在処不宜、依而為御牽(朱)ニ可相成、僉議候、小側小将等前之御土蔵、此侭ニ而受取度旨ニ申聞、左候へハ、御書物奉行渡之御土蔵之内、御居間先御土蔵ニ可相成候分ハ、御不用之由、其外二、三ヶ所御懸之処も有之、幸ヒ御作事奉行岡田罷出候ニ付、御絵図直シ、重而被差上様申談候上、御膳所之内も御料理人より申聞之趣有之段、田辺申聞候儀有之、其儀も竹田示合之上、御作事奉行へ申含候処、直ニ田辺可示合旨申聞ニ付、其通申談候事、

一、御絵図大抵御治定御奥境之外ハ、是ニ而御治定ニ而候、何レ廿六日、取懸り候事ニ可被及僉議旨、岡田江申談ル、

(11) 同廿日
一、岡田隼人罷出、御大工頭・御大工等、夫々主付可申談筈ニ付、当時及僉議居候、然処近々御奥御補理之分、取懸りニ付、先左之御大工壱人主付可被　仰付哉、同頭并外御大工も両三人も可被　仰付候得共、此儀ハ跡より可申聞旨、申聞ニ付、則伺之上、主付被　仰付候間、被申渡候様、同人へ申談ル、

中村半左衛門

(12) 一、左之通、先申渡、為主付候由、集人相達候事、

御扶持方大工
太田久四郎

同　水株長太夫
御作事所留書足軽
桑木善左衛門

(13) 一、今日、田辺左兵衛示合、当廿六日より御奥境御補理ニ付、同所口々御広式頭より引受、夕景相仕廻、御広式江引渡申筈、先当年中ハ此趣ニ而、御稽古所仮役所ニいたし置候筈之旨申聞候事、

一、右ニ付、御作事御横目井久五郎、谷清馬見廻之儀、可被仰渡哉と申聞候、尤御歩横目等ハ、御作事奉行より申渡候由も申聞候事、

(14) 同廿一日
一、左之通、御用番江被　仰出、筑前守様御座所御補理就被　仰付候、御人用之儀、御勝手方江も演述不差支様、可被相心得旨被仰出ル、

十一月

右ニ付、左之通、及御達、委曲口達相添、筑前守様御座所御補理惣入用銀、大綱三万九拾貫、目録三可相成哉之旨、村縫殿右衛門申聞候得共、大綱事奉行之内、主付も被　仰付、猶又得と致衆議、図り方等申聞候様申渡置候間、委曲者追而御勝手方へ御達可申与奉存候間、此段先御達申候事、

十一月　大野織人

(15) 同廿二日
一、左之通、伺被　仰出申談ル、

御普請所見廻之儀、御近習御横目江被　仰付ニ而可有御座哉、左候へハ、奥附御歩横目、暨奥附御横目足軽見廻り之儀も申渡ニ而、可有御座候、

一、御作事所御横目主付ニハ、および申聞敷旨、岡田隼人申聞候間、右御横目も見廻被　仰付候段可申渡哉、

桑木善左衛門

(16) 一、地鎮祭被　仰付ニて、可有御座哉、左候へハ、前々之振ヲ以、寺社奉行江可申談と奉存候、

(17) 一、左之通、申談ル、

筑前守様御座所、金谷　御殿御建継就被　仰付候、右御普請所各見廻り被　仰付候、奥附御歩横目并奥附御横目足軽之儀も、朝夕之内、見廻御縄方并火之元厳重申付候様、可被申渡候事、

十一月　奥御横目　井上井之助等へ

白江久五郎
谷　政馬

筑前守様御座所、金谷　御殿御建継就被　仰付候、右御普請所見廻り御用被　仰付候事、

十一月　御作事御横目也、御次へ呼出申談ル、

(18) 一、左之通、伺被　仰出ニ付、岡田隼人呼出申渡候、且御成就御頃合相伺候処、先六月中出来之儀ニ、就被　仰出候ニ付、同月中、皆御成就之儀ニ相心得、遂衆議候様、是又申談ル、

筑前守様御座所御補理御絵図御沿定候間、取懸候儀、夫々被申渡、手配方之儀、詮議有之可被申聞候、

一、竹沢御屋敷塗揚御土蔵御引寄、建替被　仰付候、

一、松木之儀、御林山之内より伐出被　仰付筈ニ候、

一、御建具等、竹沢御屋敷御取畳在之御品、可成丈御用之筈ニ候御事、軽御補理之儀、御当節之事ニ候間、秋出来木品等之儀も、其心得を以、成丈御入用高ニ不相成様、精誠衮議有之、中勘何程与取図、月割を以、受取候儀、早速可書出候、

右之趣、被得其意、御指急之儀ニも候間、聊無油断致出情、御不益之筋無之様、篤と可被申渡候事、

辰十一月

一、右之趣申談、其節紙細工之儀、御次御用ニ而被　仰付候、御細工者水隅由蔵并大場善右衛門様被　仰付候ハヽ、町細工よりハ、御益も可有之ニ、併此儀ハ於御作事被及衮議、右之分可宜と申、詮議ニ可被　仰付事ニ可致と申入候処、此義申合居候、町方ニ而、乃至御唐紙何程と為図、其上を右等御細工者ニ成而、御益ニ候ハヽ、可被　仰付哉と申合候由申聞候付、何レ別手合ニ成候而ハ、手違ニ成、いか、可有之哉、為図候事ハ、幾重にも為図可申候様、被申合候義、被申聞候様、申入置、

(19)
一、田辺左兵衛罷出、御泉水埋立候図り書指出、壱貫目計ニ相成候ニ付、御作事奉行相導候処、御作事ニ而ハ、平面ニ而御渡之上、御建物迄之取図り三候へ共、何レニ而被　仰付候而も、同様之事と申聞ニ付、左候ハヽ、先此図りを以、御作事ニ而も、予メ為図可被申候、其上ニ而、金谷御露地手合事軽ニ候へハ、夫々可被仰付と隼人へ申含遣候事、

(20)
一、御絵図夫々相極候上、閑所并井戸方位方ニ差支之場所も無之哉、於御次、及衮議候而も宜候へ共、先達而より日取等之儀、鶴林寺ニ而於金谷、御衮議も有之由ニ候間、一往衮議有之、可然田辺等より直ニ衮議有之様申談候処、何時ニ而も可申遣候間、談次第、可心得と左兵衛申聞候事、

(21)
同廿四日
一、金谷御泉水埋立御入用御広式ニ而、同所御庭方図り、左之通、

八拾壱貫八百文　〆高

右、御作事ニ而、及衮議候処、左之通之旨、岡田隼人罷出申聞、御広式之方、御益ニ付、則田辺左兵衛へ申談、夫々取懸り候儀ニ申談ル、

壱貫三百八拾目計　〆高

(22)
一、岡田隼人罷出、追々詮議方も有之処、何分御普請懸り、早速被　仰付候様、内作事奉行も申聞候間、御大工頭等主付、左之通申聞候、

御大工頭　西田勘蔵

右、金谷　御殿御建継等御用主付、被　仰付候様致度候間、御伺之上、御覚書等を以、被仰談候様致度御座候事、

御大工　清水武次郎
同　篠田義十郎

右、両人同断御用主付之儀、御伺之上申渡度、御座候事、

岡田隼人

辰十一月

御共持方大工　堀内仁左衛門
同　杉本　助八

右之者共、金谷　御殿御建継御用主付、申渡候事、

辰十一月　　　　　　　　　　　　　　岡田隼人

右ニ付、御大工頭并御大工主付之儀、伺之上、左之通、隼人へ申談、御大工之儀ハ、伺済被申渡候様、申談ル、

西田勘蔵

右、筑前守様御座所金谷　御殿、御建継御補理就被　仰付候、

右、御用主付被　仰付候条、可被申渡候事、

十一月　　　　　　　　　　　　　　御作事奉行へ

(23) 一、左之通、御作事奉行申聞、申上置候、且今日より私儀者、折々見廻候段も申上置、

筑前守様御座所、金谷　御殿御建継御普請、明廿六日より取懸候ニ付、先当年之処、別紙絵図面、朱引之通、御稽古所等、田辺左兵衛より日々請取、夕方相仕舞（アイ）候節、引渡置可申候間、此段御達申候事、

辰十一月　　　　　　　　　　　　　　岡田隼人

右ニ付、御用番方へ和田左兵衛、御城方河地九左衛門、御広式御用方へ服部新蔵等を以、夫々及御達候事、来年御広式之内、御休息等も、御建継之ヶ所も有之旨、宗蔵ヲ以相達置候事、

御壁塗
辻　順太郎

右、御普請所主付之儀、岡田隼人申聞、伺之上可申渡旨、申談ル、

(24) 一、御普請方留書、足軽壱両人入用ニ候処、先只今之処、両人請取候ニも不及、依而金山方江請取置候、留書之内、左之者、先兼帯之儀、申談可然与、則割場奉行江申達、其段及言上置候事、

白山村銅山方留書
足軽加人
土田義十郎

覚

(25) 一、五百三拾本計　　松木　目廻四尺計より八尺計迄

右、筑前守様御座所御普請為御用、山科山・大桑山・西泉山・円光寺山・有松山・野田山・窪山・高尾山・大額山、九ヶ所口、山中奥山ニ而、請取申度ニ付、御郡奉行中へ被仰渡候様、御用番へ御入、及御達候間、此段御達申候事、

十一月廿八日　　　　　　　　　　　　村　縫殿右衛門

岡田隼人

(26) 覚

一、三百八拾弐貫目　　金谷御殿御建継等御入用中勘見込銀高

内八拾貫目　　当十二月廿日、請取申度

五拾貫目　　巳二月二日、請取申度、

六拾貫目　　同三月二日、請取申度、

（右上部、朱ニテ追筆）
「拾一貫三百目、右ハ新出来御土蔵并塗揚御土蔵引移替相□（止カ）候ニ付、初メ見込高之内、相減、依テ本文高ニナル」

六拾貫目　　巳四月二日請取申度、

五拾貫目　　同五月二日請取申度、

五拾貫目　　同六月二日請取申度、

三拾弐貫目　　同七月二日請取申度、

〆

右、筑前守様御座所御普請御入用、中勘見込銀高、并御銀割如斯御座候、尤出来之上、増減可有之候得共、先大綱御達申候事、

辰十二月　　　　　　　　　　　　村　縫殿右衛門

岡田隼人

右者末ニ書取ニ相添、御勝手方へ及御達可申候、

(27) 廿九日

一、当時木品も甚払底、就而者御入用も兎角相増候儀ニ付、竹沢御屋敷之内、表御居間等、当時御不用ニ候ハヽ、御取毀も可被　仰付候哉、御作事奉行内存申聞候趣も有之候付、猶相考可申旨、及示談置折を以、　御内慮奉伺候処、当時御不用之事、併御書斎并御寝所廻り者、先此侭ニ可被差置、表御居間廻り并奥御舞台者、御取壱可被　仰付候間、御用立候分、此度之御普請ニ相用候様、被　仰出候、併御舞台并鏡之御間者取壱、仕抹いたし置候様、御休息之御間も、御二階下ニ而なく、取壱候而も宜、御屋根都合ニ候ハヽ、是又同様御用立候様、　御意ニ付、則岡田隼人呼出、竹沢御絵図之内、懸紙を以、御取壱之儀申談、御舞台并鏡之間者、仕抹いたし置可申候、其余者、此度之御用ニ可成丈相用候様、被　仰出候趣、申談候事、

　但、猶更夫々及談議、取壱ヶ所絵図ヲ以、重而被申上候様、申談ル、

一、御舞台廻り八、其侭ニ仕抹仕筈ニ候へ共、右後御楽屋并野もの之類者、何時も被　仰付候節八、御材木伐出等ニ而、出来致候品々ニ候間、指当り御用ニても無之候ハヽ、此度相用度、檜木ものハ、夫々致仕抹置可申旨、申聞ニ付、是又伺之上、其通申談ル、

(28)

一、此度御出来之御居間、右竹沢御取壱之内、御居間之分、直様仕上直シ、御用ニ可相成、御寝所之分八、新材木ニ而仕候図り之由申聞候ニ付、御都合ニ寄、竹沢御休息之間御取壱ニ成候ハヽ、是等取合御用とも可然申入候得共、先御作事ニ而八、御寝所ハ、新材木之心得之由申聞候、猶更相伺、御作事ニ而者、右様申聞候得共、僉議之上、御用立候事ニ候へハ、御次廻り等之御材木とも違、御休息之御間之儀ニ候へ者、矢張夫を御用とも可然、木品も枯レ届申候、猶更御宜哉と奉存候旨、申上候処、都合次第、其通可然旨、　御意ニ付、猶更僉議之上、可申談心得之事、

(29)

一、金谷御奥ニ近頃折々御稽古所ニ而、御囃子被　仰付候由、今度御表ニ成候上八、右等之御慰、御自由ニ不相成被　仰上候ハヽ、必不及其儀と可被　仰候へ共、何レかにて、都合出来候ハヽ、三間、四間位之板之御間出来間敷哉と　御意ニ付、御絵図相調へ、御奥御居間之先、新御廊下之処、空地へ右大キサ程之処、出来可致哉、猶更御作事奉行僉議可仕旨申上、則隼人へ申談候処、御屋ね之都合いかゝ可有之哉、尚更僉議之上、可申聞旨、申聞候事、

　但、此儀成不成之処、不定ニ付、尤未田辺へも不示合候事、

(30) 十一月二日

一、金谷御広式之内、板之間被　仰付候、御僉議方、御作事奉行へ申談置候処、則御絵図懸紙を以、申聞相伺候処、此通御治定可有御座旨、外好ミヶ所も就被　仰出、夫々隼人へ申談、後刻金谷へ参り候由ニ付、田辺江御絵図入被見可申旨、申談置候、且左兵衛を以、右御間被　仰付候趣申上置候様、被　仰出、則呼出申談候事、

　但、右ニ付、御入用見込図銀高、左之通申聞候、尤竹沢等之御建物御用と被成候へハ、尤惣様ニ而相減候旨も申聞候事、

(31)

覚

一、五貫八百目計　　御入用中勘見込銀高

右、金谷　御殿御書院、先空地へ三間半四方、拭板之御間相建候

ニ付、柱・拭板等、草槙を以色留出来、胎内継足空地熨斗立出来、新御廊下引出し、檜繰上等仕候、御入用大凡見込銀高、如此御座候事、

辰十二月　　岡田隼人

右御治定之処、当年中ニ出来之御場所ニ付、其段も申談置候事、

(32)〔未書〕「一、初メニ調置候見込銀高、朱書之通、重而御作事奉行指出候ニ付、御勝手方之左書取を以及御達、」

筑前守様御座所、金谷　御殿御建継御補理、惣御入用見込中勘図銀高、三百九拾貫目計之旨、兼而村縫殿右衛門より申聞候ニ付、猶又精誠詮議申聞候様、岡田隼人江申渡置候処、初発図高精誠之しらへニ付、中勘高相減不申候、しかし新出来之御土蔵壱ツ并、竹沢御屋敷塗垂御土蔵、御引寄席之儀、御差止ニ付、其御入用たけ相減、残三百八十弐貫目計、当月より月割を以、受取度旨、別紙之通、縫殿右衛門等申聞候間、此段御達申候、依而月割之通、縫殿右衛門・隼人受取切ニ、手ニ私裏印を以、御算用場ニおいて、相渡り候様仕度奉存候、将又御座所御奥向御建継之場所、金谷御附頭ノ手合ニ而、御補理申付候ヶ所も有之ニ付、其御入用者、田辺左兵衛受取申度旨申聞、且三十人頭手合へ可被　仰付ヶ所茂有之ニ付、右者田辺左兵衛等并三十人頭切手ニ私裏印を以、御算用場渡りニ相成候様仕度、尤三手合共、畢竟惣御入用勘定方之儀ハ、御算用場ニおいて、見届有之儀ニ相仕立さセ可申候、

一、右ニ付、御作事手合月割之分者、時々及御達申間敷、田辺左兵衛手合、并三十人頭手合御入用者、中勘見込高も極り不申儀候間、其時々受取方申聞次第、御入之儀、御達可申候、

右之趣、夫々不差支様、御入御座候様にと奉存候事、

十一月　　大野織人

(33)〔未書〕「右、御算用場より直渡ニ而者、兎角彼是遅々ニ及候儀も有之、御払方、渡方指支候様ニ有之ニ付、御次渡りニ仕度段、隼人申聞候得共、御留守ニも成候而ハ、主付執筆壱人ニ而ハ、差支之趣も有之ニ付、猶更渡り方遅々無之様ニ、分而被　仰渡候様、御勝手方へ御達可申候間、矢張直渡り候筈之旨申入置、御勝手方へ右委曲、御達を以、御達申置候、夫々御聞届被仰渡次第、御作事奉行申談ル筈之事、」

(33)一、田辺左兵衛罷出、左之通申聞ニ付、御序ニ申上置、四日也、

金谷御広式之内ニ、三間半四方之拭板之御間御補理被　仰付候段、御心入之御事、御悦被遊候、此段、無急度各迄申入候序ニ申上候様、思召候段、被　仰出候旨申聞候、

(34)一、今四日、退出より直ニ、金谷御普請所見廻り候事、

(35)一、竹沢御屋敷之内、御取畳之儀、被　仰出、則御作事奉行へ申談置候処、御表御居間并御休息之御間等、御次暨御舞台懸紙を以、相伺候ニ付、則夫々奉伺候処、御取畳、今度之御普請ニ可被相用旨、御舞台檜木類者、仕抹致置候様被　仰出、其段申談、左之図取、岡田江相渡、　竹沢御屋敷御休息之御間、御表御居間廻り、同御三之間、奥御舞台、別紙御画図面ニ懸紙を以、被申聞候ケ所、御取毀被　仰付、右木品等、今般御座所御補理御用ニ相立可申、右御舞台檜木類・御欄間等ハ仕抹いたし置、尤野物等者、是又今度之御用ニ差加候様、被　仰出候条、可被得其意候事、

十二月　　岡田隼人江

(36)一、右ニ付、左之通、御城方へ及御達、

竹沢御屋敷御表廻り等御取毀、右木品等、今般御座所御補理御用

ニ相立可申、奥御舞台も取壁、檜木類・御欄間等者、仕抹いたし置、野物等之分者、是又今度之御用ニ指加候様被　仰出、其段御作事方江申渡候間、右御取毀ケ所、委曲之儀、村縫殿右衛門等より御絵図面を以、御達申筈候事、

十二月

一、右御取壁相成候趣、御用番方へ執筆服部新蔵を以、及御達置事、

(37) 六日

一、今日八時御供揃ニ而、金谷御殿へ御出、御普請所へも御出可被遊旨、就被　仰出、御縮方田辺左兵衛示合、退出より直ニ御普請所へ参り、夫々見分、少早メ為仕廻、掃除為致、何茂出切ニ付、直ニ田辺等溜ニ参り、宜趣申上ル、追付被為　召候由ニ而、御奥へ罷通り、真龍院様江　御目見御縮宜段、申上候上、御普請所へ　御出被遊、其節被　召連、夫々伺候ケ所も有之、申上ル、相済、於　御側御吸物等頂戴、例之通、御礼申上、幕頃引取候事、

(38) 七日

一、御表御建継ケ所、大抵御絵図御治定ニ付、田辺へ相渡、御開所之ケ所、是ニ而宜哉、鶴林寺被及詮議候様申談候事、

(39) 十一日

一、今日退出より直ニ、御普請所見廻り候事、

(40) 十六日

一、竹沢御取壁内、明日より取懸り候段、御作事奉行申聞候事、

一、竹沢御取壁之内、此度御居間、并御寝所ニ御用ヒ之筈之処、右者色留ニ付、其儘御用ヒ、御天井等も金入模様、直様御用ヒニ候へハ、余程見図り高之内、減少致候由、白木ニ被　仰付節者、木品も入交居候ニ付、城方薄キ由、御作事奉行申聞候ニ付、猶更為見図、被書出候様、申談置候処、左之通申聞候事、

竹沢御屋敷御取壁之木品を以、色留与白木作り御入用高之違、

色留之減高

一、弐拾壱貫目計

　但、最初百四拾坪余、御取壁ニ付、拾壱貫目計相減、重而四拾坪余、御取壁、右銀高ニ相成申候、

白木之減高

一、拾三貫目計

右、白木与色留ニ而、御入用銀高相違候儀者、元来御屋敷御居間廻り者杉欅等、色々木品入交、色留ニ相成居候故、目通宜、同品ニ相見へ候へ共、白木ニ相成候時ハ、全ク雛相用ニ付、檜材木新買上、引足不申而者難出来、不用之御柱類者(カ)間廻りケ所見計、草積代りニ相用可申図りニ御座候、依而右之通り、御入用高違御座候事、

辰十二月　　中村半左衛門
　　清水武次郎
　　篠田義十郎

右ニ付、指方相伺候処、御質素ニ可被　仰付、御趣意ニ付、矢張白木ニ可被　仰付由、　御意ニ付、則其段書取ニ認、左之通、今日岡田隼人へ申談候事、

竹沢御屋敷御取壁之間を以、此度御座所御居間、御寝所ニ御用ヒ之筈ニ候、御柱・御天井廻り等、元来質素之　御趣意ニ候間、木品入交、見苦敷儀ハ、御貪着不被為　在候条、矢張白木ニ仕立、

御襖・御張天井等ハ、白地、白粉仕立可致候、且又金谷　御対面所続御休息之間、御天井・御襖等者、竹沢御取畳之内、白鳥子紙、金模様之分、其儘相用可申候、

右之通、被　仰出候事、

十二月　十六日　岡田隼人江

(41) 右之通申談候処、夫々奉畏候、猶更夫々衆議方可申渡旨、申聞候ニ付、右様被　仰出候上者、色留ニ而減方、見図り之分を、白木ニ仕立、木品入交之儀ハ、無御貪着、併御張付金模様之分、其儘可相用処、白地白粉ニ致候事ゆへ、夫等之処ニ而、減薄ニ相成事ハ、可有之候へ共、先弐拾壱貫目減候見図り之分之目当ニ而、夫々衆議有之様与申談ル、

(42) 一、右之通被　仰出候得共、互ニ主付相勘可ケ、御目障りも無之事ニハ、致度訳ニ候間、格別木品替り、御目障りニ相成程之事ハ、取替申ケ所も可有之候得共、書出候見図り減シ之内、白木ニ可被　仰付儀候へハ、拾三貫目計と申出候訳とハ違候間、此処入念可被相心得候様、申談置事、

十二月廿七日

一、金谷御広式御補理之ケ所、今年出来之分、夫々出来、今夕御広式へ引渡候段、岡田隼人申聞ニ付、八時過御普請所へ見廻り、夫々致見分候事、

(43) 一、右出来ニ付、御作事奉行より田辺左兵衛江夫々引渡候段、且私儀も見廻り候処、先今度出来之ケ所、相済候旨、且田辺引受候旨、言上之儀、御稽古中ニ付、前田豪次郎を以、申上ル、

一、御補理悉ク御差急ニ付、御大工頭初棟梁等迄被下方之儀、御作事奉行申聞、初口之儀ニ而、いかゝニ候得共、衆議之上、何レ被下候儀ニ候得者、此度時分柄ニ付、少々充被下候儀ニ相極、夫々伺之上、御大工頭之分、於御次、御目六相渡、其余之分、御作事奉行へ御目六相渡候事、

　但、委曲ハ席御普請帳ニ有り

(44) 一、今日切ニ而、先相済候ニ付、見廻り方、其心得有之様、御横目庄田江申談ル、

(45) 一、御作事所御歩横目主付之儀、御作事奉行申聞、左之両人申談ル、

御作事所御歩横目
村田儀大夫
本堂盛之介

弘化二年

(46) 正月十日

一、今日より御普請所取懸候御文庫之内、御書物所渡、御土蔵壱ツ井奥御納戸渡壱ツ、夫々此間ニ御道具取除、御作事へ引渡候段、夫々届有之、御作事よりも受取候段申聞候事、

(47) 一、御絵図先多分御治定、昨日岡田隼人へ相渡候事、

(48) 一、地鎮祭御祈禱、左之ケ所ニ而、被　仰付候儀、先例引合、夫々伺被　仰出、追而寺社奉行江申談候筈、且桜樹ヶ庵ニ而も被　仰付候筈之事、

御祈禱料　白銀五枚　波着寺
同　三枚　八幡社頭

一、桜樹庵ニ而、御居間等之御祈禱之儀、御広式ニ而申談候筈、委曲辺示合置候事、

(49) 二月十六日
一、今日より御建継ケ所之胴突ニ取懸り候事、

(50) 同十七日
一、地鎮祭御祈禱波着寺、并卯辰八幡江被　仰付、夫々今日相済候、
其段申上、御札指上、御作事奉行へ相渡、

(51) 三月十七日
一、今日就吉辰、御居間廻りより御建揚取懸、其段申上ル、
一、右ニ付、足軽已下諸職人、御酒被下候儀、伺被　仰出ル、
一、棟梁等百人余被下方之儀申聞、段々僉議之上、相伺、承届、〆
高壱貫百目計之事、手目六相渡候事、

(52) 一、執筆金岩宗蔵、御普請方主付被　仰付置候得共、御待受方も有
之、御用多ニ付、今一人被　仰付候様奉申上、左之者、被　仰付
候ニ付、内意申渡、御算用場奉行へ申達候事、
近藤辰之助

(53) 同廿五日
一、御座所・御膳所、御広式之分と御打込之、兼而しらへニ候処、
夫ニ而者、指支之由、御附方より段々伺有之、御普請方ニ而、拙
者へ御僉議も有之ニ付、先達而両三人、御料理人御附被　仰付、
金谷之分も兼帯ニ成、双方兼帯相勤候ハヽ、可相伺　違候上之事
ニ候ヘハ、此上僉議方無之、御僉議次第と、申達置候処、御場所
之儀、尋有之ニ付、御文庫・御馬場之内、被　仰付候ヘハ、かり
出来可致、所詮此躰ニ而者、往々不被　付而ハ、相済申間敷被
仰付候時ハ、只今之内ニ候得者、付出し候処抔、都合宜旨、申達
置候処、則可被　仰付哉之伺、庄兵衛殿より被申上、

(54) 一、右ニ付、御膳所御事軽ニ御補理可被　仰付候段、御直ニ被　仰
出候ニ付、其段御附方へも相達、御作所奉行へ申談、御絵図指出
候様申談ル

(55) 一、右ニ付、御絵図出来候上ハ、彼地へ奉伺候筈ニ候得共、往返彼
是候間有之ニ付、大抵心組之儀申上、外　思召も不被為　在候ハ
、、御絵図取極、又々懸紙を以申上、被　仰出を、不待出来方、
申談候旨、申上置候事、

(56) 一、廿六日　御発駕前日、金谷へ被為　入、御普請所御覧被遊、
其節拙者儀、御奥へ出、御供致、御庭之御模様も申上、相伺、松
一本、栂壱本、御縁先之分、伐木之儀申上、被　仰出候事、

(57) 一、廿七日、　御発駕ニ付、御普請所相止候、然処大御造営ニハ、
折々作料被下、休被　仰出候儀有之由、尤此度種々御普請ニハ、
無之由ニ候得共、此度御大病御本復、御発駕之儀ニ候ヘハ、一度
も有之、可然哉と、則伺之上、御作事奉行へ申談、廿七日休被
仰出、打続罷出居候者ヘハ、一日作料可被下、其他ハ割合を以、
可被下候段、申談候処、御礼申聞、則申上ル、

(58) 一、御発駕前、御棟札調筆下物指出、伺之上申談ル、

(59) 一、御上棟等、三御規式、四月十三日と御治定、夫々申談ル、

(60) 四月朔日
一、御膳所絵図、御地面も六ケ敷ニ付、かりニ図り指出候ニ付、竹
田氏及示談候処、極置由ニ付、御台所奉行今日呼出、各より御手
狭之儀ハ不差支、何分別ニ被　仰付候様、被相達、今度御僉議之
上、弥御膳所被　仰付候儀ニ相成候、然処御地面も狭ク、先此絵
図より外ニ致方無之、併此内も、ケ様ニ有之度ケ所も可有之哉、

猶更御料理頭等、被遂僉議、四日ニ被申聞候様、申談候事、
右、御膳所御補理ニ付、柿ノ木二本植替之儀、伺相済居候ニ付、
三十人頭江申談、御文庫之内井戸之辺ニ植替候様申談ル、

(61) 一、松・梅伐木之儀、其外御泉水之模様等、廿八日、三十人頭等罷出候ニ付、夫々申談ル、

(62) 一、右伐木御座所御庭之儀ニ付、分而御城方へハ、不申達候事、

(63) 同四日
一、御膳所御絵図、夫ニ付札を以、御台所奉行より差出ニ付、岡田呼出相渡、猶又絵図、都合能引直等之儀、申談遣ス、

(64) 同八日
一、右絵図重而指出ニ付、御台所奉行江渡、今一篇僉議方之儀、申談置候事、

(65) 同九日
一、御普請所御居間先御庭御手入之儀、御発駕前、伺置ニ付、三十人頭江申談置候処、少々岩石も入用ニ付、玉泉院様丸等ニ而、右石受取度旨、申聞刻、遂見分候処、不目立ケ所ニ而十計、堂形御囲内ニも有之ニ付、其内も受取置旨申聞、夫々見計、引寄方、其儀、三十人頭へ申談ル、
一、三十人小頭中村貞之丞、御手木小頭高木覚左衛門、右頭切り、為主付相勤候筈之旨申聞、承届候事、
一、右御庭御用、三十人頭主付被　仰付候程之事ニ而ハ無之候得共、彼是僉議方も貫通可致儀も可有之、主付僉議無之而者何ニか御不益之儀も有之ニ付、急度主付被　仰付候訳ニ而ハ無之候得共、三十人頭筆頭木村平六、僉議方主付相勤候様、拙者より申談候、
右、三ケ條之趣、御序ニ被申上候様、今便成瀬迄申遣候事、

(66) 一、三御規式、当十三日就被　仰付候、御作法方披見物ニ而、夫々申談ル、三十人頭木村平六も御用懸りニ付、罷出候儀、夫々申談ル、

(67) 一、御膳所御絵図、御台所奉行より指出、是ニ而宮旨申聞候由ニ付、絵図御治定之儀、岡田隼人へ申談ル、

(68) 一、右、被　仰付候儀ニ相成候趣、不鳴源兵衛へ申含、追而図り高、出来之上、可及御達旨、申達置候事、

(69) 一、御発駕後、御普請方役所、波之御間御縁頬屏風囲ニ而相立候、御待受方も有之ニ付、御留守之当席、隔日毎ニ相立候事、

(70) 四月十二日
一、左之通、御城方へ早川浅之丞を以、及御達、
金谷御普請所、御庭為御用、玉泉院様丸璽堂形御囲内ニ而見計、石御引寄之儀、三十人頭木村兵六江申談候、員数之儀ハ、追而御達可申旨御達、
一、今日も退出より直ニ、御普請所へ出、明日三御規式ニ付、御飾方夫々及見分候事、

(71) 同十三日
一、今日三御規式ニ付、服のしめ上下ニ而、六半時過出席、夫より同席、大村并竹田・富田同道ニ而、御普請所江参り、夫々不差支段、岡田申聞、且御透見も有之由ニ付、田辺左兵衛示合、五半時前相始、三御規式共、祭主御扶持方大工太田久四郎相勤、夫々無滞相務、四半時前相済候ニ付、御普請所引取、於席御餅・御吸物

等頂戴、御用方相済、八時前致退出候事、

(72) 一、左之通、岡田御次へ持参、指上候事、

神酒　壱樽
昆布　壱箱
御鏡餅　一重
置鳥　雄子雌雄
置鯉　一折

右之内、置鯉者、真龍様へ被上候筈ニ付、於御普請所金谷頭江引渡候上、五百八十三之(ママ)餅も同所御広式男女江就被下、是又於御普請所引渡候、

但、置鯉者後刻御取分被上方之時分、一集ニ書取ニ認、指上候条、其節一集ニ披露之儀、申達ス、

(73) 一、置鳥・置鯉共、江戸表江指上候筈ニ、兼而伺置候得共、塩鯉と申も、少いかゝ、其上頃日、堰方も六ケ敷由、御台所奉行申聞候ニ付、真龍院様へ指上候儀ニ遂衆議、其段重便、江戸表へ申上候筈之事、

(74) 一、筑前守様初へハ、江戸表へ指上候内、御取分於彼地、被懸候筈、依而此表　方々様、左之通、

神酒　御徳利入
御餅　御重入
昆布のし
置鯉　一折

右、兼而被　仰付候旨、書取を以、　真龍院様江被　上候段、頭呼立申段ル、

神酒　御徳利入
御餅　御重入
昆布　のし

右、
栄操院様江右同断、
右、
其五郎殿江　御兼合、右同断
豊之丞

(75) 一、当席両人御附竹田等両人、御近習御横目椙源五左衛門・村縫殿右衛門・岡田隼人、内作事奉行等、御歩並已上、於御台所、御内物・御酒・御餅等頂戴之儀、夫々遂衆議申談ル、

但、其外足軽已下、於御普請所、御餅・強飯被下候、

(76) 一、右者、先例引合申談候御礼、申聞ル、

拙者頂戴之御礼者、大村を以、申上ル、

(77) 一、御大工并祭主助行等、今日御規式相勤候者共、被下方之儀、御作事奉行申聞、先振より少々相減候分も有之、承届、御目六等出来、作日相渡置候処、今日御規式相済候上、夫々相渡候事、

但、御受者、明日指出候筈之事、

(78) 一、今日御規式相済候上、直様神酒主付之人々江頂戴、其節御扶持方大工、神酒・徳利持参、拙者初、御大工頭迄、夫より別紙、徳利、又屋ね方棟梁持参、御歩並迄頂戴有之候土器者、数之土器ニ付、銘々頂戴之事、

但、右相済ニ付、餅と相成候事、

(79) (四月)同十四日

一、昨十三日、三御規式之趣、夫々今便江戸表へ申上、御用状略ス、

一、三御規式相済候ニ付、　御前江迄恐悦、今便呈書を以、申上候事、

(80) 同十六日
一、今日も御普請所見廻り、御用方夫々申談ル、
一、当廿二日、天気次第、図書殿等、御普請所被相見廻候由、山本勘兵衛を以、御申聞有之候事、

(81) 同廿二日
一、今日御普請所江図書殿・庄兵衛殿見分被致候段、此間執筆申聞、則竹田氏・富田氏申談、九時過罷出ル、夫々見分有之候事、

(82) 一、御膳所御普請御入用図り出来、絵図面共御作事奉行出ス、初メ惣御入用図り、相達置候儀之処、右ケ所相増候ニ付、絵図を以、御入用図り、御勝手方江明日御達ニおよひ候筈之事、則左之通、

(83) 同廿五日
一、一先御建上之ケ所も相揃候ニ付、御横目足軽已下、御酒被下候様、御作事奉行申聞、則今日被下候員数、三百何拾人之事、

(84) 一、今日も御普請所相廻り候、大抵隅日ニ相廻候、時ニ不記、

(85) 四月廿四日
一、御膳所出来方治定ニ付、其段申渡、惣御絵図、懸紙を以、指上候筈ニ候得共、御建具ニ違候ケ所も有之ニ付、御膳所迄、小図ニ仕立、御入用共、今便江戸表江申上ル、尤右御酒被下候趣も、申上ル、

(86) 五月七日
一、御普請御入用、追而相増候ニ付、月割を以、受取方兼而御作事より申聞之分とハ、相違ニ付、左之通、両通紙面を以、申聞候ニ付、夫々書取相済、御勝手方播州殿等江御達相添、及御達置候事、

覚

一、四百四拾六貫六百目計　金谷御殿御建継御入用
中勘図り銀高
内三百貫目　去十二月より当五月迄、
請取候銀高引
残而百四拾六貫六百目計　此末可受取中勘銀高、
内、八拾貫目　来ル六月二日受取申度、
五拾貫目　来ル七月二日受取申度、
拾六貫六百目計　追而本勘相立候節、
請取申度、

右、筑前守様御座所、金谷　御殿御建継并、所々御補理御入用中勘銀請取高、月割を以、去辰十二月及御達、正月迄請取候処、追々御建増等、被　仰出候ニ付、別紙御入用増銀打込、前条月割之通、請取申度候間、渡り方不差支様、致度御座候事、

巳五月　村　縫殿右衛門
岡田隼人

(87) 覚
(安化元年)
辰十二月朔日及御達
一、三百八十弐貫目　御座処御普請御入用
(本書)
「此分、先達而月割ヲ以、受取度旨、及御達置候銀高也、」

同十二月二日及御達
一、五貫八百目計　金谷御殿三間半四方、拭板之間出来御入用

同十二月十六日及御達
一、壱貫五拾目計　御膳所御補理増御入用

同断
一、四貫七百目計　御休息之御間増御入用

同断
一、壱貫三百五拾目計　御休息之御門より御土蔵へ渡り廊下出来御入用

（弘化二年）巳三月及御達
一、六貫九百七拾目計　御寝所并御二階御屋根銅葺出来、御居間屋根銅葺下地出来共、御入用

同三月廿四日及御達
一、拾貫六百五拾目計　七拾間御長屋之内、女中駕籠置所ニ補理替（朱ニテ訂正）ミ出御露地物置壱ヶ所、三間ニ九間ニシテ、玉泉院様丸同所物置ニ継足出来、内作事方渡り等、物置一ヶ所三間ニ弐拾間ニシテ、金谷御門続ニ相建候御入用、

同四月廿日及御達
一、壱貫弐百三拾弐匁計　御発駕御当日、諸職人等江被下候作料

同四月及御達
一、八貫六百四匁計　木作初御柱立御上棟御規式御入用

一、百拾八匁計　三間半四方之板之間、御張替附白地、白粉地ニ張替候様被　仰出、出来御入用、

一、壱貫九百目計　玉薬方役所弐間ニ五間ニシテ、相建候御入用、

一、拾貫九百三拾目計　御手廻詰所等四拾三坪相建、熨斗六間計出来共御入用、

一、弐百廿四匁計　御庭方詰所、金谷　御殿物置、内々補理御入用、

一、弐百三拾目計　御式台御玄関旁除下唐敷石出来御入用

一、三拾壱貫九百目計　御膳所并御次番溜御細工所、呉服所建出等、六拾弐坪計、同囲土塀、熨斗立出来御入用、

〆四百六拾七貫六百五拾八匁計
　内、廿壱貫計　竹沢御屋敷御取畳之木品等、相用候ニ付、減銀、

残而、四百四拾六貫六百五拾八匁計、中勘図銀高
（朱書）「内、初ヶ条之三百八十二貫目之分、引残り六拾四貫六百五十八匁迄之増有之分、」

右、筑前守様御座所御普請御入用、先達而御達申候銀高、并追々出来方御治定被　仰出候御ヶ所、増御入用共、惣銀高如此御座候、増銀ニ相成候分、追而請取申度御座候、尤此末増減可有之候得共、先段御達申候事、

（弘化二年）巳五月　　村　縫殿右衛門
　　　　　　　　　　岡田隼人

(88)
筑前守様御座所御普請、最初見図之外、御好ミヶ所、且御膳所等ニ而、御入用銀、六拾四貫目余相増候ニ付、旧臘御達申候月割、請取方ニ而者、指支候間、別紙之通、増銀打込、月割相改、受取度旨、村縫殿右衛門等、申聞候ニ付、委曲者口演を以、御達申候通、御座候間、此段御聞届、右（朱ニテ訂正）ミ九月割之通、縫殿右衛門・隼人ノ内、

切手私裏印を以、渡り方不差支様、御算用場へ重而御入御座候様ニ与奉存候事、

五月　　大野織人

(89) 六月廿九日出

一、筑前守様御座処、追々出来、当月中ニハ、相済候筈ニ付、夫々出来之上、竹田市三郎等へ引渡可申候、且御鈴御横目栂立会、御鎖おろし、御封付可申ニ付、御直封可被　渡下、御鍵ハ廻而可差上候間、　御発駕前、取懸ニ而可有御座候、

(右上馬、朱ニテ追筆)

「六月廿九日出ニ、御直封壱ツ被　渡下、」

(90) 一、御座所御門通初之儀、東御居宅之振を以、　御発駕前伺置候得共、於　此表ハ、御門通初之儀、不見当由、御作事奉行申聞、其上此度、御門トハ乍申、二枚開之儀、旁通初ニ者不及と、重而遂僉議候旨、

(右上馬、朱ニテ追筆)

「御門通初ハ不被　仰付旨、六月廿九日出申来、」

(91) 一、御座所御名目如何可有御座哉、一躰金谷　御殿ニ而、御表与御奥与之差別ニ而可有之哉、併当時者　真龍院様被成御座候儀ニ付、何とか別々御名目可被　仰出哉、

(右上馬、朱ニテ追筆)

「御名目之儀ハ、御僉議中ニ付、追而可申来旨、」

(92) 寛政二年

教千代様御時分、金谷　御殿与相唱、同八年、　亀万千様御住居之時分、金谷御屋敷与唱、同十年　御養婚御願之通、被　仰出候上ハ、金谷　御殿と相唱候留、竹田等席ニ相見候、左候へハ、何レ　御殿之称ハ、改り不申訳ニ可有御座候、東　御居宅之節も、御普請方より相伺候処、御僉議之上、御名目山城守方へ被　仰出候ニ付、為念、申進候由、

(93) 一、右引渡之上、御締方之儀、遠江守へ可被　仰出哉、東御居宅之時分、山城守江被　仰出候留、別紙之写、指進候由、

右等之趣、今便相伺候事、

(右上馬、朱ニテ追筆)

「遠江守へ被仰出候由、是又申来ル、」

(94) 六月十五日

一、金谷御奥御休息之御間、并部屋方所ニ(朱)出来ニ付、今日出仕より直ニ、御普請所江村縫殿右衛門并岡田隼人、自分同シ、田辺左兵衛御用達立会、夫々引渡候事、

但、引受候趣、田辺左兵衛申聞候、此旨并引渡候段、重便可及言上候筈之事、

(95) 一、御普請御成就之上、懸り之人々江被下方之儀、先日より相しらへ候処、兎角入組之事共ニ而、いまた全出来不申候、重便ニ者、何指出候筈ニ候、

右ニ付、主付執筆、左之通可被下哉、御平生方ニ而、被下方何と一集ニ伺候内、書抜置、今便内状ニ申遣候事、

金谷御建継御普請方主付相勤候ニ付、御成就之上、懸り一統江被下候砌、左之通、可被下候哉、

一、金千疋　　初発より相勤候　　金岩宗蔵

御目録

一、金八百疋　　当春より　　近藤辰之助

□　□覚

東御居宅之節、先例　（以下、原文空白）

（右上部、朱二ヶ通筆）

「伺之通、七月四日出ニ申来、併小頭並と之違、三百疋違ニ而可有之哉と、成瀬等申合候旨申来、尤之儀ニ付、辰之助七百疋之事ニ申談、其段言上、」

（96）九月十一日（六カ）

一、金千疋　御算用者小頭並　両御次執筆　爪生恒右衛門

御目録

右当春より御次執筆兼帯、御普通請方御用主付被　仰付、彼是烈敷相勤候ニ付、被下之、

右、御先振取しらへ、相伺申、併御居宅之節とハ、此度御人高ニも候間、半減ニハ無之とも、相減可被下哉ニ候得共、恒右衛門ハ、当春より与有之、今度宗蔵ハ、去年初発より之主付之儀ニ候間、矢張恒右衛門同様ニ相しらへ申候、

右、六月十四日申遣、

（97）一、御普請職人頃日景気も強候間、枇杷葉湯被下候様仕度、例茂有之旨ニ付、承届候、御入用弐百目計懸り候由、尤御普請御入用□（之カ）内、相払候旨、申聞ル、

一、右者、十四日出申上置、折々御酒被下候分ハ、予而申上置候付、分而不申上候得共、品替り候事故、及言上候、

六月十九日出ニ申遣、

（98）一、御普請懸り之人々、御成就之上、引渡ニ付、一統被下方之儀、相しらへ、御大工頭已下之分ハ、岡田隼人内意も承り、調候而、左之通、帳面弐冊、添紙面を以、奉伺候事、

但、岡田隼人被下方者、少過分之様ニ候へ共、万事詮議方も熟シ、一統心服も宜、甚出情之躰ニ付、此通り相しらへ候、白銀八枚とも、相しらへ候へ共、十枚之割減之様ニも有之、且平士ニ御品添ニ十枚と申ハ、過分ニ候得共、当職ニ而之被下方ゆへ、先ケ様ニ相しらへ候趣、内状ニ申遣事、

一、御帷子一、白銀弐枚、御目六　頭並御作事方御用　村縫殿右衛門

但、御普請主付ニ而者無之候得共、初メ御内僉議之時分、全ク相勤、表向主付被　仰付候時分、縫殿右衛門義へ及示談候様、表向ニ而被仰渡、

東御居宅之節

□　□　白銀　三枚　九月　被上下一具　堀轟馬

晒布　二疋　小判三両

一、御帷子一、白銀拾枚　御目録　御作事奉行　岡田隼人

一、白銀（原文空白）枚宛御目録　御作事所御横目　谷　政馬

白江久五郎

但、御普請所主付御用相勤候ニ付、被下方、天保三年金谷御普請之節、銀壱枚充被下、今度者定場相勤候内より主付ニ而相勤候ニ付、如此取しらへ申候、

一、御上下一具　内作事奉行　吉川昌九郎

充　白銀五枚　御目録　狩谷源四郎

東御居宅之節、本高別段とも、両度ニ被下候分、

西田清平

惣〆銀二直シ、九百五拾六匁五分、外ニ染物二度、（反ヵ）

一、御上下御定紋一具、白銀弐枚、御目録　御大工頭　西田勘蔵

別段、金弐千五百疋、御目六〆銀、直五百弐拾三匁五分

東御居宅之節、六百拾弐匁五分　田中忠兵衛

一、御上下表菊一具、小判壱両覚書　御作事所御歩横目　村田儀大夫

本藤盛之助

別段、金千疋宛、覚書、〆銀直シ弐百四拾五匁充

同七百八拾七匁五分

一、同　一具、金六百疋充、覚書　御大工　中村半左衛門

別段、金弐千六百疋宛、覚書　清水武次郎

〆銀直シ、五百六拾目充　篠田義十郎

一、同　一具、金五百疋　穴生　奥　源兵衛

別段　小判三両　覚書

一、御上下表菊一具、金五百疋、覚書　御壁方　辻順太郎

別段　小判五両覚書

右、御普請方主付候人々被下方

一、晒布　二疋御目録　竹田市三郎

東御居宅之節、白銀三枚、生絹二疋　片岡亮左衛門

一、御紋付御帷子　一、白銀壱枚　御目録　田辺左兵衛

但、左兵衛儀、表向被仰渡者、市三郎も同様ニ候得共、御奥御休奥之御間を初、所々御補理替付、主付御用相勤候ニ付、品能可被下候哉、

（右上部、朱ニテ追嘱）

「左兵衛儀ハ初発より相届ニ付、白銀二枚ニ御品物之事ニ被　仰出、」

同染物　二反　堀半左衛門

一、晒布　二疋　御目録　栂　源五左衛門

一、金百五十疋充　御目六　藤田　道仙

松田　常安

黒川　元良

但、御普請所へ日数三十一日、壱人充相詰候ニ付、如此可被下哉、天保三年金谷御普請之節、日数八十日計ニ而、金三百疋宛被下候割合を以、取しらへ申候、

一、金百疋　御目六　御広式当番御医師　江間元琳

但、怪我人有之節、八物湯三帖致調合候ニ付、東御居宅之節、小判壱匁充、坂宋右衛門等、

一、小判壱匁充　狩谷太兵衛

竹内逸左衛門

同□　□三百疋

一、金弐百疋宛　奥附御横目足軽　三人

同弐百疋

一、同百五十疋　同　加人　壱人

一、同弐百疋充　御普請方留書足軽　弐人

一、同百疋充　御次懸り坊主　六人

一、鳥目三百文充　御次空地御ふ人等　廿五人

一、白銀弐枚御目録　三十人頭　木村平六

平六儀、主付被　仰付候ニ而無之候得共、僉議方も区々ニ可相成ニ付、申談、一人究而相勤候ハヽ、可然段、申談候処、申談次第ニ可為心得旨ニ付、筆頭平六江申談置候、御手木小頭三十人小頭者、同頭ニおいて、主付申渡候旨、及届候、

一、小判壱両　御手木小頭　壱人

一、金百五拾疋　同　壱人

但、主付ニ而者無之候得共、老功之者ニ而、日々罷出、示談ニ加り居候ニ付、

一、同三百疋　三十人小頭　壱人

一、同百疋充　御手木足軽　十三人

一、□目拾五貫文　三十人組手組　三十七人

一、同壱貫弐百文　同　木登　三人

一、金弐百疋　田辺左兵衛手先留書足軽　壱人

右之外、御扶持方大工已下、追而取しらへ、御作事奉行より書出候筈之事、

右ニ添紙、左之通、

御普請主付之人々、何茂御指急之処、出情相勤、追付皆出来相成候ニ付、全相済候上者、東　御居宅御普請之節、被下方之振ヲ以、別冊之通被下ニ而、有御座哉、内作事奉行以下之分、別紙名書を以、村縫殿右衛門等より相願候ニ付、猶更僉議仕候処、東　御居宅之節ハ、七月・九月与両度被下方被　仰付、則肩書之通御座候、此度ハ、当月中相済申図りニ付、全相済候上、一度被下方御座候而、可然与奉存候、地ならし等ニ取掛候も、当正月より之事ニ候得共、御急ニ付、何茂殊之外、骨折相勤、御普請柄も東御居宅、同時ニ付、右肩書両度引結候高内とハ可被下ニ候得共、隼人内存ニ而ハ、先振ハ一躰余計之様とも存候旨、乍然先振より何枚可相減与申筋ハ、無御座訳ニ付、人々気請之処も有之もの故、其処六ケ敷、夫ニ付、相成儀ニ御座候ハヽ、何茂殊之外、精勤仕候儀ニ候間、御大工頭御定紋御上下、御於横目已下ハ、表菊御紋御上下、格別之趣を以、拝領被　仰付候様仕度、然時ハ、人々格別規模之儀故、不拘先例之儀ニ候間、金子等相減候とも、何分ニも御上下被下候様、相願度含之旨、内々隼人申聞候、近年寄親附等之与力へ、御定紋御上下被下候儀候間、御大工頭江御定紋御上下被下候而も、可然哉、御歩横目之儀も、御細工者へ表菊、御紋所被下候事故、是又願通可被下哉、御大工等ハ、前々御造営等之節、御定紋御上下被下候儀、例多候得共、御定紋御品被下候儀、御改、已後ハ例も無御座、御歩並とハ申なから、又少銀子も違候義、且右之通、御改已後、都而御紋付被下候例無御座ニ付、表菊御紋付被下候儀、如何可有御座哉、当時御茶堂役、或御居間方坊主なとも、御納戸払ニ而被下、表菊御紋品着用罷在候所を以、引競候得者、敢而不相成儀とハ、難決様ニも御座候、□　□者　方々様御召服ニも御用被遊、五ツ桜、桐菱之御紋、当時　方々様御附不被遊候故か、何となく御軽重有之様ニ相成居候得共、右等之替り御紋ハ、

松雲院様御好御紋之御様子御座候得者、いつれニ御軽重有之与

申儀ハ、有御座間敷、然共、近年十村なとへ被下候も、五ツ桜、桐菱之内ニ而、御座候ニ付、おのつから表菊ハ、五ツ桜等よりハ、重キ御紋之様ニ相聞候故、御大工身分ニ而、表菊御紋付ハ、成不成之境、相弁兼申候間、猶更御僉議御座候様致度候、若御大工等へ者、表菊御紋品不相成儀ニ御僉議ニ付申時ハ、前文之趣ニ候間、東　御居宅之節、両度ニ被下高程を拝領被　仰付候方ニ而、可有御座与存候、隼人ニ而者、先様ハ少過分之被下高ニ存候故、後来之ため、何与歟、一端相改置候者、可然上ハ、人々格別烈敷出情相勤候事ニ付、規模相立候様奉願候、已後之運ニも為仕度、底意之内ニ御座候而、初同人内存之員数者、東御居宅之節、両度被下高を余程減候而、申聞候上を、猶又及僉議、内含通り被下候得者、各別之事ニ候間、今一篇減候而も、可宜与示合候処、御紋付被下候儀者、格別人々規模相立申儀候間、御かね之儀者、如何様共、御僉議次第ニ奉存候段、申聞候ニ付、御大工頭以下之分、別冊之通、取しらへ、其釣合を以、御作事奉行并谷政馬、吉川昌九郎等被下方も僉議仕候、其余御横目足軽等、主付御扶持方大工以下之分者、前文被下方ニ往し、遂僉議、取計可申渡与存候間、是等之趣、猶御評議之上、宜御伺被成、御申越候様致度候、以上、

六月十九日　　大野

成瀬様等

追而、御大工已下、表菊御紋付ハ難相成訳ニ御座候ハヽ、御歩横目之儀も、御上下者不被下、御歩横目已下、都而東　御居宅之節、両度江被下、高柱宜見図り被下候儀ニ可申談与存候、其外差懸り、釣合等不宜義も候得者、得与僉議之上、増減執計申渡度、往反日間も無御座候間、此段も御伺御申越候様いたし度候、以上、

(99) 六月十九日

一、今日金谷江被為　召罷出候処、　御前江被　召、御普請方ニ付、大義之旨、　御意之上、御休息之御間、至極宜出来、御悦被遊候段、御意之上、左之通、拝領物被　仰付、於御三之間、御吸物等頂戴被　仰付、御礼老女并御附頭江申述候、

但、重便御礼、江戸表へ可申上呈書也、

御硯箱　一
越後縮　一反
御扇子　五本

(100) 六月十九日

一、当十五日御休息之御間出来、夫々引渡候趣、今便及言上事、

(101) 六月廿日

一、村縫殿右衛門罷出、御普請方ニ付、昨日従　真龍院様、縫殿右衛門初拝領物被　仰付、御大工頭已下大工・日用等迄も、夫々拝領物被　仰付、無為懸、難有仕合之旨申聞、御普請所より参り候処、右被下候員数、右岡田隼人指越候重便、江戸表江申上候筈之事、

(102) 一、岡田隼人勤振之儀ニ付、村縫殿右衛門内々申聞候趣有之、至極御用立候由、委細申聞有之、追而内状ニ彼地江可申遣心得之事、

但、廿四日ニ申遣、

(103) 同廿四日
一、当十九日、従　真龍院様御作事奉行初、拝領物被　仰付、御礼申聞候ニ付、夫々今便、江戸表へ申上候事、員数追而可調也、

(104) 一、御普請方追々出来、当廿八日切ニ、大工方先相仕廻、跡ハ少々之仕残之分、引渡迄ニ出来之筈旨、岡田隼人申聞候、

(105) 一、右ニ付、廿八日、一統仕廻之御酒被下候様、且天保三年之御普請之節、金谷七十間御門出入も悪敷ニ付、右両御門番人、職人御酒被下、度々人数高ニ結込被下候得共、少不公事之様ニ存候段、隼人兼而申聞候趣も有之、併是迄も有之事、御門方も烈敷儀も無相違事ニ候間、仕廻ニ一度も被下、可然と申合居候処、則廿八日ニ可被下哉之旨申聞、可然旨承届置候、則小紙ニ調指出ニ付、重便一集ニ及言□（原文空白）筈之事、

(106) 一、岡田隼人儀、御庭方御手入之儀も、日々見聞有之、同人宅ニ有之モチノ木二本、若々御用立候ハヽ、指上候而も不苦旨、内分申聞有之ニ付、御手木小頭指遣、為致見分候処、随分御用立候ニ付、取寄植付候事ニ申談ル、

(107) 一、右之趣、重便及言上候筈也、表向之人々より樹木指上候儀も、いかゝニ候得共、隼人儀、主付日々見聞之儀、其上急度指上候と申訳ニ而も無之ニ付、不差支と遂僉議候事、

(108) 六月廿九日
一、御普請所追々出来ニ付、引渡候之儀、鶴林寺及僉議候処、相撰指越、御作事奉行僉議之上、来月十一日、引渡之儀ニ遂僉議、今日越後屋敷へ出、御用番方并御附方へ、服部新蔵を以、及御達、且御城方与力辻宅右衛門を以、是又及御達、御見分も御座候儀ニ候ハヽ、直ニ御作事奉行へ被仰渡候様申入、多分四日ニ御見分可有之由、申聞候事、

但、御附方も見分有之由、是者引渡、已後ニ而も宜候事、

一、右引渡之趣、引渡ノ上、言上之筈之事、

(109) 七月四日
一、左之通、夫々申談ル、

御座所御補理、全御成就ニ付、当月十一日引渡候筈ニ候、

一、右ニ付、罷出候人々、同日朝、六半時前揃之事、

一、大野織人初今日之人々、其外為御用、罷出候面々、都而布上下着用、中ノ口より罷出可申候事、

但、御門内都而草履取壱人、召連可申候事、

一、夫々見分相済候上、大村肴次郎、御横目桝源五左衛門、御作事奉行等立会、職人より竹田市三郎等へ引渡、御奥向之儀ハ、同様田辺左兵衛等へ引渡、御鈴境御締之儀者、源五左衛門立会、御封付之上、箱織人并源五左衛門合封付置可申事、

但、御鈴御鍵、織人請取置可申候、

一、御玄関前、為御縮建警固足軽両人、都而御縮方源五左衛門より申渡、奥附御歩横目罷出、奥附御横目足軽及指引可申事、

以上、竹田等、桝・田辺、御作事奉行、三十人頭も談ル、

(110) 一、今日　御城代御見分有之旨、御作事奉行へ被仰渡候由、依而其節、□□儀、可罷出哉、右奉行より相尋候処、惣主付之儀ニ付、可罷出儀と御心得被成候由、御用多ニ候ハヽ、不罷出趣達有之様、此段岡田より演述之事ニ、被仰渡候旨、申越候ニ付、承知之旨、及答、今日為指御用多と申ニ而も無之ニ付、九時頃御普請所へ罷出候事、

(111) 六月九日
一、御座所御庭出来方之儀、夫々今九日出ニ申上ル、竹田・富田より指上候樹木、并岡田隼人より、取寄よりもちの木之事、并石燈籠も壱基、居候筈之旨等、委曲申上ル、

(112) 同十日
一、今日も御普請所見廻り、金谷御奥御口之御書院、御修復出来ニ付、今日田辺左兵衛江引渡候事、

(113) 一、明十一日、添引渡ニ付、夫々不差支哉、御作事奉行へ相尋候処、最早御差支無之、併軒樋等ニ少し相残り候儀も可有之、是ハ引渡之上、為致候筈之由、申聞候事、

(114) 一、御露地方も追而出来、是も少し相残可申哉之事、

(115) 七月十一日
一、「□」御普請所引渡ニ付、六半時　御城江出席、此間被　渡候御直封、奥御納戸より為取出、持参、同席大村并御横目栂源五右衛門も罷出、御附竹田市三郎へ其外御附頭両人、其外手先之人々、両席執筆共、罷越、田辺左兵衛等御作事向、村縫殿右衛門等も何茂罷出居候ニ付、御縮境鎖鍵、御附竹田等江引渡、御奥向之分ハ、田辺被　下渡、夫々しらへ之上、御奥之方、田辺左兵衛へ引渡、御鈴境御杉戸御鎖口ヲロシ、御封付、上箱ク、リ、大野・大村・栂三人相封付ル、夫より御間之上、何茂同道相廻り相済、竹田江引渡引取候事、

(116) 一、御鈴境者、右之通、御縮付候ニ付、御封先ニ并御鑰共重便、江戸表へ指上候筈ニ付、夫々認、奥御納戸江預ケ、十四日出ニ指出候様申談ル、

(117) 一、御庭口等御奥境之分、竹田市三郎等、田辺左兵衛手合ニ而、両御縮之義、兼而伺相済ニ付、此間等(朱ニテ訂正)へ竹田等へ申談ル、

(118) 一、右相済、越後屋敷へ出、御用番御附方共、和田左兵衛、御城方早川浅之丞を以、今日就御成就、竹田市三郎等江引渡候段、御達ニ及事、

(119) 一、「□(稲林寺)」寺江地鎮祭被　仰付、御祈禱料も指遣候処、就病気、右御祈禱御断申上、依而右者外寺社ニ而も、被　仰付候ニ付、指止、右伐り御成就之上、清メ之御祈禱可被　仰付哉と、兼而伺置、当十日、於庵室相勤、御礼等夫々指上、相渡候事、

(120) 一、御普請少々仕残之ケ所、夫々書上、盆後取懸り候儀ニ、竹田等へ申入候事、

(121) 一、御作事所御横目足軽已下被下方、夫々取しらへ、東　御居宅とハ、減方ニシテ、相達候由、併右御普請之節とハ、人多ニ付、銀高ハ相増候由、精誠之僉議之由、村・岡田より申聞、指出候ニ付、執筆へ壱人ニ遣置候、右者兼而身柄之分、伺被　仰出候者、右ニ准、取計可申と申置候ニ付、猶更、伺之通とハ申来次第、被下方治定之筈之事、

(122) 一、御座所御風呂屋井戸、御文庫内井戸御用ヒ之筈之旨、津田亮之助へ申談、夫々不差支様と申入、竹田等へも申入、其段及言上、

(123) 一、御座所十一日引渡、御封先ニ御鑰奉指上旨、十四日言上、

(124) 一、御入用六拾四貫六百目余、増方ニ相成候趣、十四日及言上、

(125) 七月十三日
一、左之通、今日大村を以、蒙　御意、拝領物被　仰付、右書取、左ニ記、御礼同人江申述、猶又、明日呈書之筈之事、

御帷子　二　　白銀十枚　　大野織人

筑前守様　御座所御普請御用、骨折相勤候ニ付、被下之候、此段可申聞旨、　御意候、

(18) 一、御普請方ニ付、被下方、先達而奉伺置候処、昨十二日、夫々伺被　仰出、今日御目六等出来、御作事奉行呼出申談ル、御礼申聞ル員数者、追而一集ニ可書記候、且又執筆江被下方、是又先達而伺置候処、伺之通被　仰出、今日申談ル、御目六御右筆へ談ル、且辰之助被下方ハ百疋と申上候得共、彼地同役僉議も申来、小頭並と之違、三百疋ニ而も可有之哉ニ申来、尤僉議ニ付、其趣ニ引直候、其段宜取計、御礼被申上候様、十四日出、内状ニ申遣候事、

金千疋御目録　　初発より相勤候　金岩宗蔵

同　七百疋覚書　半切也　名ナシ　　当春より　近藤辰之助

右御普請方御用主付相勤候ニ付、被下、

御作事奉行等被下方

御帷子　一　　頭並御作事奉行　村縫殿右衛門

白銀弐枚

御帷子　一　　御作事奉行　岡田隼人

白銀十枚

白銀三枚充　　御作事所御横目　谷　政馬

白江久五郎

御上下　一具充　　内作事奉行　吉川昌九郎

白銀　七枚充　　狩谷源四郎

御上下　一具　　御大工頭　西田勘蔵

白銀　弐枚

別段千五百疋

金七百疋　　御歩横目　村田儀太夫

□□布弐二反　充　　本藤盛之助

別段千疋充

金五百疋　　御大工　中村半左衛門

御上下替御紋　充　　清水武次郎

別段三千二百疋充　　篠田義十郎

金三百疋　　穴生　奥　源兵衛

御上下同

別段千七百疋

金壱両　　御壁方　辻順三郎

御上下替御紋

別段二千六百疋

銀三匁　　御大工　清水　誠六

但、定場より雇御絵図二三枚為引候ニ付、〔以下、原文改行〕

右之外、御扶持方大工等惣様被下方、別紙之通り、爰ニ略ス、

(19) 一、右被下方、先達而伺置候趣、彼地僉議と相違之処も有之、且及此頃、又々釣合等ニ而相違、取計候趣も有之、夫々表状ニ委曲及返書候事、

岡田隼人罷出、御普請方相勤候人々之内、兼而可奉伺人々迄、御賞美願紙面差出、此通り御用番江相達候旨、御達書相添、御入用方増減書、内作事奉行より差出候分共、指越候ニ付、達披見候処、何茂精勤願方、尤之儀ニ付、越後屋敷へ出、御用番并御勝手方へも相達、此趣ニ候間、私よりも奉願候、御作事奉行僉議、願通り御僉議御座候様、及御達候、御達書并右増減書等ハ、御普請方帳ニ為記候、且右之趣、今便江戸表へ左之通、内状を以相願候事、前月、岡田隼人御次江罷出、今般　御座所御普請御用、為勤候御大工頭已下、何茂出情相勤候ニ付、御称美方奉願度、然処御当節、余り人多ニも御座候ニ付、指扣、其内兼々奉願度人々迄、御大工中村半左衛門等、左之人々御賞美方願紙面、御用番江相達江何も骨折之躰者、於私承知之儀ニ付、猶又宜奉願呉候様、申聞候而、別紙御達之覚書、并内作事奉行より御入用増減之書取、両通指出候分共、指越候ニ付、別冊ニ写認、指懸申候、隼人申聞候通り、何茂出情之儀者、相違も無御座、其上所々之御補理等ニ而、余程多端ニ有之、且御作事奉行初、綿密ニ僉議も行届候躰、就而者、御大工初、聊油断仕候而ハ、御間ニ合不申、御建物等ハ跡々、堪方之僉議も行届候由ニ而、根堅出来仕候、仍而御称美方願候儀も、無拠儀与奉存候ニ付、隼人御達書之趣、暨仕埋ニ為成候、銀高等も御用番暨御勝手方、年寄中江相達、御賞美方之儀、於私も相願候旨申達候間、此段御序を以、被仰上、　御聞召被為　在候様奉願候、中村半左衛門等、勤功之様子者、事長く故、名書迄、調上申候、宜御取計御座候様致度候、

御大工　中村半左衛門
　　清水武次郎
御壁塗　辻　順太郎

右三人共、御称美願、且今度、主付御大工頭西田勘蔵儀、役向も有之、格別骨折精勤仕、暨御大工篠田義十郎儀も半左衛門［　］出情仕候得共、去年御加恩も御座候事、其上一時ニ人多ニ奉願候も、恐入候ニ付、右三人迄相願候旨、（以下、原文空白）

制作事定役留書　桑本善左衛門

右、御加恩願

御扶持方大工　太田久四郎

右、弐人扶持増方願

火消棟梁　忠平
同　次作
同　市右衛門

右、三人御扶持方願、
右之通ニ御座候、以上、
　八月四日　　大野織人判
　　成瀬・坂井様

(19)　一、［　］達覚書并御入用増減書者、御勝手方へ委曲相達指出候事、

八　慶応三年正月～四年四月　御仕法留

（表紙）「慶応三年正月
御仕法留

（1）　御□（作事所）□」

御作事方之儀□□付□□年寄中江及御達置候ニ付、委□御達　御聴之処、仕法可被　仰付旨被　仰出、其段被　仰渡、拙者ニ茂詮議之趣紙面等指□□入　御覧、　御伺ニ相成候処、詮議之趣ニ付、拙者共儀、御作事□□兼帯被　仰付、御作事奉行被指止、内作事奉行・外作事奉行復古被　仰付□□相心得、猶追々仕法方之儀、可被□□御達旨被　仰出候段、御用番三左衛門殿被仰渡候事、

卯正月廿三日

馬場清□（大夫）□
中村家外平
安井和介
関沢六左衛門

（2）正月廿三日
一、左之御覚書三通、御用番三左衛門（横山隆平、以下同じ）殿於御座、馬場江御渡、夫々呼　立写壱通充ニしらへ□□

馬場清大夫江

（3）　御大工
篠田義十郎
山本勝左衛門
中村仁次郎
西田甚右衛門
篠田弥太郎
山上権之丞
松波茂吉
渡部初之進
大西栄之助
羽田隼吉
高橋源吾
中山甚太郎
西田新蔵
城戸吉左衛門
清水新左衛門
御壁塗
堀越源右衛門
堀越源兵衛
辻　四郎左衛門
堀越　鉄蔵
堀内　祥太郎

右、今般御作事所仕法、被　仰付候ニ付、義十郎等弐拾人御宛行、其侭ニ而、定番御歩並次列被　仰付候条、可被申渡候事、

卯正月

馬場清大夫等江

〔4〕御切米
一、四拾俵

御切米
一、三拾五俵充

御扶持方大工　田沢権三郎
御扶持方大工　中山茂左衛門
清水清之丞
大西金蔵

右、権三郎等御切米大工ニ被　仰付、御宛行如斯被下之、只今迄之御充行被指除之、

〔5〕同
一、三拾俵充

御扶持方大工並　太田久四郎
長谷川平吉
千田吉右衛門

大蔵肝煎　甚蔵

右、久四郎等御切米大工ニ被　召抱、御充行如斯被下之、右之通可被申渡候事、

卯正月　馬場清大夫等へ

〔6〕御切米大工田沢権三郎等八人、当人迄苗字・帯刀　御免被　成、町奉行支配被　仰付候条、此段可被申渡候事、

馬場清大夫等江

〔7〕一、壱人扶持充

御扶持方大工並　鶴見与吉郎
疋田源六
宮崎与三左衛門

池田吉次郎

〔8〕
右、与吉郎等御扶持方大工ニ被　召抱、御充行如斯被下之、町奉行支配被　仰付候条、可被申渡候事、

卯正月

御大工　篠田義十郎
山本勝左衛門
中村仁次郎
西田甚右衛門
篠田弥太郎
山上権之丞
松波茂吉
渡部初之進
大西栄之助
羽田隼吉
高橋源吾
中山甚太郎
西田新蔵
城戸吉左衛門
清水新左衛門

御壁塗　堀越源右衛門
堀越源兵衛
辻　四郎左衛門

堀越鉄蔵
堀内祥太郎

右、今般御作事所御仕法、被　仰付候ニ付、義十郎等弐拾人御宛行其侭ニ而、定番御歩並次列被　仰付、
右之通、昨廿三日就被仰渡候、此段御達申候事、

卯正月廿四日　馬場清大夫

御城方
御勝手方
御家老方　此段御達申候事、
御次　此段御届申候事、
御横目所　同断
御算用場　此段為御案内如斯御座候、
御普請奉行衆中
会所御奉行衆中　此段為御承知申達候、
同断

切封
学校
御横目所　同断
外ニ江戸、京都江申遣ス、

〔9〕

御大工
篠田義十郎より
弐十人

御壁塗
堀内祥太郎迄

右、今般御作事所御仕法被　仰付候ニ付、義十郎等御宛行其侭ニ而、定番御歩並次列ニ被　仰付候条、可申渡旨被仰渡、則申渡候処、奉畏候旨、私共迄申聞候、依而引請御請上之申候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　判
堀内祥太郎　関沢六左衛門　同
横山三左衛門殿

〔10〕
御切米
一、四拾俵　御扶持方大工　田沢権三郎

同　同　中山茂左衛門
一、三拾五俵充　清水清之丞
大西金蔵

右、権三郎等御切米大工ニ被　仰付、御充行如斯被下之、只今迄之御充行者被指除之、且当人迄苗字・帯刀　御免被成、町奉行支配被　仰付、

〔11〕同　御扶持方大工並
一、三拾俵充　太田久四郎
長谷川平吉
千田吉右衛門

大鋸肝煎
甚蔵

右、久四郎等御切米大工ニ被　召抱、御宛行如斯被下之、当人迄苗字・帯刀　御免被成、町奉行支配被　仰付、

〔12〕御扶持方大工並
一、壱人扶持充　鶴見与吉郎
疋田源六
宮崎与三左衛門
池田吉次郎

右、与吉郎等御扶持方大工二被　召抱、御充行如斯被下之、町奉行支配被　仰付、

〔13〕右之通、昨廿三日就被仰渡候、此段御達申上候事、

卯正月廿四日　馬場清大夫

御城方
御勝手方
御次
御横目
御算用場
御普請奉行衆中
会所御奉行衆中

但、江戸・京都場触、

〔14〕御切米
一、四拾俵　御扶持方大工　田沢権三郎
同　同　中山茂左衛門
一、三拾五俵充　清水清之丞
大西金蔵

右、権三郎等御切米大工二被　仰付、御充行如斯被下之、只今迄之御充行被指除之、

〔15〕同
一、三拾俵　御扶持方大工並　太田久四郎
長谷川平吉
千田吉右衛門
大鋸肝煎　甚蔵

右、久四郎等御切米大工二被　召抱、御充行如斯被下之、

〔16〕右之通可申渡旨、被仰渡、則申渡候処、難有仕合奉存候段、私共迄申聞候、依而引請御請上之申候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　判
関沢六左衛門　同

横山三左衛門殿

〔17〕
一、壱人扶持宛　御扶持方大工並　鶴見与吉郎
定　匹田源六
宮崎与三左衛門

右、与吉郎等御扶持方大工二被　召抱、御充行如斯被下之、町奉行支配被　仰付候条、可申渡旨被仰渡、則申渡候所、難有仕合奉存候之段、私共迄申聞候、依而引請御請上之申候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　判
関沢六左衛門　同

横山三左衛門殿

〔18〕
一、六拾俵　御大工　篠田義十郎より
一、三拾俵　所書　同　御塗師　堀内祥太郎迄
弐拾人

右、今般御作事所御仕法ニ付、御大工等被指止、各様御支配被仰渡候ニ付、夫々支配方等御引送申候、以上、

正月廿五日　馬場清大夫　印

定番頭　岡田隼人様

追而由緒帳取調理、重而指進申候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　印

関沢六左衛門　印

三浦八郎左衛門様

追而、由緒帳等取調理、重而差進申候、以上、

(19) 御切米　御扶持方大工　田沢権三郎

一、四拾俵

同　同　中山茂左衛門

一、三拾五俵充

清水清之丞

大西金蔵

右、権三郎等御切米大工二被　仰付、御宛行如此被下之、只今迄之御宛行者被指除之、

(20) 同　御扶持方大工並　太田久四郎

一、三拾俵充

長谷川平吉

千田吉右衛門

右、久四郎等御切米等大工二被　召抱、御充行如斯被下之、

(21) 御扶持方大工並　鶴見与吉郎

一、壱人扶持宛

疋田源六

宮崎与三左衛門

池田吉次郎

右、与吉郎等御扶持方大工二被　召抱、御宛行如斯被下之、

(22) 右之通、被　仰付、各様御支配二被仰渡候ニ付申渡、支配方御引送可申旨、御用番三左衛門殿被　仰渡、則申渡、支配方御引送申候、且田沢権三郎より千田吉右衛門迄七人、当人迄苗字・帯刀　御免被成候段、被仰渡候之間、此段為御承知、申進候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　印

関沢六左衛門　印

三浦八郎左衛門様

追而、甚蔵儀当人迄、苗字・帯刀　御免被成候段も被仰渡候間、是又申進候、以上、

(23) 御切米　大縄肝煎　甚蔵

一、三拾俵

右、甚蔵儀、御切米大工二被　召抱、御宛行如斯被下之候段、今日御用番三左衛門殿被仰渡、則申渡候間、此段為御承知、申進候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　印

関沢六左衛門　印

三浦八郎左衛門様

(24) 御扶持方大工　西田左四郎

一、壱人扶持充

改田幸次郎

松本助五郎

松波清作

水株長左衛門

御扶持方大工　免許　水株長大夫

御扶持方屋根葺　沖田仁右衛門

一、弐人扶持

一、壱人扶持充

同　松本善蔵
　中野左六
同壁塗　免許
　小室佐助
同壁塗並
　千田次吉郎

右、左四郎等只今迄、御作事所支配ニ候処、今般御作事所御仕法被　仰付、以後、各様御支配之儀ニ及御達置候間、右支配方御引送申候、以上、

卯正月廿三日　馬場清大夫　印
　三浦八郎左衛門様
追而、左四郎等由諸帳者取調理候上、指遣可申候、以上、

小松御作事所支配瓦才許足軽
森　清左衛門

右同断　御城中掃除
小者

右同断　御城御堀掃除
小者

右、清左衛門等、小松作事所支配被　仰付置候処、今般御作事所御仕法被　仰出、小松御作事所御指止ニ付、右支配同所町奉行致支配候様、右奉行江被仰渡可被下候、以上、

卯正月　安井和介
　等
横山三左衛門様

(26)
一、壱人扶持

小松御作事所御扶持方大工
池上次郎兵衛

同御扶持方大工並
池上太兵衛

同御扶持方屋根葺
林　甚助

右、次郎兵衛等小松御作事所御扶持方大工等、被　仰付置候処、今般御作事所御仕法被　仰出、小松御作事所御指止ニ付、右支配方同所町奉行支配いたし候様、右奉行江被仰渡可被下候、以上、

卯正月　馬場清大夫
　中村家外平
　安井　和介
　関沢六左衛門

(27)
横山三左衛門様

瓦才許足軽
森　清左衛門

御扶持方大工
池上次郎兵衛

同並
池上太兵衛

同屋根葺
林　甚助

小松　御城御堀掃除
小者

同　御城中掃除
小者

右、清左衛門等小松御作事所支配被　仰付置候処、今般御作事所
御仕法被　仰出、小松御作事所御指止ニ付、右支配方以来同所町
奉行致支配候様、別紙写之通、及御達候条、右町奉行江被仰渡次
第、支配方御引送可有之候、以上、

卯正月廿三日

馬場清大夫
中村家外平
安井和介
関沢六左衛門

吉見久之助様
岡田太左衛門様
中村吉五郎様

(28)

覚

一、弐人　　割場附小者

右、小松御作事所江飛脚為御用、唯今御作事所ゟ御懸渡可被成候、
以上、

卯正月廿三日　　毛利大左衛門

割場

(29)

御手前儀、今般御作事所御仕法、被　仰付候ニ付、御宛行其侭ニ而
定番御歩並次列被　仰付候条、可申渡旨、御用番三左衛門殿被仰
聞候条、可被得其意候、以上、

正月廿三日　　馬場清大夫　印
等五人

堀越鉄蔵殿

(30)

御切米

一、三拾五俵　　御扶持方大工　大西金蔵

右、金蔵義、御切米大工ニ被　召抱、御宛行如斯被下候段、今日
御用番三左衛門殿被仰渡、則申渡候ニ付、其御広式御用主附差省
候間、為御承知申進候、以上、

正月廿三日

異　御殿
頭中様　　馬場清大夫

(31)

御切米

一、四拾俵　　御扶持方大工　田沢権三郎

右同文段

正月廿三日

金谷御広式
頭中様　　馬場清大夫

(32)

覚

一、七人　　留書足軽并定役小遣

右、御作事所御用多ニ付、詰切為相勤候条、今夕御湯漬御申渡可
有之候、以上、

卯正月廿三日

御台所　　馬場清大夫　印

(33)

右、金谷御広式御用主附

棟梁　喜一郎

同　理兵衛

右、巽　御殿御用主附

右之通申渡候間、主附相勤候様、此段可被申渡候事、

卯正月廿三日

〔34〕

右之者、其御広式御用主附申渡差進申候、以上、

正月廿三日

金谷御広式　頭中様

棟梁　喜一郎

〔35〕

右同文段

正月廿三日

巽　御殿　頭中様

馬場清大夫

棟梁　理兵衛

馬場清大夫

〔36〕今般御作事所御仕法ニ付、御切米大工被召抱、町奉行支配ニ被　仰渡候人々身分之儀、右奉行支配御弓方等、御細工人同様之御取扱ニ成置候様仕度、右者御次御用御庭締にも、定番御歩並次列より、御作事方御用相勤候人々ニ同様ニ相勤、御城中御間之中、御用も繁々有之儀ニ御座候間、往古右名目有之、其節之御取扱如何可有之哉、旧記身当り不申候得共、先規ニ不拘、今般改而右之通、町奉行江被仰渡候様仕度奉存候、以上、

正月　　馬場清大夫　判

等

横山三左衛門様

〔37〕今般御作事方御仕法被　仰付、拙者共御作事方御用兼帯被　仰付、御作事奉行者被指止、内作事・外作事奉行復古被　仰付候条、此段為御承知申達候、以上、

正月廿四日

馬場清大夫

中村家外平

安井和介

関沢六左衛門

神戸直次郎

追而、神戸直次郎義、昨廿二日頭並御作事方御用兼帯被　仰付候ニ付、為見合印鑑壱枚相達之候、以上、

御算用場

此段為御承知申進候、以上、

町奉行組

不破亮三郎様

御普請奉行衆中

会所御奉行衆中

割場御奉行衆中

小払御奉行衆中

役出銀取立方御奉行衆中

御武具奉行衆中

金岩町方御用

岡田雄之進様

小松御馬廻御番頭

津田善六郎様

等

金石材木奉行

毛利猪右衛門殿

(38)

魚津材木奉行
小川平大夫殿
平田清作殿

内作事奉行　前田徳太郎
同　村田数馬
同　毛利丈左衛門
内作事奉行　野尻与三郎
同　坂井伊大夫
外作事奉行　音地鍛之進
同　水野平八郎
同　馬渕乙二郎
同　大塚助三

「本文之通り及御達置候処、（朱書）
内作事・外作事両奉行之
義ハ、御符合方誓詞ニ不
及旨ニ而、御紙面御返ニ、
相成候事
三月六日也」

右之通就被仰渡、御符合方誓詞之儀、御横目中江被仰渡可被下事、
即正月廿四日　馬場清大夫

(39)

一筆致啓達候、就者今般御作事方御仕法、被　仰出、拙者共、御作事方御用兼帯被　仰付、御作事奉行者被指止、内作事奉行・外作事奉行復古、被　仰付候段、昨廿三日、御用番三左衛門殿仰聞候、

一、神戸直次郎儀、昨廿三日、頭並御作事方御用兼帯、被　仰付候ニ付、為見合、印鑑壱枚相達申候、
一、別紙名書之通、昨廿三日内作事奉行まで、被　仰付候条、為御承知申進候、
一、前条御仕法方ニ付、別紙御覚書写之通被　仰付候段、御用番三左衛門殿被仰聞、則夫々申渡候、依而御覚書写壱通、相進之候間、御大工山本勝左衛門江御申渡可有之候、支配方之儀、於此表ニ、定番頭中江引送置候間、右様御承知可有之候、且御扶持方大工等、是まて御作事所支配之者ニも、以後町奉行支配ニ可被仰渡、則支配方引送り申候、就而者、其表ニ相詰罷在候西田左四郎儀も、町奉行江支配引送り置候得とも、詰中当人丈ケ、御作事所支配ニ候間、此段茂御承知可有之候、
右之趣申達度、如斯ニ御座候、以上、
即正月廿四日　馬場清大夫　印
等
五人

寺田新之丞様

追而山本勝左衛門義、前条之趣ニ付、委曲定番頭中江以紙面可申遣与存候間、此段為念申進候、以上、

(40)

一、八人　覚　留書足軽并
定役小遣

右、御作事所御用多ニ付、詰切為相勤候条、今夕御湯漬御申渡可有之候、以上、

卯正月廿四日　　神戸直次郎　印

御台所

〔41〕

覚

一、弐人　　割場附小者等之内

右、小松行飛脚為御用、受取候所、御用相済候ニ付、相記申候、以上、

正月廿五日　　馬場清大夫

割場

〔42〕

今般御作事所御仕法ニ付、内作事奉行・外作事奉行就被　仰付候、惣而御普請所江見分等、別紙候節、御城中行抜往来指支候而ハ及遅々、御用支ニ相成候義も可有之候間、御城中門々ニ行抜、往来役名押ニ而不指支様、御番人中江被仰渡御座候様仕度被存候、以上、

正月廿四日　　馬場清大夫

御城代

横山三左衛門様

〔43〕

定番御歩並次列
御作事方御用

西田甚右衛門
山上権之丞
渡部初之進
大西栄之助
羽田準吉
西田新蔵

清水新左衛門
辻　四郎左衛門

御切米大工

田沢権三郎
中山茂左衛門
清水清之丞
大西金蔵
太田久四郎
長谷川平吉
千田吉右衛門
松島甚蔵

〔44〕

右、今般御作事所御仕法ニ付、右之人々、御作事方御用就被　仰付候、以後御次内御修覆等、為御用罷出候間、此段御届申候事、

卯正月

中村家外平
定番御歩並次列
御作事方御用之人々
御切米大工

右、今般御作事所御仕法ニ付、役名并人々惣而御普請所江見分等為御用罷出候節、御城中御門々々行抜往来名目押ニ而不指支様、御番人中江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

卯正月廿三日　　馬場清大夫

〔朱書〕
「御城代
横山三左衛門様」

高橋伝兵衛、佐藤「　」を以、御返置候所、御送り
御聞届之段、右同人ヲ以神戸へ御渡、

〔45〕 小松　御城御普請方之義、外作事奉行手合ニ而、定修理被仰渡候様及御達、則被仰渡候、然処重而遂詮義候得者、外作事ニ而者、遠所向ノ端ニ相成候人不足ニも可相成方、右定修理者、年中春秋両度之儀、且者此元　御城も同様之儀ニ御座候間、改而内作事奉行手合被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯正月廿四日　　馬場清大夫

御用番　横山三左衛門様

〔46〕 今般御作事所御仕法被仰渡、御作事奉行被指止、内作事奉行・外作事奉行復古被　仰付、是迄ニて御大工無差止、御切米大工御取立、諸事簡易ニ取揃可申御趣意も有之候間、以来是迄御扶持方大工取揃候図り方并木割・人割等、御作事所要用之勤向者、御切米大工にて相勤可申、依而者、今般定番御歩並次列より、御作事方御用被仰渡候人々義、右御切米大工同様之勤向ニ相心得、御扶持方大工者、仕手方棟梁之所作可相勤候、都而人々、誠実名方端冗費を省、勤向之筋、身ニ応、出情可相励候、勿論諸事、内作事・外作事奉行指図ヲ請、相勤可申候、

右之趣、被得其意、可被申渡候、以上、

卯正月廿四日相渡　　馬場清大夫
　　等五人

壱通宛　内作事御奉行衆中
　　外作事御奉行衆中

〔47〕 内作事方手合

一、三　御殿
一、御細工所
一、本堂形
一、公事場
一、不明門番所共
一、元作事後辻番所
一、金谷御門外柵辻番所
一、小松　但、是迄小松御作事所手合之分
一、筵蔵跡稽古所
一、御軍艦方役所等関廻共

〆

外作事方手合

一、宝円寺
一、如来寺
一、波着寺
一、野町神明宮
一、卯辰八幡宮
一、稲荷真長寺
一、諸々角場
一、小立野嘱咤場
一、勘太郎橋
一、土清水塩硝蔵
一、鈴見鋳造場
一、犀川橋
一、泉野用水々門
一、中村用水々門
一、竹沢・蓮池
一、御厩
一、新堂形
一、御宮并神護寺
一、御門前町辻番所
一、小尻垂坂高辻番所
一、学校
一、天徳院
一、経王寺
一、桃雲寺
一、玉泉寺
一、観音院
一、実成寺
一、御鷹部屋
一、田上塩硝蔵
一、鞍月用水々門
一、上野弾薬所
一、野町々端雀橋
一、大野庄用水々門
一、高畠用水々門
一、浅野川大橋・小橋

一、浅野用水々門
一、中町木戸
一、雀小屋弐ケ所
一、大樋茶屋橋
一、法船寺馬場嘱咤
一、壮猶館
一、金石等所々御出先御用
一、野田塩硝蔵
一、枯木橋木戸幷御高札等
一、香林坊木戸
一、金鍍り橋
一、長田天神橋
一、泉野調練場
一、鶴林寺
一、三州御蔵橋寺社等
一、非人小屋

〃

右之通、御修復ケ所取捌之義、内作事奉行・外作事奉行江申談候間、此段御達申候事、

卯正月　馬場清大夫

〔48〕右之通、御修覆ケ所、可被取捌候事、以上、

卯正月　馬場清大夫
等五人

内作事奉行衆中
外作事奉行衆中
但、壱通充

〔49〕別紙書取之趣、可被得其意候、以上、

卯正月　御作事所

御大工頭役所
御歩横目役所
御算用方役所
壁方役所
御横目足軽役所

〔50〕御作事方之儀ニ付、心付之趣、御用番年寄中江及御達置候ニ付、委曲御達　御聴ニ候処、御仕法可被　御付旨被　仰出、其段被　仰渡、拙者とも、詮義之趣紙面等指出候ニ付、入御覧、御伺ニ相成候処、詮義之趣ニ付、拙者とも義、御作事方御用兼帯被　仰付、御作事奉行者被差止、内作事奉行・外作事奉行、復古可被仰付候条、夫々詮義之通相心得、猶追々仕法方之儀、可及御達旨、被仰出候段、御用番三左衛門殿被仰渡候事、

卯正月廿三日　馬場清大夫
中村家外平
安井和介
関沢六左衛門

〔51〕一筆致啓達候、然者御大工羽田準吉等、別紙御覚書写之儀、可申渡旨、当廿三日、御用番三左衛門殿被仰聞候ニ付、相達之候条、準吉江御申渡可有之候、依而御請書取立、御指紙可有之候、且支配方之儀者、定番頭江引送り候之間、此段為念之申達候、

一、御扶持方大工並池田吉次郎義、今般御扶持方大工ニ被　召抱候段、是又別紙御覚書写之通り、三左衛門殿被仰聞候間、御申渡御受取立御差紙可有之候、且同人支配方以後、町奉行支配ニ被付候得とも、京都詰中者、御作事所江支配引受置候間、此段為申達置候、右之通、申達度如斯ニ御座候、以上、

卯正月廿五日　馬場清大夫　印
関沢六左衛門　印
村　森右衛門様
笠松六郎様

〔52〕

一筆致啓達候、然者今般、御作事所御仕法被　仰付、御作事奉行被指止、内作事奉行・外作事奉行復古被　仰付候、御作事方御用之義ハ、拙者とも兼帯、被　仰付候条、為御承知申達候、

一、神戸直次郎義、当廿三日、頭並御作事所御用兼帯就被　仰付候、為在含、印鑑壱枚相達之候、

一、前条御仕法之趣ニ付、御大工被指止、御切米大工御取立被成候段、別紙写之通、当廿三日、御用番三左衛門殿被仰聞候条、為御承知申達候、然者御大工羽田準吉・城戸吉右衛門江被仰渡之趣、申渡方、其表詰会所奉行江申遣置候間、右様御承知可有之候、

一、御扶持方大工並池田吉次郎儀、別紙写之通り御扶持方大工被召抱候段、当廿三日、三左衛門殿被仰聞、則申渡方前条之通り、会所奉行江申遣置候ニ付、支配方之儀、町奉行支配ニ被　仰付候へ共、其表詰中、御作事所江引請候間、此段為念申達候、

一、今般定番御歩並次列ニ被　仰付候人々之内、西田甚右衛門等別紙名書之通り、御作事所御用、被仰渡候旨、定番頭より申来候、

右、為御承知如斯御座候、以上、

卯正月廿五日　　馬場清大夫　印
　　等

京都
御作事所

〔53〕

御城中御門往来焼印札并　御城中御屋根鉛、是迄御作事奉行取捌来候へとも、今般御仕法ニ付、右奉行被指止、内作事奉行復古被仰付候ニ付、焼印札等先振之通り、内作事奉行江取捌方申談、則引送申候、且以後、鉛屋根葺替等之節、新鉛請取方、於私共取捌可申候間、此段御達申置候、以上、

卯正月廿七日　　馬場清大夫　判
　　横山三左衛門様

〔54〕

御作事方御用	馬場清大夫
同	中村家外平
同	安井和介
同	関沢六左衛門
同	神戸直次郎
御作事奉行	内作事奉行
御作事所	御歩横目
同御用	定番御歩並次列
	御切米大工
御作事所	留書足軽
	御扶持方大工
	同並
	御扶持方屋根葺
	棟梁大工
	屋根棟梁

右、今般御作事所御仕法ニ付、小松　御城内内作事奉行手合ニ相成候様、御達申候ニ付、以来同所　御城内御門々々出入方、右、名押役名押之通、夫々不指支様、早速　御城番中江被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

卯正月廿七日　　馬場清大夫　判

横山三左衛門様

馬場持参、石黒新之丞を以、及御達、

(55) 今般御作事所御仕法ニ付、小松御作事所被指止、就而ハ跡調理方為御用、私共等罷越候ニ付、是迄之同所御作事奉行共互才許足軽、御扶持方大工等、示合方御座候間、一作　御城内出入方不指支様、御城番中江被仰渡、尤右御用相済候次第、私共より直ニ　御城番中江及演述候間、此段急速被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯正月廿七日　上ニ同シ　　馬場清大夫　判

横山三左衛門様

(56) 小松　御城中御門々々鎖并鍵相損候節、一　御九三御門之分者、同所御馬廻御番人印章之指紙面ニ而御修覆方申越候、其外筋違御門之分者　御城附廻り小頭持参、御達ニ而御修覆方之儀及届申候、

一、七拾間御歳所入口御門、并御蔵戸前鎖鍵損候節、御歳番人持参、御修覆方及届候、

一、修道館御門鎖鍵相損候節、御修覆方、小松御馬廻御番頭より申越候、

右、損御修覆方、是迄小松於御作事所、取捌来候得共、今度同所御指止ニ付、以来内作事方江相達、御修覆有之義ニ候得共、左候而者遅々ニ相成、御縮方差支可申ニ付、向後小松町会所ニおいて、御修覆方相弁候儀ニ、急速被仰渡候之様仕度奉存候事、

卯正月廿八日　　御作事所

馬場持参、園部久太郎を以、及御達、

(57) 今般小松御作事所御指止ニ相成候ニ付、以来同所　御城中御建物等御修覆之節、内作事方より出役可仕、就而者、右普請方ニ召仕候日用人足　御城中御門往来方之儀、是迄同所御作事所ニ相用候焼印札、其侭為相用申度之段、内作事奉行申聞候間、此段改而　御城番中江御入被仰渡候様仕度存候事、

正月廿八日　　御作事所

上ニ同シ

(58) 正月廿八日
一、御席江御呼立ニ付、馬場罷出候処、左之御覚書三左衛門殿於御座御渡、

馬場清大夫等江

御大工頭

御勤仕　御免

右、各可有支配候事、

(60) 内作事奉行　寺田新之丞

右、新之丞儀、御作事奉行江戸専務ニ而、江戸表江相詰罷在候処、今般右之通、内作事奉行被仰渡候得者、罷帰可申筈ニ御座候得共、以後内作事奉行・外作事奉行之内、代々相詰候儀ニ遂衆儀申度奉

存候間、右新之丞江直ニ相詰候様被仰渡、且江戸・京詰中ハ、江戸・京都御作事奉行与相唱可申心得ニ而、可然哉、尚更御衆議、御指図御座候之様仕度奉存候、以上、

卯正月廿八日　　馬場清大夫　判

等

横山三左衛門様

神戸持参、永井幾次郎を以、及御達置候所、達通り御聞届、詰之儀ハ新之丞へ御座より直ニ申談候段、執筆申聞候、

(62) 今般御作事所御仕法被　仰付、御壁塗被指止候ニ付、只今迄之左官棟梁指省、以後右名目差止候条、可被得其意候、以上、

正月廿八日　　御作事所

内作事奉行衆中

外作事奉行衆中

(62) 外

場触

各支配方之儀、別紙写之通、御用奢三左衛門殿被仰聞候間、被得其意為承知、名之下、可有判形候、以上、

卯正月廿八日　　馬場清大夫　印

中村半左衛門殿

清水多四郎殿

清水誠六殿

渡部祐六郎殿

右、写与申候ハ、前記有之、支配方被仰渡之、御覚書之事也、

(63) 今般御作事所御仕法ニ付、御大工被指止、御切米大工御取立、諸事簡易ニ取捌可申御趣意も有之候間、以来、是迄御扶持方大工取捌来候図り方、并木割・人割等、御作事要用之勤向ハ、御切米大工ニ而相勤可申段、可申渡旨、内作事奉行・外作事奉行江申談候、依而ハ各儀茂以来勤向、右御切米大工取捌ニ加り可被相勤候、

右之趣、被得其意、為承知名之下、可有判形候、以上、

卯正月廿八日　　馬場清大夫　印

山上権之丞殿　　渡部初之進殿

大西栄之助殿　　西田新蔵殿

清水新左衛門殿　　辻　四郎左衛門殿

(64) 今般御作事所御仕法ニ付、御壁塗・左官棟梁御差止、依而壁職人御用之節、其役所江人高懸渡方之儀申進候得者、可有御差出候得共、時々申断候而者、却而手数ニ茂相成候ニ付、右職肝煎相立、直ニ御用方申付候得者、御用弁宜鋪候之間、於御手合職肝煎等、万事誠実ニ可相勤者、人撰之上、肝煎役両人、急速御申付候様いたし度候、就而者、右職ニ相当り候者、先四、五人名前御申越、否申進次第、御申渡有之候事ニいたし度候、以上、

卯正月廿八日　　神戸直次郎　印

三浦八郎左衛門様

(65) 右御紙面致承知、則申渡候処、別紙横目肝煎小紙出候ニ付、相達之候条、否御申越次第、本文可申渡奉存候、以上、

卯二月六日　　不破亮三郎　印

神戸直次郎様

(66) 今般御作事所御仕法ニ付、御壁塗并左官棟梁御差止ニ付而ハ、右職肝煎被相建、御用方直ニ被仰渡ニ付、其器ニ相当候者、人撰方之儀、御作事御奉行所より仰来候之段、被仰渡、則左官職之内、相撰候名前左之通、

須田町中条屋　五右衛門
新坂町長谷田屋　彦助
塩屋町越中屋　宇右衛門
川上新町二丁目越中屋　安平

(67) 右、就被仰渡、夫々内聞為仕候処、五右衛門等儀人柄宜、書算も相応ニ仕、其器ニ相当候者ニ付奉存候ニ付、此段御達申上候、以上、

卯二月　横目肝煎

(68) 今般御作事所御仕法ニ付、御切米大工被召抱、町奉行支配ニ被仰渡候人々、右奉行支配御弓方等、御細人同様之御取扱ニ被成置候之様仕度段、当廿四日、御達申上候処、御切米大工ヲ御弓方御細人同様之御取扱ニ相成候而ハ、是迄之御大工ニ而可然之筈、並列同様ニ被取扱候儀ハ、不相当候間、是等之処、今壱扁打返、詮議之趣、御達可申旨、被仰渡奉得其意候、右様被仰渡候之趣ニ而者、私共詮議仕、御達申上候、御切米大工ニ御取立之趣意ニ者相違可仕ニ与為存候、是迄之御大工ハ、歴代之身分ニ御座候ニ付、職柄等年経候故、当時ニ而ハ其実薄、大工勢子方ニ行届不申儀ニ付、今般職業ニ而成立候者之内、格別巧者、御用立ニ与奉存候者相撰、大工職業之為勢子候者、万事行届可申詮議ニ而、御切米大工御取立之儀ニ、御達申候趣意ニ御座候、尤身分之儀ハ、御詮議次第之心得ニ御座候得共、多之大工を始引纏、勢子仕候者ニ付、前段之訳ニ相成可然哉与、詮議仕候義ニ御座候、乍去前条御詮議之趣、御座候之間、猶更打返、遂条詮候之処、何茂右様之勤向御座候間、於于場、御横目足軽下列ニ罷在候而ハ、自然与勢子方も行届兼可申場合江至り可申、依而座列者、御詮議次第与ハ乍申、諸組足軽小頭之上ニ、御取扱無御座而ハ、指支申候間、右之通被仰渡、御城中御普請等為御用、罷出候節者、板打草履、御免之儀ニ被仰渡候様仕度奉存候、猶更御詮議之上、御差図御座候様仕度奉存候、以上、

正月　馬場清大夫
等五人
横山三左衛門様

二月八日調替、高橋直右衛門江以紙面、差遣、

(朱書)「右之通及御達置候処、座列之儀者、御手廻小頭次列御扱之旨、町奉行江被仰渡候段、二月十一日、斉木森太郎神戸江被仰渡候事、」

(69) 増御扶持
御扶持方大工　大西金蔵

一、壱人扶持

右金蔵儀、数十年御用方情ニ入相勤候ニ付、右之通、増御扶持被下之、

一、壱人扶持
御扶持方大工　水株長大夫

右長大夫義、及老年候ニ付、勤方免許、久々御作事所御用入情ニ相勤候ニ付、格別之趣を以、御扶持方如斯被下之、只今迄之御宛行者被差除之、

一、壱人扶持　　右長大夫養子　長左衛門

右長左衛門義、職業達者御用立、其上父長大夫儀も勤功之者ニ付、旁御扶持方大工被　召抱、如斯御扶持被下之、

右金蔵等旧臘廿八日脇書之通、就被仰渡候、御扶持方米割符之儀、御用番年寄中御裏印有之、指紙ヲ以、御算用場江可申達筈之処、今般、御作事所仕法に付、御作事奉行被差止、右支配方各様江御引送申候間、金蔵等御扶持方米割符之儀、御引請御取捌有之候之様致度候、以上、

卯正月廿九日　　安井和介　印

三浦八郎左衛門様

(70) 今般、御作事所御仕法ニ付、万端御改革之趣共有之候得共、佳節、朔望定場并諸丁場共差止候儀、前々之通ニ候之条、可被得其意候、以上、

正月廿九日　　御作事所

内作事方

等六ケ所

(71)

中村半左衛門

清水多四郎

清水誠六

右人々御用有之候条、明朔日五時過二　御丸江罷出候様被申渡、各内も可有登　城候、以上、

正月廿九日　　横山三左衛門

馬場清大夫殿

中村家外平殿

安井和介殿

関沢六左衛門殿

神戸直次郎殿

(72) 御手前儀、御用有之候条、明朔日五時過、二　御丸江罷出候様可申渡旨、御用番三左衛門殿被仰聞候条、右刻限不遅可被罷出候、以上、

正月廿九日

追而、拙者共之内ニも罷出候条、被罷出候ハヽ、其段可有御案内候、以上、

中村半左衛門殿　　神戸直次郎

壱通宛　清水多四郎殿

清水誠六殿

(73) 正月廿九日

一、左之御覚書御用番三左衛門殿於御座、安井江御渡被成候ニ付、当人江ハ、末記之通、以紙面申渡候、

馬場清大夫等江

(74)

御扶持方並

御壁塗

千田次吉郎

右、今般御作事方御仕法ニ付、御壁方被差止候、依之吉次郎儀、御用無之候、然上者苗字相名乗、一刀帯候儀、指止候様、可被申渡候事、

(75) 今般、御作事所御仕法ニ付、御壁方被指止候、依而其方儀、御用無

之候条、苗字相名乗、一刀帯候儀、差止可申渡旨、御用番三左衛門殿被仰聞候条、得其意、御請書可被指出候、以上、

卯正月廿九日　　神戸直次郎　印

千田次吉郎方

追而被仰渡之趣、呼立可申渡筈ニ候得共、以紙面申渡候、以上、

(76)　御扶持方並壁塗　千田次吉郎

右、今般御作事所御仕法ニ付、御壁方被差止候、依而次吉郎儀、御用無之候、然上者、苗字相名乗、一刀帯候儀、差止候之様、被申渡旨、御用番三左衛門殿被仰聞、則申渡候、依而以後御支配方御引送申候、以上、

卯正月廿九日　　神戸直次郎　印

三浦八郎左衛門様

追而、次吉郎儀、御扶持方並ニ候故、御扶持米者、不被下置候間、此段為念申進候、以上、

(77)　御両殿様御寺等　御参詣之節、是迄御大工壱人宛相詰居候而、御閑所掃除為致候上、御近習頭江引渡、御戻り之上引請、同人致封印来候得共、今般御作事所仕法、内作事・外作事復古被　仰付候ニ付、万事簡易ニ御用取捌候様、被仰渡有之候ニ付、手配方御座候ニ付、詰之儀、以来差止申度、右御閑所之儀ハ、寺社方取次等之内江引送申度、尤棟梁等是迄之通り指出候間、御閑所掃除等之儀ハ、右取次役より申談候様、御申談置候様致度候、此段、寺社御奉行中江御申談候様致度候事、

卯二月　　御作事所

(朱書)「金谷御次・二　御丸御次江壱通宛、相達候事、」

(78)　(朱書)「御両殿様御寺等　御参詣之節、是迄御大工壱人宛相詰、御閑所掃除為致置、御近習頭江引渡、御戻り之上、同人引請致封印来候得共、今般、御作事所仕法覆古に付、詰之儀以来差止、御閑所之儀者、寺社方取次之内被引送度、尤棟梁等是迄之通、差出候間、掃除之儀、可申談旨、御作事所より御達紙面御渡、右詮議通、寺社方取次引請為相勤申候間、棟梁共御寺江罷出候ハヽ、早速及案内、御閑所掃除等、万事取次差図之通、相心得候様、兼而可申談置旨、御作事所江御申談置候様致度候、依而別紙致返達候事、

二月　　寺社奉行」

右之趣ニ付、寺社奉行致詮議候処、右朱書之通、相達候ニ付、右奉行紙面之通、相心得候様、加藤三郎左衛門馬場江申談候事、二月十一日也、

(79)　御次御三之間内等御間囲并御修覆、且御屋根廻雪下シ、雪垣取付、其外御庭縮附解共、為御縮方等、是迄御大工壱人宛為相詰来候得共、今般御作事所仕法に付、内作事・外作事復古被　仰付、万事簡易ニ御用取捌候様、被仰渡有之候間、以来御大工詰之儀ハ、指止申度御座候間、尤棟梁等諸職人懸渡方之儀者、是迄之通申来次第、夫々可申談候、此段御伺之上、御申談之様致度候事、

卯二月　　御作事所

(朱書)「右、金谷　御次、二ノ　御丸御次江壱通宛相達置候処、達通相心得候様、加藤三郎左衛門、二月廿一日、馬場江申談候之事、」

(80) 三御門等鎖鍵相損候節、御番人紙面為御入御渡之上、是迄御大工罷越請取、御修覆出来之上、同様持参、御番人江相渡、誰受取候之段、及御達候得共、今般御作事所仕法ニ付、内作事・外作事復古被　仰付候に付、已来右様之節、定番御歩並次列御作事御用并御切米大工之内、右御番所辺江罷越、請取渡為致申候間、此段夫々被仰渡置候様仕度存候、依而此段御達申上候、以上、

卯二月　　安井和介

本多播磨守(政均)様

(81) 一、拾俵　　瓦才許足軽　森　清左衛門

右、小松御作事所支配之者ニ御座候処、今般御仕法ニ付、同所御作事所御差止ニ相成、清左衛門支配方同所町奉行江引送置候、然処、瓦才許之儀者、当時御作事所ニおゐて、御不用ニ相成候旨、内作事奉行申聞候間、右清左衛門御仕ニ候之儀、町奉行江被仰渡候而可然奉存候事、

卯二月　　御作事所

(82) 一、今般小松御作事御指止ニ付、御　城中御建物等御修覆之儀見分、御修覆共御作事所より出役可仕候、若非常損等有之砌ハ　御城番中より町奉行江申遣候得者、彼手合(ニ脱カ)おゐて、夫々仮防方為致候様、被仰渡候之様致度御座候、

(右、条頭上部、朱書ニテ追筆)「本文御達通御聞届之段、卯四月八日、石黒新之丞ヲ以、神戸江被仰渡、帳冊等御渡無之事、」

(83) 一、小松　御城中臨時御固之節、別冊之通、兼而被仰渡置候得共、御作事所御差止ニ付而ハ、已後小松御馬廻中之内、葭嶋江壱人、鱸橋御門内江壱人御　城附足軽請取、御城中掃除小者召連、御固方惣而別冊之趣ニ被　仰付可然哉、

一、右之節、兵糧奉行壱人御作事奉行より相勤候様、被仰渡置候得共、是亦御馬廻中之内江被　仰付置候而可然、兵糧方御貯用之御品等、別冊之趣、御弓御土蔵内有之候分　御城番中江引送可申候間、於彼方、臨時兵糧奉行江引渡申儀ニ相成候者可然哉、

一、御城中御薮之儀、是迄御作事所おゐて、成生方世話仕候分、右手　続貫通仕候得者、御益之儀ニ御座候、就而者是迄御作事奉行中、手懸仕法方心得罷在候之間、御薮成生方主附ニ被　仰付、御薮仕法方主附下役人引渡、指引仕候ハヽ可然、且　御城中御堀藻取等、御掃除方、并例年御門松等御飾等ニ、右主附江才許被　仰付、可然、左候得者、小者才許足軽、掃除小者支配方引送可申与奉存候、

一、御城辺若火事之節、消防方として、御作事内役人等召連、相向候儀ニ、兼而相成居候得共、已後右消防方御薮成生方主附、被　仰付候ハヽ、右手江附属被仰渡、御堀等掃除小者召連、町夫引連方之儀、町奉行江被仰渡置候而可然、且、火消御道具等、是迄御作事役所内ニ仕抹有之分、町奉行中手前ニ差置、御近火等之節、右主附等　御城江罷出、右品受取、人数引纏押出可申儀ニ相成候而、可然哉、右ケ条之通、小松御作事所附属等之品ニ御座候処、今度同所御差止之儀、被　仰出候ニ付、以来右之通、相成候ハヽ、可然与奉存候ニ付、御達申上候、猶御詮議之上、夫々被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

正月廿九日　　安井和介

横山三左衛門様

〔84〕一、左之御覚書、御用番又兵衛殿於御座、馬場江御渡、
丁卯二月朔日申渡之、

〔85〕新知
一、百石充

中村半左衛門
清水多四郎
清水誠六

其方共、本組与力被　仰付、如斯新知被下之、半左衛門・誠六儀、内作事奉行江加り可相勤、多四郎儀八、外作事奉行江加り可相勤候、
半左衛門等江被下置候御切米等者、被指除之、

〔86〕一、左之御書取、海防方、（弾番殿）弾番殿安井江御渡二付、夫々申渡、左之通、御歩頭江支配方引送候事、

〔87〕精古料
一、銀拾五枚

御大工頭中村
半左衛門妻子
喜久之助

右、喜久之助儀、大筒方御歩並被　召抱、如斯精古料被下之候条、可被申渡候事、

二月

〔88〕

御大工頭中村
半左衛門妻子
喜久之助

精古料
一、銀拾五枚

右、喜久之助儀、大筒方御歩並被　召抱、如斯精古料被下之候之条、可申渡旨、海防方弾番殿被仰渡候二付、則申渡候、依而支配方御引送申候、以上、

卯二月朔日

安井和介
中黒六左衛門様

〔89〕新知
一、百石充

中村半左衛門
清水多四郎
清水誠六

其方共、本組与力被　仰付、如斯新知被下之、半左衛門・誠六儀者、内作事奉行江加り可相勤、多四郎儀者、外作事奉行江加り可相勤候、
半左衛門等江被下置候御切米等者、被指除之、
右之通、今日御用番又兵衛（村井長徳）殿就被仰渡候、以来支配方御引送申候、以上、

卯二月朔日

安井和介
津田玄蕃様

追而由緒帳等取調理、重而差進申候、以上、

〔90〕新知
一、百石充

中村半左衛門
清水多四郎
清水誠六

其方共、本組与力被　仰付、如斯新知被下之、半左衛門・誠六儀、内作事奉行江加り可相勤、多四郎義ハ、外作事奉行江加り可相勤候、

半左衛門等江被下置候御切米等者、被指除之、

右之通、昨朔日就被仰渡候、此段御達申上候事、

二月　　安井和介　無（印判無しの意カ）

御城方　「馬場持参、佐藤儀左衛門ヲ以、及御達、」（以下、同位置ノ記ハ朱書）

御勝手方　「久保田他吉郎」

御家老方　「小川良太郎」

御次　「此段御達申候事、」「小原壮太郎」

御横目所　「同文段ニ而」「留書木村甚七江相渡ス、」

御算用場　「此段為御案内、如斯御座候、以上、」

御普請奉行衆中　「此段為御承知、申進候、以上、」

会所御奉行衆中　「同文段」

学校

横目所　「同文段」

（小川平大夫殿　御作事所

半田清作殿

（朱書）「此段為承知申達候、」

外ニ江戸・京都等江も申遣ス、

(91) 稽古料　御大工頭中村半左衛門養子

一、銀拾五枚　喜久之助

右、喜久之助儀、大筒方御歩並被　召抱、如斯稽古料被下之候段、被仰渡、則申渡候処、難有仕合奉存候旨、私共迄申聞候、依而引受御請上之申候、以上、

卯二月朔日　安井和介　判

（茅敬）

前田弾番殿

(92) 稽古料　御大工頭中村半左衛門養子

一、銀拾五枚　喜久之助

右、喜久之助儀、大筒方御歩並被　召抱、如斯稽古料被下之、

右之通、昨朔日就被仰渡候、此段御達申上候事、

二月二日　安井和介

御用番方　「馬場持参、渡辺新左衛門」（以下、同位置ノ記ハ朱書）

御城方　「佐藤義左衛門」

御勝手方　「久保田他吉郎」

御家老方　「小川良太郎」

御次　「小原壮太郎」

横目所　「留書　木村勘七郎江」

(93)　本組与力

清水多四郎

右他四郎儀、外作事奉行江加り御用被　仰付候処、先達而より、

金谷　御殿御普請方手掛候御用御座候間、当分内作事奉行江も加り相勤候様、急速被仰渡候様仕度候事、

二月朔日　　馬場清大夫

(94)
今般御作事所御仕法ニ付、御壁塗御指止ニ相成候間、左官棟梁指省候、依而右壁方、以来大工方江附属被　仰付候間、右職方御道具等大工方江引請、入念ニ御用方可相勤候、且、御扶持方大工江茂不相洩、演述可有之候事、

卯二月　　御作事所

内作事奉行衆中
外作事奉行衆中　但、壱通宛

(95)
小松御作事所
御横目足軽
沢田覚右衛門
永嶋嘉久丞
池田右平
同加人
服部要左衛門

右、小松　御城附足軽ニ而、同所御作事所御用被　仰付置候処、今般、小松御作事所御指止ニ付、覚右衛門等御用無御座候間、此段夫々被仰渡可被下候、以上、

卯二月　　馬場清大夫
　　安井和介

村井又兵衛(長住)様

(96)
定番御歩並次列清水新左衛門義、旧臘廿八日、別紙写之通、御用番大隅守殿被仰渡、則申渡候ニ付、御切米割符方之義、御用番年寄中御裏印有之、指紙を以、御算用場江可申達筈之処、今般御作事所仕法ニ付、御作事奉行被指止、支配方御引送置申候ニ付、右割符方之義、御引請御取捌有之様致度候、以上、

卯二月三日　　安井和介　印

岩田内蔵助様

右、文中別紙与申者、旧臘御大工三被　召抱候節之御覚書也、
(朱書)「一右之通申遣候処、先組ニ而可取捌品ニ而可有之旨ニ而、右同人より申越、則於御作事所、割符方仕哉、取捌候事、」

(97)
外作事奉行江加り相勤候本組与力
清水多四郎

右多四郎義、当分内作事奉行江も加り相勤候様可申渡旨、御用番村井又兵衛殿被申聞、則申渡候ニ付、為御承知申達候、以上、

二月五日　　津田玄蕃

馬場清大夫様
安井和介様

(98)
御作事所并江戸・京都御作事所諸役人、御平生向服之義ハ、往古より羽織無袴押立候、御普請ニ而振向丁場相建候之節ハ、羽織・細袴ニ而、役服ヲ相唱着用仕来候、尤御趣意之程、旧記等茂不見当、然処、文久度衣服御改革之義、被　仰出候節、右役服身捌能品、入交着用仕度旨、御作事奉行中より委曲相認、御達申上候処、役服相改候義ハ、急ニ御詮義ニ付、先只今迄之通、相心得可申旨被仰渡候、然所今般、衣服等改而、御改革之義、被仰出、万端簡易ニ相心得

可申旨、被仰渡候様も御座候折柄、今度御仕法ニ而、内作事・外作事与振分候ニ付而者、諸丁場繁々為見分罷越、於先々屋根江も上り候節抔、無袴ニ而者甚身捌悪敷、且ハ羽織無袴ニ限候而ハ、銘々羽織も時候ニ応し仕捨、殊ニ繁勤之義ニ而、時々相損、諸物価高貴之折、不時ニ難義之向も可有御座与奉存候間、以来、御作事所諸役人役服相改、平服ニ仕、丁場出役之節者、脚半相用可申候、尤役所より遠所等江出役之節、右同様、或ハ股引・脚半・細袴等相用と候ハヽ、可然与奉存候、御横目足軽以下も、右ニ応し、先平服・袴、遠所江召連等之節、尤股引為相用可申事存候、猶更御詮義之上、御指図御座候様仕度奉存候、以上、

卯二月六日　　安井和介　判

村井又兵衛様

〔神戸持参、岡本増之丞を以、及御達置候処、詮義通御聞届之段、二月十一日、神戸へ被仰渡候、〕

〔99〕今般御作事所御仕法ニ付、御作事奉行被指止、御普請方惣而内作事奉行・外作事奉行於両手合、巨細詮義仕申義ニ御座候間、以来ハ、御作事所隔日立ニ相成候得者、御人用も随而相減申義ニ御座候、日成出勤不致候而指支候者ニ罷出、其余ハ隔日立ニ相成、可然与奉存候、依而以来、隔日毎ニ役所相立候而も、御用支之義ハ、相成間敷候間、隔日立ニ相改申度奉存候、此段御聞届御座候様仕度奉存候事、

卯二月六日　　御作事所

〔上ニ同し、〕

〔未書〕

御達通隔日立之義ニ御聞届之段、二月十五日、園部久太郎を以、馬場へ被仰渡候、〕

〔100〕

定番御歩並次列
御作事方御用掛人々
御切米大工

右、御作事所御仕法ニ付、役名之人々、惣而御普請所并　御城中破損等有之節、見分為御罷越候砌、松坂通、御数寄屋通行抜往来、名目押ニ而不指支様、夫々被仰渡仕度奉存候、以上、

卯二月七日　　安井和介　判

横山三左衛門様

馬場持参、香村金左衛門を以、及御達、

〔101〕御城中御門々々諸品出入方為見合、外作事奉行印鑑御達申候処、以前ハ右奉行被　仰付置候節、御門方江御渡之振無之旨被仰渡、奉得其意候、依而別紙小紙之通り、石川・河北両御門江御渡之印鑑御達申候、且又今般御仕法ニ付、御普請ケ所手合分仕候処、　御城近辺壮猟館等、外作事方御手合御普請ケ所多ニ相成、其余両川橋、急節之御用暨御近火等、惣而非常之節者、内作事奉行御人少ニ付、外作事奉行も入交、消防方等相勤申儀ニ付、　御城中御門々々内作事奉行同様往来、不指支様相成不申而者、御用支ニ相成申候間、御前振不抱、外作事方御普請所より　御城并御作事所江罷出候之節、向寄之御門々々往来仕候儀、御城中御普請所江罷出候儀も、不指支様被仰渡候様仕度奉存候、以上、

卯二月七日　　御作事所

安井持参　斎藤良之助を以、及御達置候処、御達通御聞届之段、同人を以、同月十六日、神戸江被仰渡、

(102)
二　御丸御建物向　内作事奉行弐人、足軽四拾人
　　火消棟梁等
三　御丸向　内作事奉行、足軽弐拾人、火消
　　棟梁等
二　御丸御広式向　右同断
金谷　御殿向　右同断
巽　御殿向　右同断
御城中御近火之節、消防方之儀、是迄御作事奉行江被仰渡置候所、今般、右奉行御指止ニ相成候ニ付、右之通、大法取極置、尤火之模様ニ寄、外作事奉行も入交、臨時危敷ケ所江罷出候様、可申談候間、其時々、御指図可有御座儀与奉存候、依而内作事奉行等断次第、足軽掛渡方、不差支様、割場御奉行中江兼而被仰渡置候様仕度奉存候、以上、

卯二月七日　安井和介　判
本多播磨守(政均)様
同人持参、斎藤良之助を以、及御達、

(103)
壁職肝煎役弐人、取立申度ニ付、御人撰之上、名書御取越候様、申進置候所、御僉議之上、別紙横目肝煎より書出候小紙、御差越致披見候、依而、五右衛門等四人之内、誰ニ而も不指支候間、弐人肝煎役、早速御申付可被成候、以上、

卯二月八日　安井和介　印
三浦八郎左衛門様
不破亮三郎様

(104)
(宛書)
「右御紙面致承知候得とも、右肝煎役料銀、何程与申儀相知レ不申而者、人撰方難申渡義も有之候間、右料銀、為御知之様致度候、以上、

二月八日　三浦八郎左衛門
安井和介様　」

(105)
覚
元高百目充之内、返上残
一、八拾三匁充　御扶持方大工　西田左四郎
同　改田幸次郎
同　水株長大夫
下条之趣、御算用場江も夫々申遣候事、
二月廿四日
同屋根葺　沖田仁右衛門
同　松本善蔵
同　中野左六
同壁塗　小室佐助
右、左四郎等、文久二年御取扱御貸附銀、毎歳三月中壱人ニ付、弐匁充、諸方御土蔵へ上納、

(106)
元高百三拾目之内、返上残
一、七拾八匁　御扶持方大工　西田左四郎
但、慶応元年より五ヶ年賦、毎歳九月中、諸方御土蔵へ上納、

元高九拾七匁之内、返上残　　同　　疋田源六
一、五拾八匁五分
　但、京都より罷帰候節、御貸渡、慶応元年より五ヶ年賦、毎歳十一月中、諸方御上蔵へ上納、

元高四拾八匁七分五厘之内、返上高　　同　　松波清作
一、三拾九匁
　但、京都江相詰候節、御貸渡、慶応二年より五ヶ年賦、毎歳七月中上納、

元高百九拾五匁之内　　棟梁大工　山田屋　　文左衛門
一、七拾八匁四分四厘
　但、去戌九月　姫君様御国江被為　入候節、御宿捗方御用相勤罷帰候節、御貸渡、文久三年より七ヶ年賦、毎歳八月中上納、

元高六拾五匁之内、返上残　　同　　道正屋
一、三拾七匁壱分三厘　　吉三郎
　但、去亥年　姫君様御国江被為　入候節、御宿捗御用相勤、罷帰候節御貸渡、元治元年より七ヶ年賦、毎歳五月中上納、

元高百三拾目之内、返上残　　同　　吉村屋
一、七拾八匁　　彦右衛門
　但、慶応元年より五ヶ年賦、毎歳九月中上納、

元高九拾七匁五分之内、返上残　　同　　羽田屋
一、五拾八匁五分　　勘助
　但、京都詰罷帰候節、御貸渡、慶応元年より五ヶ年賦、毎歳十一月中上納、

元高六拾五匁之内、返上残　　同　　千代屋
一、五拾弐匁　　清四郎
　但、京都江相詰候節御貸渡、慶応二年より五ヶ年賦、六月中上納、

元高　　同　　山田屋
一、六拾五匁　　文左衛門
　但、去丑九月、京都詰罷帰候節御貸渡、当卯年より七ヶ年賦上納、

元高百目之内、返上残　　御扶持方大工　　壱人
一、八匁三分
　但、文久二年閏八月、御取扱御貸附銀、毎歳三月中弐匁充、諸方御上蔵江上納、且最前御扶持方大工平木平之丞、返上銀之処、去寅十月、御扶持方被　召放、其節支配方御引送置候者ニ候、
右、御扶持方大工西田左四郎等、御貸渡返上銀并棟梁之者、返上銀とも、前々御作事所江取立、上納仕来候処、今度右奉行被指止候ニ付、以後、上納限月等脇書之通、各様江御取立、御取捌之様致度候、以上、

卯二月八日　　安井和介　印

三浦八郎左衛門様

不破亮三郎様

(107) 今般御作事所御仕法、内作事・外作事復古就被　仰付候、場内惣様補理方、別紙絵図面朱引之通、早速補理替取掛申度御座候、御入用為取図候処、中勘銀高拾八貫目計相掛可申候、取豊之ケ所も有之、格別之坪増にも相成、不申場内之義ニ御座候得者、見成等ニ者不抱、精誠古木等御在物を以、出来申度心図ニ御座候、絵図之表、材木納屋等、先年内作事・外作事打込ニ相成候節、取毀候得共、是又相建不申而者、却而御不益之儀も御座候間、建方等御作事所江御委任ニ相成候様仕度、尤出来之上者、絵図面等御達可下候間、夫々早速御聞届御座候様仕度奉存候、以上、

卯二月十四日　　御作事所

神戸持参、岡本増之丞を以、及御達置候処、御達通御聞届之段、同人を以、神戸江被仰渡候、

(108) 今般御作事所御仕法ニ而、内作事・外作事復古就被　仰付候、右両奉行并御作事方御用棟取之儀者、私共役支配可仕儀与奉存候、御作事所御用、定番御歩並次列并御切米大工等、惣而棟梁等ハ、右両奉行役支配ニ相成不申而者、指支之筋も御座候間、可申談与奉存候、勿論惣而引却候所者、私共支配可仕候、且又京都・江戸相詰候節者、右詰中、内作事奉行・外作事奉行ニ而も、都而私共同勤心得を以、差引可仕儀与奉存候、此段御達申候間、尚更御指図御座候様仕度奉存候、以上、

卯二月九日　　馬場清大夫

村井又兵衛様

神戸持参、渡辺新左衛門を以、及御達置候処、達通御聞届御書取を以被仰渡、御留者末ニ記有之、

(109) 今般御作事所御仕法ニ而、御作事奉行被指止、内作事・外作事奉行復古被　仰付、御大工頭も御差止之段、被　仰渡、是迄御作事奉行出陣之廉者、御作事方御用頭役、并内作事奉行・外作事奉行之内、兼而御手当被　仰付置、御大工頭代り者、御作事所御用棟取、御大工代者、御切米大工ニ而、可然与詮議之趣、永原甚七郎を以、相伺候処、伺之通、相心得可申旨、同人を以、被　仰出候ニ付、已来者、内作事奉行等、組数之外之儀ニ、兼而被仰渡置候様仕度奉存候、此段御達申上候、以上、

卯二月九日　　上ニ同シ、　　安井和介　判

村井又兵衛様

(110)

本組与力
中村半左衛門
清水多四郎
清水誠六

右、御作事所御仕法ニ付、御大工頭被指止、右之通誠被　仰付候、支配方先頃引送り申候節、由緒帳不指分候ニ付、取調理差出之申候、以上、

卯二月九日　　安井和介　印

津田玄蕃様

(111)

定番御歩並次列
篠田義十郎

一、六拾俵

但、堀内祥三郎迄、弐拾人御宛行高書加、

右、御作事所御仕法ニ付、御大工等指止候ニ付、支配方先達而引送候節、由緒帳等不指進候ニ付、右名書之通、取調理指出之申候、以上、

卯二月九日　　安井和介　印

岩田内蔵助様

〔12〕

私儀、今日内作事奉行被　仰付、御入用方専務被　仰付候旨、御用番又兵衛殿被仰渡候段、林省三殿より申来候、此段御届申候、以上、

二月九日　　園部仙次郎　判

御作事所

〔13〕

御切米大工　田沢権三郎

同　清水清之丞

同　中山茂左衛門

同　大西金蔵

御扶持方大工　西田左四郎

同　改田幸次郎

同　免許　水株長大夫

同　屋根葺　松本善蔵

同　沖田仁右衛門

御扶持方大工　松本助五郎

同　松本清作

同　水株長左衛門

同　屋根葺　中野左六

但、助五郎等四人、未指出分

右、御作事所御仕法ニ付、右之者とも支配方、先達而引送り候節、由緒帳不指出候ニ付、夫々取調理指出之申候、且助五郎等之分者、夫々御取立候様ニ与存候、以上、

卯二月十日　　安井和介　印

三浦八郎左衛門様

追而、先達而御切米大工等、被　召抱候者共も、不差出候間、御取立可被成候、以上、

〔14〕

壁職肝煎両人撰之上御申付、名書御申越之様申進候所、役料銀之義無之而者、難被申渡儀も有之候間等、御申越致承知候、打返遂詮議候処、右肝煎役指止、壁職人御用聞相建候得者、簡易ニ而、御用弁宜敷候之間、人撰御申越之内、先両人御用聞、人組等之儀、

夫々御申渡候様ニ致度候、以上、

卯二月十日　　安井和介　印

三浦八郎左衛門様

(115) 今度御切米大工ニ被　仰付候者とも、是迄、何程御扶持頂戴罷在候哉、割符方ニ承度候条、急速御申越候様ニ与存候、以上、

二月十日　　三浦八郎左衛門

安井和介様

(116) 右、先御扶持頂戴之者、田沢権三郎等、返言ニ申遣候事、

内作事奉行

外作事奉行

右、御作事所御仕法ニ付、江戸・京都詰御用、右之通、代々相詰候儀も及御達、且詰中ハ、江戸・京都御作事奉行与相唱可申段も、及御達候所、夫々御聞届ニ相成候条、可被得其意候、以上、

二月十一日　　御作事所

内作事奉行衆中

外作事奉行衆中

(117) 別紙写之通り、及御達置候所、御達通り、御聞届被成候段、御用番又兵衛殿、今日被仰渡候条、為御承知指進候間、夫々御申渡可被成候、以上、

卯二月十一日　　神戸直次郎

三浦八郎左衛門様

(118) 今般御作事所御仕法ニ付、御作事奉行御指止、内作事・外作事復古被　仰付候、依而、馬場清大夫等改而、御作事所御用被　仰付候得とも、定番御歩等ニ而、御作事所御用与申名目も有之、多端之役所柄、名目入混、往々紛乱之義も、出来可仕候、且清大夫等内作事奉行・外作事奉行江万事指引方も、可仕義ニ御座候間、先達而以来、御達申候通り、清大夫義ハ、役名御作事所主附被　仰付、中村家外平以下ハ、右同人江加り相勤候様、被仰渡候様仕度、猶御僉議之上、早速役名御改メ御座候様奉存候事、

卯二月　　御作事所

御用番

村井又兵衛様

(119)

棟取江

御扶持方大工等作料、近年御給銀同様、年中四度受取、相渡来候得とも、詮義之趣有之、以前之通、日々出作料相渡候条、来月朔日より、棟梁等同様基江入可申事、

丁卯二月

(120) 右文段――右之趣棟取江申渡候条、可被其意候、以上、

卯二月　　御作事所

内作事奉行衆中

外作事奉行衆中

(121)

御扶持方大工

疋田源六

鶴見与太郎

宮崎与三左衛門

(右)

右、源六等三人、正月廿四日より基紙ニ入可申候、

(12)

御扶持方大工
水株長左衛門

右去寅十二月廿九日より基紙入可申候、右之通り可被相心得候事、

二月

(13)

定番御歩並次列
御作事所御用之人々

御作事所御用之頭分席江達柄等之節、無目敷居外ニ而致会釈、脇刺之侭、可罷出候事、

御切米大工

右同断席江達柄等之節、無目敷居外ニ而、会釈之上、脇刺外シ可罷出候事、

一、右頭分より御切米大工呼放之事、
一、右頭分江途中ニ而行逢候節、下足之事、
一、内作事奉行・外作事奉行より呼放之事、
一、右両奉行江途中ニ而行逢候節、下足之事、
一、右両奉行役所江達柄等之節、無目敷居外ニ而会釈之上、脇刺はつし可罷出候事、
一、内作事・外作事両奉行江加り、与力より呼候節、殿付之事、
一、右両奉行加り、与力江途中之会釈符号之事、
一、御歩横目より呼候節、殿付之事、

(14)

小松　御城中御修覆御普請中等、同所　二御丸元御作事所於御囲内、木割等為致候ニ付、仮役所相立候節、同所御馬廻御番所より種火請取申度届候間、不指支様御番人中江予而定入被仰渡候様、御達可被成候事、

三月　内作事奉行

(15)

右、内作事奉行書面之通御座候間、御聞届、夫々被仰渡候様奉存候事、

(朱書)「三月廿九日、安井持参、　御作事所
御用番方永井幾次郎を以、及御達、」

(16)

今般小松御作事所御指止ニ付、同所元御作事所、是迄之役所等、当時御不用之分、見計御取畳御払被　仰付候而、可然与存候、此段御達可被成候之事、

四月　内作事奉行

(17)

右、内作事奉行書面之通り、御払被　仰付候而、可然与奉存候事、

(朱書)「右、四月七日、神戸持参、石黒新之丞を以、及御達置候之処、詮義通御聞届之段、同廿六日、馬場へ被仰渡候事、」　御作事所

(18)

覚

一、弐拾枚　土取札

右、御作事所為御用、御壁塗より直ニ以御紙面、受取置候所、今度御作事所御仕法ニ付、御壁塗被指止、依而取揚、一先御返申候間、御受取之段、御申越可被成候、以上、

二月十四日　神戸直次郎　印
行山宝次郎様

〔129〕

一筆致啓達候、春寒之刻、弥御安全被成御達、珍重奉存候、然者別紙写之通、御達ニおよひ置候所、達通御聞届被成候段、被仰渡候、且中村半左衛門等御書立、写之通、被仰渡候間、夫々御承知として申進候、右、得御意如斯ニ御座候、以上、

二月十四日　　神戸直次郎　印

寺田新之丞様

追而、左之通被仰渡候、是亦御承知、印鑑之儀ハ、追而指出申候、以上、

〔130〕

内作事奉行とも
御入用方専務　園部仙次郎

外作事奉行　神尾信之助

同　高橋往来

〃

定番御歩並次列　山本勝左衛門

御切米大工　田沢権三郎

右、勝左衛門儀、御作事所為御用、江戸表江相詰罷在候処、今度作事所御仕法ニ付、勝左衛門義御用無之、右代権三郎江用意出来次第、発足方御申渡候様致度候、以上、

卯二月十四日　　神戸直次郎　印

三浦八郎左衛門様

〔131〕二月十四日

一、左之御書取、御用番御持替、播磨守殿於御座、神戸江御渡、両奉行等江申渡ス、

今般御作事所御仕法ニ付、内作事・外作事両奉行、并御作事所棟取之儀者、各可有役支配候、御作事所御用定番御歩並次列、并御切米大工、暨御扶持方大工、惣而棟梁等ハ、右両奉行可為役支配、且京都并江戸表ニ而ハ、右両奉行者、都而各同勤之心得を以、指引可申候、尤引総候之所者、各可為役支配候条、右両奉行等江も可被申渡候事、

二月

〔132〕

御切米大工并御扶持方大工とも、御作事所為御用、他国等江相詰候節ハ、右御用中定入を以、支配御引送置可申候条、其時々不申達候、此段兼而、御承知置之様致度候、以上、

卯二月十四日　　三浦八郎左衛門

馬場清大夫様

安井和介様

〔133〕

御扶持方大工田沢権三郎等八人、今般御切米大工ニ被　召抱候ニ付、御切米割符御書附、御達可申所、先達而、被　仰付候節之御書取無之、右御達方指支候条、御書取写、急速御指越有之様致度候、以上、

二月十五日　　三浦八郎左衛門

馬場清大夫様

〔134〕

御作事所留書、先年より小松御作事所為御用、繰々為相詰候ニ付、其節及御達、留書定加人弐人為増人請取、其後京都江も為相詰候ニ付而者、此表留書人少ニ相成、御用方必至与指支候ニ付、去春以来、再応及御達、増加人弐人御聞届之内、壱人懸渡申候、然処今度、御作事所御仕法ニ付、小松御作事所被指止候段、被仰渡候、依之留書足軽も以後、詰指止候ニ付、旧臘請取候増定加人之分、今度割場へ相返申候間、此段御達申候事、

卯二月十二日　　御作事所

関沢持参、小川甚六郎を以、及御達、

〔135〕

御作事所留書定加人

右、御作事所留書、先年より小松御作事所為御用、繰々為相詰候ニ付、其節及御達定加人弐人、為増人請取、其後京都江も為相詰候ニ付而者、此表留書人少ニ相成、御用方必至与差支候ニ付、去春以来、段々及御達、旧臘定加人壱人、為増人御掛渡候処、今般御作事所御仕法方ニ付、小松御作事所も被指止候段、被仰渡候、依之留書足軽も以後、詰指止候間、保大夫儀御用無之、相返申候、以上、

二月十二日　　神戸直次郎　印

割場御奉行衆中

追而、本文御人減之義、御席江も及御達置候間、此段、為念申進候、以上、

〔136〕

御大工

羽田準吉

城戸吉左衛門

右、今般御作事所御仕法就被　仰付、準吉等御宛行其侭ニ而、定番御歩並次列被　仰付候条、可申渡旨、先達而被仰渡候所、在京都ニ付、於彼地申渡候処、奉畏候旨、申聞候段、申越候、依而引請、御請上之申候、以上、

卯二月十七日　　神戸直次郎　判

本多播磨守殿

馬場持参、村田良吉を以、及御達、

〔137〕

御扶持方大工並

一、壱人扶持　　池田吉次郎

右、吉次郎義、御扶持方大工被　召抱、御宛行如斯被下之、町奉行支配ニ被　仰付候条、可申渡旨、先達而被　仰渡候処、京都詰中ニ付、於彼方申渡候処、難有仕合奉存候旨、申聞候段申越候、依而引請御請上之申候、以上、

卯二月十七日　　上ニ同シ、　　神戸直次郎　判

本多播磨守殿

〔138〕

小松御作事所濫觴者、相知不申候得共、往古より丸之内定之字、焼印札有之、御普請方ニ召仕候日用、御門往来札ニ相用来候ニ付、今度同所御指止之上者、内作事奉行於手合、小松　御城中御修覆等ニ召仕候日用、右同札、以前之通り、相用申度之旨、御達通被仰渡候、其外右御印札、同所町奉行・武具奉行江も相渡有之候得共、

同所御作事所御差止ニ相成、一先引揚置申候、依而此後も両手合ニ御用候ハヽ、先々より可及御達旨、答置可申候間、御作事所江も、改而被仰渡御座候様仕度奉存候、且右印札内作事奉行彼表江出役之外、上箱封印、御城番御番頭之内江指預置申度御座候間、御僉議次第、御入被仰渡候様仕度、此段御達可被成候事、

卯二月廿日　　内作事奉行

馬場持参、園部久太郎を以、及御達置候処、達通御聞届之段、同人を以、神戸江被仰渡候事、

(12)

今般、小松御作事所被指止、同所御普請方以来、内作事奉行手合江就被　仰付候、梅林院等御普請方も、右奉行於手合、取捌候間、此段、両院江御申談置可被成候、以上、

卯三月　　馬場清大夫

中川式部様

小松　梅林院
同　養福院

右書面之通、内作事奉行申聞候間、御達之申候事、

御作事所

(13)

小松　御本丸并諸役所等渡り桶類等損、取替之品々御貯用之分、同所町奉行中江引渡置候、先々より損物与取替之節、断次第、相渡候儀ニ仕度、尤指懸不足之品者買掲、相弁候儀ニ、町奉行中江被仰渡候之様仕度奉存候、以上、

卯三月二日　　馬場清大夫

前田彈番様

安井持参、渡辺新左衛門を以、及御達、

(14)

今般、小松御作事所被指止候ニ付、御武具所渡り方、桶類等損候節、時々小松町会所江被　申達、取替可有、御請取候、以上、

卯三月　　馬場清大夫　印

狩谷判平様
田辺吉蔵様

(15)

今般、小松御作事所被指止候ニ付、御本丸并諸番所等江相渡置候桶類等、以後損候時々、小松町会所江被申遣次第、取替可相渡筈ニ候条、此段為御承知申進候、以上、

卯三月　　馬場清大夫

前田式部様
玉井勘解由様

(16)

今般、小松御作事所被指止候ニ付、御貸家并修道館江相渡置候桶類等、以後損候時々、小松町会所江被申遣次第、取替可相渡筈ニ候条、此段為御承知申進候、以上、

卯三月　　馬場清大夫

津田善六郎様
後藤鍋三郎様

(15)

本組与力
内作事奉行江加り
中村半左衛門
清水誠六

右同断
外作事奉行ニ加り
清水多四郎
田嶋津大夫

右、半左衛門等、内作事奉行等江加り相勤候ニ付、先達而私共并右両奉行等、出陣御手番方之儀、伺之通就被　仰出候、内作事奉行等組番之外ニ、被仰渡候様仕度段、及御達置候通ニ御座候間、半左衛門等も同様、其組ニおいて、御手番方之儀者、指省候儀ニ仕度、此段寺社奉行中江予而被仰渡置候之様、仕度奉存候、以上、

卯三月　　馬場清大夫　判

前田弾番様

(16)

田沢権三郎
中山茂左衛門
清水清之丞
大西金蔵
太田久四郎
長谷川平吉
松嶋甚蔵

右、権三郎等、先頃御切米大工就　仰付候、当十四日誓詞見届申候間、同日四つ時御作事所迄、罷出候様御申渡、且病気或者、服忌等ニ而、差支候者有之候ハヽ、其段御渡可被成候、以上、

卯三月六日　　斉田与十郎　印

不破亮三郎様

(17)

一、左之御達、御用番弾番殿御別席ニ而、馬場江御渡、

今般、御作事所御仕法ニ付、御入用方御用之人々被　仰付候、依而右役所相立以来、惣様場内御入用高等懸勘定申候間、是迄御算用方役所ニ而、取捌候品々茂、右役所江打込為取揃度御座候、此段御聞届御座候様仕度奉存候、御聞届之上ハ、是迄御算用方御用相勤候定番御歩大屋瀬左衛門、割場支配御歩並大田安之進儀者、右御用無御座被仰渡候様仕度奉存候事、

卯三月　　御作事所

(18)

前田徳太郎
毛利丈左衛門
園部仙次郎

定番御歩御作事所
御用懸取
中山庄左衛門

御算用場　右同断
山本直右衛門

定番御歩並次列　右同断
西田甚右衛門

今般、御作事所御仕法ニ付、御算用方役所被指止、是迄右役所ニ而、取揃候品々、御入用方御用之人々ニ而、取捌候様可申談旨、昨十五日、御用番弾番殿被仰渡候ニ付、則申談候事、

卯三月

(149)
右ニ付、御場触、右之通指出候事、御作事所召仕候大工等諸職人、是迄作料等時々遂詮議、増歩相渡来候処、近年打続、米価等高直ニ相成、猶又歩増願之趣有之候、然処今般、御作事所御仕法、内外振分り、惣而御普請向、譬大工等召仕方、誠実を尽し可申、就而ハ此似之作料ニ而ハ、難貫通義も有之旨被申聞、詮議之趣、及御達候所、当分之所、御作事所江御委任被成候旨、被仰渡候、依而ハ各賢察之上、根作料五匁ニ増歩被仰渡、尤諸職人示談次第、可被遂詮議候、併壱人仕事当りと程も可有之候間、猶更御切米大工等江も、右之趣被申渡、詮義請之儀、可被申聞候事、

卯四月　　御作事所

内作事奉行衆中

外作事奉行衆中

(150)
右、今般御作事所御仕法ニ付、右役名之人々　御殿向等御修覆ヶ所相見方等、為御用罷越候節　御城中御門々々行抜往来、名日当ニ而不指支様、御番人中江被仰渡御座候様仕度奉存候、以上、

卯四月　　安井和介

本多播磨守様

(151)
今般、御作事所御仕法ニ付、大工作料等之儀、詮義之趣、御達申候処、御聞届ニ付、以来於御作事所、大工作料拾五匁、拾三匁五分、拾弐匁与三等ニ相立、職柄手先ニ寄り、都而歩遣を以遂詮議、作料可相渡筈ニ御座候、勿論老若壱人前手元無之者者、惣而右拾弐匁之内相減、歩遣ヲ以、是又遂詮議可申候間、御家中初、町方等都而、右之通相心得、三等作料高より増作料相渡候儀無之様仕度、万一心得違ニ而、増作料取請候者有之候ハヽ、於町会所、職柄差留候様仕度、此段町奉行中江被仰渡、御家中等一統江も為心得、御触渡置御座候様仕度奉存候事、

卯五月　　御作事所

(152)
別紙之通、遂詮議、御用番大隅守殿江相達置候条、御作事所おゐても当朔日より可被相改候、

一、大工作料相改候上者、余職も可相改筈ニ候得共、詮議之趣有之候間、追々取極候迄、是迄之通可被相渡置候、勿論詮議、治定之上ハ、当朔日より之増高引足、相渡可申候、此段可被申渡置候、

一、定場并所々定修理等、町方大工入交、御用可被申付候、尤町会所　よりも御大工棟取罷出筈ニ付、右棟取之者江大工出人高申付候得者、可指出筈ニ候之間、日帳所并図り所江罷出候者、御切米大工より及差図、為相勤候様、可被申渡候、

一、是迄大工等出刻限、朝六半時迄ニ相揃、夕七ツ時仕舞之定ニ候得共、以来者、朝五時迄ニ相揃、夕七ツ半時打候ハヽ、為仕舞可被申候、

右之趣、可被得其意候事、

卯五月　　御作事所

内作事奉行衆中

外作事奉行衆中

(153)
右両通之趣、内作事・外作事両奉行江申談候間、可被得其意候事、

卯五月　　御作事所

御入用方役所
御歩横目役所
棟取役所
御切米大工役所
御横目足軽役所

(54)
一、大工等作料ニ不限、都而内作事・外作事ニおゐて、取捌之品、通帳等、毎月右役所ニ而取調理、指出候得者、見届之上、可相渡候間、算用合等之上、渡り方、切手等取捌、先々江可被相渡候事、
一、鉄物類・畳・料紙等、遂詮議被相達、見届之後、印障加へ、相渡候者、御買物銀子渡り方、可被取捌候事、
一、両役所御用之材木等、都而諸品通帳ニ記、指出候得者、〆口江右印章、日当之払方等取捌、木割之儀者、於両役所、取捌可申候事、
一、毎月三役所立会を以、御材木等受払振帳ニ、残物・在高引合被指出候得者、見届之為、印章加江置可申候事、
一、内作事・外作事御修覆方、并建修理・葺替等、本勘両役所ニおゐて、其向々図帳増減之品、朱書を以、書記、壱ヶ月切ニ、御入用方江為指出可申候、其上本勘帳ニ相記、一ヶ年分部寄、翌春夫々可被指出候事、
一、壱ヶ年惣決算之儀者、御算用帳相調、夫々可被指出候事、
一、両御鎮守御修復方諸入用銀者、御次より御渡之儀ニ付、時々受取候而ハ、手数ニ相成候ニ付、惣修復御入用銀之内江立込置、翌春一ヶ年分引〆、御次より請取、諸方御土蔵江上納可致筈ニ付、相混シ不申様、部寄等可被致置候事、
一、御城代方御貯用之塩辛桶等、以来代銀、大かね渡りニ付、前段御鎮守御修復御入用銀同様之取捌ニ相成、可然事、
一、御買揚物并月掛物等、惣而御歩横目立会、相見可致筈之事、
一、御入用銀渡り切手御用聞等江相渡可申節、是亦御歩横目立会可被相渡候之事、
一、御土蔵江御入用箱等出入有之節、其手合々々奉行、并御歩横目立会、請建可被致候事、
一、遠所向御入用中勘銀壱ケ年分、大凡見込銀高、両手合より早春差出候迄、仕出帳等ニ記、印章いたし、相渡候ハ、追々請取方取捌、両手合遠所出役前、小紙等ニ銀高相調差出、是又印章加江相渡可申候、其上手合々々より請取ニ相向候ハヽ、可被相渡候、右決算方其手合ニおゐて、取調理罷帰日数、廿日之内、切手一袋ニ認、残銀相添差出候筈ニ付、是又相渡可申候間、年壱間壱ケ年分、惣袋相揃候上、残銀翌春、諸方御土蔵江上納方之儀、可被取捌候事、
一、材木御買揚之節、左之人々相同し、金石等江出役、於先々直段書取、上木撰等為致詮議、直段極之印章可致候間、御買揚木品極印相入候節、御歩横目立会見届、代銀渡り方等、夫々可被取捌候事、

但、出役之人々

御作事所頭
御入用方より　一両人
御歩横目　壱人

御切米大工等之内　壱人
御扶持方屋根葺　壱人

一、地遠方共御修覆之節、古木等有之、其ヶ所々々おゐて入札、御払代銀罷帰候上、諸方御土蔵江上納之筈ニ付、手合々々より差出候ハヽ、可相渡候間、上納方可被取捌候事、
但、古鉄釘類者、吹直之筈ニ付、其手合々々より員数、目形等書出候者、可相渡候間、古物帳入ニ相立可被申事、

一、両手合遠所出役之節、諸品通帳を以請取、先々ニおゐて遣、残之品、罷帰候之上、遂詮議筈ニ候事、

一、大工等作料、是迄三十日分相渡来候へ共、以後者十五日分宛、可相渡儀ニ遂詮義候間、基通等相渡次第、渡方仕出等、可被取捌候事、

右、今般御作事所御仕法ニ付、御入用方役所、被相建候、依而各勤向之儀、大綱右之通、御用番年寄中江も相達置候条、可被得其意候、猶此外詮議之品も有之候者、可被申聞候事、

卯五月　御作事所

前田徳太郎殿
毛利大左衛門殿
堀　欣之丞殿
園部仙次郎殿

内作事・外作事方壱手合切ニ毎日出、丁場等日帳ニ相記、基通等可被指出候、

〔18〕

一、大工并諸職人等着到、両手合ニおゐて被見届、其上ニ而、面附・〆高、御歩横目江扱見為致可被申候、

一、毎日大工并諸職人作料壱ケ月分、両度ニ可被相渡筈ニ付、基通并図渡受取書とも、毎日二日・十六日、両度可被指出候、

一、木挽小屋之儀者、先是迄之分、当分中仕切等を以、両手合振分ケ可被申候、

一、御貯用之材木類、并御在物等、今度御入用方等おゐて、取捌方申談候間、員数高引合、夫々可被引送候、

右之趣、可被得其意候、以上、

五月八日　御作事所

内作事奉行衆中
外作事奉行衆中

〔19〕

一、越中黒部川・常願寺川流木有之節、魚津御馬廻之内、御材木才許より員数、冊ニ相記、御払ニ申付候節、直段書等を以、問合有之候ハヽ、御入用方江可相渡候間、詮議之上、御用之有無可被申聞、彼筋出役之手合江見分方可申談、御用無之分者、御払ニ可申付之旨、可申遣候、追而、代銀差越候者、御入用方江可相渡候間、別箱ニ仕抹有之帳面相記、被指出候上、〆口江印章いたし、相渡候ハヽ、翌年、諸方御土蔵江上納方之儀、可被取捌候事、
但、右両川見廻役、年中為給銀、黒部川之者弐人江銀三拾目、常願寺川之者江弐人同銀弐拾目、右御払代銀之内を以、御材木才許江可相渡筈ニ付、印章之請取切手ヲ以、相向候ハヽ、渡方等、可被取捌候事、

右之趣、可被其意候、以上、

五月八日　　御作事所

前田徳次郎殿
毛利丈左衛門殿
堀　欣之丞殿
園部仙次郎殿

〔137〕一、材木等御買揚之節、打入候極印取仕抹有之、遠所出役等之手合より請取度旨、書附差出候ハヽ、相渡可申候間、直ニ可被相渡罷帰候之上、及返上可申候間、其節請取切手可被相返候事、
一、御貯用之材木類并御在物等、内外両奉行より御入用方江引送方之儀、申談置候間、員数相改、請取可被申候、
一、御城中曾地遠所、惣而御普請所絵図取仕抹有之、両手合より請取旨ニ而、受取書指出候ハヽ、相渡可申候間、極印同様、可被取捌候事、
一、御城中曾地遠所等、風損木并家掛等伐木、願書付等を以、申来候ハヽ、可相渡候間、時々遂僉議、御用之有無、紙面等調、可被指出候、印章いたし、可相渡候間、先々江直ニ可被指遣候事、
一、金石等江着岸之材木、町奉行等より御用之有無書付等、指越候ハヽ、是亦風損木等之通、可被取捌候事、
一、御茶湯之節、御寺江相詰候様、時々被仰渡候筈ニ付、其節御寺ニ相詰指掛、御間囲等詰之御横目中より申談候ハヽ、兼而棟梁等相詰罷在筈ニ付、直様可被申付候事、

右之趣、可被得其意候、以上、

五月八日　　御作事所

西田甚右衛門殿

〔138〕大工并諸職人とも、遠所定修理御請之節者、是迄之作料高ニ歩付寄人召仕候義、当一作、各出役先ニおいて、誰儀次第可被取捌義、遠所根作料取極候義者、当年定修理御請普済候上、可遂詮義筈ニ候条、可被得其意候、以上、

六月　　御作事所

外作事奉行中

〔139〕今度御作事所御仕法ニ付、諸職人精意手位を以、都諸作料相渡候儀ニ相成候所、着到暨仕舞刻限等、厳重相正シ申度、就而者、遠所之儀者不及申、御府内ニ而茂、相論候ヶ所者、時計御渡無御座而者、前条之趣、午次ゟ指支申候、左之ヶ所々々向江根付時計壱ツ宛、急速御渡御座候様致度候事、

〔140〕御府内諸丁場之内、先弐ツ
加州、　壱ツ
能州内外、弐ツ
越中砺波・射水、壱ツ
同新川、壱ツ
〆七ツ

右之内、和西三ツ、西洋アンクル四ツ、急速御渡之様致度、此節所々、御普請ニ取掛り指支申事、

卯五月　　外作事奉行

〔141〕右、外作事奉行書面之通、無拠儀ニ相聞申候間、為遂詮議候所、別紙、時計師直段書之通ニ御座候間、早々御間届御座候様仕度、御間届之上者、御入用銀之内を以、相払申度奉存候事、

御作事所

(〔二〕)

覚

一、金拾七両　上々銀七之子アンクル付　中舟時計無双釜、壱ツ

一、拾壱両　同中位之所

一、拾両より六両弐歩迄　同アンクルなし

一、五六両　和西根付時計、壱ツ

但、古渡り直しの分、

右之通り御座候、以上、

御作事　御役所　時計師　治助　判

(〔四〕)

覚

残元

一、七拾八匁宛　御切米大工　田沢権三郎

下条之通御算用場へも　中山茂左衛門

為承知、申遣ス　清水清之丞

大西金蔵

但、去戌年御取扱壱人ニ付、百目宛御貸渡、毎年三月中五匁宛返上、

残元

一、七拾八匁四分四厘宛　中山茂左衛門

但、去戌年　若御前様　御国江被為入候節、御宿拵方御用相勤、於江戸表金三両御貸渡、文久三年より七ケ年賦、毎歳八月中弐拾九匁壱分四厘宛返上、

(朱書)

「残元」

(朱二字訂正)

一、「三拾七匁壱分三厘」八拾五匁七分壱厘　清水清之丞

ゝゝゝゝゝゝゝゝゝゝ

但、去亥年　姫君様江戸表より　御国江被為　入候節、御旅館見分御用相勤、金壱両御貸渡、元治元年より七ケ年賦、毎歳五月中、九匁弐分九厘宛返上、

(右朱項上部貼紙)

「残元

一、八拾五匁七分壱厘　清水清之丞

但、去丑年　御上京為御用、相詰候節、依願通用銀百目御貸渡、慶応二年より七ケ年賦、毎歳六月中返上、」

元高

一、百三拾目　中山茂左衛門

但、去ル寅年京都より罷帰り候節、御貸渡、当卯年より七ケ年賦返上、

残元

一、三拾九匁　先大鋸肝煎　松島甚斎

但、去丑年江戸為詰人罷越候節、金三歩御貸渡、慶応二年より五ケ年賦、毎歳六月中、九匁七分五厘宛返上、

右之者とも、御扶持方大工等之節、御取扱銀等御貸渡、返上方之義、但書之通、上納仕来候所、先般御切米大工ニ被　仰付、各様御支配相成候間、以来上納方御引送り申候条、御取揃可被成候、以上、

卯六月　関沢六左衛門　印

(164)
三浦八郎左衛門様

御作事所御仕法ニ付、御切米大工御取立ニ相成、他国詰并遠所出役之節、御扶持方等断次第、渡り方不指支様仕度、且御扶持方大工、遠所江出役之節者、馬銀三人江壱疋御渡之御定ニ御座候得共、御切米大工之儀、之(其カ)地他国共、馬銀弐人江壱疋御渡御座候様仕度、且又御切米大工遠所出役之砌、旅装速(速)之侭、通懸見分等、為致候之儀も御座候ニ付、雨具持小者請取、相渡可申筈ニ御座候得共、人多出役毎ニ受取候而者、御不益とも相成候間、自分ニ為相弁、其雑費出役中、壱日三匁宛、御作事所御入用銀之内を以、相渡候ハ丶、格別御益之筋与奉存候間、尚更御僉議之上、御聞届御座候ハ丶、予而御算用場江被　仰渡可被下候、以上、

卯七月(朱書)「二日」　神戸直次郎

横山外記様

(朱書)「安井持参、久保田他吉郎ヲ以、及御達、」

(右条項上部、朱ニテ追筆)「下条之通、及御達置候処、御聞届難被成、遠所出役之節、壱人扶持御渡、雨具持無之而指支候節ハ、人馬御渡、他国詰之節、壱人扶持、馬銀六人ニ壱疋、御渡被成候段、九月十二日、馬場へ被仰渡候事、」

(165)
覚

一、六ツ　飯切桶　一、五ツ　米炊桶
一、弐ツ　米漬桶　一、壱荷　水荷桶
一、千余　昼笣　一、五ツ　鷹(ネ)
一、壱ツ　御塩桶　一、拾壱本　杓子
一、拾ヲ　荷箱　一、七ツ　飯斗桝
一、丸瓶　梅干　一、四ツ　兵粮櫃
一、五ツ　舂臼　一、五拾挺　杵
一、弐拾本　荷棒　一、拾五(ネ)束　明松
一、五ツ　壱斗鍋　一、拾枚　釜
一、六ツ　運送方長持　一、壱万六千五百枚計　竹皮
一、四拾木呂計　松　一、千弐百五拾貫目計　薪

〆弐拾弐口

右、兵粮焚出御用之御道具、舟小屋内、御弓土蔵内有之品々員数通、曁右土蔵東戸前鎖鍵共、御城番前田兵部等江引渡申候、此段御達可被成候事、

卯七月(朱書)「四日」　(朱書)「安井持参」

内作事奉行

(166)
右、内作事奉行書面之通、御達申候事、

御作事所

(167)
一、左之通、被仰渡候ニ付、及御返答候事、

別紙相渡之候条、可被得其意候、以上、

六月廿三日

(168)
関沢六左衛門殿、横山三左衛門、御武具方御用聞町人等、御作事所焼印札を以、昼夜御門出入為致所、今度御作事所御仕法ニ付、右印札同所江指出候様申越、引送候ニ付、改而

内作事奉行手合より受取申度御座候間、右奉行へ被仰渡可
被下候、以上、
六月廿日　狩谷判平　判
園田助左衛門　同
吉見久之助　判
横山三左衛門様

(169)
覚
一、拾五匁　御扶持方大工等并諸肝煎棟梁等役所内
諸役所相勤候者迄
一、拾弐匁　大工
〆
拾三匁五分
拾五匁
一、拾匁三分　屋根葺
板枇
〆
一、八匁　木挽
〆
一、八匁五分　桶師
飾師・塗師
畳刺
一、九匁八分　表具師
瓦師
〆

一、七匁七分　上日用
一、七匁　中日用
一、九匁六分　石積日用　〔朱書〕「杖突・食事番前々之通、可相渡候事」
但、道具代共
一、拾匁八分　左官　日用頭口銭常日用同様
一、拾六匁　石伐
一、石伐作料之儀者、当時金谷　御殿御普請ニ付、御普請□□
残引揚候由ニ付、当分時々遂僉議、可被取極候事、
一、諸丁場建棟梁者、壱分増可相渡候事、
一、時刻其外、遠方御用日帰之分等、都而是迄之通ニ候事、
右之通、当分相極候間、大工職之外、当五月朔日より之分、可被
相渡候事、
卯七月　御作事所
内作事・外作事御入用方へ相廻ス、
右作料極書壱通馬場持参、御勝手方久保田他吉郎を以、及御達、

(170)
御作事所附
御横目足軽
右、今般御作事所御仕法ニ付、小松　御城内内作事奉行手合
ニ相成候様、御達申様ニ付、以来同所　御城内御門々々出入
方、右役名押之通、夫々不差支様、早速御城番中江被　仰渡候
様仕度奉存候、以上、
卯七月廿日　関沢六左衛門
村井又兵衛様

右、御達紙面執筆役江添紙面ヲ以、御達方願遣候事、

(171) 八月廿四日
一、左之御覚書両通、御用番御助弾番殿於御座、安井江御渡被成候
二付、夫々呼出申渡候事、
馬場清大夫等江

(172) 御切米
一、三拾俵宛
御扶持方棟梁 疋田源六
池上太兵衛
火消棟梁 荒木屋 八郎兵衛
町方大工棟梁 京屋 藤吉
宮木屋 忠作
絹屋 三郎右衛門

右、源六等御切米大工三被仰付、御宛行如此被下之、源六・
太兵衛、只今迄之御宛行被指除之候条、可被申渡候事、
馬場清大夫等江

(173) 御切米大工疋田源六等六人、当人迄苗字・帯刀 御免被成、町
奉行支配、被仰付候条、此段可被申渡候事、

(174) 其方儀、御用有之候条、追付当場江可罷出候、以上、
八月廿四日
追而、刀・上下可有持参□□
疋田源六方
等六人江
御作事所
但シ、杉原半切二而壱通宛

(175) 御扶持方棟梁疋田源六等六人、別紙写之通り被仰付候旨、御
用番御助弾番殿被仰聞、則申渡候条、御承知として申進候、以
上、
八月廿四日
三浦八郎左衛門様
安井和介 印
右文中、別紙者御覚書両通也、

(176) 一、左之書取之趣、棟取江申渡候ニ付、内外両奉行江も為承知申渡
候事、
棟取江
内作事方 疋田源六
池上太兵衛
宮崎忠作
絹川三郎右衛門
外作事方 荒木八郎兵衛
中川藤吉

右之通り申渡候条、此段可被申渡候事、

卯八月

(179) 右之通り、棟取江申渡候条、可被得其意候、以上、

八月廿四日　御作事所

内作事奉行中
外作事奉行中

前段名書之通、別紙ニ而、

御扶持方棟梁　疋田源六

(179) 御切米
一、三拾俵

同　池上太兵衛

火消棟梁
荒木屋　八郎兵衛

町方大工棟取
京　屋　藤吉

同　宮永屋　忠作

同
紺　屋
三郎右衛門

右、源六等御切米大工ニ被　仰付、御宛行如斯被下之、源六・太兵衛、只今迄之御宛行ハ被指除之、且源六等六人、当人迄苗字帯刀　御免被成、町奉行支配被　仰付、

右之通、可申渡旨被仰渡、則申渡候処、難有仕合ニ奉存候段、私共迄申聞候、依而引請御請上之申候、以上、

卯八月廿五日　安井和介

本多播磨守殿

右建物也、

馬場持参、竹□□久之助を以相達、

御扶持方棟梁　疋田源六

(180) 御切米
一、三拾俵宛

池上太兵衛

火消棟梁
荒木屋　八郎兵衛

町方大工棟梁
京　屋　藤吉

同　宮永屋　忠作

町方大工棟取
紺　屋
三郎右衛門

右、源六等御切米大工ニ被　仰付、御宛行如斯被下之、源六・太兵衛、只今迄之御宛行被指除之、且源六等六人、当人迄苗字帯刀　御免被成、町奉行支配被　仰付、

右之通り、昨廿四日、就仰渡候、此段御達申上候事、

八月廿五日　安井和介

(朱書)「馬場持参」

御城方　（朱書、早下同）「早川浅之丞」
御勝手方　「羽野幸太郎」
御次　御達申候事、「猪山彦蔵」
御横目所　御届申候事、「神戸金三郎」
御算用場　為御承知申進候、以上、
御普請奉行衆中　為御承知申達候、以上、
会所御奉行衆中　右同断、

（181）

一筆致啓達候、然者昨廿四日別紙写之通、被　仰付候旨、御用番御助弾番殿被　仰聞、則夫々申渡候、右得御意度、如斯御座候、以上、

八月廿五日　安井和介　印

前田徳太郎様

右同断之趣、同月廿九日、江戸表江申遣候事、

（182）

一、是迄之内外役所等、諸品附出シ請取通指止、御修覆方等、中勘図帳有分、図帳ニ疊紙いたし置、御入用方より請取候品々、曁木割方等より可請取材木類、并柿板等御修覆ニ罷越候、棟梁所等より右疊紙ニ相調指出候へ者、於御入用割印之上、品物可相渡候事、

一、指掛無図之分ハ、一紙ニ何々御修覆与申名目端書ニいたし差出候ハヽ、諸品渡方、前段之通、可被相心得候之事、

一、大工等諸職人御修覆方棟梁之者、日々面附いたし置、御歩横目等、見廻候節、印章請置、御修覆出来之上、図り帳ニ縲キ指出候様、内外両奉行等江申渡候事、

一、小細工之儀も前段同様、申渡候事、

一、場内諸役所渡り料紙之義、其役所々々請取通ニ直盛いたし置、本勘可被相立候事、

一、前段之通ニ候条、図帳等紛失有之候而者、不相成義ニ候、御修覆名目、留帳いたし置、品物請取ニ指出候節、右図帳、頭江印章いたし、御修覆出来之上、各江相達、右図名目留ニ入掛致、入掛無之分ハ、可被遂詮義候事、

右之通り、来月朔日より相改候条、被得其意、夫々入念可被取捌候、以上、

卯八月　御作事所

前田徳太郎殿
毛利丈左衛門殿
堀　欣之丞殿
園部仙次郎殿
嶺　幸右衛門殿

（183）

右之通、来月朔日より相改候之旨、御入用方江申渡候条、可被得其意候、以上、

卯八月　御作事所

内作事奉行中
外作事奉行中

別紙ニ而

御歩横目役所
棟取役所
御横目足軽役所

(184) 御切米大工他国詰等之節、御扶持方代等、御渡方之儀、及御達置候処、遠所出役之節、壱人御扶持方御渡、雨具持無之而指支候、御用之砌者、雨具持御渡、他国詰罷越候刻、壱人御扶持方、馬銀六人ニ壱疋御渡之義ニ御聞届之旨、当十二日、被仰渡候間、此段申進候、依而先日来遠所出役之分、曁以後他国詰等之節、於御手合、右之通り、御請取御渡之様致度候、以上、

卯九月十六日　　関沢六左衛門　印

不破亮三郎様

(185) 九月廿八日
一、左之通申渡候事、

はし裏
棟取へ

(186) 大工棟取
嶋屋
甚作

松任屋
藤兵衛

林屋
理右衛門

寺井屋
和助

越中屋
勘右衛門

右之者、火消棟梁役申付候条、此段可被申渡候事、

卯九月

但、壱通充

(187) 大工棟取
嶋屋
甚作
等五人

右之者共、火消棟梁役兼帯申渡候間、為御承知申進候、以上、

卯九月　　馬場清大夫

不破亮三郎様

(188) 真長寺門前
林屋
理右衛門

中橋町
寺井屋
和助

大工町
越中屋
勘右衛門

右棟取役
西御坊町紺屋
伊右衛門

伏見寺門前小松屋
平吉

玉泉寺門前小間物屋
宗七

大工町泉屋
新八

春日町小間物屋
（以下、合点ト考ル）
「火消棟梁也、」
喜右衛門

森下町浅野屋
清兵衛

木町杉木屋
伊兵衛

塩屋町越中屋
弥右衛門

鍛冶町中村や
理右衛門

塩屋町青谷屋
善助

塩屋町のとや
清次郎

下伝馬町森や
安兵衛

西養寺前越前や
甚四郎

大工町近江や
甚兵衛

新立町三丁目嶋屋
重平

高畠屋庄右衛門
せかれ
彦三郎

野町広瀬屋 喜助（兵衛（朱ニテ訂正））　　大工町升屋 七左衛門
（＊ココニ追筆①）
南町越中屋 宅次郎　　折違町内田屋 六郎兵衛
妙慶寺門前今町や 宇兵衛　　大衆免亀渕町 越中屋（以下、合点ト并朱）「火消棟梁」清左衛門
折違町北村屋 半兵衛　　専光寺前諸江屋 清太郎
石坂町島田屋 徳右衛門
（＊ココニ追筆②）
右、差引役

（右、広瀬屋喜助ノ上部ニ朱ニテ追筆①）
「下条広瀬屋喜助与申越候処、重而帳冊ニ者、喜兵衛与申越ニ付、相渡扣候処、広瀬屋喜助者野町寺町ニ付、相違与被成候ニ付、直し置、」
（右、石坂町島田徳右衛門ノ上部ニ追筆②）
「火消棟梁与申来候得共、御作事所ニ而ハ、火消棟梁名書之内ニ無之段、大工肝煎申聞候事、」

右之通、町方大工頭取林屋理右衛門等三人、并大工指引役紺屋伊右衛門等弐拾五人、右名書之者共へ申付候条、為御承知申進候、以上、

九月廿六日　　不破亮三郎

馬場清大夫様 等

尚以、御示合置候ヶ条書を以、町中江夫々申渡候、就右大工棟取五人江火消棟梁兼帯方、早速御申渡之様致度、且大工一統江札被渡候義ニ付、人高之義者、調理中ニ付、追而申進候、以上、

(18)
鍛冶町土屋平助 せかれ 吉郎平
大工町池田屋 又吉
象眼町越中屋 吉平

右之者共、町大工指引役申付候、此間相達置候分共、都合弐拾五人ニ相成候条、此段為御承知申進候、以上、

卯十月二日　　三浦八郎左衛門

馬場清大夫様 等

右請而及返書、且追而右池田屋又吉儀、火消棟梁ニ有之、若同名之者に而も無之候哉、為念申進候、以上、

(19) 十月廿四日
一、左之通申渡候事、

棟取江

火消棟梁
（以下、町名・屋号ハ朱）「荒町横丁 宮腰屋」 茂右衛門
「観音大工町 五十嵐屋」 喜八
「卯辰西養寺町 袋屋」 宇平次
与一郎

「木町壱番丁鶴来屋」　与三吉

定役屋根棟梁

「木新保荒町　谷屋」　甚太郎

「伝馬町　桐木屋」　佐八郎

「御小人町　小松屋」　吉右衛門

与三吉

右之者共、病気等之由ニ而、不参勝ニ付、御用支ニ相成候条、火消棟梁等指除候、此段可被申渡候事、

卯十月

(191)

町大工共江可相渡木札、此間出来、御指越ニ付、人別当場江呼出、夫々相渡候条、御用大工出人、指支無之候、此段為御承知申達候、以上、

卯十月廿六日　町会所

(192)

(＊コヽニ追筆アリ)

御切米大工遠所出役之節、雨具持無之而者、指支候節者、雨具持懸渡候義ニ御聞届ニ付候旨、(相成ニ不ニテ追筆)先達而御紙面之趣、致承知候、然処絹川三郎右衛門義、小松　御城中等御普請方為見分、昨廿六日出立、罷越候ニ付而者、雨具持請取度旨願聞、其段割場江申達候処、難懸渡旨申越、何分差懸候義ニ付、雇を以相弁置候条、追而雇料申達次第、可有御差越候、且又御用之品ニより、雨具持連不連義者、拙者共ニおゐて、難計義ニ付、以来雨具持之義者、御手合ニおゐて、請取御渡有之候様ニ与存候、以上、

卯十月廿七日　三浦八郎左衛門　印

(193)

(＊コヽニ追筆アリ)

御切米大工遠所出役之節、雨具持小者受取相渡可申所、出役毎人多請取候而者、御不益之義も御座候間、自分ニ為相弁、為雑用出役中、一日銀三匁宛、御作事所御入用銀之内を以、相渡候ハヽ、御益之筋与奉存候、当七月、御達申候所、雑用銀之銀之義ハ、御聞届被成かたく、雨具持無之而、指支候節者、雨具持小者御渡之段、同九月被仰渡候、依而出役之時々、私共断次第、右雨具持小者、渡り方不指支様、予而割場江被仰渡可被下候、以上、

卯十月　馬場清大夫

本多播磨守様

(右、上部追筆)

「下条及御達置候処、御人支之折柄ニも有之、旁御聞届難被成旨、久保田他吉郎を以、神戸江被仰渡、紙面御達之事、

十一月廿五日」

(194)

御作事所御仕法ニ付、御作事所定役棟梁之外、大工等平棟梁被指止候付、別冊名書指進候条、棟梁指除方御申渡候様致度候、以上、

十月晦日　安井和介

三浦八郎左衛門様

馬場清大夫様

関沢六左衛門様

(右、上部追筆)

「下条致承知候段、及返書候事、

十月廿九日也、」

〔185〕十一月十六日

一、左之通申渡候事、　　棟取江

附場触出ス、

〔186〕

屋根棟梁定役　善左衛門

右之者、近頃不参勝ニ而、御用支ニ相成候ニ付、右定役棟梁指除候条、此段可被申渡候事、

卯十一月

〔187〕

屋根棟梁定役　大聖寺屋　善左衛門

野町

右之者、近頃不参勝ニ而、御用支ニ相成候ニ付、右定役棟梁指除□□、此段申達候、以上、

卯十一月十六日　　安井和介

不破亮三郎様

〔188〕（ママコニ追筆アリ）

大工平棟梁等御指止ニ付、名書帳ヲ以御申越、夫々申渡候、依而大工職、以後町方大工棟取職柄、差配いたし候に付、先達而仕法通、木札相渡度候、其外しらへ洩候分共、都合四百弐拾七人、別冊名書帳相達候条、早速木札出来可有御指越候、以上、

卯十一月十八日　　町会所

御作事所

〔右、上部朱ニテ追筆〕「下条木札出来ニ付、十二月四日為持指遣候之事、」

〔189〕　覚

一、百六拾目八厘　　屋賃

一、五貫五百弐拾文　　米代

一、四匁六分　　宿料

右、御切米大工絹川三郎右衛門義、小松　御城内御普請方為見分、当十月廿六日罷越候節、雨具持指支候ニ付、人夫雇揚懸渡置候付、追而、雇賃等請取度旨、委曲先達而、申達置候通り候所、今度別紙之通、書出候ニ付、相達之候条、右銀銭高御指越候様致度候、以上、

卯十一月廿六日　　不破亮三郎　印

安井和介様

関沢六左衛門様

右之通、町夫才許書付、絹川三郎右衛門小紙共、両通之銀銭高、前条之通り二付不留、

〔190〕

慶応四年

去卯正月、御作事所御仕法被　仰付、是迄之御大工御指止、御切米大工御取立、定番御歩並次列より右役所へ加り、諸事簡易取□候之旨被仰渡、御人高も御減少ニ相成申候、就而者是迄　御両殿様御寺等御参詣之節□　□為引送、御大工宅人□　□相詰候得共、□　□より右御関所□　□支候□　□引送棟梁迄差□　□且御□　□御出之節、先年者御小休所江御関所持運、御大工相詰申候得共、当時者御郡方江引送、御郡方ニ而、組建申候、就而者御鷹野御振ニ而　御出之節御小休□　□御関所持運、定番御歩並次列等之内より相詰候得共、御人少ニ而、甚持支

申候間、御扶持方大工等之内、差出申候□　□御持支も無御座候ハヽ、奥附御歩横目等之内、為引送申候間、此段御達之様致度候事、

辰四月「五日」　外作事奉行

右、外作事奉行書面之通、差出之申候、依而此段御届申候、御差支も無之哉、否御談之様致度候事、

□　□

「木村持参、御側部屋方斎藤孫八ヲ以、相達候処、御達通り与被　仰出候段、同十四日山崎守衛口達を以、馬場申談候事、」

〔参考史料〕1　天明八年正月　外作事勤方帳

〔表紙〕「天明八年　〔付記〕高畠定辟

外　作　事　勤　方　帳

申正月四日　」

一、私共同役六人之内、当時本役両人、加奉行四人加り相勤申候、遠所御用、先本役之内より罷越相勤申候、若指支申義御座候節、御作事奉行江遂示談、加奉行指遣申候、且亦本役両人之者、越中黒部山御材木伐出方兼帯被　仰付置候ニ付、彼筋御用ニも罷越申候、毎日朝六時比、御作事所之内、外作事役所江罷出、晩七時過ニ罷帰申候、御用少ク、諸職人々足少キ時分者、御作事奉行同事ニ罷出、罷帰申候、尤指急申御普請之節、何時ニ而も、罷出申候、遠所御用無御座、同役不残相揃申時分者、朝五ツ時罷出、交代仕、七ツ時過迄、相詰罷在申候、

一、御参勤・御帰城之時分、河北御門之外江、同役不残罷出申候、

一、内作事奉行不足之節者、御作事所より月番御年寄中江相達、任指図、私共之内、加り相勤申候、

但、御作事奉行不足之節も、右之趣ニ而相勤申、宝暦十三年六月廿三日、御検約〔他〕

二付、小作事役所相止申候、

一、遠所地廻り、外作事方破損見分之節、御作事所より御扶持方大工棟梁指出候節、手間料銀任指図、私共請取相渡申候、

一、遠所御用相勤仕廻申ヶ所書、私共六人、一紙目六仕、御作事奉行同道ニ而、月番御年寄中江、毎年為案内、十二月廿日過、罷出申候、

一、才川・浅野川橋懸直之刻、仮舟橋私共為懸申候、洪水之砌、橋損不申様為仕、御当地在合候仲間、罷出申候、御大工并御扶持方大工・棟梁大工罷出申候、水妨申義者、町歩を以、妨申候、町歩之義ハ、町同心并町歩才許江申談、請取申候、懸り木等御座候得者、拝領地大工、且亦、大鋸木挽等江申付、為切流申候、

一、内作事方為御用、越中東岩瀬ニ罷在候御代官方より、鉛請取申切手ニ、私共仲間壱人為相見、加判仕候、

一、外作事方地廻り御預厩、本堂形、御馬場、御亭、御作事所任指図、壊取申候、

但、本文之趣、前々申送り御座候、

一、浅野川・茶臼山崩申節、私共罷出、相勤申義も御座候、

但、本文之趣、前々申送ニ御座候、

一、外作事方地廻御貸小屋之内、御縮方江指置〔出脱〕□板囲申付候、先年広瀬孫太郎方江、御預ヶ者御座候時分、板囲御用相勤申候、

但、本文之趣、前々より申送り御座候、

一、小笠原土佐守殿〔長泰〕、御当地御通り之節、宿拵御用相勤申候、北小路丹波守殿〔一本末清大夫〕、御当地宿拵御入用銀、御作事所図銀高請取、宿主江相渡申義も御座候、

但、本文之趣、前々より申送り御座候、

一、若、御城近辺出火之節、御作事所江罷出申候、

一、先年御成為御用、私共之内被仰渡、江戸江罷越、御用相勤申候、先年御作事被仰付候刻、外作事奉行之内罷越、御用相勤、其外江戸表外御普請被仰付候刻、外作事奉行之内罷越、御用相勤申候、

一、天徳院并瑞龍寺御修覆之時分、私共之内被仰渡、御用相勤申候、其外大御普請之刻者、私共主付与力請取、御用相勤申候、

但、本文之趣、前々申送り御座候、

一、飛州高山為御用、私共之内、被仰渡、相勤申候、

但、本文之趣、前々申送り御座候、

一、才川・浅の川洪水之刻、為御用、毎年割場より浜引請取置、壱ヶ年切、返上仕候、

一、弐人　棟梁大工

但、外作事方破損修理之品支配、并遠所地廻、御算用御入用仕立御用申付候、近年足軽相渡不申ニ付、留書鉄道具・荒物・古木、其外諸職人日帳改、人足懸御普請会所割場より請取、御作事所江相達、加人申渡、為相勤申候、

一、壱人　小道

但、外作事方小道、為御用割場付小者、御家中役人、又者日用割場より相越次第、

召仕申候、前々者両人召仕申候、

一、外作事方遠所破損御用之砌、町大工棟梁召仕申義者、功者成手算仕者、御用多少ニより一手先江、両人より六七人迄も召仕申候、近年足軽相渡不申候ニ付、人足廻道具才許等御用之品ニ応、大工召連申候、末々御用之ヶ所多、御入用□　□奉行見廻り申候、地廻破損修理為御用、棟梁大工召仕申義も、右同様御座候、

外作事方より新出来并破損仮雪垣等仕申ヶ所

一、御算用場
一、公事場
一、御普請会所
一、町会所
一、御木蔵
但、当時此ヶ所、外作事ニ而不仕候、
一、壁拵所
一、御新蔵[新ニ]
一、御鳥部屋
但、当所[時ヵ、以下同]此ヶ所無御座候、
一、小立野御鷹部屋并役所
一、御□　□小屋
一、両堂形御蔵
一、本堂形之内御厩
但、当時此ヶ所、外作事ニ而不仕候
一、堂形奉行役所
一、所々御預厩
但、当時此ヶ所、外作事ニ而不仕候、
一、道橋奉行役所
但、当所此ヶ所、外作事ニ而不仕候、
一、本堂形前御貸小屋
但、当時此ヶ所、無御座候、
一、小幡宮内前御貸小屋
但、当時此ヶ所、無御座候、
一、前田美濃憐[御]御貸小屋
但、当所此ヶ所、無御座候、
一、射[鳥]風角場弐ヶ所
一、御先筒足軽・定番足軽角場三ヶ所
一、御先弓足軽射場壱ヶ所、月番御箆蔵
一、御持弓足軽射場三ヶ所
一、御持筒足軽角場四ヶ所
一、大組足軽角場三ヶ所
一、豊嶋喜右衛門預角場壱ヶ所
一、土清水御鉄炮薬蔵
一、野田同断
一、田上同断
一、辰巳水道筋樋
一、所々御貸厩
此当時、此ヶ所外作事より不仕候、
一、丹後屋敷御門・堀・柵・簀垣
此当時、此ヶ所外作事ニ而不仕候、
一、不明御門并袖柵
一、横山故右近揚屋敷前懸塀、同続揚屋敷簀垣
一、奥村伊予守揚屋敷辻番所・女中屋敷辻番所・蓮地[池]御亭惣構外辻番所
一、小川火矢細工所
一、高波火矢細工所
但、此ヶ所、当時無御座候、
一、金沢町御高札場
一、御六尺小屋
一、枯木橋際中町香林坊橋際木戸
一、山本石之助脇坂之方土塀
但、当所此ヶ所、外作事より不仕候、

一、浅野川橋并小屋共
一、才川橋
一、笠舞非人小屋
一、御馬廻火消火見番所并足軽小者溜り所
　但、当此ヶ所、無御座候、
右、所々新出来建前、破損修理有之刻、御作事所印有之図請、私共之内弐人、又者加奉行相加勤申候、少々破損修理之義者、棟梁大工壱両人付置見立申候、
跡□□□没所御小屋・御既・非人小屋、連子障子張直繕り、天水桶・水溜箱・井土木替、釣瓶并縄度々取替、毎年仮雪垣、末々奉行支配人より御作事所迄、及断申ニ付、指図請仕候、深雪之節、御貸小屋雪下シ申義、御作事所江申来、割場より人足懸為下申ニ付、為見分棟梁大工付置、私共之内見廻申候、
一、材木・唐竹・葭・小唐竹・杉皮・轄鉄物・縄・筵・蔣藁・畳縁取紙品々、此外諸色請取申義、毎月私共名印仕、御作事所印有之通を以、度々請取、壱ヶ月切木蔵・荒物・鉄才許江切手指遣、送り切手取置申候、
一、葺板品々請取申義、毎月私共名印仕、御作事所印有之通を以、度々請取、壱ヶ月切、批板奉行江切手指遣、送り切手取置申候、当時板批所無御座候、
一、油・蠟燭等請取申義者、私共切手仕、御作事所奥書、会所印請、夫々才許より請取、送り帳面取置申候、
一、竹釘・葭簀・茅・薬焼瓦、買上申義者、直段并手間料於御作事所、小払銀為請取、銀送り帳面取置申候、
一、大工・大鋸木挽・屋ね葺・壁塗召仕申義、毎日人数致吟味、日帳ニ記、印押置、手間料高下之義、御扶持方大工・御扶持人壁塗相極、壱ヶ月切手間料銀請取、切手夫々職人より為出、私共奥書・御作事所印・御添印、会所印・御算用場印請、小払銀・過料銀等為請取、銀送り帳面取置申候、
一、畳刺・表具師・笠張絵師・井掘臼□こり・桶屋御用之砌、召仕申義、町会所江申遣、召仕申候、人数之切手、私共、町会所江指遣、手間料銀為相極、町同心奥書、御作事所奥書印請、小払銀為請取、銀送り帳面取置申候、
一、御家中役人召仕候義、毎日割場江申遣請取、壱ヶ月切人数相記、私共切手仕、御普請会所江遣、送り切手取置申候、
一、割場附小者召仕候義、割場江被遣請取、壱ヶ月切人数相記、私共切手仕、御普請会所江遣、送り切手取置申候、
一、割場附小者召仕候義、割場江申遣請取、壱ヶ月切人数相記、私共切手仕、割場江遣、年中請取申人高、年暮ニ割場送り切手取置申候、小者役人無之時分、日用相越次第召仕申候、
一、日用人足召仕候義者、割場江申遣請取申候、毎日召仕申人数、致吟味通ニ記、印押置、手間料銀之義者、割場定直段相極、十五日切、又者壱ヶ月切、手間料銀請取切、日用頭より為出、私共奥書仕、御作事所奥書、御普請会所并会所印請、役限・小払銀・過料銀等為請取、銀図り帳切手取置申候、并宮腰御囲材木撰出、手返人足之分者、同所町夫召仕無之時者、代り日用召仕申候、手間料銀之義者、宮腰町奉行定直段相極、請取之義者、右同断御座候、
一、非人小屋修覆之砌、同所里子召仕申刻、私共より非人小屋才許江人数之切手指遣、送り切手取置申候、
一、鍬・鎌・山刀・鎌・手子・石廻シ・鶴嘴・石伐道具・持籠之棒・水替小手桶之分、割場ニ而相極、日用頭方より出為遣申候、浜引樫手子・持籠、其外品々御用之砌者、御作事所より紙面遣置、御普請会所并割場道具奉行より、私共仮切手を以、度々請取、年暮切手相添、不残返仕候、
一、金沢　御城外并遠所新出来・破損修理在之刻、御作事所場印有之通ニ、諸色相記、私共名印押、西丁口御門番人被遣、相通候、但、壱ヶ月切通相改申候、
一、御用ニ不立古木・古板等御払之時分、於御作事所相極御払物定役人、上ヶ切手ニ私共奥書会所印請、三十日限り諸方諸土蔵江為見、請取切手取置申候、遠所入札御払物之義者、其所ニ而見届、高札江売渡代銀受取被帰、上納之義ハ、廿日以前諸方御土蔵上納仕候、
　御領国中新出来、破損修覆、外作事より仕申ヶ所
一、所々御旅屋
一、所々御高札場
一、所々御膳水井留覆
一、粟ヶ崎御亭
一、所々御材木小屋
一、所々御材木御囲廻り垣并砂除垣

一、所々御蔵
一、所々舟橋道具入小屋
一、所々御貸小屋
一、魚津附足軽角場
一、所々御関所橋御番所
一、所々御土蔵
一、宮腰御船同小屋
一、所々牢屋
一、所々ニ而被召上候御材木、并惣木間尺御用
一、庄河原より伏木御囲迄、御材木川下シ
一、加越能御普請御座候節、前々者私共両人宛罷越、相勤申候、無人之節、加奉行相加相勤申候、御入用銀高、壱貫目より私共両人罷越、五百目より以上者、壱人罷越、五百目以下者、御扶持人御大工、或棟梁大工指遣、出来之上見分、私共罷越申候、且又五百目より以下ニ而も、御普請之品々より、御作事奉行示談之上、私共主附申候、

但、明和二年十二月御□紙を以、御俊約ニ付、壱人主付罷越、重キ御普請より両人罷越申様被仰渡、当時相勤申候、且亦御大工・御扶持方大工召連、罷越申候、

右之趣、前々申送り御座候、当時も壱人宛ニ付、相勤申候、
一、大橋懸直并建前等之刻、御入用拾貫目以上、御作事奉行出来見分取候、百貫目以上、御作事奉行主付申談、御用勤申候、
一、小松　御城中御土蔵并橋御修覆、当時不仕候、
一、御材木等請取之義、御作事所より押紙面、并私共仮切手を以、御材木御囲奉行より請取、追而本切手相極、御副印・御作事場印請、最前仮切手与取替申候、右奉行入切手取置申候、

但、本文前々申送り御座候、

一、橋懸直并修覆之刻、舟借申賃銀相渡申義ハ、其所々支配奉行・十村吟味仕、奥書在之切手を以、賃銀相渡申候、
一、御領国中所々ニ而、橋懸直シ御用之砌、槻・杉、其外新木請取申義者、御作事所より御算用場江相達、御郡方より伐出、相渡申ニ付、私共受取切手仕、御郡奉行江指遣、送切手取申候、但、私請取申義も、御作事所より御算用場江相達、御郡方より伐出、相渡申ニ付、私共切手・月番御年寄中裏印請、御郡奉行又者山奉行江遣、送り切手請取置申候、
一、鉄物品々請取申義者、私共より鉄荒物才許江紙面遣、売上人手前より、所々御普請所江持参員数・貫目等相改請取、私共員数之切手・御副印・御作事所場印請、荒物才許江遣、送り切手取置申候、
一、御領国中御旅屋・御貸屋、所々破損修理為御用、畳表縁取紙品々、漿粉・麻・縄筵藁、荒物才許より請取、私共切手・御副印等請指遣、送り切手取置申候、
一、畳刺召仕申義、其所々支配奉行、手間料吟味仕、奥書有之切手を以、手間料銀、私とも相渡申候、
一、所々御旅屋・御貸家等、御修理御用之砌、料紙・畳・縁布請取申義ハ、私共切手ニ御作事所奥書、会所印請、別紙并呉服奉行より指引、送り帳面取置申候、
一、御算用場ニ而賃銀相極、遠所人足仕候義者、毎日召仕候人数、致吟味通ニ記、印押置、日用才許より切手為出、手間料銀、私共相渡申候、
一、縄筵・蔣・藁・根苧籠・そた等御用之砌、於御算用場相改、売上人手前請取、切手取、代銀私とも相渡申候、
一、御材木・竹・葺板、其外品々、所々江為着届申、駄賃相渡申義、其所々馬肝煎切手ニ、十村奥書有之切手ヲ以、賃銀私共相渡申候、
一、所々御旅屋・御貸屋・御蔵等、御修理御用之砌、唐竹・薄、其外品々買上申義、其所々支配奉行并十村等直段吟味仕、奥書有之切手ヲ以、代銀私共相渡申候、
一、所々橋懸直修理御用、不足古鉄有之刻者、費用相改、於御作事所直段相極定、買請人江相渡、代銀上ケ申切手ニ、私共奥書・御作事所奥書・会所印請、代銀□屋小物上ケ請取、切手取置申候、
一、所々橋懸直、橋台其外ニ而も、石垣御用有之砌、御普請会所付不残受取申時分ハ、私共より人数之切手指遣、右同所送り切手取置申候、
一、所々遠所并金沢廻り右御普請・破損修理有之刻、人足廻為御用、足軽請取申時分ハ、割場江被遣相越次第付置、壱ヶ月切人数相記、私共切手指遣、年中人数高年高ニ、割場送り切手取置申候、

但、本文之趣、前々より申送り御座候、

一、所々建前新出来、破損修覆御入用、中勘銀請取申刻者、私共切手ニ御作事所奥書・御普請会所印請、小払銀・役銀・過料銀等之内、請取来々請色買上物代、諸職人之手間、運賃・駄賃銀等ニ相渡、追而夫々員数致吟味、私共本勘切手相極、右添場印請、最前中勘銀指引仕、送り帳面切手取置申候、

一、御材木ハ召上候刻、御作事所より員数紙面相渡、両人御扶持方大工、并材木直段師四人(甘)連、御材木位付、何寸角壱本ニ付、直段何程為付、精誠遂衆義、位付・間尺為相改、員数吟味仕、買上申候、右御材木之内、上中下合紋為致、御囲江入置、其所御材木支配奉行、又者才許之人々江相渡申候、

但、本文御材木御召上、当時者指懸御用高迄御召上ニ而、御囲入置申義無御座候、

一、所々新出来・破損修理御用之御材木、引落切木有之ニ、御用ニ可立分、其所々肝煎、又々御蔵番人江預置切手取、御作事所江出置、重而、破損修理有之時分ハ、品々請渡申候、

一、大橋等懸直之刻者、末其分ニ被指置、又ハ修理仕候半而も可然哉、為証義、私共之内、壱人御大工召連、罷越申義ニ御座候、

一、地廻遠所共、年中御入用請色物送り帳切手并銀払、請切手請場印合押之奥書、帳面ニ仕立、段々遂御算用申候、并御入用帳面ニ仕立、御作事所江指出申候、

右、外作事方、私共跡々より勤方等之趣、如此御座候、

天明八年正月四日

小篠　善四郎　判
副田　左次馬　同
野田太郎左衛門　同
毛利猪右衛門　同
中村　宗助　同
水鳴宇左衛門　同

〔参考史料〕2　文化八年八月　相改候御作事所仕法帳

〔表紙〕
「文化八年

辛未八月

文化八年相改候御作事所仕法帳

御在府

〔貼紙〕
宇野富良献

〔印子〕
御勝手方」

一、定役町棟梁并定立日庸勤方、是迄之通相心得、弥諸事綿密ニ相勤候様、申渡候事、

一、所々御普請ヶ所ハ不及申、大工小屋等仕事たりとも、大小ニよらす、御大工・御壁塗・御横目足軽・御扶持方大工、御国棟梁等立会見分之上、図り書相仕立、職人・鳶・日用懸り、高多少ニよらす、都而町棟梁共江請負ニ申付候事、

一、惣而見分之節、町棟梁壱人、鳶口遣壱人召連、損所御修覆方ニ応シ、人数懸り高為見図、御大工等聞請、御修理方ニ引合セ、僉議之上、見分帳ニ書記シ申候、尤請負ニ申付候ニ付而之見図りニ候間、精誠引詰候而、重而逐僉議候而茂、引方無之様図り立候様申渡候事、

一、御普請所吟味方為御用、御横目足軽五人請取、諸調場并大工小屋等、繁々為見廻、諸事遂吟味、出来方等為見届申候、且又職人・日用等毎日之懸り高、帳面ニ為記置、壱ヶ所々々出来之上、人数高御作事所江為書出、請負人数高与引合セ、若請負高より過分人少ニ而致出来候節ハ、見図り人手前相糺、品ニより咎申渡候、自然見図り誤ニ而、請負高より人数懸り高過分ニ相増、損分ニ相成候様之節ハ、是又相糺可也ニ取計遣候義も、可有御座候事、

一、所々見図り為御用、棟梁大工并鳶口遣壱人宛、毎日相雇召仕、見分御用之外ハ、指懸り候諸事、御用ニ召仕候事、

一、北御居宅并御居宅、暨御中屋鋪　御殿風入、定日ニハ棟梁大工并日用壱人宛、召仕候事、

一、御能御用并御客等有之節、御間補理為御用大工・鳶・日用相雇申義ハ、其時々逐僉義、召仕申候事、

一、御次并両御広式主附棟梁大工、壱ヶ所壱人宛、相雇召仕申候、御広式之分ハ、御用透ニ者、外御用為相勤申候事、

一、諸事指懸り候御用、或ハ小細工・繕イ物等、都而図立難致品之分ハ、御国弟子大工并前条ニ有之候雇大工ニ申付、成限り不時雇不仕様、相定申候事、

一、壁方見図りハ、定役左官棟梁ニ為相勤候事、

一、屋根方之儀ハ、定格当り仕事有之品ニ付、見図人相立不申、若大風・大雨等、非常之節ハ、品ニより相雇召仕申候、漏指等差懸り御用ハ、御国弟子屋ね葺ニ、為相勤申候事、

一、御中屋鋪之義ハ、兼而御扶持方大工壱人、主附相勤候に付、主附町棟梁相止候事、

一、御扶持方大工壱人、御殿向諸事御用主付申渡候、暨御寺方茂主附相勤申候事、

一、北御居宅并御居宅ハ、御国屋根葺棟梁主附申渡、御屋ねニ不限、破損有之候ハヽ、訴候様申渡候事、

一、御次并両御広式御用単筒・長持并箱等之類、是迄大工方ニ而、出来申付候処、御入用多相懸り申ニ付、今般町方指物師逐僉義、御用申付候事、

一、定役棟梁并定立日用等、平日指定り候雇高之外、不時ニ雇職人・日用等、毎日帳面ニ記置、壱ヶ月切相しらへ、翌月初ニ、右帳面、御省略方役所江差出、前月分通と帳与取替申候、若雇人高過分之節、相記候様被仰渡候、且又無拠趣ニ而、多ク相雇申節ハ、其時々、御省略方江相達候事、

一、七ツ時以後、若御近火之節、馳着候職人・鳶・日用江壱人手間料相渡申候、七ツ時前より火事ニ而、指留置候節者、時割を以、手間料相渡申候、且又請負方之者に而、調場打捨馳寄候者も、夫々逐僉議、着到ニ記、時割手間料相渡申候事、

右、今般御作事所仕法改之儀、先達而御達申上、御聞届之上、相極候趣、如斯御座候、猶更心附候趣者、追々御達可申上候、以上、

未十月　　印

本多勘解由殿　　金谷佐大夫　判

【解題】

加賀藩の作事所をさぐる

一　作事所の変遷

1　作事場と作事所

作事所は、延宝四年（一六七六）に蓮池庭が存した場所より金沢城の新丸に移って以降、新丸に位置した。新丸という曲輪は、慶長四年（一五九九）、前田氏と徳川氏が対立した、いわゆる「慶長の危機」を背景に造成され、城内に取り込まれた曲輪で、それ以前は、町屋や寺院があったとされる（滝川二〇一〇）。いわば城内でも新しい曲輪であり、そのため新丸との名称が付けられたものとされている。江戸初期の景観を描いたとされる絵図には、家臣団の屋敷が示されており、のちの八家横山家が俗に新丸家とよばれていたとの伝承は、そうした名残であった。

その後、藩政構の整備にともない新丸には、藩主が在府中に重臣らが藩政を取り仕切る越後屋敷や藩主の武具・武器等の製作にあたった細工所（宝暦大火以降は、堂形へ移る、足軽や小者を統括する割場や下台所、そして作事所が置かれるなど官庁街としての様相を呈するようになった。

しかし、そもそも作事所という役所そのものが明確にいつころから存在し、蓮池庭に位置するようになったのかなど、その嚆矢については、明確ではない。

この点については、近世後期頃には、すでに人々の記憶にとどめられていなかったようで、『越登賀三州志』を誌した富田景周も、明治以降の考証、森田平次著『金沢古蹟志』や日置謙『加能郷土辞彙』などでも、異口同音、金沢御堂時代の建物を活用したという以外は明らかにしていない。宝暦の大火をはじめとする大火もあったから、関連の史料は焼失したのであろう。

江戸初期の作事所については、作事奉行が寛永期に存在した証左があり、寛永十三年十一月十三日の作事方の定書のなかにも、「材木奉行手前より、作事場諸方へ相渡候材木之分、一ヶ月充帳面相極、会所へ可相渡事」などとあり、おそくとも寛永期には「作事場」の組織があったらしいことがわかる。万治二年の定書にも、「御作事場ニ有合候古木等御用ニ遣候分ハ払捨候事」などとあるから、恒常的な組織であったことも確実である。また、内作事奉行や外作事奉行が、明暦から寛文期にかけて命ぜられたという考証がある（『藩国官職通考』）、国中の作事が作事奉行より申し付けるともあるから、寛永期にみえる「作事場」は、のちの「作事所」となるものへと受け継がれていったものとみられる。

2　絵図でみる作事所

江戸時代の絵図に作事所はどのように描かれているだろうか。

文化五年の大火後、江戸後期の景観を描いた絵図に従って、作事所の位置と景観を確認してみることにする。城の北側に位置する尾坂門（尾坂口門）から城内に入り、90度右に折れ、正面にみえる土塀と南北にせり出した、いわゆる南北堀に囲まれた、ほぼ長方形の区域がある。これが「作事所」である。細かくみていくと、大きく二つのエリアから成っていることがわかる。すなわち、作事奉行・内作事奉行・外作事奉行らが執務をおこなう「役所エリア」と小屋

や物置が配置された、いわば、「小屋エリア」空間である。

さきにふれたように、江戸中期の藩士冨田景周も「越登賀三州志」で、金沢御堂時代の建物を作事所の建物として活用していると指摘するが、作事所は、万治二年（一六五九）に現在の兼六園、蓮池に移り、延宝四年に再び、この新丸の地に移ったのだとされている。万治二年といえば、前年に三代藩主利常の急逝し、青年藩主へと成長した五代綱紀が岳父保科正之の後見のもとで事実上の藩政の舵取りをはじめた時期にあたり、幕府の巡検上使が金沢に訪れた時期に符合する。小松にあった利常付の家臣団が金沢へと返され、城下再編成の時期であった。利常から綱紀への時代の転換期にあって、城内や近隣の整備の一環として作事所の移動を位置づけるのがよいと思う。

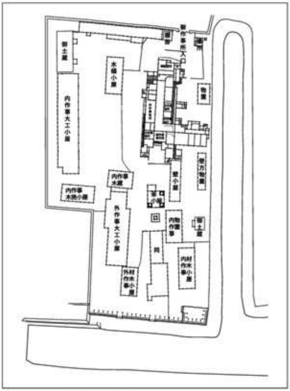

図１　江戸後期の作事所
「金沢御城内外御建物図」（前田育徳会蔵）をもとに作図

ところで、金沢城の全域を描いた絵図のなかに、新丸の作事所について、「津田玄蕃上り地」などと記すものもある。この点について景周は作事所が延宝四年に再度新丸へ移るに際し、手狭であることから、津田玄蕃の旧宅をも併合したという考証をしている。

その後、作事所は、一貫して新丸の同一の位置で推移したものであったが、絵図をみていくと作事所エリアの景観（配置）は、年代によって変化があったことが確認できる。

まずは、絵図によって景観の変化をみていくことにしよう。

慶長の絵図を除き、金沢城の最古の景観を描いたとされる絵図は、安土城考古博物館蔵「金沢城図」である。この図によれば、蓮池に「作事所」がみえており、万治二年以降、延宝四年以前のものと確認できるが、今はこれについては除外することにしよう。

ついで、十八世紀前半の景観を描いたとみられる「金沢城図」（金沢市立玉川図書館大友文庫）や江戸の前期から中期にかけての作事所の形状を示している「金沢城御作事所絵図」（金沢市立玉川図書館加越能文庫）をみていくと、塀と南北堀に囲まれた空間に、南西側に「御作事」と記す梯子状の役所がみてとれ、その東側に「寺社方」、「作事所」の内側を取り囲むように「荒物所」「内作事方大工小屋」「木挽小屋」「外作事方大工小屋」「板批小屋」「小作事小屋」などが存した（口絵参照）。

一方、江戸後期の絵図をみると、役所や小屋の配置（形状）が異なっている。

文政十三年（天保元年　一八三〇）の「御城中壱分碁絵図」（横山隆昭氏蔵）では、御役所の梯子状の形状は、L字状へと変化しており、小屋の配置なども異なっている（口絵参照）。天保四年から九年に比定されている「金沢御城内外御建物図」（前田育徳会蔵）は、「御城中

壱分碁絵図」と大きな相違は認められなかったが（図1も参照されたい）、その後改変はあったようで、嘉永三年改正の「御城分間御絵図」（前田育徳会蔵）では、役所も増築され、形状も変化しており、役所の北側に位置した「土蔵」は取り払われている姿がみてとれる。最北端に位置した「材木小屋」にも変化があったようである。

前中期と後期の大きな間取りの変更となったきっかけは、宝暦九年の大火であったと考えられる。

宝暦九年の火災は、金沢城ならびに城下を焼き尽くす大火であり、城の北西部分一部を除いて焼失、二ノ丸御殿も焼け、早急な復旧が必要となった。新丸では東側に位置する、細工所・越後屋敷・作事所が被災し、西側の下台所・割場などは、焼失を逃れたのである。

もう少し江戸後期の作事所の景観について、役所エリアとその他のエリアとに分けて述べておきたい。

【役所エリア】

次に、もう少し役所のエリア内部に立ち入ってみよう。江戸後期の天保四年から九年頃の景観を描いたとされる「金沢御城内外御建物図」（前田育徳会蔵）をみると、役所エリア内は、大きく、内作事方と外作事方・寺社方に分けられている。エリアの南西部に式台があるので、ここが出入口となっていたことがわかる（図2参照）。間取りは、中央の廊下を挟んで、東側は、いわゆる内作事方のエリアで、内作事奉行の執務室をはじめ、内作事役所、御大工などがみえる。また、南北堀側、すなわち西側は、外作事方や寺社方のエリアで、外作事奉行をはじめとする外作事役所、寺社方修理才許、寺社方役所、御大工の詰所が見える。また、役所の北側には、東西に、内作事奉行、作事奉行、御大工頭、図り所、御算用方、壁方、留所

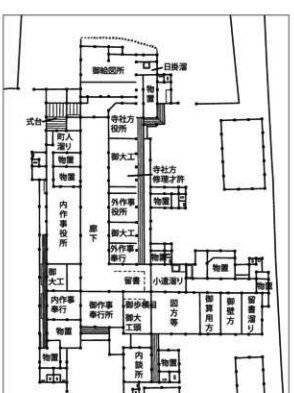

図2　江戸後期の作事所役所エリア
「金沢御城内外御建物図」（前田育徳会蔵）をもとに作図

溜があった。奉行たちは、ここを執務室としていたことがわかる。

【小屋エリア】

同じ、「金沢御城内外御建物図」（前田育徳会蔵）に従って役所以外の建物をみていこう。役所のエリア以外には、取り囲むように、南北に小屋や物置が何棟も建ち並んでいた。

役所の東側には、水磨小屋があり、そのさらに東側に「土蔵」「内作事大工小屋」「内作事木挽小屋」「内作事木蔵」がみえる。「内作事木蔵」の北側には、「外作事大工小屋」「外作事材木小屋」が配される。内作事関連の小屋は多いようで、「役所エリア」の北側、大手堀の際には「内作事材木小屋」が二棟、その南に「内作事物置」があった。

このように、外作事方の小屋・物置に比して、内作事方の小屋・物置きがきわめて多いことが確認できる。おそらく、城内の作事方

に対応する体制が、この作事所の配置をみる限り整っていたことが確認できるのである。

3　作事方組織の改変

次に、作事方は、とくに江戸中期以降において、奉行の廃絶・復活等何度か変革をともなっていることが伺えるので見ていくことにしたい。

作事奉行や内作事奉行、外作事奉行の任免の履歴を知るには、「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）が至極便利である。「諸頭系譜」は、江戸後期の文化六年に藩士木村信尹により著されたもので、同七年津田鳳卿の序がある。その後幕末維新期まで書き継がれている。江戸初期からの諸役に就いた人物を年代を追って書いており、いわば、加賀藩における「柳営補任」であるといえる。

そのなかには、江戸後期から幕末維新期にかけて、仕法改、すなわち作事所組織の改変をうかがわせる註記がある。本報告書の口絵や巻末附録には、作事方の三つの奉行、すなわち作事奉行、内作事奉行、外作事奉行についてこれを参照していただくとわかるように、確かに何度か制度上に改変があったらしいことがわかるであろう。

この史料は、幕末維新期にまで書き加えられた編纂物であることを考えると、本来、史料批判が必要なはずで、慎重を期す必要があるように思われる。とくに、江戸初期から中期にかけては、誤りも目立つようであるので、おのずと史料としての限界がある。その点を克服すべきであろう。今回、重臣層（年寄・家老・若年寄等）の日記類など確実な史料で確認を試みたが、管見の限り、単刀直入に語る史料は、いまのところ一部を除き見当たらなかった。今後の調査が待たれるところであるが、いまは、「諸頭系譜」の記述に基づいて理解しておきたい。

ただし、作事所組織の改変は、藩の政策と大きく関わるものと想定できるから、十分留意する必要があるようにも思われる。作事所の変遷はきわめて複雑であり、とくには江戸後期から幕末維新期の作事所解体への道筋を整理してみる必要はあろう。左の表は、参考のため「諸頭系譜」の記述による変遷を提示しておいた。

内作事奉行・外作事奉行の変遷

年	代		内作事奉行	外作事奉行
安永４年	(1775)	８月	相止（作事奉行兼帯）	
安永８年	(1779)	４月	復活	
文化元年	(1804)	11月２日	相止	
文化５年	(1808)	５月11日	造営方内作事奉行、作事奉行兼帯	
文化７年	(1810)	12月28日	復活	
文化10年	(1813)	３月22日		差止（寺社方修理裁許与力兼帯）
文化11年	(1814)	２月16日		復活（寺社方修理裁許与力兼帯相止）
天保４年	(1833)	８月23日	外作事奉行兼帯	内作事奉行兼帯
天保７年	(1836)	正月11日	外作事奉行兼帯を解く	復活
嘉永６年	(1853)	８月25日	内作事奉行・外作事奉行相互兼帯	
		10月18日	内作事奉行・外作事奉行残らず作事奉行	
慶応３年	(1867)	正月23日	復活	復活

「諸頭系譜」により作成

最終的には、慶応三年正月二十三日、内作事奉行と外作事奉行を復活させ、作事奉行・小松作事奉行を廃止した。『加賀藩史料』は、「恭敏公記史料」なる史料を引用して一行で簡単に示すが、作事所に配属された御大工等の処遇に大きな変化があったから、作事所としては大きな動きであった。本書に収載する「仕法留」（金沢市立玉川図書館加越能文庫）は、慶応三年の仕法改めを詳細にとめた記録である。内容については以下に譲るが、作事奉行を廃するとともに、内作事奉行・外作事奉行を復活させて作事方の頂点にすえ、かつての御大工頭を奉行のなかに加わらせ、その下に町奉行支配の切米大工・扶持方大工等の間に位置した御大工は、作事方御用として「作事方御用」として作事に携わる可能性を秘めた人々もいたが、定番御歩並次列として実務からはずされた。作事方御用は、最終的に翌明治元年十一月晦日に廃止された。

4　作事所の研究と課題

そもそも加賀藩作事所の研究は、これまで、十分に行われてきたとはいいがたい。平成四年度からはじめられた金沢市史の編纂事業のなかでは、「藩制」の巻を設け、藩のシステムに注目してきたが、作事所の関連では、紙幅の関係もあって「外作事奉行勤方」を収載するにとどまっており、その後刊行の通史でも、藩組織として作事所のイメージを構築するにはいたらなかった。しかし、『金沢市史』の刊行と相前後して発表された森下徹・田中徳英両氏の研究によって、この分野の基礎的な考察が一歩前進した。本報告書では両氏の成果に学びつつ金沢城の作事方を統括した作事所組織の基礎的な解明をめざし、その役割を明らかにする史料を収載した。

さて、御大工＝管理職という視点から作事所を考察された森下氏は、作事所は、全体統括としての作事奉行以下、内作事・外作事などの奉行を中心に組織化されており、作事所の職員としては、①「作事所支配之者」（作事奉行のもとで人別が管理される者）②算用場や割場より作事所に懸け渡しされる者　③町方で人別される職人たち、の大きく三分されると指摘する。作事所の、いわば実務にあたっていたのが、御大工や扶持方大工で、普請の普請施行や原材料調達にあたっていたと指摘された。

御大工については、町方職人の管理も期待されてはいたが、江戸後期には限界がみえ、管理能力も失っていたことから、慶応年間の仕法では、棟梁から昇進した御扶持方大工に管理を依存すると指摘されている。江戸後期から幕末期に至る御大工のあり方に関しては、ただちに首肯しがたい部分もあるが、御大工から御扶持方大工への転換についての見通しを示された点は注目できよう。

一方、田中氏は、主として加賀藩の御大工のあり方や特徴について考察を進めているが、そのなかで御大工が所属する作事所組織についても触れている。作事所に関しては、藩祖利家以来の「作事担当者」をさぐりながら、加賀藩の作事方組織＝作事所が形成される過程を追究され、江戸後期になって作事所の職制が確立されたと指摘された。そして、これらは藩関連の諸記録のほか棟札の記述も援用され、作事所内職員の序列を探ろうとした点に特徴がある。

このように、両者とも直接的に作事所組織そのものの解明を主題としたものではなかったが、森下氏・田中両氏に共通するのは、作事所が、作事奉行以下の統括者とする組織であること、作事奉行以下

事務系を担う人々と実務を担う技術系の御大工等の職員で分けられるという点である。

あとで紹介する「御作事方格帳」や「御作事奉行格帳」と大きく関わるので、詳細は、そちらに譲りたい。

さて、事務系と技術系の二様の職員からなるという点からいえば、藩の普請を司る普請会所も同様であった。注目すべきは、慶応期普請会所も作事所とほぼ時を同じくして、仕法改、すなわち組織の改革をしていて、そのあとに普請会所が廃止される流れを経験している点である。石垣職人であった穴生たちも御大工と同様に「定番御歩並次列」で会所番所に番入しているのであり、これは単なる偶然とはいえない。普請・作事に関するあらたな組織作りへの模索といまはとらえたい。藩当局の政策としてみていく必要があるのではないかと思われる。

このように、加賀藩の藩組織については、今後の研究が求められているのであり、とくに、既述のように、金沢城調査研究所では、金沢城の建物の築造やメンテナンスに大きな関わりがある作事所組織や役割の実際について、その基礎的な史料を提示し、いまいちど関連史料を通じて作事所のイメージを具体化する一助としたいと考える。

二　本書収載史料について

それでは、いよいよ本題に入って、掲載史料について概要を示したい。

凡例にもあるように、本報告書では、昨年度の普請会所に続くものとして、八つの史料に二つの参考史料を加えた、合計十の史料で構成されている。これらの多くは、城内の営繕に携わり、御大工等職人たちを統率した作事所の実態がよく把握することができる。以下、個別に概要を述べていくことで解題に代えたい。

1　江戸初期の普請作事史料

昨年度刊行した『金沢城普請作事史料1』では、普請会所に関わる史料を翻刻したが、三代利常が没する万治元年以前のもの、とくに屋敷方に関するものは、紙幅の関係上割愛せざるをえなかった。そこで、今回の報告書では、補足的に「江戸初期の普請作事史料」と題して初期の御定書収載のものに限り盛り込むとともに（1～5）、作事方の関連史料二点（6、7）を加えて配列した。すなわち計七点の御定書等より関連の史料を収載することにした。

収載史料の多くは「万治以前御定書」（加越能文庫）に拠っている。「万治以前御定書」は、昨年度刊行の報告書でも触れているが、藩の家老役を勤めた横山政和（知行二〇〇〇石）が万延二年（一八六一）に富山で写したというもので、加越能文庫に現存する。

寛永十五年四月六日付のいわゆる普請場定書写（7）については、この「万治以前御定書」に収載されていない。重臣本多政長・横山長知より近藤新左衛門らにあてて普請の際の心構えを説いたこの文書は、すでに「慶長以来定書」を典拠として『加賀藩史料』にも採られているが、興味深い内容であることから、今回再録することにした。収録に際して、出典とすべき「慶長以来定書」なる史料がほかに見当たらないので、同じく加越能文庫に架蔵される、「加藩国初遺文」に拠った。「加藩国初遺文」は、天正三年（一五七五）から

寛文元年（一六六一）に到る史料を関連文献とともに収載したもので、郷土史家 森田平次（柿園）の編纂である。

2 「旧記・御作事方留帳」

加越能文庫の一冊である。作事に関する内容を中心にしながらも、前半では、作事方以外の内容も盛り込まれている。収載史料の年代幅は大きく、寛文四年から宝暦元年という実に約九十年間にわたっている。

表紙には「高畠定辞献」という貼紙があり、藩士高畠家（五郎兵衛家）旧蔵のものであったことがわかる。高畠家は、藩主前田家とともに尾張の出身で、藩祖利家の正室芳春院（まつ）ゆかりの家であった。定吉は、利家の武将として活躍し、利家の妹をめとっている。以降、石高は減らすものの中級の藩士として明治維新を迎えている。歴代当主のなかで厚定（一七五三―一八一〇）は、文化五年に焼失した金沢城二ノ丸御殿の再建事業のなかで造営奉行として活躍した人物として知られるが、彼については後にも触れたい。本史料については、字体からは、厚定の手に似通っているが、彼の手跡と断定するまでにはいたらない。彼が作事奉行経験者であることを考慮すると、厚定が職務遂行の参考とするため作成もしくは入手した可能性は残されているが、作事奉行から金沢城代にあてて発給した内容にものが多いから、おそらく作事所に残された帳冊等を写し成立したものなのかもしれない。

原文書をみてみると、収載文書が削除されている箇所がある。この理由については後考を俟ちたい。

直接藩の作事所に関わる記述は、（8）からなので、（8）以降から内容を紹介したい。内容は多岐にわたっているが、作事奉行から執政である年寄（いわゆる加賀八家）に対する願書や報告の類が多くを占めている。これらは、大きく、

①御大工や、壁塗の相続・身分等に関わるもの、
②作事方の職務を遂行していくうえでの作事奉行の願書や報告、
③作事所や藩の施設の由緒に関するもの、
④その他

に分類できるであろう。①としては、藩御大工が跡目相続したことに対する礼状（8）と、御大工が「祝儀之御礼」の際に同席するよう年寄から作事奉行に求めたもの（10）、御大工が御壁塗を兼帯したいという願いが認められ、今後帯刀が許可されたことに感謝する内容のもの（25）もある。また、御扶持方大工が江戸普請中、帯刀することになっていたこともわかる（35）。御大工のように技術をもって代々召し抱えられるものには、家伝の伝授が欠かせないが、本史料では、若いながらも腕のよい御壁塗橋本吉右衛門に対し、代々藩の御壁塗の家系であった堀越家の家伝伝授が取りざたされていたようで、伝授される際には、名字に「堀」の一字を送るべきとの見解が示され堀越に改めることが上申されている（33）。

つぎに、②の例としては、作事所に出向していた算用者が参勤の御供となり、作事所に出向できなくなってしまい、このことを作事奉行が年寄に嘆いた内容のもの（24）、高野山天徳院の霊堂修理に外作事奉行木村善丞・御扶持方大工が赴くことになった際の覚書（26）、遠所寺社方修覆の見分に与力を遣わないことにした旨の通知（31）、作事奉行が宮腰からの材木回送の際、木蔵才許与力に大工棟梁を出役させてほしいと述べたものがある（30）。また、職務上懇

場附足軽や割場附小者等が必要であるため、割場奉行に令してほしいと作事奉行が年寄に依頼したものがある（9、15、17、18）。このうち（9）は、「奥村助右衛門場地長屋入口」に番人を据えることにし、割場附足軽を置くよう依頼したもので、（17、18）は七代藩主前田宗辰の一周忌の法事に際し、割場附足軽等を動員してほしいと年寄に求めたものである。作事奉行が、足軽や小者の動員を年寄に願い出ている背景には、作事所、割場双方の役所が年寄の支配（統括）下にあったことを伺わせる。作事奉行（作事所）→年寄→割場奉行（割場）との関係は注目すべきであろう。このほか、年寄横山貴林が辛去したことで、作事方の作業を中断しないことを確認し（14）、越中高岡瑞龍寺の禅堂普請において、寺社方破損才許与力や番人の動員に関する伺いや依頼（20）もある。

また、③としては、作事所が延宝四年に蓮池庭の地より城内の移り、その跡地に延宝四年に御書院が、翌五年に御数寄屋・御亭が、同六年に御座敷建立が命ぜられたとの覚書（28）、本堂形御蔵建立時期に関する覚書（29）があった。

④その他としては、七十間長屋の腰掛で小者らしい人が縊死しているのが発見された（21、22）とか、天徳院物置蔵に盗賊が忍び込んだ旨作事奉行が年寄に報告した内容のもの（23）など三面記事的な内容のものも見られる。

作事方という観点からは、本史料の核心は②であろう。実際の作事等を進めるにあたっては、割場から足軽・小者を動員した点も注目すべきであろうが、江戸中期に作事所が抱えていた問題点や慣習が伺え興味深い。また、壁塗堀越家の家伝授の例にもあるように、技術をもって召し抱えられた、いわゆる職人たちの家伝授のあり方の一端にも触れていることは、これまであまり紹介されてこなかったものだけに、興味深いと言えるであろう。

3 「御作事所御定并押紙面等写」

本史料は、作事所に関わる御定書や覚書、紙面など、万治二年（一六五九）六月から江戸中期の宝暦期にかけての史料を収載したものである。押紙面の「押」には、「とりしまる」「おさへ」「のり、規範」などの意味があるから（『大漢和辞典』巻五）、本史料は、作事所に関する規定や役所としての細則などの内容であることが容易に察することができる。成立事情については、収録されている史料の年代幅からみて、宝暦九年の金沢大火以降、作事方の定書を復元し、役所あるいは藩に備える必要上、成立したのではあるまいか。

本史料冒頭で取り上げられているのは、万治二年の御定書で、藩の重臣（前田孝貞・奥村庸礼・津田正忠・今枝直義）より作事奉行にあてて出されたものである（1）。「右　被仰出通、相違有間敷者也」とあり、日付の右横に「御印」とあるのは、藩主の意を受けて発給されたことを物語っている。同内容の文書は、「六冊之御定書」などにも採られるが、若干の相違がみられる。

また、本史料の最末尾には、宝暦元年正月二十九日に「午　十二月」付の紙面が八家奥村修古（丹後守）からわたされ、内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行・寺社方破損才許・鉄荒物才許・木蔵才許等が仕事を終えるまで詰めておくべきことが確認されており（51）、江戸中期の奉行層の勤務態様がわかる。

続いて、御大工らが遠所御用を勤めた際の諸手当ての記述がみえる（2、46）。（2）では、御扶持方大工、大工・屋根葺・板枇・壁

塗・大鋸・畳刺などの職人たちが、遠所の作業に携わる際の、いわゆる旅費などの規定を定めたもので、「申」との年代は作事奉行の名より、あるいは寛文八年のことかと推測できるが、「御印」から、藩主であった前田綱紀が定めたものであることがわかる。同様に（46）では、作業のため遠方へ赴く日用人足の宿賃銀の規定も確認できる。藩士自身の財政的な点に関しては、（3）では、外破損修理定奉行の会所銀借用についての規定が見える。

藩施設の修繕の記述が（4）（5）で見え、領内の御貸家が破損した場合、御大工の見積に従い、「自分修理」、すなわち藩費を投入しないで修理する場合の基準が記された。

「所々御作事掛御奉行」に申渡すとの内容で、作事を実際進める際の心構えを（6）で述べているが、そこでは、新しく進めようとする作事については、見積と異なってもかまわないとし、壊れかかっている箇所の修理は、将来的なことを考え、見積と異なっても仕方ないとする。また、御蔵などについても、必ずしもその箇所の才許人の言うとおりに修理しなくてもよいとする。御蔵を含む藩関連の建物の修理については、多少経費がかかってもよいとのスタンスで作事が進められたが、逆に寺社については、院主の好みが反映されやすいとのことで、見積通りの作事にすべきだとされた。（7）についても（6）同様、作事奉行に求めた内容であり、所々に存する破損土蔵の見届けを職務とした。そのうえで修理・建て直しの際の見分には、建て直しをしないよう、修理とするような心がけがもっとも大切だとしている。破損修理に関しては、当然のことながら、できるだけ費用をかけないで進められていたことがうかがえる。しかし、橋については慎重に、大破にならないよう見分すべきだとしている。米・塩の蔵で年暮や来春に朽ち分については、来る夏に修理申渡すとし、明いたときに修理をするというのが一応の方針であった。なお、詰米や塩の蔵の修理にあたっては、蔵才許人より届を提出することが必要であった。

以下、そのほかの主だった内容を列記するならば、作事に必要な材木を南部や飛騨、越中など諸々に求めており、領内各地に回送した時の手続き（9、15、20、22、31、32）や御扶持方大工の南部・松前派遣（47）、作事図帳面の作成のありかた（10）、明暦二年の領内各地の町夫人数規定（30）、草槙や鍛冶・飾細工、鉛延瓦師・土瓦師等「売上人」（商人）リスト（31～33）、御大工・御壁塗に関しては、格に関わるもの（37）や関所通行の手形が作事奉行による発行であること（35）、御扶持人大工の由緒帳の作成指示（36）、火災の際の御大工の動きに関するもの（38、39）、金沢町の橋の捨て橛の処置（42）、御城・諸場・諸役所の「詰延」の際の賄いについての心得（46）、城中鎮鍵修復申請の仕方（48）などがみられる。こうしてみていくと、江戸中期以前における作事所の職務のありかたがうかがえるが、諸事修復するにあたっては、なるべく経費をかけないよう倹約すべきとの藩の方針が示されている。

また、作事所そのものの動きやそこに詰めている人々の動きではないが、諸役所において管理している印章について、今後「御印」と称することを禁じている記述（37）、先格を改める場合には、藩主の御内意を得るべきこととする藩重臣奥村惠輝（兵部）の指示（41）は、藩主を頂点とする藩組織としての作事所を伺わせる。

本史料も定書など、藩上層部（執政等）や藩サイドから作事方のあり方や職務がどのように定められていたかという点に力点がおか

れた史料である。

4「御作事方格帳」

作事方に関する勤方の覚書で、藩士高畠家旧蔵の史料である。表紙に「高畠定辞献一」とあり、また、字体より江戸後期に活躍した高畠厚定の手によるものと解される。

高畠厚定といえば、文化五年の火災によって焼失した金沢城二ノ御殿再建事業の際、造営奉行として陣頭指揮にあたった人物として活躍したことは先に触れた。再建の様子は職務日誌である「御造営方日並記」（金沢市立玉川図書館蔵、に詳しい。御殿の内装や普請、作事の進捗状況がわかる貴重な記録となっており、その重要性から、かつて「御造営方日並記」を全面的に翻刻した経緯がある。そのなかで厚定の家系や略歴については、金沢城研究調査室（現　金沢城調査研究所）『金沢城史料叢書　御造営方日並記』上巻の解題で記しておいたので参考にされたい。彼は作事方に造詣が深いが、それは天明八年二月から翌寛政元年にかけてと短期間ではあるが、作事奉行に在職しているからである。本書が作事奉行として職務遂行するにあたり成立したものであることは容易に推察することができる。厚定が残した記録は、「御造営方日並記」以外にも今石動奉行や馬廻組頭などの職務日誌である「職事日記」（加越能文庫、一二六冊）もあり、そのなかに、作事奉行就任時のものも含まれているから、あわせてみていけば作事奉行や作事所の全容がより一層明らかになってくるものと期待できる。

さて、本史料の表題には、「御作事方格帳二冊之内」とあり、本来二冊存したうちの一冊だという。次の五として翻刻した「御作事奉行格帳」をみると、これにも「御作事奉行格帳二冊ノ内」とあり、両者の書きぶりがよく似たことなどを勘案すれば、これら二冊がセットとみるのがむしろ自然のようにも思われる。ただし、天明三年、同八年と二冊の年代に時差があるので、両者の成立や関連については、慎重に検討を進めるべきであると考えている。本報告書では、便宜的に年代の古い順に「御作事方格帳」「御作事奉行格帳」の順で収載している。内容に入ろう。表2は、「御作事方格帳」の概要のうち、関連の深い各役職の職務内容を記した部分の概要であるが、本史料では、「板枇方毎年相極仕来候品之覚」「寺社破損修理方毎年相極仕来候品々」「木蔵毎年相極仕来候品々覚」などと題して板枇方・寺社方・木蔵方に関わる諸役の職務のありかたが記されており、続いて小松城の破損修理などにも触れている。また、鉄物・荒物など資材の調達に関すること等も詳細に内容が及んでいて、とくに資材調達などにかかわってどのような手続きによって調達したのかが詳細に記されている。次の「御作事作事奉行格帳」でも伺えるが、作事を進めるため、各部署との幅広い連携のうえに作事の作業全体が成り立っていたことを再確認する。

細かくみていくと「板枇方毎年相極仕来候品之覚」では、「板枇奉行」や「板枇」に関してのべる。板枇奉行は、二名のうち一人宛てに朝五時出勤することになっており、定まった板数を吟味のうえ受け取らせる。

寺社破損修理方としては、「寺社方破損修理御用相勤候与力」があった。石川・河北・能州・越中の寺社方破損修理に関わるほか、法事などの場合も藩主が城内にあった御宮や藩主家関連の天徳院・宝円寺・如来寺・野田山墓所に参詣の際に清掃に従事し、御寺で法

表２　「御作事方格帳」概要（抄）

役職		職掌等	天明期の状況
板枇方	板枇奉行（２名）	毎日１人宛て作事所に朝５つ時出る、板数を吟味し、受取らせ帰る。御用がないときには作事奉行と同時に帰る。	
	板枇（職人）	作事所で召し仕うには、板枇肝煎や屋根葺肝煎に吟味させ、毎日奉行人が見届け、人数を記して１ケ月ごとに手間料銀の請取切手を作成する。御大工が吟味し、板枇奉行・作事所が奥書、会所印を合わせて手間料銀を受け取らせる。	現在、手間料銀請取方は大工同事
		御城中・城外・金沢廻や破損修理すべきところを調べ、葺板の品々を渡す時について内作事方・外作事方・寺社方破損修理方で板枇を勤めさせるには、それぞれ印を出し、作事所の書面をもって雇い入れる。１ケ月ごとに奉行の受取切手を請取る（小松・越中・能州で御用の葺板を手先奉行所が作業させるには、板数を改め、手間料銀を手先奉行より渡す）。	現在、板枇奉行は省略なので、内作事方・外作事方・寺社方にて遠所修理図り入用に応じ作業をさせる。
		板枇の御用品を渡す場合、１年ごとに算用して翌年到着した分の葺板等の数を帳面に記し算用場の印を請け、板枇奉行方へ請取って、御用次第渡す。葺板御用の際には作事所詮議の上で作業できるように渡し、１ヶ月毎に人々奉行受け取る。	時々の入用に応じへぎさせるため残り物はない。
	屋根葺肝煎（１名）	作事所に出て、屋根葺とも御用の節には周知させる。	
		板枇の作業ができた際、作業状況吟味	
		枇屑等払い物の吟味	
	板枇手伝日用人足	幡挽切葺板の詰め立ての作業	大工手伝同事に日用を召し仕う。
寺社破損修理方	寺社方破損修理相勤与力（４名）	石川・河北郡・越中・能州寺社方の破損修理御用	
		御宮や御仏殿、天徳院、宝円寺、如来寺、野田山御墓所へ藩主が御参詣する時、前日より１人宛出て掃除に従事	
		御寺で法事がある場合には、定役２人宛交代で詰める。	
		御宮や御仏殿で正月御用の釣瓶・まな板・塵取を神護寺へ、祈祷札板、神護寺・宝憧寺・明王院・波着寺へ渡す、これらは寺社方破損修理相勤候与力が拵え渡す。	
		天徳院・如来寺・経王寺・野田山所々墓の前御香盆、切籠を新しく整える。同所雨覆小屋・仮番所小屋に毎歳畳を置き、損じたところを繕う。	
		御宮、神護寺、仏殿、天徳院、宝円寺、如来寺、経王寺・玉泉寺・桃雲寺の屋根雪や雪除けの人足派遣について、割場に申し遣わし、割場附小者や家中役人・日用を請取次第行わせる。町棟梁大工をつけ置き、見廻る。	
木蔵方	木蔵才許与力（３名）	算用場続木蔵まで、朝５つ時に出て、晩８つ時に帰る。御用がある場合には、３人とも朝６つ時以前に出勤	詰めない。
		唐木品々、「有物」について、算用場印ある帳面を請取、御用の際には、作事所詮議の上、手先奉行に渡し、請取切手取り置き、１年ごとに算用をとげる。	「有物」なし、必要があれば買い上げる。
		桐板・檜・槍・膳竹等、買上の品々は木蔵才許が請取、御用ごとに作事所に断ったうえで奉行たちに渡す（膳唐竹、青唐竹のあり合わせがなければ、定売上人へ連絡し買上。代銀は、木蔵才許より、作事所の印とあわせて数の受取切手を売上人に渡し、町会所より受け取らせる）。	時々買上
		露地方・台所・その他諸役所御用の唐竹や若竹、金沢廻の道橋御用材木、作事方御用等の際、それぞれ奉行・才許より、作事所へ申し越し次第、木蔵才許方より渡す。御台所の青唐竹御用の砌は、申し越し次第、木蔵才許が定売上人より買上げて渡す。	
		御材木品々や唐竹等を諸方に渡すには、夫々奉行より申し越し次第、木蔵才許与力が宮腰御囲奉行方へ申し遣わし、奉行方へ持たせる。	
鉄物方	鉄物才許（２名）	鉄物才許定番御徒２人のうち代わる代わる１人宛作事所へ朝５つ時罷出、晩８つ時罷帰、御用あるときは２人とも朝６つ時以前より相勤める。	今は勤めない。
		鉄釘・鋏・金具など残ったものは、御用に供し、１年毎に算用する。翌年に繰り越した分の数を帳面に記して、算用場の印をすえ、鉄物方より受け取り御用に供する。在庫がなく出来合いのものの買上は、作事所詮議のうえで行う。内作事方や外作事方等で必要ならば、鉄物才許方へ知らせ、町会所より受け取って吟味し、手先奉行・作事所の印を付した書類をもって渡す。１ヶ月毎に手先奉行が受取切手を取り置く。代銀を受け取らせるには、鉄物才許より数・重さを記した「切手」に作事所の印を付して、町会所へ遣わし、町会所より代銀を受け取らせる。	現在は、修理で必要分買い上げているので値段を定めて代銀を作事所より請取渡す。
		美濃、石川、河北郡、越中、能州所々御用の鉄物買上については、町会所が遠所御用を勤め、鍛冶と値段が定められた鉄物品々は、そこまで届ける。	現在は、作事所で値段を定めて売る。その所々へ持たせる賃銀は以前の通り。
		飾金具の品々を内作事方・外作事方・寺社方御用に供する場合について。出来合いを買い上げるには、飾り細工人と値段を町会所で定め、御用あるごとに手先奉行より鉄物才許が遣わされる。了承すれば、町会所へ申し遣わす。完成の際には吟味し、手先奉行の書類を取り置き渡す。	現在は御用の時には、作事所で詮議のうえで申し付ける。
		銅・鉄釘・かね鈿御用のとき、手先奉行より鉄物才許方へ申越、町会所へ申遣わす。作業ができたら、御大工が吟味し、手先奉行へ渡すとともに、書類も取置く、代銀の納入については、重さ等を記した手先奉行の請取切手に作事所の印を据えたものを町会所へ遣わし、代銀を受け取らせる。	

役職		職掌等	天明期の状況
鉄物方		御広式・露地方・金沢廻道橋・諸役所等、作事方御用以外の錠輪、懸金、釘・鋏等を新たに製作する際、また、それらの値段については、それぞれ奉行より作事所へ書類で申越、了承したら、鉄物才許から渡し、奉行の請取の書類を取置いて費用の計上を行う。	現在、広式・露地方の分は、内作事より買い上げて渡す。
		定まった御用については、春田鍛冶、野鍛冶たちから鍛冶１人を（作事所に）詰めさせる。詰めていた際の手間料は、惣鍛冶共より出す。	現在は、詰めない。
荒物方	荒物才許（２名）	定番御徒２人のうち代わる代わる作事所へ５つ時罷出、８つ時帰る、御用あるときは２人ともに６つ時以前に罷出る。	
		土塗・大坂土・丹土・備後表畳等在庫がない場合、作事所詮議のうえ、荒物才許が請取、御用のたびに奉行へ渡す。	
		城中・金沢廻御用の縄・蒋・莚・藁など買上の際は、作事所で詮議の上、町会所に申し遣わし、値段入札とし、作事所で開く。「売上人」が決まると、荒物才許が受け取る。内作事方・外作事方・小作事方・板枇方・寺社方で御用のときは、荒物才許方へ遣わして手先奉行・作事所の印がある紙面をもって渡す。	
		城中・金沢廻・遠所で必要な畳表、縁取、唐紙、絵具等が「売上人」がおらず、買い上げるものが料紙奉行方にないときに、手先奉行方より荒物才許、荒物才許方から町会所へ申し遣わす。買い上げた物は、奉行に渡す。請取の書類を取置いて代銀を受け取らせる。唐紙は、金沢でできない場合には、作事所で詮議のうえ、江戸や上方に依頼する。	現在、御用の際には、作事所で詮議のうえ買い上げる。
		広式方・露地方・金沢廻の道橋、諸役所等作事所の御用のほか、縄・蒋・縁取・藁等御用の際には、奉行より紙面をもって作事所へ申越、荒物才許から手配し、奉行の請取の書類を取置いて、算用を行う。	
		荒物等、売上人の手代を１人宛詰めさせ、御用の御買い上げものがあるとき触れ廻る役目を負う。手代賃金は売上人より出る。	現在は詰めることはない。
城中所々内作事方・外作事方・寺社方・金沢近辺新出来、破損修理御用の壁土拵様	壁塗（２名）	代わる代わる１人づつ朝６つ時以前に、算用場続壁土拵所に出、晩７つ半時まで附く（１人が江戸へ遣わされるときは、１人でつとめる。）	作事所に詰め、内作事方、外作事方・寺社方破損修理あるとき、壁土拵所も見廻り、「品押立」たる建物の時は、付け置くこともある。
		割場附小者や家中役小者の場合割場より召し仕う。小者・役人が懸け渡されない場合、急な御用については作事所で詮議し、日用を召し仕う。日用人足の賃銀は、日用頭の書類に壁塗・作事所の奥書で、普請会所の印を請けて日用人足を使う。	現在は、日用人足を召し仕う。
		漆喰・苧すさ御用のとき割場へ遣わし、御用を勤めたとき、浜引御壁塗請取切手に作事所奥書、宮腰町奉行方より受け取らせる	
		拵えた壁土を御用のものとするときには、手先の奉行の印のある紙面を以て渡す。	
		壁塗の御用の際には、所々の手先奉行が壁塗を通じて触れ出す。	
小松城中・城外破損修理毎年仕来品々	小松破損修理奉行（２）	毎年正月４日に、小松破損修理奉行２人が初めて出る。仕事初めは、見分の上、見積が済んだ帳面が、金沢作事奉行より渡され次第申し付けることになる。作業終了は、その年の御用の多少によって異なる。	
		御城中破損奉行２人の図帳が渡り、破損修理御用を勤めるときには、朝６つ時に作事所に出て７つ半時まで代わる代わる勤める。御城外・小松近辺御蔵・橋等破損修理は、以前は外作事奉行が行っていたが、小松作事奉行より勤めると良いとのことで、年寄に達して近年加役として勤めている。破損の多少に応じて御城附足軽小頭を付けて、修理奉行１人が見廻申し付ける。破損修理御用が仕廻うことについては、奉行１人宛、隔日に作事所へ12月晦日まで出る。御用ないときは、手間取るものは召し連れない。	
		城中毎年冬に破損した箇所は、春に一通目録とし、小松御城中破損修理奉行が御城番中へ達し、馬廻番頭へ相談のうえ、見分する。破損の所々は、目録に仕立てて、金沢作事所より指越し次第、御大工を見分に遣わし、詮議させ、費用見図のうえ、年寄中へ達し、入用については、算用場奉行へ達し、図帳をつかわして修理を申し付ける。ついで、城中破損が所々にある場合には、破損修理奉行が見分し、それぞれの奉行がことわり申し越したならば見分として御大工か御扶持方大工を遣わし、差し出しがたいときには、詮議する。入用は算用場奉行へ達して、図りの紙面差し遣わして修理申し遣わす。詰米・詰塩等ある蔵や赤酒等少々ならば、急ぎ申し付け、ついで図り書を遣わすこともある。	
		城中へ返す焼印札、破損修理奉行支配□之礼に焼印を押させることについては、奉行が見届ける。この焼印は破損修理奉行に預け置く。もし札を紛失すれば、探してもない場合、過銀１枚ださせ、破損奉行より役銀奉行へあげさせ、城番へ達する。残札には印を足す。	
		お堀の舟道をあけるのは、小松作事方支配の小者で、不足すれば、同日町奉行へ遣わし、町夫を受け取りを命ずる。数については、毎歳の堀さらえや状況により異なるが、御城付足軽小頭１人、足軽３人附け置き、破損修。理奉行を見廻る。	
		堀の藻を取るには、町夫750人を請取、定役人小松町奉行がきめて、毎年５月から９月までのうちで藻を取らせ、城附足軽３人を受け取りつけ置く。破損修理奉行が見廻る。	
		城中・城外藪竹巻くには、町夫650人、定役人を小松町奉行が決定し、毎年９月より10月まで藪まかせるには、御城附足軽６人附け置き、破損奉行が見廻る。	現在藪竹がとれないので、町夫が減少し、修理奉行方へ引受、藪を巻かせる。

役職		職掌等	天明期の状況
小松城中・城外破損修理毎年仕来品々		木竹・鎌・鍬・屶・鞍懸・梯子等の品々、二ノ丸御門より判印の札を添えて通る。	
		城郭近辺火事のとき、小松作事方支配のものども召し連れ、城の作事所に出る。	
		深雪や風吹等のとき、所々御蔵御多門等のうちに御詰米・御詰塩、其外町々日用のあるもの濡れるような急御用には、破損修理奉行２人とも詰める。	
		城中雪損のときには、破損奉行が見分し、城付足軽小頭や足軽が定番中に申し渡す。小松作事方支配の小者を添えて城中屋根雪を下ろさせる。また、城中御蔵所屋根、愛宕天神社の拝殿、別当所ともに、断り次第20人の小者があたり、不足であれば、小松奉行所へ申し遣わし、町夫を遣わして雪下ろしをさせる。	
		毎年御門飾松受け取るのは、御城中破損修理奉行、別宮御代官方へ切手を遣わし、受け取る。そのほか伐松御用として受け取るには、破損修理奉行の切手に年寄中の裏書をもって代官より受け取る。	
	御城附足軽小頭（６名）	城番中よりの指示で、代わる代わる手先破損修理仕所へ廻る。	
	御城附足軽（４名）	作事所定役として諸役人日帳付留書、算用方御普請道具・門往来焼印札裁許、諸色買上物吟味に従事。作事所へ昼夜１人あて詰める。	
	瓦葺足軽（１名）	御城中・御堀掃除小者20人に諸事触れる。宗門改等破損修理奉行支配。毎年の切米・御扶持方・御給銀・歳付・役付・宗門帳は、修復奉行より小松城番まで相達す。切米扶持方を春秋くだされるとき、破損修理奉行の紙面を算用場までつかわし、奥書を取って、小松番頭より受け取る。	
		瓦葺足軽、常には、城中瓦屋根破損修理の際、買い上げの葺瓦吟味。用ないときは、小松作事方の作業	
	その他	御城中・御堀掃除小者召し遣いかた、作事方品々御用。金沢で御用のあるときは、替り遣わす。１ヶ月に３日休み、正月３カ日、７月14日～16日、五節句は召し仕わない。	
		材木・葭・竹受け取るには、破損修理奉行から小松馬廻番頭へ、金沢作事所印合わせて受け取る。	材木の分は受け取らない。
		鉄物の受取は、御城外所々破損修理については、金沢作事所鉄物裁許へ申し出る。遠所鍛冶より買い上げるには、小松破損修理奉行が数・重さを改め、受取切手は、売上人へ渡す。その切手には、作事所の印を付し、鉄物裁許へ越す。代銀は、その切手を町会所に遣わし、同所より受け取らす。	現在は、作事所で値段を決め、小松鍛冶より買い上げる数・重さを改める。代銀は作事奉行が受け取り渡す。
		蕨縄・布海苔等を受け取るには、破損修理奉行の切手で金沢作事所の奥書を据え、荒物裁許方より受け取る。	作事所で値段を決め、小松修理奉行方で品物を吟味して買い上げ、代銀は作事奉行が受け取り渡す。
		ろうそくの受け取りは、算用場の印がある帳面を渡し、城中所々番所へ渡し置く。作事所の分は、城近辺が火事のとき、城中夜中早速修理できないとき、灯すことになる。受け取ったろうそくのなかでともし切ったら破損修理奉行の切手で残ったものを除き会所へ遣わす。	番所渡りの分は、取りさばきできない。小松城中御作事方御用の分は、御奉行方で買い上げ、代銀は同様にする。
		料紙・畳縁布の受け取りは、破損修理奉行の切手に金沢作事所の奥書で、会所の印合わせ、料紙奉行・呉服奉行より受け取る。	料紙は、金沢作事所で買い上げ、小松修理奉行へ渡す。代銀は作事奉行受け取り渡す。畳縁布は、御用の応じて買い上げ代銀は同様
		城中瓦屋根破損修理の際、買い上げる素焼き瓦代銀については、金沢作事所で値段を決める。瓦受け取りの数を改め、売上人切手に破損奉行奥書、金沢作事奥書、会所印合わせて、瓦代を受け取る。	
		縄・筵・わら・畳表・貝灰、そのほかの品々は、城中破損修理御用に小松鍛冶方より提出の鉄物・鎌・鍬・斧等毎年御門門松飾御用品々の代銀とともに、値段は小松町奉行が決め、それぞれ売上人切手に破損奉行奥書、金沢作事所奥書、小松町奉行預銀のうちで受け取らせる。	現在は、値段を決定し、御用の際には、修理奉行が受け取らせる。代銀は作事奉行受け取り、渡させる。
		大工は、木端・鉋屑・御用にならない古木・古板等の品々があるときには、金沢作事所へ通知して詮議のうえ払う旨申し遣わす。小松町会所にて入札して集め、金沢作事所で開き、高札人小松へ申し遣わし、払わせる。代銀はあげて、古鉄払うときには、金沢作事所定めておいた買受人に渡し、総じて代銀上げ申す切手に破損修理奉行奥書、金沢作事所奥書、会所印合わせ、土場へださせる。金沢作事所定の日数延引したならば銀高に応じて利息を出させる。	
		普請道具・鍬・鎌・鶴嘴等の品々は、算用場の印があり、数を示してある帳面をもって受け取った。また、堀、そのほか御用に遣わす舟は、１艘・古道具が損じたならば、小松破損修理奉行に修繕を命じて御用とする。おって金沢御作事所へそのことの了承を得る。手間銀は、小松町奉行預銀をもって受け取らせる。古道具は、払物にして算用をさせる。	現在、定価を定め、修理奉行が吟味し、買い上げさせる。代銀は作事奉行受け取らせ渡す。城中修理すべてみて大工等差出。則御堀遣破損の儀も見分つもり、銀高を決定し、船仕置・繕とも修理奉行が申し付ける。代銀は左同様
		浜引の受け取りは、小松破損奉行の切手により普請会所の印を合わせて、同所普請道具奉行より受け取る。御用が終われば返す。	
		城中・城外破損修理、作事方年中受け取る様々なもの、それぞれ奉行・裁許方より品々渡す。紙面破損奉行かたへ置いて、諸場の印合わせ、返す数総じて作事所印、奥書をもって正月より12月まで入用銀帳面にして奉行１人宛金沢へ越して算用を遂げる。	

事があった際にもそこに詰めるのだとしている。また、御宮や御仏殿に使用する釣瓶・まな板・塵取等は、「寺社方破損修理相勤候与力」が拵え、関係の寺院等に渡すことになっていたことも記している。

木蔵方では、まず、木蔵才許与力の職務が記されるが、普段は作事所ではなく、「算用場続木蔵」に出役しており、朝五時に出て、晩八つに帰るという勤務態様であった。算用場続木蔵は、「金沢図」（金沢市立玉川図書館大友文庫１０１３）や「金沢地図」（金沢市立玉川図書館蔵　090-487）など江戸中期から後期にかけての絵図をみると、算用場の西側に「御材木蔵」とあるので、おそらくここに詰めていたのであろう。木蔵才許与力は、材木の出納が主な職務であり必要な役所に融通した。そして、必要に応じて、買い上げて融通するようなこともあった。

鉄物方では、鉄物才許として定番御徒二人があたり、二人が交代で作事所に詰めることになっていた。鉄釘や鋏・金具などは、原則としてストックで対応するようになっていたようで、使用して残れば翌年に供することになっていた。しかし、もし、在庫がない場合には、出来合のものを作事所と詮議のうえ、町会所で買い上げることになっていて、天明期には、むしろ買い上げる方が一般的であったようである。鉄物に関しては、町会所の果たす役割も大きく、町会所が、石川・河北・能州所々など遠所御用を勤めることもあった。内作事方や外作事方・寺社方の御用で飾金具が必要な場合には町会所に発注することもあった。作事方御用以外では、たとえば御広式・露地方・金沢廻の道橋・諸役所で錠輪・香懸金・釘・鋏など新たに入用になった場合には、製作や値段について、作事所まで申し越したうえで、了承すれば、鉄物才許から請け取り、その上で費用の計上をすることになっていた。

荒物才許の関連では、土塗・大坂土・丹土・備後表・畳等は、荒物才許が受け取って、御用のたびに各奉行へ渡すことになっていた。城中、金沢廻御用の縄・蒋・莚・藁などを買い上げるときには、町会所に申遣わして入札のうえ調達し、荒物才許が受け取った。縄・蒋・莚・藁などについては、広式方・露地方・「金沢廻」道橋・諸役所等についても、その調達は、荒物才許が行っている。

続いて「御城中所々内作事方・外作事方・寺社方・金沢近辺新出来、破損修理御用の壁土拵様」の作業では、壁塗と壁土を拵えるうえで屑拾い・すた切人足として割場附小者や家中役小者、場合によっては、日用なども召し仕った。

「小松城中・城外破損修理毎年仕来品々」では、「小松破損修理奉行」「御城附足軽小頭」「御城附足軽」の職務内容について記す。

まず、小松破損修理奉行（二名）は、毎年年頭に金沢作事奉行から「図」が出次第作事が進められたことから、金沢作事奉行の支配下にあったことが予想される。城外・小松近辺の御蔵、橋等の破損修理は従来外作事奉行が行っていたが、小松作事奉行が勤めるとよいとのことで、その職務となった。メンテナンスには、破損の多少に応じて御城附足軽小頭をつけて修理奉行一人が見廻を行っていた。冬損じた際には、春に目録として小松御城中破損修理奉行が城番中に達して馬廻番頭へ相談のうえ見分、目録にして金沢作事所へ知らせ、御大工の見分を受けて、費用見積のうえ、費用については年寄中まで達して、入用は算用場奉行にまで連絡して図帳を遣わし修理を申しつけた。また、修理箇所が複数におよぶときには、それぞれ

の奉行が申し越せば、見分として御大工もしくは御扶持方大工のうちから派遣して修理を申しつけた。

そのほか、本史料では、堀の船道をあける作業や堀の藻を取る作業、城郭近辺火災の際の小松作事方の出役などが記される。深雪や吹雪の際に御蔵や多門等にある詰米・詰塩が濡れるような際の対応、御城中雪損の際・屋根雪下ろしの対応が記されている。屋根雪下ろしには、小松作事所支配の小者があたっていた。

御城附足軽は、作事所の定役についており、諸役人日帳付留書・算用方御普請道具、門往来焼印札才許や諸色買上物吟味にあたっていた。御城附足軽小頭は、破損修理の場所を見廻る役目を負っていたようである。瓦葺足軽もメンテナンスにそなえ、瓦の買い上げの際の吟味に立ち会った。このほか、城中・堀掃除小者の勤務、材木・葭・竹など資材の受け取り、鉄物や厳縄・布海苔・蠟燭・料紙や畳縁布の受け取り、素焼き瓦屋根修理の際の調達、破損修理に必要な縄・莚・わら・畳表などの調達、木端・鉛屑など必要な時のありかた、浜引の受け取りなど諸品の調達に関する記述等があって締めくくられている。

このように、本史料は、多岐にわたる内容であったが、そこからは、各職務の内容のほか、必要な資材等調達についても伺える。資材調達の際には、町会所とのつながりが指摘できるのであり、一方で、金沢の作事所の傘下に小松の作事方がはいっていることも伺え、タテとヨコのつながりが、普請の場合より、より明確な形で伺い知ることができる。

5 「御作事奉行格帳」

表題に「天明八年　作事奉行格帳　菅原厚定」とある。天明八年に成立した書であることが確認できる。筆蹟よりみて高畠厚定自筆の記録とみられる。

四の史料のところでも触れたように、本史料と「御作事方格帳」は二冊セットであった可能性が考えられる。

さっそく、内容に立ち入ってみよう。概要については、表3に書いているので、参考にされたい。本史料は前史料同様「御作事格品々」「御作事所支配之者共勤方」など大きく三十三のひとつ書きで内容記述がなされている。そして、ひとつ書き毎に、「此分先記之通ニ御座候」などとの註記がある。この註記は、以前の勤め方との相違点が述べられているのであり、慣習の変化がみてとれる。

(1) 記述内容

本史料は、「御作事方格帳」と同様、作事方の組織や実態が具体的にわかる良史料である。奉行以下、作事所に関わりの深い人々の職務概要、作事所で必要な物資の調達についての大きく二つに記述の中心がある。以下、森下徹氏の成果（森下　一九九四）にも拠りながら見ていきたい。

表3では、関連深い各役職の職務内容をまとめたものである。

最初の項目「御作事格品々」では、作事奉行はじめ、内作事奉行・外作事奉行など作事方の諸奉行や御大工や御壁塗等作事所に詰める諸職人の勤務のありかたが詳細に記されている。読み進めていくと、日常の勤務様態も含め、彼ら作事奉行等が、どのようなときに出役するのかが記されている。すなわち、作事奉行は、作事方のことだ

表３　「御作事奉行格帳」概要（抄）

役職		職掌等	天明期の状況	
御作事所支配者共	御大工（14名）	江戸作事方詰人（２名）春秋１人宛代わる代わる遣わす。	御大工頭（２名）	御作事図所に毎日詰め、諸事取り捌き
		参府御供御用、江戸作事御用（４名）	御大工（19名）	江戸作事方に２人充かわるがわる勤める。
		作事所諸事図御用（２名）		内作事方、外作事方、寺社方、道橋方、毎日主付詰めさせる。
		内作事方（２名）城中御用		遠方方破損修理、御材木間尺御用等
		金沢廻、遠所新出来、破損修理見分図り、材木見分、間尺御用（４名）		京都、大坂、大津御屋敷、近江の所領での完成時や押たてたる破損修理には派遣せず。
		金沢廻り破損修理所々を見廻る。		
		江戸作事方詰人（２名）春秋１人宛代わる代わる遣わす。		
		毎日作事所へ代わる代わる詰める。		
		朝６つ時以前より残らず出勤		
		金沢廻り破損修理所々を見廻る。		
	御壁塗（４名）	江戸作事方詰人（２名）春秋１人宛代わる代わる遣わす。	御壁塗（５名）	毎日作事所へ出て、城中、外作事方、寺社方、見分図方、壁土揚所等
		算用場続壁土揚所に付け置く。		原則江戸作事方御用、御省略につき勤めず。
	御畳刺（１名）	御家廻り、御旅屋、そのほか御貸家、寺社等の畳御用	（御畳刺）	畳御用は、御扶持方畳刺に仰せつける。
	御扶持方大工（18名）	江戸作事方詰人（２名）春秋１人宛代わる代わる遣わす。	御扶持方大工（９名）	江戸詰と道中御供
		参府御供御用、江戸作御用、御帰城の場合も道中御用（４名）		御城中廻り、内作事方、外作事方、寺社方、道橋方、算用しらへ方、遠所破損修理御材木間尺等御用
		内作事方（２名）城中御用		
		金沢廻、遠所所々破損見分、材木間尺御用で御大工不足時に遣わす（いつも内作事、小作事におく）（５名）。		
		作事所仁図御用		
		在国、当地にある者16名のうち14名は、小細工方、御絵図等御用を勤め、２名宛作事所に詰める。		
	御扶持方大工、町大工屋根葺	江戸作事方御用		
		作事所で図御用		
作事所江請取申者共	算用之者（２名）	諸方より出た切手、帳面算用あたり等、作事所印押、諸切手取扱い、料紙等取扱い（１人あて、御用多きときは２人とも）		御省略につき詰めず。
	足軽（３名）	御作事所口御門番（定番才許方よりつける。昼１人、夜２人づつ詰める。足軽いないときは、割場付小者、定番足軽才許方より来る）		
	割場附足軽（２名）	作事所内諸職人人足場、たばこ給所に昼夜１人あて置き、火の番をする。	（割場附小者）（５名）	作事所見廻（昼２人、夜３人）
	割場附小者小遣小者	御作事所方々小遣い御用（割場附小者・小遣小者のうちで藩主在国中は７人、在府中は５人作事所に詰める。小者ないときは家中役人や日用のうち割場より来次第、召し遣う。）	御作事附小者	８人御作事附小者召し抱える。
	割場附小者（８名）	所々切手等の使、諸色出入等の御用のため定請取に召し仕う（小者がいないときは、家中役人か日用、割場より来次第召仕う（内作事方２、外作事方２、小作事方１、木蔵１、荒物方１、鉄物方１）。		内作事方、外作事方、寺社方、道橋方、壁方役所とも小遣日用召し仕う。
	木蔵壁土揚所番人	材木品々出入等吟味（御算用場続木蔵入り口番人足軽３人、定番足軽才許方より指置く。		木蔵役所は、宝暦大火後作事所へ引っ越す、入り口番人詰めず、当時省略につき、木蔵才許与力勤めず、材木の出入りは、作事門で吟味、壁土揚所入り口番人も当時詰めず、同所新蔵入り口番人兼帯で出入改める。
	壁揚所入り口番人足軽（３名）	壁土品々出入等吟味（定番足軽才許方より差し置く、昼１、夜２詰める。）		

役職		職掌等	天明期の状況	
町大工屋根葺大鋸挽壁塗肝煎棟梁定役職人	大工肝煎（4名）	内作事へ差し置かれ、城中出入の札、鉄・荒物出入諸切手等の調役（2名）。内作事方の破損修理があるとき、大工棟梁並に付け置く（破損修理ないとき仕事させる）。		
	町大工棟梁（1名）	作事所で図定御用		
	町大工（8名）	御城近所火災時、金谷屋敷・文庫・薪丸土蔵の火消御用として、定役にきめ置く。内作事方（5名）、小作事方（2名）、外作事方図仕仕置御用（1名）	町大工（8）	御城近所火災時、金谷屋敷文庫薪丸土蔵火消の御用に出る、定役にきめ置いたうち2人は江戸作事方御用のため詰める、そのほか内作事小屋で町大工並の仕事
	大鋸肝煎（1）木挽（1）	大鋸挽、木挽の時分触出人の挽□算用等吟味		
	町屋根葺棟梁	春秋1人宛江戸作事御用		
	大工大鋸挽木挽	川除、金沢廻道橋御用に従事		
	船大工	朝6つ時より7つ半時まで1人のきまり。刻限欠ければその分の手間料を引く。手間料の請取は、手先奉行が毎日召しつかう数をチェックして、船大工の「切手」にその場の松奉行や町年寄・町肝煎が吟味して決定して奥書の上受け取る。		これは、以前の通り、手間料は、作事奉行が受け取って渡す。
	鍛冶絵師御飾細工人表師笠張針屋切革屋唐紙師畳刺臼くり、井戸掘、籠組	召し仕う時には、町会所へ申し遣わす。手先奉行が毎日人数を吟味して1ヶ月ごとの切手を決定し、職人に渡して手間料を受け取る。諸職人の切手に町会所で手間料決定との奥書を加え、作事所の奥書、会所の印を請けて手間料を受け取る。		
	塗師	金沢町廻の塗師屋に申しつけるが、塗賃・塗師手間料が高いので、町会所で入札し、作事所の扱いとして一人を作事所の扱いとして雇う。作事方・小作事方・外作事方・寺社方・遠所とも手先奉行御用で塗らせる。塗師を召し仕う塗賃は、塗師屋の切手に手先奉行・作事所の奥書に会所の印を添え、手間料銀を受け取らせる。		塗師の品々は、作事所で定まった値段とし、出来たものの吟味は御大工が行う。代銀は、作事奉行が受け取って渡す。
割場附足軽・小者・日用など	割場附足軽	内作事・外作事・小作事方・寺社方、金沢廻、遠所とも割場附足軽は、作事方の仕事量に応じ請取、一ヶ月ごとに手先奉行が召し仕った人数を記した書類を割場へ遣わす。		作事奉行の切手を割場へ遣わす。日用を召しつかうときには、賃銀は、作事奉行が受け取って渡す。
	割場附小者・家中役人	内作事方・外作事・小作事方・板枇方・破損修理・木蔵壁土拵所の諸職人手伝いとして、砂物すかた切等に雇用するときには、手先から割場に断る。朝6つ時から晩7つ半まで召しつかう。召し仕った人々から小者に関しては、割場に切手を遣わし、役人ならば普請会所に切手を遣わす。小者・役人がいないときは割場より日用が来しだい召し仕う。		作事奉行の切手を割場へ遣わす。日用を召しつかうときには、賃銀は、作事奉行が受け取って渡す。
	日用人足	日用人足を召し仕うには、朝6つ時から晩7つ半時迄。1人のきまり。1人の勤め方は、遅刻すれば、その分の賃銀から差引く。賃銀支給は、手先奉行が毎日人数を吟味して15日ごと又は1ケ月ごとに日用頭の請取切手に手先奉行・作事所の奥書、普請会所の印を取り、日用賃金を受け取る。御城中・金沢廻、石川・河北両郡は、割場が決定した日用を召し仕う。遠所で日用なく、または不足のときは、支配方より断り、承諾ならば手先奉行より作事所へ申越し、割場と示談のうえ、金沢の日用を遣わす。召し仕う際には、賃銀に加え1日1夜につき2分づつ宿賃を渡す。また、能美郡・越中・能州で召し仕うには、算用場が決定した日用を召し仕う。その場合宿賃は支給しない。その場の規定に則って召し仕う。		作事所が召しつかう人足は、御大工が毎日吟味する。1ケ月ごと、または修理が終わり次第、日用賃金を日用頭の請取切手に作事所の印を据える。賃銀は作事奉行が請取、渡す。
	町夫	宮腰で材木を召し上げる場合、間尺する。その手伝いの人足は、宮腰町奉行所に申し遣わし、町夫を召し仕う。外作事奉行が人数を改め、1年毎に召し仕った人数を認め、宮腰町年寄方へ申し遣わす。		先規のとおり。作事奉行が人数の切手を遣わす。

けの職務に携わっているのではなく、藩組織のなかの一員として、城内儀礼、煤払いなど城内をめぐる年中行事にも参加していることがわかる。そして、藩主家の法事の際には「御寺」おそらくは宝円寺）に詰めることになっていたのも注目すべきであろう。

(2) 作事所関与の職人たち

さて、役所としての作事所には、作事奉行や内作事奉行・外作事奉行以外にも、作事に関わる多くの人々が詰め、作事に関わっていた。「作事所支配之者共」・「作事所江請取申者共」などである。

①「作事所支配之者共」

「作事所支配之者共」としては、御大工・壁塗・畳指といった職人達がいる。彼らは、作事所において人別が支配され、いわば職員の中核を成す人々であった。御大工の職務は多岐にわたるが、江戸の作事方に交代で詰めることになっており、藩主に付き従って江戸と金沢を往復することもあったが、在国の者は毎日交代で作事所に詰めることになっており、金沢廻や遠所で作事が行われる場合、破損修理の見分を行った。

壁塗は、御大工同様、交代で江戸作事方に詰めるとともに、算用場続壁掛所に付け置かれたりした。畳刺は、「御家廻り、御旅屋、そのほか御貸家、寺社等」の畳の御用を勤めた。

②「作事所江請取申者共」

次に「作事所江請取申者共」は、割場等他の機関から必要に応じて懸け渡される者で、経理を司る算用者や割場より足軽・小者があげられている。本史料では、彼らそれぞれの立場、勤務のあり様について記すとともに、木蔵・壁土掛所番人の仕事の概要、御大工・御壁塗等の屋敷拝領の手続きなどについても記されている。

以上のほか、作事所には、金沢町奉行支配下の職人たちを雇用する場合もあった。(6)「御作事方町大工・屋ね葺・板枇・桶屋・大鋸挽・木挽・壁塗・肝煎棟梁手間付之覚」、(7)「町大工・屋ね葺・大鋸挽・壁塗并肝煎棟梁定役職人召仕様之覚」と題して町奉行支配に属する人々も広く藩の作事方の作業に関わっていたことを記している。町大工棟梁は、「諸事図定御用」、町大工は、御城近所が火事の場合「金谷屋敷御文庫、薪丸御土蔵へ火消御用ニ罷出」るなど防火にもあたっていた。

屋根葺・大鋸挽も江戸の作事御用に出ることはあったが、「金沢廻」では、道橋御用に従事していた。これらの職人たちを藩の仕事に動員するにあたっては、やはり技術力が試されたようで、藩の御大工あるいは御壁塗の「吟味」があって、その力量によって手間料に差が設けられていた。

作事所には、割場附足軽・小者のほか、彼らが作業出来ないときには、家中役人・日用人足も関わっており、召し仕う際の手続きや、能美・石川・河北、越中・能州の所々に所在する遠所御貸屋の数や修理する際の手順などが記されている。

(3) 物資調達

作事を進めるにあたって必要な資材、たとえば材木や竹、鉛瓦・薬瓦・土瓦、石材など必要なものを調達する場合のあり方などが記される。すべてを紹介することは、ここではできないので、もっと

も需要が多かった材木の買上を中心に紹介しておきたい。

城内外建物の再建や修復などの際欠かせないのが、材木の調達であった。とくに城内が火災などの災害に見舞われた場合には、材木の確保はきわめて重要であった。

本史料では草槙材木の調達（買上）と檜・杉・槻などの調達に分けて記されている。草槙調達を多少詳しく記せば以下のようになろう。草槙材木角・平の板柾幡等の調達については、「下登船商売材木所々」着岸の時節に材木入用高の中勘を御大工たちに考えさせ、そのいわば見積書を年寄に達し、算用場奉行と相談の上、城中や金沢廻の御用の材木については、宮腰で調達し、越中・能州筋の御用にするものについては、その場で調達することになっていた。そして所々の御囲奉行へ渡しておいて、必要がある時、手先奉行人の請取切手に作事所の添状を添えて「御囲」で請取っていた。

そして追って「奉行請払切手」を見届け、作事所の印を据えた書類を渡し置くのである。御城中や金沢廻の御用には、宮腰御囲奉行より木蔵才許与力が請取、内作事奉行・外作事奉行・小作事奉行・板柾奉行・寺社方破損修理相勤申与力の名で作事所の印が据えてある紙面を渡すのである。なお、草槙材木の値段はその年の相場をもとに四人の値段師によって決められた。

また、檜・杉・槻・椄などの買上については、物によっては、作事所から直接年寄中へ達したうえ、算用場奉行と示談し、金沢町奉行や宮腰町奉行など関係奉行と相談して受け取った。材木の見定めは、御大工御扶持方大工のうちから派遣されて行い、間尺改は、外作事奉行や御大工・御扶持方大工のうちから行った。

急に金沢廻で必要になったときには、木屋のなかから材木を借用することもあったらしい。また、京・大坂で調達する場合には、御大工を派遣し、京・大坂で役人と相談して調達して、宮腰御囲奉行まで回送した。

瓦（鉛瓦・薬瓦・土瓦）の買上では、鉛瓦について触れられている。鉛瓦に使用する鉛については、必要となったときに内作事奉行や寺社方修理御用相勤申与力が受け取ることになっていた。作事所にとわり、算用場に示談して内作事奉行の請取の紙面に外作事奉行のなかの一人の判も据え、あるいは寺社方与力の請取切手に作事所の奥書とともに算用場の印も添えて、越中の東岩瀬（現在の富山市）の代官所へ遣わし、作事所よりも添状を遣わし、鉛を受け取った。鉛が到着次第、足軽小頭が重さを検査して瓦師らに渡したことがわかる。

そのほか、本史料では、唐木・唐竹を金沢近所や能美郡・越中・能登で調達する場合の仕方などが記されている。石材・畳縁布、炭・油、蠟燭、土砂、その他、作事方で必要な資材の調達の仕方が詳細に記されているが、省略したい。

(4) 小作事方の職務

そして、外作事方・寺社方、内作事・小作事方の勤方について触れている。

「内作事方毎年相極仕来品々之覚」は、内作事に関わる職務内容であり、六としてあげた内作事奉行の勤方と異口同音のものとなっており、具体的な内容については、史料の六と重複するので、それに譲りたい。また、同様に、(29)「外作事方毎年相極仕来候品々之覚」は、外作事の、「小作事方毎年相極仕来り候品々覚」は小作事

の職務内容を示している。小作事方については、万治ごろには、組織化されたようで、小作事奉行が万治二年（一六五九）に朝倉主馬がはじめて命ぜられ、以降二、四人この職に就いたと考証されているが、（藩国官職通考）石川県図書館協会　1970　復刻版）宝暦十三年六月に奉行が廃止され、内作事奉行から兼帯となったという。そのためか、あまり、その小作事方の実態については知られていなかった。その一端は、本史料でも伺えるので、一、二触れておこう。

藩主の子弟が「野辺」に出かける際、小作事方が管轄する古い御小屋を修繕するとか、御亭の存する粟崎へ藩主子弟が赴く際、御亭の懸戸をはずすため、御扶持方大工・人足が小作事方から派遣されたという記載、さらに、塩升・新京升の棒について、小作事方で製作し、焼印を押して奉行・新京升であれば町肝煎に渡すことになっていた。また色付煤は小作事方で拵えることになっていた。こうしたことなどを考えていくと、大がかりな作事ではなく、簡単な仕事を担う部署ということになろう。(33)では、「御指物、其外小作事申来仕指遣候所々覚」として「御次廻御用」「御広式」などの指物を司っていたことがわかる。

以上、簡潔に記述内容を確認し紹介したが、作事方の作業を進めるにあたっては、人的な必要から、割場、物資調達の観点から算用場や会所、石材については普請会所など多くの他機関との連携が不可欠であったことが伺えるのであり、そのため、ヨコの役所同士で書類のやりとりが不可欠で、その調え方や書類の動きをみるうえでも興味深い内容となっている。

6 「内作事奉行勤方書」（「改作奉行勤方等留」）

(1) 「改作奉行勤方等留」と内作事奉行の職務

本史料は、笠間源太兵衛以下七名が「巳五月」に自らの職務内容を書き上げたものの写本である。本史料を紹介されたのは、田中徳英氏であった（田中　二〇〇八）。

この史料は、「改作奉行勤方等留」（加越能文庫）に所収されており（請求番号一六・六四―一〇二、加越能文庫の目録でも、「改作方」関係のところに分類されている。「寛文六年園田左七勤方覚書等」「宝永六年定書写」「宝暦十年斗立仮横目巻」「御国目付衆へ御答書」とともに「巳五月　笠間源太兵衛等勤方書」として収載されているから特異な存在であった。この加越能文庫のテキストでは、「原本　横地秀三」と朱書されているように、横地秀三家所蔵の写本であるが、横地氏がどのような人物であるのか、直ちに詳細はわからない。そのため横地家に代々伝来したものなのか、ある時点で入手されたものなのかは、現時点では判断できていない。

内題にみられる笠間源太兵衛は内作事奉行として「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）などでも確認でき（巻末附録）参照）、笠間源太郎（源太兵衛）（諱は永泰、馬廻二〇〇石）として、安永八年四月から天明七年五月二十七日の間、内作事奉行の職にあったと記されている。

本覚書史料末尾には、「右、内作事方先規ヨリ勤仕之趣、如此御座候」とあり、田中氏の指摘にもあるように、自ら（＝内作事奉行）の勤方を書き上げたもので、巳五月とは、天明五年（一七八五）にあたるものと推測される。

なお、笠間源太兵衛等末尾にみえる七名は、どれも内作事奉行と

して名が見える人物である。

読み進めていくと、内作事奉行自身が自らの勤方について書き上げ、作事方の実態がよくわかる基本的かつ重要な史料であることがあらためて確認できた。このことから今回全面的に翻刻することにした。

(2) 内容の把握

本文をみると、計五十二のひとつ書き（項目）で構成され、丁寧に読んでいくと、内作事方の職務について、具体的にわかる基本的な内容であると判断できる。これまで内作事方の職務は、単に城内の営繕を担う部署と理解されていたが、細かくみれば、実は多岐にわたるものであった。本史料に記されている内容としては、

・内作事奉行以下、内作事方に詰める諸職の職務内容
・日用などを雇いいれる場合の手続き
・作事を進めるべき箇所の見分と手続き
・城内の儀礼や行事等の出役や準備
・城内の管理に関わるもの
・その他

があげられるであろう。

(3) 内作事方諸職の職務と城内管理

天明期、**内作事奉行**は六名であった。その六名は、毎年一人宛交代し、二人で二年間江戸表に出役することになっていた。残った四人のうち一人は、朝六つ時以降に作事所に出て、晩七つ半時に帰宅する勤務となっていた（1）。

御大工については、内作事方に詰め、破損した箇所を見分する役目を負い、修理箇所に付けられている（20）。同様に**御扶持方大工**についても内作事方に詰め、毎朝城中の見廻を行うとともに、諸職人の管理や古物品々の才許を行った（21）。また、**作事所留書足軽**の職務としては、屋根葺作業を行う際に付け置かれたほか、鉛瓦・土瓦等の才許を勤め、毎朝、城内の見廻を行っていた（23）。**割場附小者**は、小使いとして日がかりで出勤するが、小者がいない場合には、家中の役小者を召し仕うこともあった（24）。**家中役小者**は大工の手伝として、雇われるが、雇われるにあたっては、内作事奉行の名で作事所へ申請し、作事奉行が奥書したうえ、倹約所に遣わし、倹約所を通じて割場へ働きかけて雇いいれた。月ごとに召しつかう人数を明らかにして内作事奉行の名で普請奉行にあてて書類を発給することになっていた（25）。また、町方へは職人が求められ、**町屋根葺棟梁**（四人）が城中ところどころの修復のため出役し、うち二人が江戸作事方として江戸にも詰めた（30）。町方の職人たちが動員されることは日常的にあったようで、鍛冶・飾屋・絵師・表具師・塗師・笠張・桶屋・畳刺・土堀に作業を行わせる場合には、内作事奉行の名前で、作事奉行の奥書を以て町会所に書類を渡し雇用するよう定められていた（33）。また、日用を雇い入れる場合には、内作事奉行の名で、作事奉行の奥書のもと倹約所経由で割場に申請し雇用した（34）。さらに、宮腰で「御固材木」を撰ぶ際には、作事所へ達してその指図のもと、御扶持方大工・町棟梁大工のうちから派遣して撰ばせた。宮腰町夫・人足を手伝いとして雇うこともあり、その場合には、内作事奉行の名で宮腰町奉行宛に申請した（35）。内作事奉行が「切手」印を据えるか、奥書をするかして、了

解のうえで次の作業が進められた。

なお、町方の大工・大鋸・木挽・屋根葺等の職人は夜間の作業があることを前提に雇い入れられ（31）、御露地・御泉水の「舟合」（船の建造）の際には、作事所より宮腰町奉行へ申遣わし、船大工をも雇用することもあった（32）。

また、足軽の雇用については、**内作事方御用留書**や**御門通行許可焼印札才許**として入札を受け取っており、普請道具才許等にも割場より足軽にきてもらっていたが、近年は派遣されなくなり、作事所と相談のうえ、年寄たちにも話をし、町棟梁大工を雇用しているという（26）。町棟梁大工といえば、町棟梁大工八人は、薪ノ丸土蔵・金谷文庫の火消御用として、年中内作事方として勤めた。これらは**火消棟梁大工**とよばれるが（27）、彼ら八人のうち三人は江戸作事方詰人として江戸に赴くことになっていたから、彼らの穴埋めには火消並棟梁大工をおいた（28）。同様に二ノ丸居間前土蔵や納戸方土蔵の火消として町棟梁大工四人がおかれていた（29）。

内作事奉行は、藩主参勤・帰国時に河北門外道筋に出役することになっていたが（19）、奉行以下諸職人が実際に活躍するのは、平生は城内のメンテナンスであった。城内の建物もやはり築造から年を経るにしたがって修繕の必要な個所が増加していった。もし、城内の各所で修繕が必要な個所が見つかった場合は、次のような要領で対応した。

まず、城中で修理が必要となった場所ができたとき、まずは、状況の把握のため、現地を見廻ることになっていた。冬中に損じた場合、春になって、まず作事奉行、作事所横目や内作事奉行・御大工を同道させて見分し、「入用図目録」を年寄中に提出したうえで、その指図をうけながら修理を進めていった（2）。御城廻の石垣が崩れた場合には、作事奉行と普請奉行、そして内作事奉行が、御大工と穴生を召連れて、崩れた場所を見分するとともに、その箇所を絵図にしたためて城代に報告して仮修理を申し付けている（3）。石垣が損じた場合には、普請会所から穴生が出役して見廻をしていたが、詰石が落ちるケースについては、作事所が対応したようで、連絡を受けたのち、割場に連絡して二十人石切を、普請会所から御扶持人石切が出役して詰石の作業を行った。また、御城廻りの堀の土居が「頽申」したときには、作事奉行・内作事奉行が御大工を召連れて見分し、絵図にしたため、城代に報告するとともに、指示によって修理を申し付けたのである（4、5）。諸役所・番所の打土・釣瓶・同縄の取替作業（22）も広い意味でメンテナンスのなかに入るであろうが、こうしたメンテナンスの作業は、城内の管理に付随するものであった。櫓や長屋が空になったときには、城内の指示のもと内作事方で管理したという記事がみえる（6）し、露地のほか御殿・櫓・塀などに植木がひっかかった場合の枝打ちや伐採を行い（7）、城中門通行の焼印札を管掌すること（8）、鉄砲打初の際、縁取薙を敷くこと（9）、城内足軽番所に敷く薙や縁取敷替の作業（10）も、御城外廻堀櫓や連池御亭、金谷屋敷・丹後屋敷・今井屋敷等の破損・修理の際に材木・荒物・鉄物などを運びいれることも（11）、修理のための鎌・鍬・労等の授受も（12）、はたまた、「御城中・御家・御門・御櫓・御長屋・御土蔵・御番所」の屋根雪下ろし（13）、城中所々御門の飾松・御用杭木の授受の仕方（16）なども、広い意味で城内の管理を前提として理解できる内容であった。また、火災に関する記事も見え、急な火事の場合、藩主子女の御座所に仮

補理を行うとか（17）、御城に近い火事のときには、内作事奉行は割場より足軽二十人を従えて年寄中の指図を受けることになっていた（18）。

このほか、とくに奉行以下、城内で行われた諸儀礼に参加している。二ノ丸御殿の煤払いには、作事奉行・作事所横目・内作事奉行・御扶持方大工・町棟梁大工・割場附小者が参加しているほか、毎年十二月には、城中の番所へ、町棟梁大工や割場附小者を派遣し煤払いを行うことになっていたようである（14）。また、御舞台や竹の間で能が行われる場合には、内作事奉行・御大工・御扶持方大工が二ノ丸御殿に詰め、そのうち御楽屋へ詰めることになっていた大工については、町奉行から作事所へ連絡がきて作事所の指図のもと内作事方より大工を詰めさせた（15）。

(4) 資材の確保

① 材木等の調達

内作事方で必要不可欠な作業にはここでも資材の確保・調達があげられる。このうち、材木・竹等の調達には、作事所の了解のうえ、内作事奉行の名で木蔵才許に遣わし、才許人より受け取る。そして、一ケ月ごとに数を調査することになっており、請取切手に作事所印に「かよい（月ごとの支払い）」と記し、倹約所添印をうけて才許人に渡す。すると、才許人から品々を渡したとの旨の「切手」が来るので作事所に保管した（36）。

② 鉄物・金具と竹木

鉄物・金具・引手釘隠・廂・杉皮・縄莚等の調達は、必要数を内作事奉行の名で町会所へ遣わし（作事奉行の奥書）、町会所より「売上人」へ申渡すことになっていた。毎月、作事奉行の印をすえた書類で内作事奉行名で月ごとに「鉄物・芝物才許人」が受け取った（37）。買い上げた竹が御用にならなかった、あるいは、急に青唐竹が必要になったときは、作事所に書類を渡し、作事所から町奉行や露地方役所へ通知して、御扶持方大工・町棟梁大工、内作事方から見分に出向き露地方もしくは、物構の竹を切らせた（38）。また金沢近辺山の松木が必要な場合には、作事所に達して、作事所から郡奉行ならびに木蔵才許方へ相談の上、御扶持方大工を見分に遣わしたうえ、郡奉行の立会で松木を伐採、木蔵才許に持たせ届けさせて受け取った（39）。鉛瓦などに用いる鉛の調達は、内作事奉行と外作事奉行の一人が加わって花押を据え、作事所の奥書、倹約所の添印・算用場の印を得て、越中東岩瀬の代官所へ遣わし、鉛を受け取った（40）。鉛は東岩瀬から金沢へ回送され、その後鉛瓦師に渡されたが、その一連の手続きについても詳細に描かれている（41）。鉛瓦は、小松城でも用いられることがあったようで、小松城中で鉛瓦入用の際には、小松修理奉行方より金沢の内作事奉行への宛所にして、作事所まで「請取切手」を送付することになっていた。作事所が指図して、鉛瓦を渡した（42）というが、小松城の鉛瓦の調達についても直接には、内作事方が管轄していたようである。また、鉛古瓦・屑鉛は、小松城中屑鉛とも、施工する瓦師に渡す際には、作事所の指図を受けて作事所より「相見人」として内作事奉行が出、重さを改めて渡していた。鉛瓦が出来たときには、割場よりの足軽にチェックをさせ「□取」を申付け、重さ・数など御大工や「坪取」を命じた足軽に改めさせて受け取っていた（43）。

薬焼瓦が御用の際には、買い上げる数をあらため、「かよい」とし、内作事奉行の印とする。代銀の支払いは、作事所の決した価格に従い「売上人」の切手に内作事奉行が奥書して倹約所添印のうえ算用場へ指し出し、その印と会所宛の紙面を一緒に会所に指しだし、その印とともに小払銀奉行より「売上人」は銀子を受け取った（44）。

③ その他必要物品の調達

蠟燭・料紙・畳縁布・白布等の調達は、内作事の奥書・倹約所の添印のうえ会所の印が必要であった（45）。

そのほか、用途については、具体的にわからないが、蜆貝・茅などの類が必要なときには、作事所に達して、作事所から郡奉行へ連絡、郡方より受け取った（47）。また、川石・土砂・栗石・砂利などが必要な場合には、その用途について記し、内作事奉行の紙面に倹約所の添印のうえ遣わした。普請会所が決定した値段に基づき、「売上人」より受け取った（48）。古浜綱の御用の際は、作事所へ達して作事所から宮腰町奉行へ遣わし購入する（49）。鎌・刃・鍬・鶴嘴・斧等の請取は、内作事奉行の名で発行した紙面に、作事所に達して印を受け、倹約所の添印をもらったうえで普請会所道具奉行・割場道具奉行より受け取った。ただし1年ごとに返上し、算用を遂げることになっている（50）。にかわ・鉋屑・古木・古柿板・古鉄の払は、作事所に達して払物才許へ申渡して入札とし、作事所に指しだすものであれば、作事所で入札し、高値の者に渡す。代銀は切手の場合、払物才許の名で諸方土蔵奉行宛所に内作事奉行・作事所の奥書、会所印がある紙面で諸方土蔵才許へ代銀を払う。右の奉行に銀子請取の紙面を払物才許宛所で来れば、会所の印を据えて内作事奉行手元におく、代銀取り立ては三十日を期限とし、三十日が過ぎたら二割の利息がつく（51）。内作事方の入用の算用については、取置いた書類に基づき帳面を作成し、一年ごと正月から十二月までの必要経費を算用場で勘定をとげる。あわせて年中入用については、一紙帳面として作事所に提出する（52）。

こうしてみていけば、物資調達やそれに伴う支払については、内作事奉行の名で行われたり、あるいは奥書・印を据えたりしていたことが具体的にわかるのである。

④ 諸職人の動員と管理

毎朝六つ以前に諸職人の日帳をチェックし、公務のため灯油を受け取ることになっている。請取には、内作事奉行の切手に作事所の奥書・倹約所添印が必要で、会所の印をうけて薪蔵才許より受け取ることになっていた（46）。

こうしてみていくと、内作事奉行は、城内修築箇所の見回り、資材調達と支払、職人等を割場などから派遣してもらう、職人の人的な確保と管理を主な職務内容としていたことが確認できるのである。

7 「世子御座所普請方御用主附一件」

本史料は、弘化元年（一八四五）より進められた金谷御殿の修築記録である。十三代藩主前田斉泰とその正室溶姫の子として江戸に生まれ、江戸で育った慶寧は、弘化二年九月に世子として初めて領国加賀への入国をはたした。金沢での御座所は金谷御殿と定められ、世子の御座所に相応しい整備が行われた。「世子御座所普請方御用主附一件」（加越能文庫）はこのときの記録である。

金谷御殿は、金沢城の西側、現在尾山神社が存する場所に位置した。この地は、かつて金谷出丸と呼ばれ、藩主家の別邸が所在した。住居する人物によって金谷御殿、金谷屋敷、金谷御住居などと称した。

変遷などの概略については、すでに前巻でもふれているので、参照されたいが、おそくとも十七世紀末には藩主子女の住まいとして機能するようになり、前藩主の隠居所、女性たちや世子など藩主一族の住まいともなった。

慶寧が入る以前、金谷出丸には、天保九年以来、十二代斉広の正室真龍院（鷹司氏、隆子）の住居である御殿があったが、これを松御殿と改称して相殿として二つの御殿が併置することになった。慶寧の御殿も整備してあらためて金谷御殿と称したのである。

本史料の著者は、大野定能（織人　六六〇石）である。当時馬廻頭・近習御用の職にあったが、このときの普請の主附として陣頭にたった人物でもあった。

ただし、ここに掲げる史料は、大野自筆の原本ではない。前田家編輯方によって作成された写本である。いまのところ原本は確認できておらず、きわめて残念ではあるが、金谷御殿の改築事業そのものの有り方、御殿の仕様にまで踏み込む貴重な史料である。

本書は大野が主附に任ぜられた記事から始まっている。あわせて、表向の主附として竹田市三郎、奥向の主附として田辺左兵衛がそれぞれ就くなど主附任命記事がみえる（1）。このときの普請は「御座所之儀、金谷　御殿を御建継、御事軽ニ御補理」とあるように「御建継」を主体とし、「事軽」、すなわち華美にならないようにすることを旨とすることを目指すものであった。普請の見積も記されており、御大工で普請の御用主附であった中村半左衛門は、

表続きに新たに建てられた建物と文庫通の土蔵場所替費用　約二九〇貫目
三間・四間の土蔵1つの新築、膳所・奥筒所所替費用　約一五貫三〇〇目
金谷御殿休息の間・部屋方・御口廻の建継き費用　約八六貫一〇〇目

の都合約三九三貫三〇〇目の普請見積であったとしている（2）。あわせて半左衛門は、使用する松材は「御林口山」で切出すつもりであること、建具等については竹沢屋敷を取りたたんだ材を用いるつもりであること、御居間・御寝所・御次・縁側はいずれも張天井に、柱等は、榧材にすること、金谷御殿の対面所辺絵、唐紙にしているが、同所続休息の間建継分については、鳥の子地に唐紙形か白地粉絵とすることなど、詳細な仕様まで意向を記している。

ここで注目できるのが、竹沢屋敷の一部を移築することも検討された点である。周知のごとく、竹沢御殿は、文政二年（一八一九）に十二代藩主斉広の隠居所として現在の兼六園の地で築造が着手され、文政五年の隠居とともに移ったものであった（斉広死後竹沢御屋敷と称した）。ここでは、竹沢屋敷と表記したい）。文政七年に斉広が没すると、その後は十三代斉泰によって、周辺は竹沢御庭としての整備が進められるとともに、建物については、斉広娘寿々姫が藩老本多政和に嫁す際取りたたむことが詮議されたことからもわかるように、御殿自体解体されるなどして縮小の基調にあった。

弘化の普請に際しては、残されていた竹沢屋敷の御書斎・御寝所廻りはこのままとしながらも、表御居間廻りや奥舞台は取りたたむ

方向であった。舞台や鏡之間も仕抹し、休息の間等も取りたたむよう仰せられていたから、不用の分の活用も検討されていた（27）。「此度御出来之御居間、右竹沢御取畳之内、御居間之分、直様仕上直シ、御用ヒニ可相成、御寝所之分は新材木ニ而仕候図」として一部の活用をはかっていたが、新材を使用する予定の御寝所については、結局のところ竹沢の御休息の間をあてることになったようである（28）。このように金谷の御居間には、竹沢屋敷の御居間や休息の間を用いる方向にあったわけである。

一方で、竹沢屋敷の舞台の檜類や欄間は処分し、野物は、活用するようにした（35）。あわせて、竹沢屋敷に存した塗揚土蔵も移築が検討されたようであるが（2）、最終的に中止となった（32）。

実際、十二月十七日から竹沢屋敷の取りたたみ作業にかかった。金谷の御居間・御寝所に用いるべき当の竹沢屋敷の材であるが、色止めしておりそのまま用いることにし、天井等も金入模様を用いるか、あるいは、白木にしていくか検討されたが、白木とするようにとの御意であった（40）。こうしてこの年の十二月までには、金谷広式の「補理之外所」も出来した（42）。

年があけて弘化二年正月には普請会所が担当している書物所渡りの土蔵一つ、奥納戸渡りの道具を除外して、作事方へ渡した（46）。また、地鎮祭の祈祷を波着寺と卯辰八幡社でおこなうことにした（50）。二月十六日には建継箇所の胴搗にかかり（49）、三月十七日には御居間廻りの建ち揚げにとりかかり（51）、ついで、御膳所の工事にも順次かかったようで、同月二十五日には御膳所を「御事軽」にと仰せられている（54）。

藩主斉泰は、参勤のため三月二十七日江戸に向けて発駕したが、やはり金谷の普請は気がかりであったようで、前日の二十六日には、普請所を訪れ、同行した大野織人は、御庭の様子について言上し、御縁先の松一本、栂一本の伐木の許可を得ている（56）。なお、斉泰発駕後の普請方役所については、二ノ丸御殿波ノ間御縁頬屏風囲に置かれることになった（69）。そのほか、このころの記事としては、棟札調筆に関して下書きを伺ったこと、上棟をはじめとする三規式が四月十三日と定められたことが記されている（59）。四月十三日の規式当日の様子も記している（71～78）。

四月になると、御膳所築造の動きが本格化する。絵図を用いて狭い場所に建てることの是非を相談するとともに（60、63、64）、柿木二本を文庫内の井戸辺に移すこと、松栂伐木のことや泉水をどのようにするのか綿密に三十人頭と打ち合わせている（60、61）。

あわせて、四月九日や十二日条には御居間先の御庭手入に関する記事がみえる。すでにこの件に関しては、斉泰発駕前に御伺いをたてていたようだが、少々庭石が必要となり、堀を隔てた玉泉院丸の目立たない箇所の石十個程や堂形の囲内にもある石を用いて、運び入れることに落ち着いたらしく、三十人頭と打ち合わせることにした（65）。

上棟など三規式が済むと、藩の家老であった前田貞事（図書）・山崎庄兵衛が見分している（81）。この間、御膳所の普請も順調に進んでいったが、建具に絵図と異なる箇所ができていることが判明し、御膳所の部分だけ小図に記すとともに、工事費用についても江戸表の斉泰のもとに知らせた（85）。

こうして、六月中には竣工するメドがたってきたが（89）、建設費が当初のものより増えてきた状況が見えてきた。当初、質素を謳っ

てきたこの普請であったが、結果的に普請費用が嵩んできており、藩の御勝手方を勤めていた年寄本多政均（播磨守）とも口頭、あるいは紙面によって綿密に連絡を取っている（86）。大野の記すところでは、「御好ミケ所」であったりしたので、「御膳所」の工事の件で当初に比して64貫目余の増額となった（88、124）。

竣工が近づくと、普請そのものことではなく、たとえば「御座所御門通初之儀」や御座所の名称をどうするなどの件が検討されている。

「御座所御門通初」は、江戸本郷での慶寧の居所である東御居宅で行っていたことから俎上にのぼったようであるが、国許では、例がないとのことで、しかも門といいながらも二枚開きであるので、実施しないことで落ち着いた（90）。御座所の名称であるが、金谷御殿とし、その表・奥とするのかどうか、真龍院が同じ金谷出丸に居所を構えていたことから問題視された（91）。教千代（十代重教の子斉敬）・亀万千（のちの十二代斉広）が金谷出丸に住居した際の名称を確認している（92）。

六月十五日「金谷御奥御休息之御間并部屋方」が出来し（94、100）、関係者への褒賞や酒が振る舞われ、真龍院からも作事奉行らが品物を拝領した（95～99、101～103）。

七月十一日に「御座所補理、全御成就」として金沢城代見分のうえ引き渡された（109・110）。この間御座所御庭も竣工し、富田より差し出された榭木、岡田隼人から取り寄せた「もちの木」・石燈籠も据えられた（111）。

こうして、世子慶寧御座所が竣工された。

ちょうどそのころ、慶寧は、江戸にあって、七月十三日久留米藩主有馬頼永妹との縁組みが許可された。お目出度い雰囲気のもとで、彼は、八月十九日国許へ向けて江戸を発し、九月六日新築なった御座所に入った。慶寧の御座所は、八月二十三日に金谷御殿と呼称することになり、従来金谷御殿と称していた真龍院の御座所は、「松之御殿」と称することが公表された。

このように、本史料は、写本とはいえ、弘化期における金谷御殿の普請の進捗状況がもっともよくわかる内容となっており、昨年度翻刻した、慶応年間の「金谷御殿御普請諸事留」ともあわせて見る必要があろう。

8 「御仕法留」

「御仕法留」は、横帳の体裁をなす留帳である。加越能文庫架蔵の一冊で、慶応三年（一八六七）正月から翌四年四月に至る留書である。著者は不明である。

慶応三年に行われた作事所組織改めに関する内容であり、藩の作事所の組織が幕末にどのように改変されていったかが具体的によくわかる。組織改めの概要の一部を本史料や関連の史料も参考にしながら示したので、あわせ参照されたい（158頁参照）。本史料の記述に従い主だった、作事所の組織改革について確認し紹介していくことにしよう。

(1) 作事奉行等諸職の廃止

慶応三年正月二十三日、藩は、作事奉行を指止とし、かわって廃絶していた内作事奉行・外作事奉行を復活させた（1）。本史料はここからはじまっている。

この時の改革は、作事奉行の廃絶と、内作事奉行・外作事奉行の復活を中核とするものとされるが、御大工や御壁塗・左官棟梁の職が差し止められる（2～18、61、64、66）など根本的な改革であった。廃止された壁方については、大工方に附属させることになった（94）が、彼らが所持していた土取札は、ひとまず返還された（128）。御大工・御壁塗については、定番御歩並次列とし、作事方としての実務から外れることになった。この「御仕法留」によると、篠田義十郎等十五名の御大工と堀越源右衛門ら五人の御壁塗が定番御歩並次列となっており（3、8）、関連の役所に周知された。篠田義十郎や松波茂吉等には、明治三年の「先祖由緒并一類付帳」が残されており（金沢市立玉川図書館蔵）、そこには「定番御歩並次列」となると同時に「会所土蔵前番所へ番人」となった旨が記されている。いわば、会所土蔵の警衛にあたっていたことになる。

また、御大工頭中村半左衛門・清水多四郎・清水誠六は、本組与力となったが、改めて由緒帳の提出が求められていた（85、110）。大工頭中村半左衛門の養子喜久之助も、大筒方御歩並に召し抱えられており（87、88、91、92）、大工頭の子弟も同様に番方の職務を担うようになったようである。このように、御大工あるいは、御大工頭の子弟は、本来の職務から軍事的な組織のなかに身を投ずることになった。

ただし、すべての御大工が実務から外れたのかといえば、そうではないらしく、山上権之丞、大西栄之助、羽田準吉、西田新蔵、清水新左衛門、渡辺初之進の六名は、作事方御用となっている。

一方で、新たに本組与力を仰せ付けられた中村半左衛門や清水誠六・清水多四郎のうち半左衛門と誠六については内作事奉行に加わり、清水多四郎は、外作事奉行に加わることになっていて（89、145）、新たな作事所を統括する役目を担った。

また、田沢権三郎等これまで御扶持方大工であった人々は、御切米大工と称し（19）、大鋸肝煎もまた御切米大工となって（23）、改めて役儀の誓詞をおこなった（146）。従来御扶持方大工であった者のうち三十俵を拝領していた太田久四郎等が切米大工となり、一人扶持であった鶴見与吉郎等四名が御扶持方大工となったことが伺える。彼らは、今後、金沢町奉行三浦八郎左衛門支配の立場となった。

こうしてみてくると、慶応の作事所組織は、もと御大工からも列に加わることになった内作事奉行・外作事奉行と切米大工・御扶持方大工の体制へと再編成された（3～22、63、200）。一方で、慶応四年二月には、壁職肝煎役が新設された（103）。

復活した内作事奉行や外作事奉行の管掌に関しても確認されており、「内作事方手合」としては、三御殿・竹沢蓮池・細工所など、城内やその近隣の建造物、「外作事方手合」としては、藩関連の寺社や橋・用水の水門があげられている（47）。また、（53）では、城中御門往来焼印札・城中屋根鉛という従来作事奉行取り捌いてきたことは、鉛屋根葺・新鉛の請取もふくめ内作事奉行の職掌になったとしている。

ついでながら、従来、扶持方大工が行ってきた「図り方、并木割・人割等、御作事要用之勤向」は切米大工の職掌となった（63）。大工等諸職人作料についても改めて定められ、十五匁・十三匁五分・十二匁の三段階に定められた（151、152）。

作事奉行、御大工・御壁塗の廃止に加え、算用方役所も指止めとなり、この役所で取りそろえていた品々は、「御入用方御用之人々

の取り捌きとなった（148）。

このように、作事奉行・御大工・御畳塗の廃止は、単に役職の廃止にとどまらず、現実問題として作事が必要になったときに、そのほかの役職の人々でカバーしていかなくてはならないということを意味していた。また、作事方大工西田左四郎等や棟梁大工山田屋文左衛門等への貸渡し銀の返上は作事所が廃止されたことで町奉行まで行われるようになった（106）。

(2) 小松作事方の廃止

この慶応三年の仕法では、金沢の作事所廃止と同事に小松の作事方も廃止となった。小松城は、三代藩主利常の隠居所として知られているが、利常が万治元年（一六五八）に急逝すると、城代ついで城番が置かれていた。小松城の修繕には、小松作事所が行っていたが、この慶応の仕法で廃止となったのである。小松作事所の廃止後は、城中の建物などの修復は内作事方が行うことになったが（57）、新たに小松作事所の御扶持方大工や扶持方屋根葺等作事所に詰めていた人々は、金沢の御扶持方大工らが金沢町奉行となったのと同様、小松町奉行支配となった（25、26、27）。武具所や本丸・諸番所、御貸屋・修道館へ遣わすべき桶が損じたときは、小松の町会所が取り替えることになるなど（140、141、143、144）、小松の町方へ日常の城内管理が移管されたようである。

また、小松作事所の廃止にともない、梅林院・養福院といった寺院の普請は内作事奉行の手によって進められることになった（142）。

以上、「御仕法留」の内容に従っておおまかに改革の概要について紹介してきた。

慶応三、四年の仕法は、「頭並作事方御用兼帯―内作事奉行・外作事奉行・作事所棟取―作事所御用定番御歩並次列・御切米大工、扶持方大工ならびに棟梁等」という支配関係（108、131）に整理される。しかし、単なる名称の変更ではなかった。あわせて材木調達等、今後の在り方の確認もなされ（154、156、157）、作事奉行の廃止によって、金沢城の近火の際の取り決めがなされた（102）。

このほかにも御作事所御入用方御用定番御歩等が御殿向等御修復箇所の相見方となるなど（150）、作事奉行廃止にともなう改革は多くの分野に影響を及ぼしたのである。

9 参考史料の概要

今回、本報告書では、参考史料として「外作事勤方帳」（加越能文庫）二相改御作事所仕法帳」（加越能文庫）の二点を取り上げた。作事所機構を考えていくうえで欠かせない史料である。この二点について解題を付したい。

①「外作事勤方帳」

本史料は、金沢城下や領内藩関連施設の修繕にあたる外作事方の職務に関する覚書である。外作事奉行の就任・離任については、「諸頭系譜」に詳しいので、それをわかりやすく図示して「巻末附表」として別掲しているので参考されたい。本史料については、すでに『金沢市史』資料編4　近世二に翻刻されてはいるが、外作事方に関する重要かつ基礎的な史料であるので、再録することにした。

本史料も高畠厚定の手に拠るもので、天明八年正月四日付で差し

出されたものの写である。小篠善四郎以下六名の外作事奉行が、外作事方の勤方等を書き上げたものである。年代や高畠伝来ということからみて、四、五史料と一連のものかもしれない。

天明八年正月現在の任免をみていくと、外作事奉行で本役二名のほか、加奉行四人がおり、計六人の奉行であった。署名する小篠・副田は本役野田以下は加役である。

宛先は見えないが、作事奉行あるいは藩に提出したものであろう。以下、簡潔に概要を紹介したい。

外作事方の職務については、辞書的には「金沢城下や領内藩関連施設の修繕にあたる」と紹介するのであるが、内作事奉行同様、奉行の勤方は多岐にわたっており、それだけではとどまらない内容で具体的である。本史料によると、外作事奉行の職務について、①奉行の職務　②管轄の範囲　③必要物資の調達にあたっての手続き大きく三点が述べられている。

外作事奉行のうち、本役は、「遠所御用」を務め、「越中黒部山材木御用」を兼帯した。

犀川・浅野川の橋かけ直しや仮船橋の架橋やその二つの側の水防に関わること、茶臼山（卯辰山）が崩れた際の出役もあった。遠所御用の見廻では、扶持方大工や棟梁大工の手間料銀を作事所より受け取って渡す役割も担っていた。また、各所への御用もあり、天徳院や瑞龍寺といった藩主家ゆかりの寺院への御用、飛騨高山への出役、江戸への出張もあった。高山出役は、元禄八年に高山城の取り壊しに出ているので、このことを指すものであろうか。また、江戸への出張は、「先年御成御用」などで赴いたとしている、「御成御用」とは、元禄十五年の将軍綱吉の本郷邸御成を指すものとするならば、天明期から八十年から九十年さかのぼるものの例示となる。

外作事方には、「弐人　棟梁大工」と「壱人　小遣」とあって、このうち棟梁大工は、「外作事方破損修理之品支配并遠所地廻御算用仕立御用」を勤めていた。

続いて金沢の「外作事方より新出来并破損仮雪垣等仕申ケ所」としては、算用場や公事場、町会所など藩関連の諸役所や施設があげられており、「御領国中新出来破損修復、外作事より仕申ケ所」として御旅屋、小屋などの名があげられているのは、外作事方の管轄範囲とみてよいであろう。

また、外作事奉行は、藩主参勤・帰国時に河北門外に出役、待機するとあるなど、作事以外、官僚としての仕事もあった。

内作事・外作事の職務は、本来明確に分けられるべきものであったとみられるが、内作事奉行が不足するときには、外作事奉行が補完するなど内作事方と補完する関係であったことが改めてわかる。

本史料でも既出史料と同様、物資調達の際の手続きには、奉行の名で、あるいは奥書を据えて書類のやりとりが行われているなど、こうしてみていくと、実際の職務は多岐にわたることがわかる。作事奉行や内作事奉行の勤方とあわせみていくと、一層作事方について明らかになるものと考えている。

②「相改候御作事所仕法帳」

また、国許の金沢や小松ばかりでなく、江戸の藩邸にも作事所が存したことが知られている。江戸の藩邸を描いている絵図によれば、上屋敷（本郷邸）の東側、富山藩邸・大聖寺藩邸の境近くに位置しており、作事御門の名称もある。

ところで、本史料は、表紙の年代とは齟齬がみられる。すなわち、表紙の「二か月後である十月に内作事奉行金谷敏辰（佐大夫）から家老本多政養（勘解由）に宛てた仕法帳で、十七項目に分けて叙述している。末尾に「今般御作事所仕法改之儀、先達而御達申上、御聞届之上、相極候趣」、如斯御座候」とあるように、作事所の仕法改に際して定められたものであった。

「北御居宅」「中屋鋪」などの記述からみて、おそらくは江戸本郷邸の作事方のことと考えられる。このうち「北御居宅」とは、本郷邸にあった屋敷のことで、かつて世子であった斉広（のちの十二代藩主）の住まいのことである。文化八年に江戸本郷邸に所在した作事所では仕法改があったのか、「相改候御作事所仕法帳」とは、その時の作事方のものと解される。

本史料は、宇野富良なる人物の旧蔵である。「先祖由緒并一類附帳」によれば、宇野家は、藩の鷹匠を勤めた家であり、なぜ、その宇野家に本史料が伝来したのかの詳細は今後の課題である。

江戸の作事は原則として町棟梁の請負にてなされていたようで、費用の見積りがきわめて重要であった。すなわち御大工・御壁塗・御横目足軽・御扶持方大工・御国の棟梁等の立ち会いのもと所々の普請の見分を行い、見積をしたためている。そのため普請所吟味方の御用で、横目足軽五人を動員して諸調場・御大工小屋の見廻をさせ、完成を見届けさせた。そして、職人・日用が毎日どれだけ関わったか帳面に記し、提出させている。なお、請負人数と実際の懸った人数と比べ、実際作業に関わった人数が少なくてできた場合には、見積もった人物の処罰もありえた。逆に見図より多かった場合には、そこそこ遣わすこともあったという。作業の見積には、棟梁大工・鳶口遣を毎日雇い入れていた。

職人たちの雇用という面からみると、北御居宅や御居宅・中屋敷の風入には、棟梁大工・日用があたり、能御用・客等があった場合の補理御用として大工・鳶・日用を雇いいれる際には、詮議するように決められていた。一方、御次・両広式主附の棟梁大工は、一か所一人の割で雇い入れ、広式ではかに仕事がなければほかの御用を勤めた。ただし、「諸事指懸り御用」や「小細工繕イ等」全面的に見積できない分については、御国の大工の弟子や棟梁大工に申し付けた。また、壁方の見図りは定役の左官棟梁、屋根方については、相場があるので見図人は立てない。しかし、若し大風・大雨等非常の際には、場合によっては雇い入れることもあった。雨漏りの場合には御国の屋根葺きの弟子にさせた。中屋敷は御扶持方大工が主附を勤めたので主附の町棟梁を廃した。御扶持方大工一人に御殿向、寺方諸事御用を命じた。北御居宅・御居宅は、御国の屋根葺棟梁に主附を申し渡したが、屋根に限らず破損の箇所があれば、申し出るように命じた。御次・両広式御用箪笥は、町方指物師が御用を勤めた。定役棟梁・定立日用等については、臨時で職人・日用を雇う場合には、帳面に記し、一ケ月ごとに調べて省略方役所提出することになっていた。近火の際に駆け付けた職人・鳶・日用には手間料がだされた。

このように、江戸作事は、請負が基調となっていたことから、国元の様子とは、少し異なっていた。

以上、取り上げた史料内容を紹介してきたが、十七世紀半ば以降、二〇〇年近く金沢城新丸にあった作事所では、作事方を統括した作

事奉行を中心に、その下に、内作事奉行・外作事奉行、寺社方等が位し、城内・城内施設や藩主家菩提寺、そして領内の御旅屋・小屋にいたる作事を組織的に進めていた様子がよくわかった。そのうち、内作事・外作事は、お互い補完しあうような場面もみられ、その結果、廃止・復活を繰りかえすことにもつながったといえるであろう。

作事を進めるにあたっては、御大工や御壁塗などといった作事奉行に人別が支配される職人達が詰めて作業にあたり、割場等からは、足軽や小者たちが懸け渡され、作事所に詰めて経理や火の番等の職務にあたった。また、町方から人材を確保することもあった。

このほか、今回紹介した十の史料からは、材木はじめ、鉛など作事方で特に必要な資材の調達についての記事にも多くの紙幅が費やされている。町方からも必要に応じて金具等が求められている。すなわち、作事方は年寄―作事所という縦の関係だけでなく、他機関、すなわち横の連携がより一層求められ、このことについても明確に諸史料の上からうかがえた。作事方の大きな特徴の一つとなっている。

（以上　文責　石野友康）

〔参考文献〕

森下　徹「加賀藩作事所と職人」（『ヒストリア』一四二　一九九四、のちに『日本近世雇用労働史の研究』東京大学出版会　一九九五所収）

田中徳英『加賀藩大工の研究』桂書房　二〇〇八

滝川重徳「城下町・金沢」（岩淵令治編『史跡で読む日本の歴史9　江戸の都市と文化』二〇一〇　吉川弘文館）

巻末附録

＊内作事奉行・外作事奉行在職期間一覧

本図は、「諸頭系譜」（金沢市立玉川図書館蔵）に基づき、内作事奉行、外作事奉行の任免時期を図示したものである。

内作事奉行の在職期間一覧（1）

1661	寛文1												
1662	寛文2												
1663	寛文3												
1664	寛文4												
1665	寛文5												
1666	寛文6												
1667	寛文7	（寛文期）	（寛文期）					〔任免年代不明〕 木村新兵衛 長谷次郎左衛門 沢嶋太左衛門					
1668	寛文8												
1669	寛文9												
1670	寛文10												
1671	寛文11												
1672	寛文12												
1673	延宝1												
1674	延宝2												
1675	延宝3												
1676	延宝4												
1677	延宝5								3月				
1678	延宝6												
1679	延宝7												
1680	延宝8	5月							道辺市兵衛				
1681	天和元									岡島六之丞			
1682	天和2								9月				
1683	天和3												
1684	貞享1												
1685	貞享2												
1686	貞享3												
1687	貞享4												
1688	元禄1												
1689	元禄2												
1690	元禄3												
1691	元禄4												
1692	元禄5												
1693	元禄6												
1694	元禄7												
1695	元禄8												
1696	元禄9												
1697	元禄10												
1698	元禄11												
1699	元禄12												
1700	元禄13												
1701	元禄14												
1702	元禄15												
1703	元禄16												

内作事奉行の在職期間一覧（2）

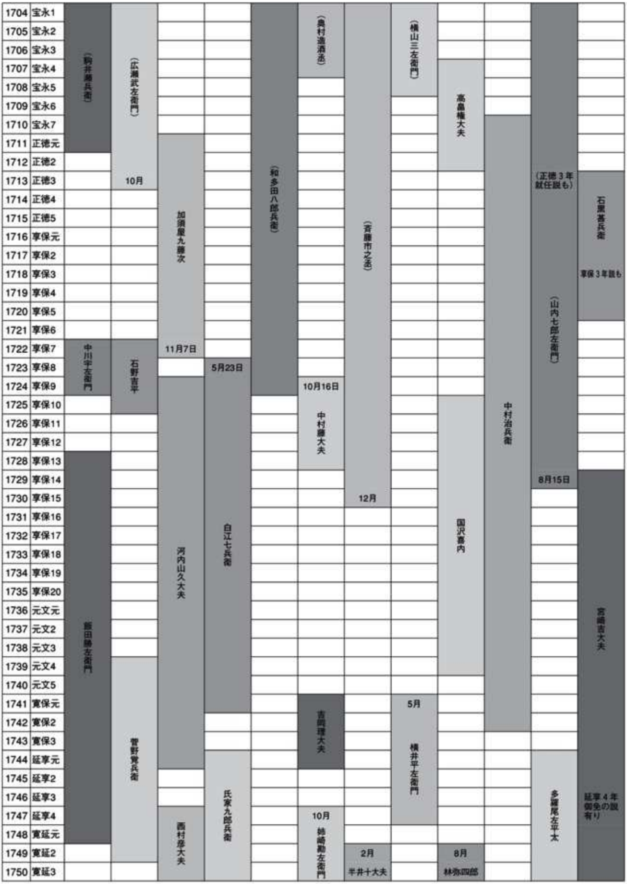

内作事奉行の在職期間一覧（3）

1751	宝暦元														（宮崎吉大夫）
1752	宝暦2					（氏家九郎兵衛）									
1753	宝暦3				（西村彦大夫）			（姉崎勘左衛門）			（林　弥四郎）				
1754	宝暦4														
1755	宝暦5								（半井十大夫）					（多羅尾左平太）	
1756	宝暦6	金谷林左衛門		10月						10月					
1757	宝暦7			熊谷四郎兵衛											
1758	宝暦8										9月				
1759	宝暦9							矢野左次馬（仁左衛門）		吉田助大夫		山本市郎左衛門	12月（加）		
1760	宝暦10												大橋弥右衛門（助三）		9月
1761	宝暦11		12月	11月（加）	11月（加）										
1762	宝暦12		三浦勘大夫	不破七兵衛		山本大助									
1763	宝暦13		6月				中村郷右衛門	6月	6月	5月			6月		
1764	明和1														
1765	明和2														
1766	明和3				伊藤平左衛門			原文左衛門			吉田清大夫				
1767	明和4	行山吉兵衛													沢田弥左衛門
1768	明和5														
1769	明和6								山岸源大夫						
1770	明和7							閏6月3日							
1771	明和8													4月	
1772	安永元											宝暦13年6月就任説あり	宝暦11年就任説あり		
1773	安永2									陸田孫六		河島吉大夫	高田権大夫	山本久右衛門	
1774	安永3									6月					
1775	安永4											8月		8月	4月27日
1776	安永5														
1777	安永6	安永4年8月より相止、作事奉行より兼帯													
1778	安永7														
1779	安永8	4月	8月22日												
1780	安永9	笠間源太兵衛	樺山武兵衛	2月20日 水野平左衛門											

内作事奉行の在職期間一覧（４）

1781	天明元		（掃山武兵衛）6月		9月	12月										
1782	天明2			（水野平左衛門）												
1783	天明3	（笠間源太兵衛）				笠間九兵衛										
1784	天明4															
1785	天明5			9月	不破与兵衛		3月	9月23日	10月 水野平左衛門（再）							
1786	天明6					11月		山内伊織	10月1日	4月23日（加）	9月14日（加）	副田左次馬				
1787	天明7	5月27日	7月8日 寺西五左衛門	8月				4月15日		正月16日（本）	正月16日（本）		2月13日（加）、6月20日（本）	2月14日（加）		
1788	天明8		9月	高崎十右衛門		9月14日			8月24日（加）		岩田平左衛門 9月14日				9月14日	9月14日
1789	寛政元	10月晦日		5月	11月（10月とも）		脇田源兵衛	12月5日	11月（本）			10月晦日		10月晦日（本）	加藤甚右衛門 11月	
1790	寛政2	槇尾甚大夫				吉田甚五郎			中村甚十郎				谷伊（猪）左衛門			松野源左衛門
1791	寛政3							小篠善四郎	11月1日	寺内吉郎左衛門				中村唯右衛門		
1792	寛政4	3月5日	12月													
1793	寛政5		中山義大夫			11月28日										
1794	寛政6					石黒織人							12月			12月20日
1795	寛政7		7月1日	6月18日	7月9日	9/28〜12/22	12月25日	6月4日						9月28日		
1796	寛政8											正月28日	正月28日 不破忠兵衛			
1797	寛政9	岡田長三郎		大島忠左衛門		佐久間五郎八				12月1日		高嶺左兵衛	11月27日	11月27日	11月27日（加）	
1798	寛政10	2/18〜8/23				2/18〜8/23			中村兵左衛門			8月23日		9月23日（本）	12月（本）	
1799	寛政11				村井猪三太		3月23日	11月26日（加）、この年（本）	6/26（加）〜11/20					副田甚兵衛		
1800	寛政12			6月10日			加藤新兵衛			3月6日					竹内直作	
1801	享和元	10月7日（加）	10月16日（加）				11月15日	千羽彦大夫						4月28日		
1802	享和2	正月11日（本）	吉田要人 11月28日	5月23日						大石源兵衛					10月2日	
1803	享和3	金谷与左衛門		麻生仙左衛門		加須屋団蔵										
1804	文化元	11月2日		12月2日	10月4日	10月（加）〜11月2日		11月1日		11月2日						
1805	文化2															
1806	文化3	文化元年11月2日相止、文化７年12月28日再起														
1807	文化4															
1808	文化5															

内作事奉行の在職期間一覧（5）

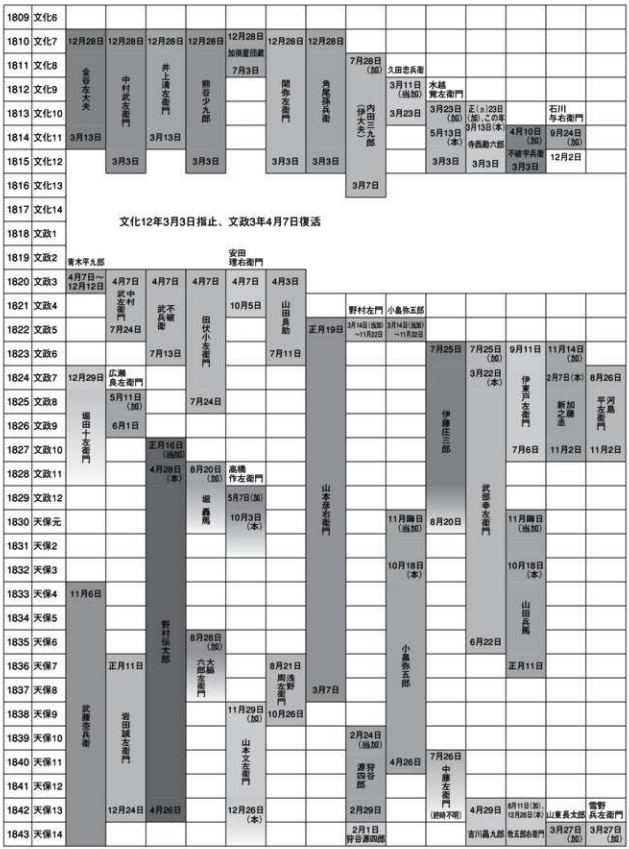

内作事奉行の在職期間一覧（6）

1844	弘化元	武藤杢兵衛 12月24日	12月22日（当加）	12月23日（当加）		山本文左衛門（終時不明）			（狩谷源四郎）			宮川温太郎	（牧五郎右衛門）	4月17日（本）	4月17日（本）（雪野兵左衛門）
1845	弘化2		9月27日（本）	杉本三六 7月11日	7月28日（当加）										
1846	弘化3				閏5月11日（本）		藤山武左衛門	城戸元右衛門							
1847	弘化4						6月1日（当加）～9月10日	6月6日（当加）～9月10日		酒井昇平	木梨平大夫				
1848	嘉永元	7月13日		9月23日						3月5日（当加）～4月26日	3月5日（当加）～4月26日			（山東長太郎）	
1849	嘉永2	村上七左衛門	山森清八郎	原田徳平	高林孫兵衛	10月20日（当加）									
1850	嘉永3					竹内善大夫 9月17日	9月10日（当加）野坂権六郎（守衛）	8月10日（当加）～		9月26日（当加）～					
1851	嘉永4			12月16日			5月4日（本）～12月16日	中西作左衛門（終時不明）	前田九兵衛	小泉磯之助	6月11日（当加）	6月11日（当加）	寺田新之丞		寺尾甚蔵
1852	嘉永5			雪野文蔵		9月23日（当加）	12月27日		12月15日（当加）		曽田源蔵	疋田文作 9月5日	勉月16日（当加）12月15日（本）		2月22日～12月14日
1853	嘉永6	8月18日	（終時不明）	3月6日～8月18日		里見右門 3月6日	岩田善左衛門 8月18日		6月6日（本）～10月18日	（終時不明）	8月26日		8月18日	（終時不明）	
1854	安政元				12月8日										
1855	安政2														
1856	安政3														
1857	安政4														
1858	安政5														
1859	安政6														
1860	万延元														
1861	文久元														
1862	文久2														
1863	文久3														
1864	元治元														
1865	慶応元								（始時不明）坂井伊大夫						
1866	慶応2		山本清兵衛	湯浅半三郎	高林孫兵衛										
1867	慶応3	3月25日	6月14日（当加）～12月6日	6月14日（当加）～12月6日	5月8日	8月12日	小竹吉左衛門	別所治平	12月晦日	2月朔日（加）	2月朔日（加）	2月4日（当加）	2月9日	3月24日	
1868	慶応4	中村吉五郎				後 幸右衛門	7月9日（当加）～	7月9日～		中村半左衛門	清水誠六 3月20日	清水多四郎	園部仙次郎	堀秋之丞	

（任免年代不明）村田数馬、寺田新之丞、毛利丈左衛門、前田徳太郎、野尻与三郎

嘉永6年8月25日内作事奉行・外作事奉行相互兼帯、
嘉永6年10月18日内作事奉行・外作事奉行残らず作事奉行
慶応3年正月23日復古

外作事奉行の在職期間一覧（1）

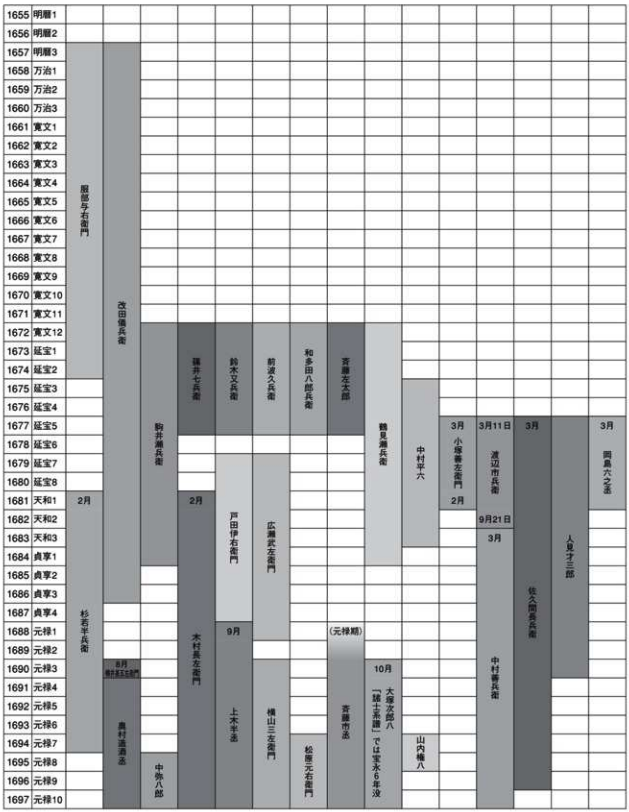

外作事奉行の在職期間一覧（2）

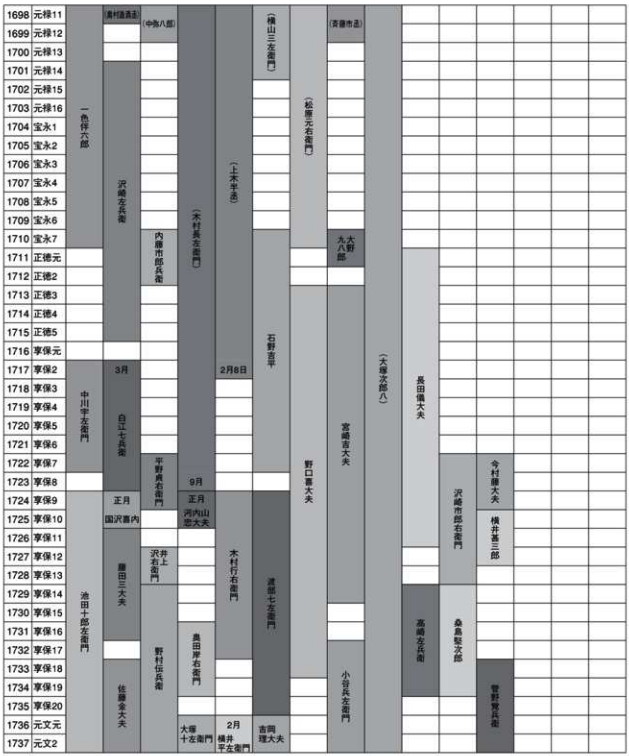

外作事奉行の在職期間一覧（3）

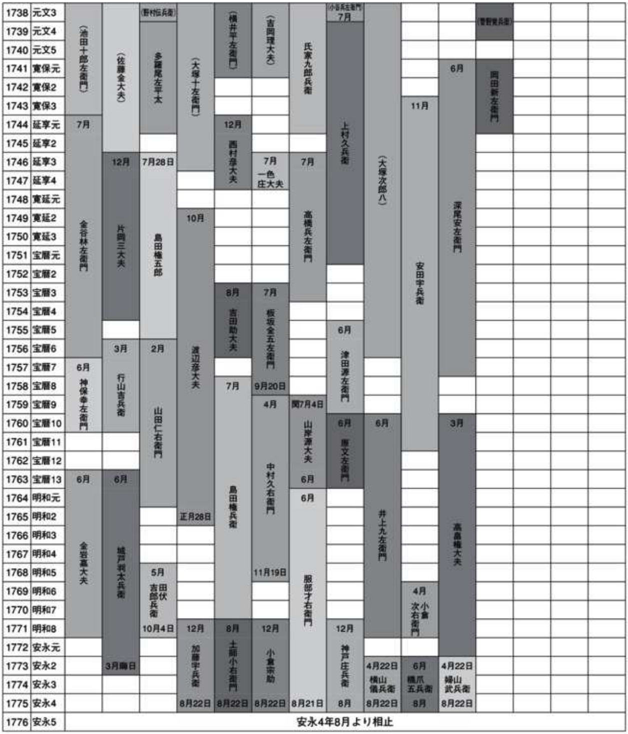

外作事奉行の在職期間一覧（4）

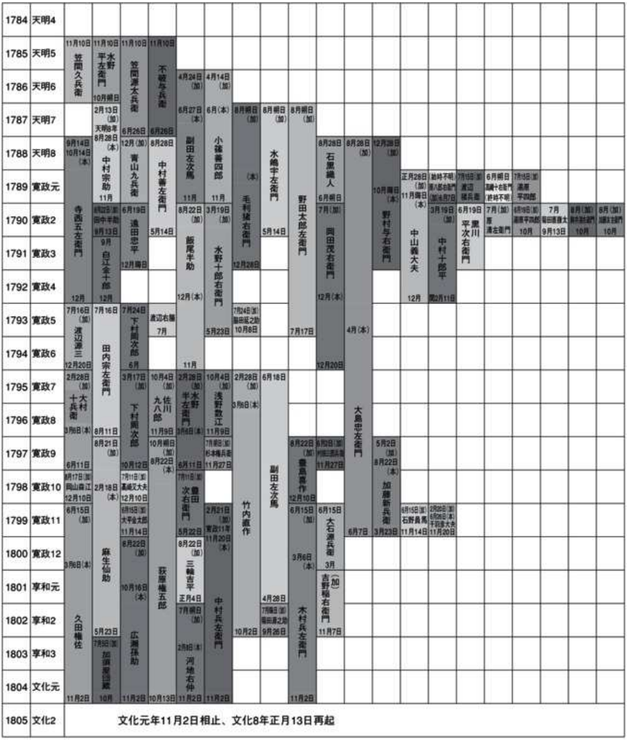

外作事奉行の在職期間一覧（5）

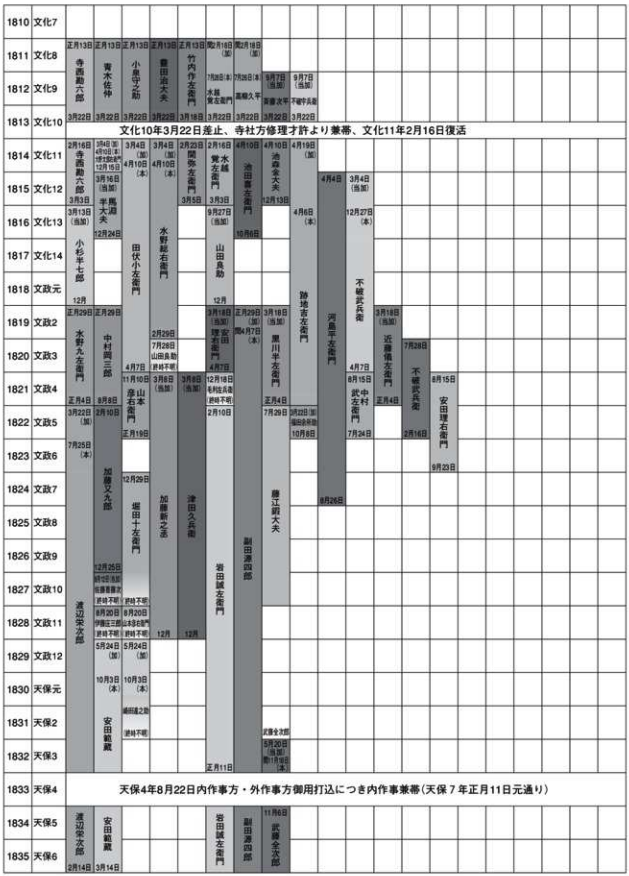

外作事奉行の在職期間一覧（6）

1836	天保7		正月11日	正月11日	正月11日 [illegible]（終時不明）		（岩田誠左衛門）正月11日	（副田源四郎）正月11日			正月11日										
1837	天保8				12月14日（当加）	12月14日（当加） 高柳久大夫															
1838	天保9				12月26日（本）	12月26日（本）（終時不明）	正月28日 八島籠助 6月23日	正月28日 中川左右衛門 6月23日	正月28日 渡辺十兵衛 6月23日	正月28日 狩谷源四郎 6月23日											
1839	天保10										大脇六郎左衛門										
1840	天保11	9月3日（加） 荻原九左衛門		井上八兵衛																	
1841	天保12	10月23日																			
1842	天保13	2月29日 狩谷源四郎			岡田右八郎																
1843	天保14	2月晦日				3月26日（加） 福山義三郎（終時不明）	3月26日（加） 別所勘太郎（終時不明）														
1844	弘化元	12月朔日	金丸孫八郎								10月3日										
1845	弘化2			7月3日		正月24日	7月11日（当加）（後、本）		正月24日 藤田権大夫（終時不明）	7月11日（当加） 小島牛兵衛（終時不明）											
1846	弘化3				7月8日			7月（当加）													
1847	弘化4	藤井宇右衛門						12月27日（本）													
1848	嘉永元					木村清左衛門	杉本三六														
1849	嘉永2							鈴木藤作													
1850	嘉永3			3月5日（当加） 小幡七郎右衛門（終時不明）	9月17日（当加）																
1851	嘉永4	12月16日			5月4日（本）		12月16日	2月21日													
1852	嘉永5	正月17日（当加） 本郷一之進 8月25日			竹内善大夫		正月17日（当加） 12月15日（本）	5月23日（当加） 中村家外平	7月26日 中西惣右衛門	8月17日（当加） 賀古助六	8月17日（当加） 猪俣直江	9月5日 疋田文作									
1853	嘉永6		8月18日		8月18日	8月18日	岩瀬権五郎 8月18日	8月18日	8月18日	8月18日	8月18日	10月18日									
		嘉永6年8月25日、以降内作事奉行・外作事奉行兼帯、同年10月18日内作事奉行・外作事奉行残らず作事奉行とする（慶応3年正月23日復古）																			
1854	安政元																				
1866	慶応2																				
1867	慶応3	正月23日 音地鎌之進	正月23日 水野平八郎	正月23日 吉田金左衛門 6月11日	正月23日 馬渕乙二郎 12月晦日	正月23日 大塚勘三	正月23日 中村吉五郎 3月25日	3月26日 毛利丈左衛門	2月朔日（加） 清水多四郎	2月朔日（加） 田島津大夫	2月9日 高橋往来 11月9日	2月9日 神尾鋭之助 10月16日	4月11日（当加） 竹内藤八郎 9月6日	4月11日（当加） 8月24日（本） 舘沢政之丞	4月18日 寺田新之丞	6月17日（当加） 11月13日（本） 高橋徳太郎	6月18日（当加） 11月13日（本） 中西栄之助	8月9日（当加） 岡野角之助 8月21日	8月9日（当加） 二口久之助 12月6日	8月21日（当加） 後藤金太郎 12月6日	12月晦日（加） 中村半左衛門
1868	慶応4										4月19日 平野仙次郎										

金沢城史料叢書19

金沢城普請作事史料２

平成26年３月　発行

編集・発行　石川県金沢城調査研究所

〒920-0918
金沢市尾山町10－５
電　話　(076)223-9696　　FAX　(076)223-9697
E-mail : kncastle@pref.ishikawa.lg.jp

印　刷　有限会社 栄光ラボラトリ